
暮らしを支える地域運営組織に関する

調査研究事業

報告書

平成 28 年 3 月

総務省地域力創造グループ地域振興室

目次

1. はじめに.....	1
2. 地域運営組織とは.....	3
2-1. 定義.....	3
2-2. 活動範囲.....	5
2-3. 背景.....	5
2-4. 必要性.....	6
2-5. 発展プロセス.....	8
3. 地域運営組織の実態(アンケート調査より).....	9
3-1. アンケート調査の概要.....	9
3-2. アンケート調査結果からみる地域運営組織の実態.....	10
(1) 地域運営組織の設置状況.....	10
(2) 地域運営組織の活動範囲.....	11
(3) 地域運営組織の組織形態.....	12
(4) 協議組織と実行組織.....	13
(5) 地域運営組織の活動拠点施設.....	14
(6) 地域運営組織の活動内容.....	15
(7) 地域運営組織の主な収入源.....	18
(8) 地域運営組織が継続的に活動していく上での課題.....	20
(9) 行政からの支援を期待するもの.....	21
(10) 専門家からの支援を期待するもの.....	22
4. 地域運営組織の形成及び持続的運営に向けて.....	23
4-1. 地域運営組織の形成.....	23
4-2. 地域運営組織の持続的な運営.....	25
(1) 自治会・町内会との関係(相互補完).....	25
(2) 地域運営組織の母体と設立目的.....	26
(3) 地域ニーズに応じた多角的な事業展開と法人化.....	28
(4) 地域内の人材確保・育成と地域外の人材の活用.....	31
4-3. 地方公共団体の支援.....	39
(1) 市町村による支援の実態.....	39
(2) 地方公共団体による財政的支援.....	40
(3) 地方公共団体による人的支援(補助金から補助人へ).....	46
5. 今後、検討すべき課題等.....	48
5-1. 地域運営組織の形成時に関する課題.....	48
5-2. 地域運営組織の理解を深める事業、広域的なネットワークづくり等.....	52
6. 地域運営組織の形成等に関する政府の取組.....	53
7. まとめ.....	55

参考資料1. 暮らしを支える地域運営組織に関する研究会の概要.....	57
参考資料2. 「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査結果概要.....	59
参考資料3. 「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査ークロス集計(市町村).....	89
参考資料4. 「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査ークロス集計(個票).....	107
参考資料5. 「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査票一式.....	131
参考資料6. 地域運営組織・事例集.....	145
参考資料7. 法人形態の比較一覧表.....	197

<参考事例等>

協議機能・実行機能「一体型」の事例	
特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク(山形県川西町).....	4
協議機能・実行機能「分離型」の事例	
自治組織「共和の郷・おだ」／農事組合法人ファーム・おだ(広島県東広島市).....	4
ファシリテーターによるワークショップ支援の事例	
情報工房・寄り合いワークショップ.....	24
自治会と連携した地域活動の取組事例	
特定非営利法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会(埼玉県鶴ヶ島市).....	27
法人化して活動に取り組む事例	
特定非営利活動法人牧振興会(新潟県上越市)／株式会社あいポート仙田(新潟県十日町市)／ 合同会社いしはらの里(高知県土佐町)／地縁法人錦生自治協議会(三重県名張市).....	30
地域資源を活用した人材育成の事例	
特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部(新潟県上越市).....	32
中間支援組織による活動支援の事例	
特定非営利法人都岐沙羅パートナーズセンター(新潟県村上市).....	37
地域おこし協力隊が地域運営組織の運営に関わった事例	
特定非営利活動法人十日町市地域おこし実行委員会(新潟県十日町市).....	38
市町村による財政支援の事例①	
兵庫県朝来市・地域自治包括交付金.....	42
市町村による財政支援の事例②	
三重県伊賀市・地域包括交付金、地域活動支援事業補助金.....	43
市町村による財政支援の事例③	
三重県名張市・ゆめづくり地域予算制度.....	44
市町村による財政支援の事例④	
大阪府豊中市・地域活動助成金.....	45
地域担当職員による支援の事例①	
高知県.....	47
地域担当職員による支援の事例②	
大阪府豊中市.....	47
地域住民からの寄附や出資によって初期費用の一部を賄った事例①	
農村交流施設「森の巣箱」(高知県津野町).....	50
地域住民からの寄附や出資によって初期費用の一部を賄った事例②	
特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ(山口県山口市).....	51

1. はじめに

人口減少・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成 26 年 9 月にまち・ひと・しごと創生本部が設置された。平成 26 年 12 月には、政府は、日本が目指すべき将来の方向を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」の閣議決定を行った。

これを受け、各地方公共団体においては、地域の課題を地域の実情を踏まえて解決すべく「地方版総合戦略」を策定することとなったが、特に、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスをいかに確保していくかが、周辺集落を含め地域全体を維持するうえで最も大きな課題となっている。

こうした中、地方創生の深化に向けた今後の取組方針として、平成 27 年 6 月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（以下「基本方針」という。）が策定され、同年 12 月には基本方針を踏まえて総合戦略の全面的な改訂が行われた。改訂後の総合戦略においては、地域課題解決のための持続的な取組体制として、地域運営組織の形成が重要と位置付けられるとともに、2020 年までの 5 年間ににおける重要業績評価指標（K P I）の一つとして、新たに「住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000 団体を旨す」ことが明記された。

また、都市部においても、人口減少・超高齢化社会の到来、地域住民のつながりの希薄化により、地域コミュニティの衰退が指摘され、その維持が課題となっている。さらに、地方公共団体では、厳しい財政状況や職員の削減、市町村合併による面積の拡大などにより、地域へのきめ細やかな公共サービスの維持が困難となる状況も見られるようになっており、地域で活動する様々な団体、住民等が新たな組織（地域運営組織）を形成し、行政との協働による地域運営に取り組む事例が増えてきている。

こうした状況を受け、総務省では、平成 25 年度から、地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組に向けた環境整備など、地域運営組織の健全かつ持続的な活動を確保するための方策について調査研究するため、「暮らしを支える地域運営組織に関する研究会」（座長：小田切徳美 明治大学教授）を設置した。本報告書は、平成 27 年度研究会において、これまで 5 回にわたり議論を行った成果及びこれまでの 3 年間にわたる調査研究の成果を取りまとめたものである。

【参考】まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)(平成27年12月24日閣議決定)(抜粋)

(イ) 小さな拠点の形成（集落生活圏の維持）

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■ 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：
1,000か所を目指す

■ 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す

【主な施策】

◎(4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立

「小さな拠点」の形成などにより持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっては、そのためのノウハウの欠如、地域内外からの人材の確保・活用、組織の運営や活動に必要な資金の確保、多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等の課題があることから、先発事例の体系的な整理・提供、各府省庁の事業、外部人材の導入（「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。

2. 地域運営組織とは

2-1. 定義

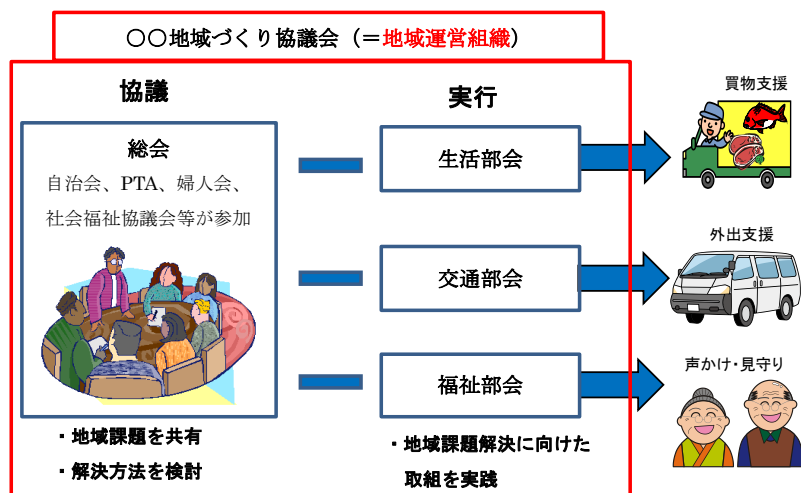
本事業では、地域運営組織を「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」と定義している。

また、総合戦略においては、地域運営組織を『持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織』と定義している。

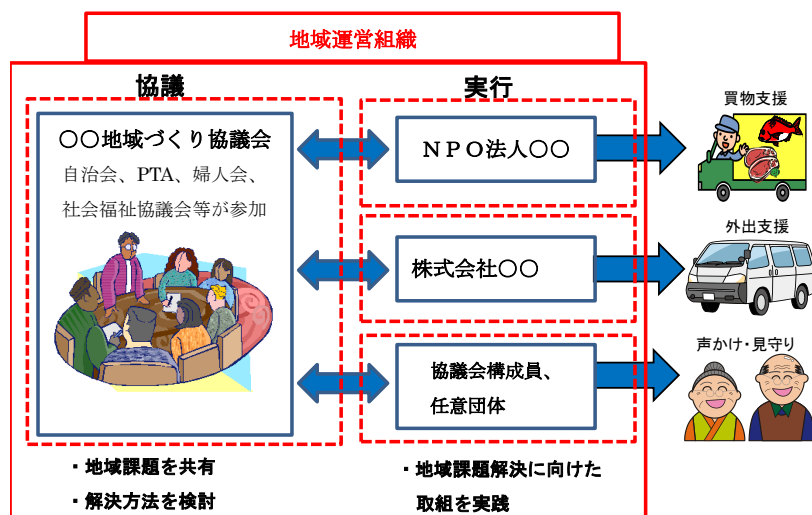
このように、地域運営組織は、「地域課題を共有」し、「解決方法を検討」するための「協議機能」と、「地域課題解決に向けた取組を実践」するための「実行機能」を有する組織と位置付けられる。

なお、地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある。

■一体型のイメージ



■分離型のイメージ



■協議機能・実行機能「一体型」の事例

特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

きらりよしじまネットワークは地区の全世帯が加入するNPO法人で、「合意形成のシステム」と「資金づくりのシステム」に独自の手法を取り入れている。

「合意形成のシステム」においては、より多くの住民が参加できるように、「決めない会議」と「決める会議」とを使い分けている。「決めない会議」は住民ワークショップ等を実施することによって地域の様々な意見や課題を集約していく「参加の場」である。

「決める会議」は「決めない会議」で集約された意見や課題を基に具体的な事業の内容や予算の使い道等を決定する「協議の場」（意思決定機関）としての機能を果たしている。

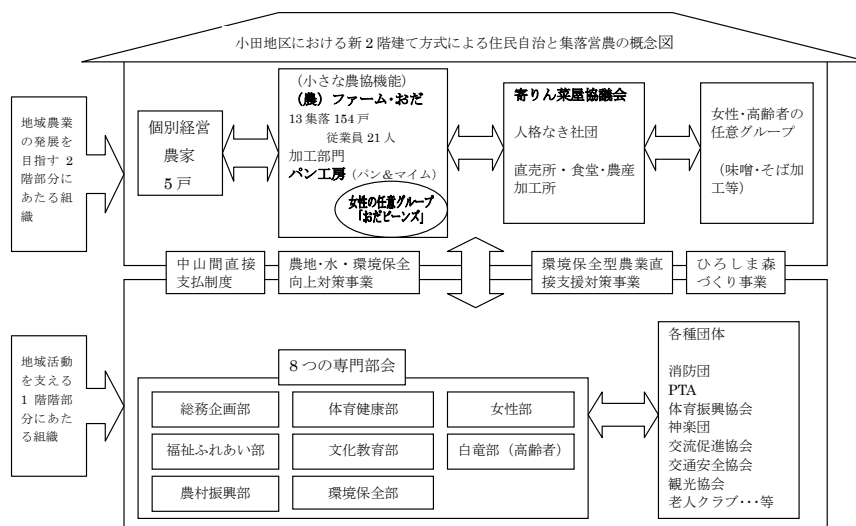
「資金づくりのシステム」においては、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取組や地域のスポーツクラブ運営、買物支援・見守りサービス等に取り組んでいる。今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社の設立も視野に入れた検討を行っている。



■協議機能・実行機能「分離型」の事例

自治組織「共和の郷・おだ」／農事組合法人ファーム・おだ（広島県東広島市）

広島県東広島市小田地区は、13集落、213戸、人口600人の地区であり、213戸中159戸が農家となっている。小田地区においては、小学校、保育所、診療所の統廃合に伴う住民の危機意識の高まりを背景に、全世帯が加入する自治組織「共和の郷・おだ」が設立（平成15年）された。「共和の郷・おだ」においては、地区内に存在する各種組織を5つの部会に組織した。現在は女性会、老人会、地区社協等8部会に編成し「小さな疑似役場」として様々な地域課題の解決に取り組んでいる。小田地区の地域づくりは、自治活動（コミュニティ活動）を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」や「寄りん菜屋協議会」等を2階部分とする「新2階建て方式」となっている。



2-2. 活動範囲

地域運営組織の活動範囲については、今年度実施した「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査（平成 27 年 9 月実施）（以下「今年度アンケート調査」という。）において、「小学校区（旧小学校区）と概ね一致する」と回答した団体が最も多くなっている（後述）ことから、地域運営組織の活動範囲としては、顔が見える範囲、すなわち一定程度の区域の広がりを持ちつつ、住民相互のつながりがある程度保たれる範囲として、概ね「小学校区（旧小学校区）」を想定する。

なお、ここでいう「小学校区（旧小学校区）」とは、現在の小学校区に加えて、例えば、平成の大合併以後の統廃合などの直前まで小学校区があった「旧小学校区」のエリア（概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア）のことであり、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」の範囲（新旧小学校区、旧村等）や公民館を中心とした社会教育活動の範囲とも概ね一致する。

これらを踏まえて、本事業においては、小学校区と旧小学校区を合わせて、「小学校区」とする。

2-3. 背景

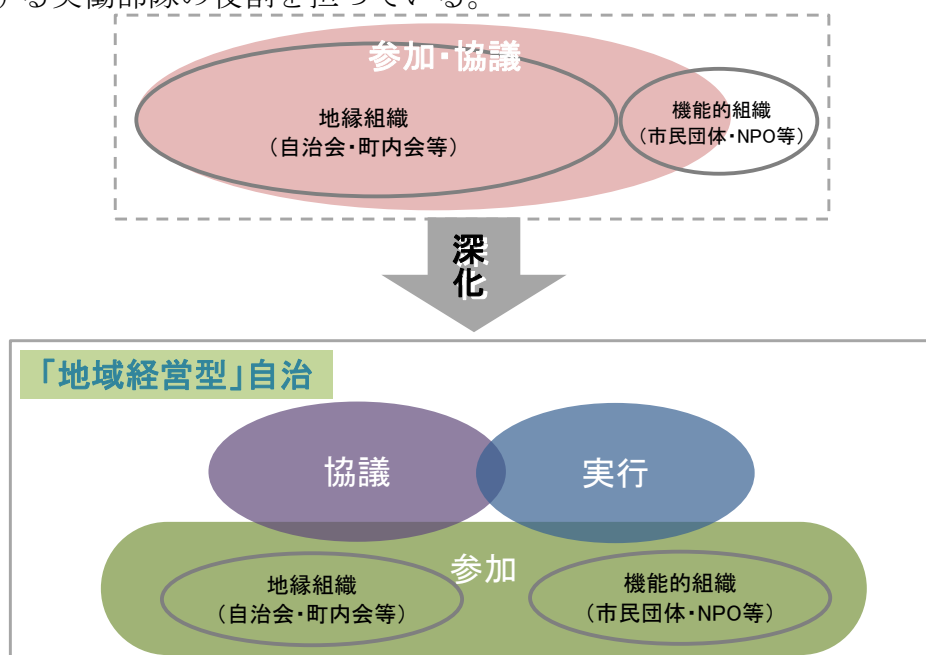
地域内における意思決定やイベントなどの自治・共助活動、まちづくりなどの地域活動は、地縁組織である自治会・町内会が中心となって行われてきた。

自治会・町内会は、長い歴史に加え、地域に一つしか存在せず、地域の全世帯が加入しているという仕組みにより、地域を代表する団体として認められ、地域の暮らしを支える重要な役割を担ってきた。

しかし、人口減少や高齢化、地縁団体への全国的な加入率の低下による構成員の減少や、市町村合併の進展に伴う地域課題の多様化・広域化等を背景に、自治会・町内会が従来の役割を果たすことが困難となる地域が出てきている。

こうした中、自治会・町内会の機能を補完しつつ、自治会・町内会といった地縁組織に加えて、地域で活動する市民団体やNPO法人といった機能的組織も「参加」し、地域を経営する視点に立って地域の将来ビジョンを「協議」し、そこで決められた指針に従って地域住民自らが「実行」する「地域経営型」自治への深化が求められている。

地域運営組織は、「地域経営型」の自治の中で経営的な観点や手法を用いて具体的に事業を実施する実働部隊の役割を担っている。



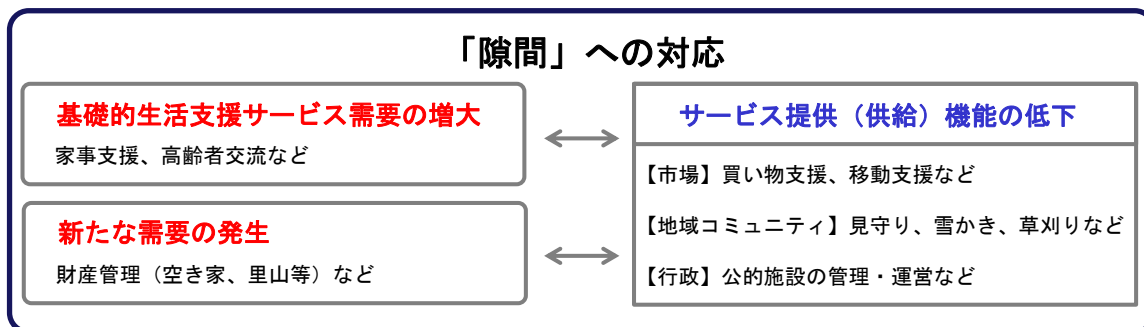
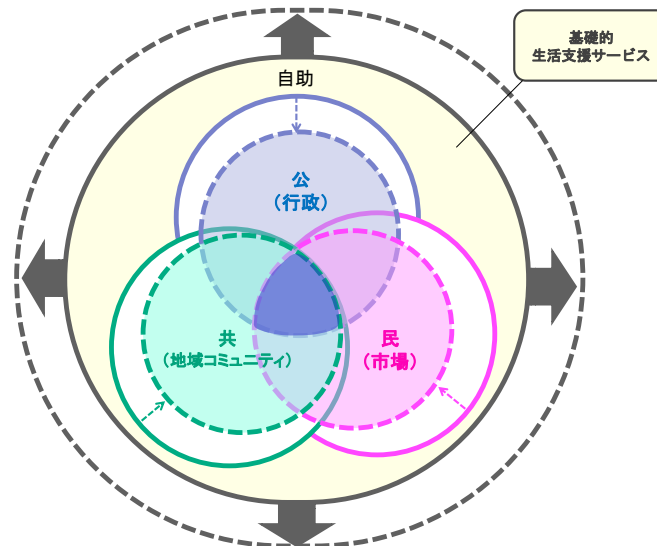
2-4. 必要性

特に、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、地域住民の減少に加えて、高齢化に伴う生活機能の低下等により、介護需要、空き家、里山等の財産管理など地域に関わる新たな需要が発生するとともに、高齢者の見守りや雪かき、草刈りといった生活支援に関わる需要が増加している。

一方で、人口減少に伴う経済規模の縮小を背景に、商店や公共交通といった民間事業者が提供する市場サービスが失われてきている。また、地縁組織の構成員である地域住民の減少及び高齢化に伴い、これまで地縁組織が担ってきた生活支援機能も低下している。さらに、厳しい財政状況や職員の削減、市町村合併による面積の拡大などを背景に、公共施設の運営といった従来の行政サービスの水準を維持することも困難になってきている。

このように、地域においては、生活支援サービス需要の増加とサービス提供機能の低下という二重の課題に直面している。こうした中、地域運営組織が、「実行」を中心とした地域活動への参加密度を高め、人と人のつながりを強くし、地域の資源を最大限活用することにより、生活支援サービス需要の増加と「民（市場）」、「共（集落）」、「公（行政）」によるサービス提供機能の低下によって生じた隙間を埋め、地域で暮らし続けたいという希望を実現するために欠かせないサービスを提供する役割を果たすことが期待されている。

【隙間のイメージ】



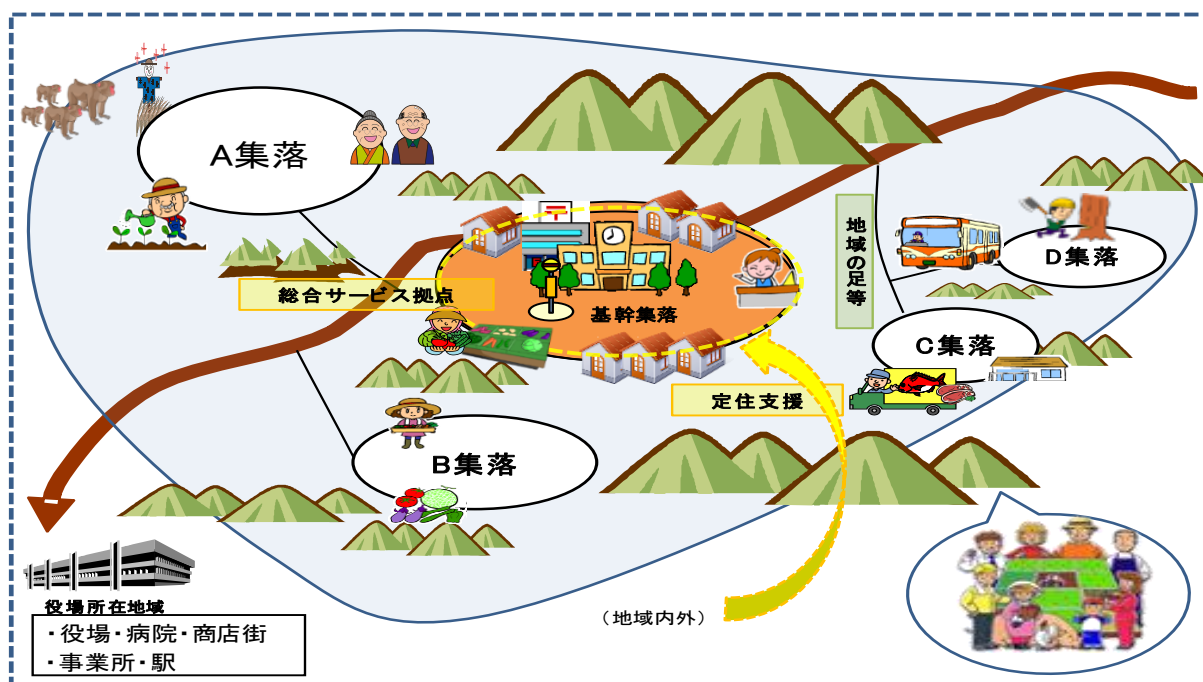
また、こうした地域においては、今後の更なる人口減少を想定しつつ、「小さな拠点」を形成して地域に不可欠な生活・福祉サービスを確保するとともに、「小さな拠点」と周辺集落を交通ネットワーク等で結ぶことにより、地域の暮らしを、より低密度な状況で維持する新しい仕組み（低密度居住地域）を構築することが求められている。

これまでは、人口増加・都市化の流れの中で集積度が高まることを前提に、サービス水準を高めることを目指して、個々人が担う役割を専門・分化する仕組みが構築されてきた。しかし、人口減少が進展する中で、専任の専門的資格を有する者だけがサービスを提供できる仕組みを維持しようとする、低密度な地域では必要な専門的人材を確保できずに、サービスの水準を問う以前に、そもそもサービスが提供されない状況となってしまう。外部の専門家の知見等を得ながら、地域にいる人材が複数の役割を担うことによって生産性を高めるという新たな社会システムへの転換が必要になっている。

このようなシステム転換が実現すれば、サービスの担い手自身にとっても、小口の収入機会である「ナリワイ」を複数持つことにより、生活に必要な所得を確保し、地域で暮らし続けることが可能になる。

地域運営組織には、これまでの都市化・集積のメリットを前提としたシステムとは異なるイノベーションを実現し、低密度居住地域を支える新たな仕組みとなり、地域に残る貴重な人材の受け皿の役割を果たすことが求められている。

【小さな拠点のイメージ】



2-5. 発展プロセス

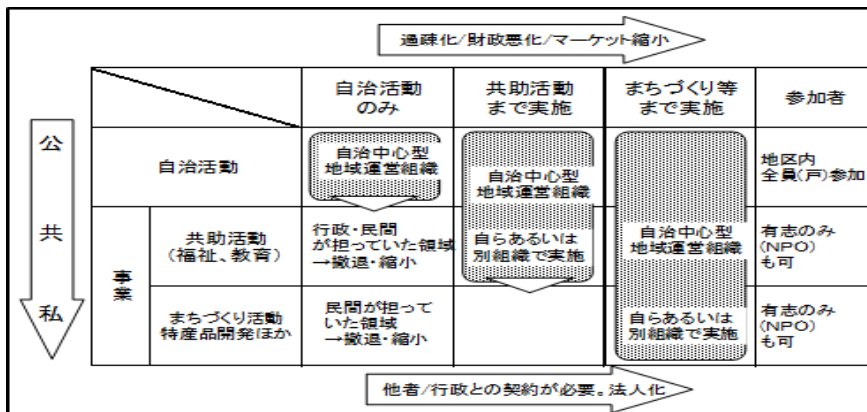
地域運営組織の発展プロセスには、自治会・町内会などの地縁組織を中心として、その延長線上で共助・サービスを発展させていく「自治中心型」の場合と、例えば、NPO法人や一般社団法人などの法人格を有する地域課題解決のための組織がコミュニティビジネスといった形で地域課題、社会課題に取り組む中から地域との関係を密にしていって「事業中心型」の場合がある。

今年度アンケート調査においては、地域運営組織の約8割が法人格を持たない任意団体（後述）となっており、実態としては「自治中心型」の発展プロセスを経ている地域運営組織が多いと考えられる。

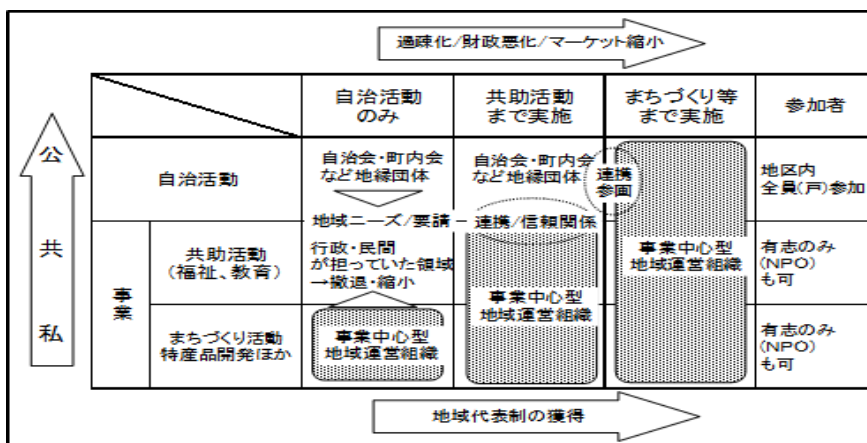
「自治中心型」のパターンは、「平成の大合併」を契機として広がった。「平成の大合併」後に多くの地方公共団体において「自治基本条例」や「協働のまちづくり要綱」等が制定され、「参加」と「協働」による行政と地域の役割分担の明確化や連携等、住民自治の拡充が推進された。このような条例又は要綱に基づき、概ね小学校区を単位とした協議組織が設けられ、そこに地域住民や自治会・町内会などが参加して、地域の将来ビジョンや地域課題の解決策が協議されるようになり、この協議が地域の危機の共有につながった。

また、こうした協議組織における協議の過程において、地域住民の中に「地域の課題は地域で解決する」という当事者意識が根付き、地域住民自らが諸課題の解決に取り組もうとする実践の気運が高まった。そこに行政からの支援（活動拠点の提供や補助金、交付金等の活動資金の支援）が加わって地域運営組織が設立され、このようなプロセスが全国的に展開されるようになってきている。

◎「自治中心型」地域運営組織



◎「事業中心型」地域運営組織



3. 地域運営組織の実態(アンケート調査より)

3-1. アンケート調査の概要

本事業では、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

アンケート調査の実施概要及び調査対象は以下の通りである。

実施主体：	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室
調査期間：	平成27年9月29日～平成27年10月30日
調査対象：	全市町村(1,741) (東京都特別区含む)
回答数：	1,590 市町村 (回収率91%)、個票：1,723 団体

■調査対象

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、次のような活動を行っている組織。

総合的なもの 生活支援関係	市町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理（指定管理など） コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援（清掃、庭の手入れなど）、弁当配達・給配食サービス、買い物支援（配達・地域商店運営、移動販売など）
子育て支援関係	高齢者福祉関係 声かけ・見守り、高齢者交流サービス* 保育サービス、一時預かり
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理など

*集会所等に集まり時間を共有することで、孤立化の防止やコミュニティ機能を維持向上。

※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業（学校・保育所、病院、介護施設等）やそれに付帯する送迎等

3-2. アンケート調査結果からみる地域運営組織の実態

(1) 地域運営組織の設置状況

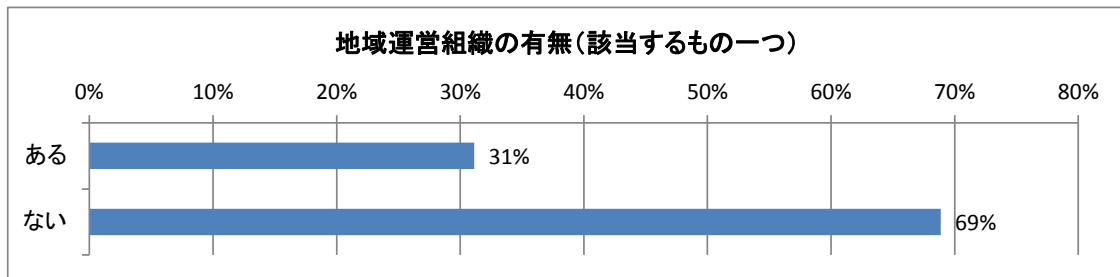
地域運営組織が「ある」と回答した市町村は、有効回答 1,590 市町村中の 494 市町村 (31%) となっており、地域運営組織の組織数は、全体で 1,680 団体※となっている。

また、地域別にみると地域運営組織が「ある」と回答した市町村の割合は、中国地方 (48%) が最も多くなっており、次いで東海地方 (45%) となっている。

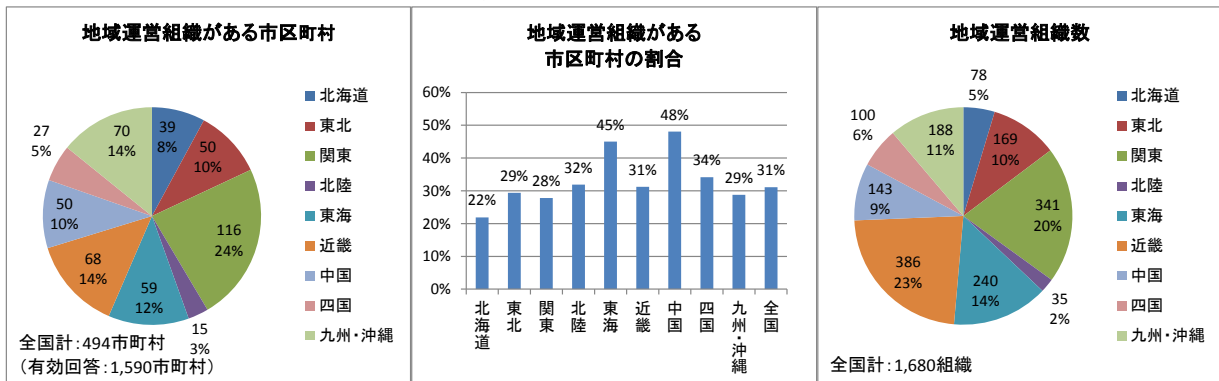
さらに、地域運営組織が「ない」と回答した 1,093 市町村中の 965 市町村 (88%) が、地域運営組織を現在ない地域に立ち上げていく必要性を感じている。

※ 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく事業を実施することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とした組織であるため、地域運営組織の構成員として重要な役割が期待されるものの、本調査の地域運営組織の組織数からは除外している。

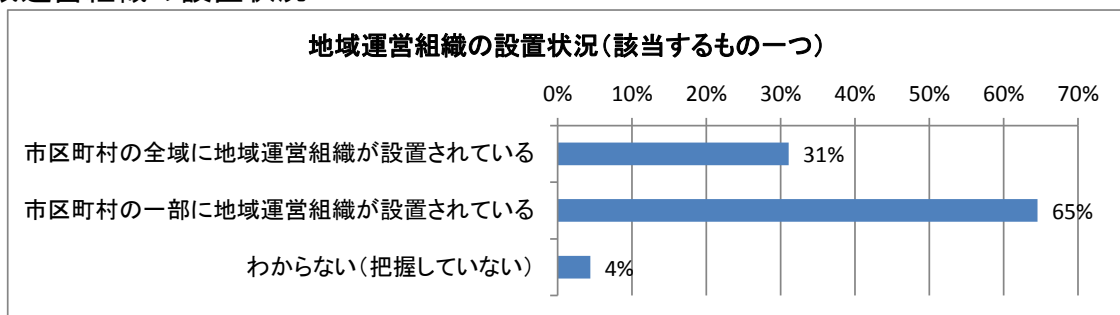
■ 地域運営組織の有無



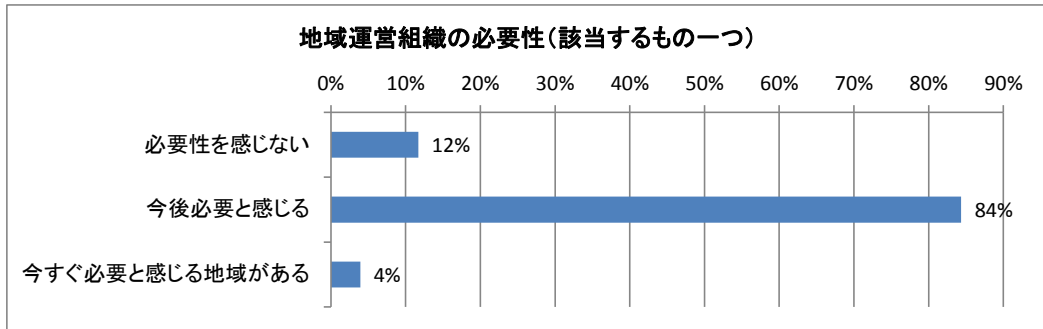
■ 地域運営組織がある市町村と組織数



■ 地域運営組織の設置状況



■ 地域運営組織の必要性(現在、地域運営組織が「ない」とした市町村)

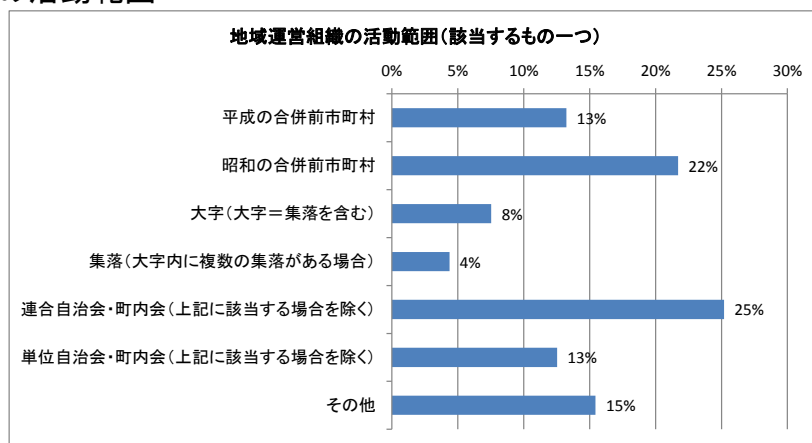


(2) 地域運営組織の活動範囲

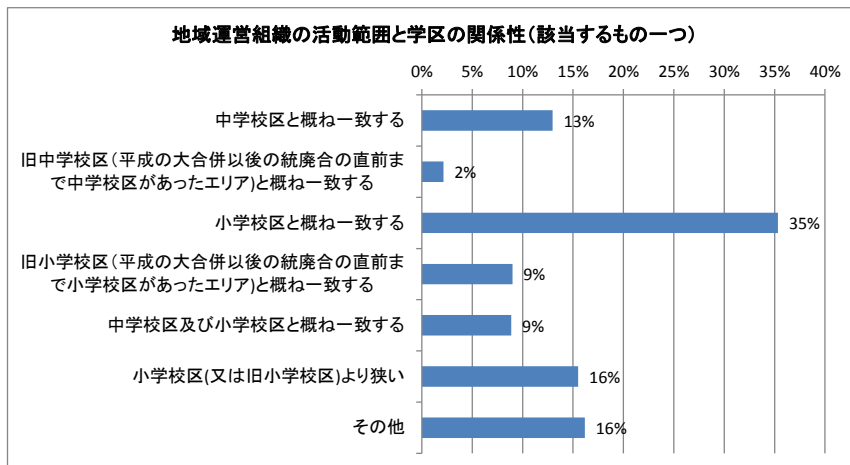
地域運営組織の活動範囲については、「連合自治会・町内会」(25%)が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」(22%)となっている。

また、学区との関係性については、「小学校区と概ね一致する」(35%)が最も多くなっており、「旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)と概ね一致する」(9%)、「中学校区及び小学校区と概ね一致する」(9%)を加えると、半数を超える組織(53%)が概ね小学校区または旧小学校区を活動範囲としている。

■ 地域運営組織の活動範囲



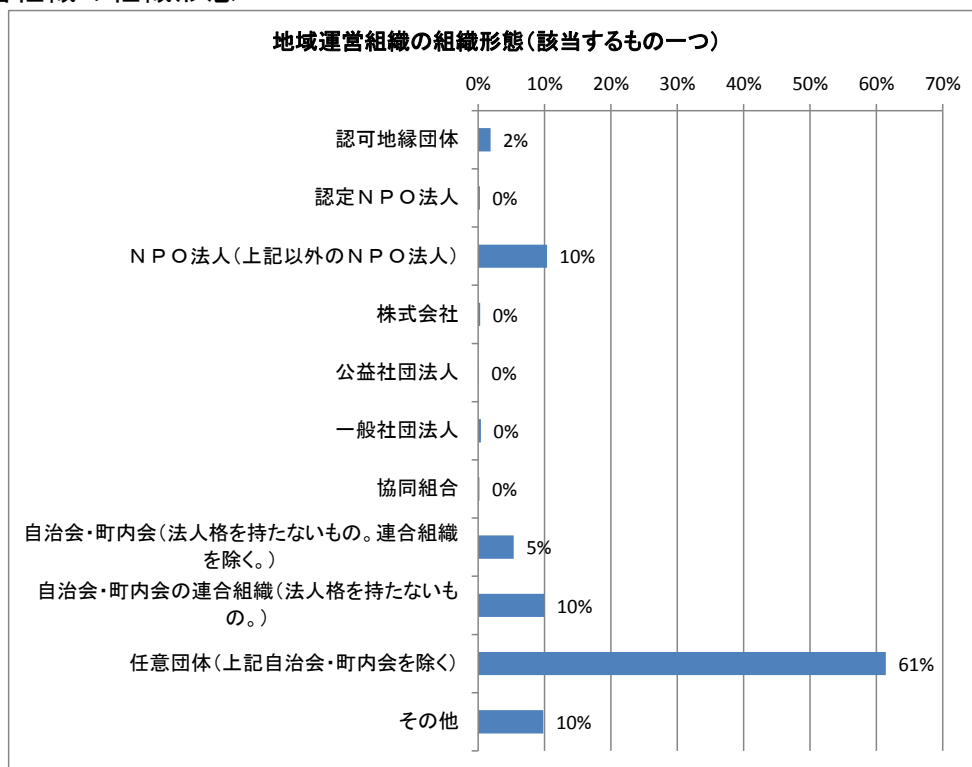
■ 地域運営組織の活動範囲と学区の関係性



(3) 地域運営組織の組織形態

地域運営組織の組織形態については、「任意団体（自治会・町内会（その連合組織を除く）」（61%）が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの）」（10%）、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」（5%）を加えると、76%が法人格を持たない任意団体となっている。法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人」（10%）が最も多くなっている。

■ 地域運営組織の組織形態



組織形態	団体数
認可地縁団体	31
認定NPO法人	4
NPO法人(上記以外のNPO法人)	174
株式会社	5
公益社団法人	2
一般社団法人	7
協同組合	3
自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)	90
自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)	167
任意団体(上記自治会・町内会を除く)	1032
その他	165

※ 以下、組織形態別の分析を行うにあたっては、次の3つの区分により分析することとする。

- ・法人組織：認可地縁団体、NPO法人（認定NPO法人を含む。）、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、協同組合
- ・任意団体等：自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）、任意団体（自治会・町内会を除く。）、その他
- ・うち自治会等：任意団体等のうち自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。)

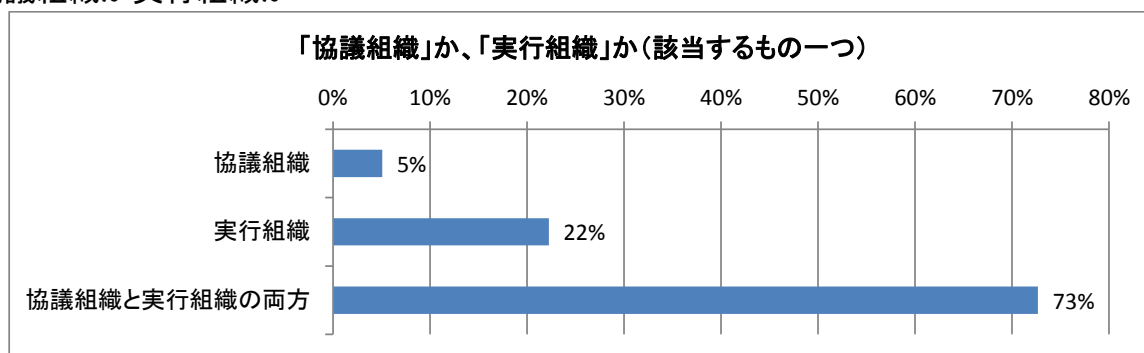
(4) 協議組織と実行組織

協議組織（機能）と実行組織（機能）との関係については、「協議組織と実行組織の両方」（73%）が最も多くなっている。

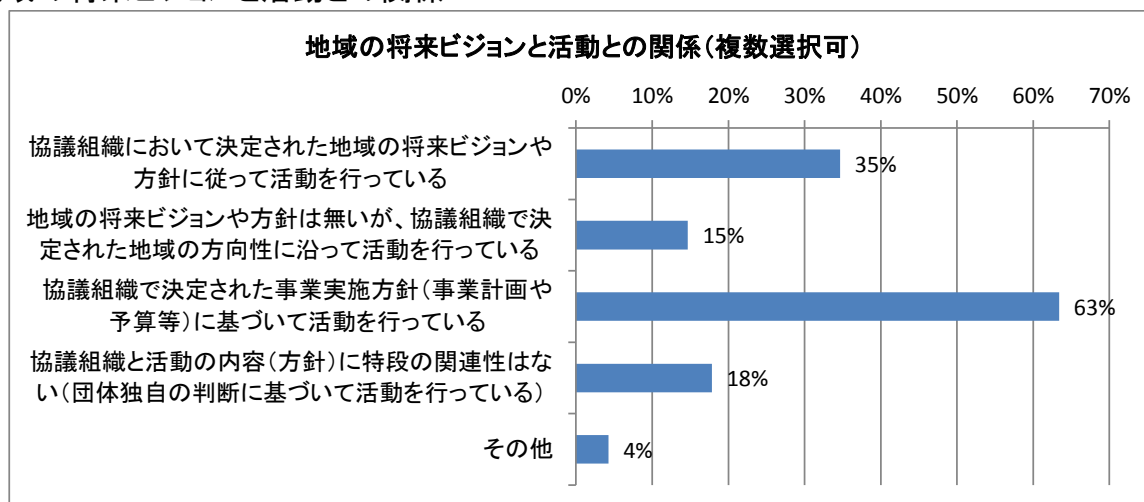
また、地域の将来ビジョンと活動との関係については、「協議組織で決定された事業実施方針（事業計画や予算等）に基づいて活動を行っている」（63%）が最も多くなっており、次いで「協議組織において決定された地域の将来ビジョンや方針に従って活動を行っている」（35%）となっている。

※ 本調査においては、地域運営組織の活動の実態を把握するため、P3における分類にかかわらず、「分離型」については、協議組織、実行組織それぞれに調査を実施した。

■協議組織か実行組織か



■地域の将来ビジョンと活動との関係

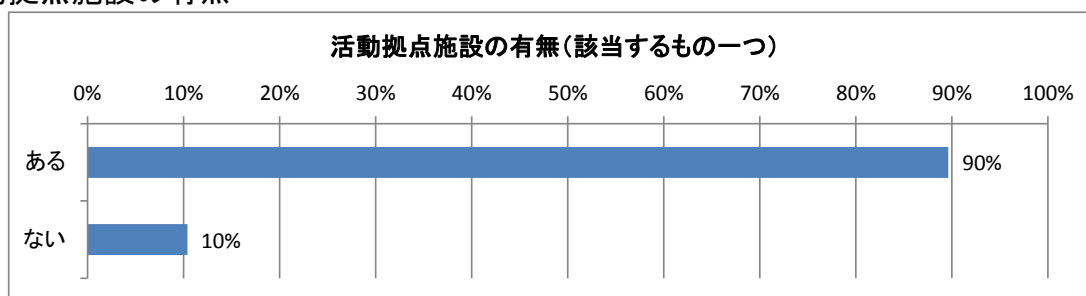


(5) 地域運営組織の活動拠点施設

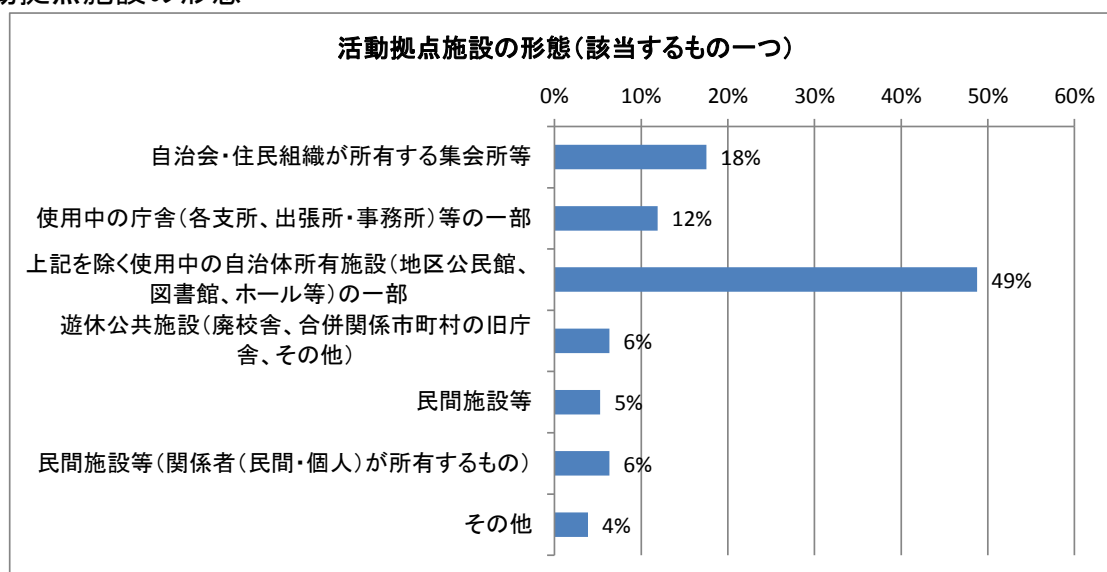
地域運営組織の活動拠点施設については、「ある」(90%)となっている。また、活動拠点施設の形態については、「使用中の自治体所有の施設(地区公民館、図書館、ホール等)の一部」(49%)が最も多くなっており、次いで「自治会・住民組織が所有する集会所等」(18%)、「使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部」(12%)となっている。

また、活動拠点施設の確保方法については、「施設を無料で借りている」(72%)が最も多くなっており、次いで「指定管理者として施設を管理している」(30%)となっている。

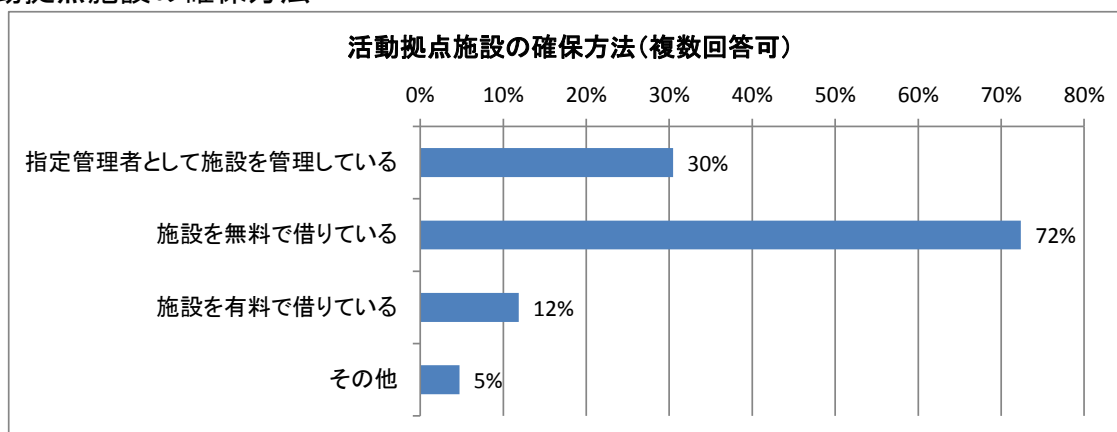
■活動拠点施設の有無



■活動拠点施設の形態



■活動拠点施設の確保方法

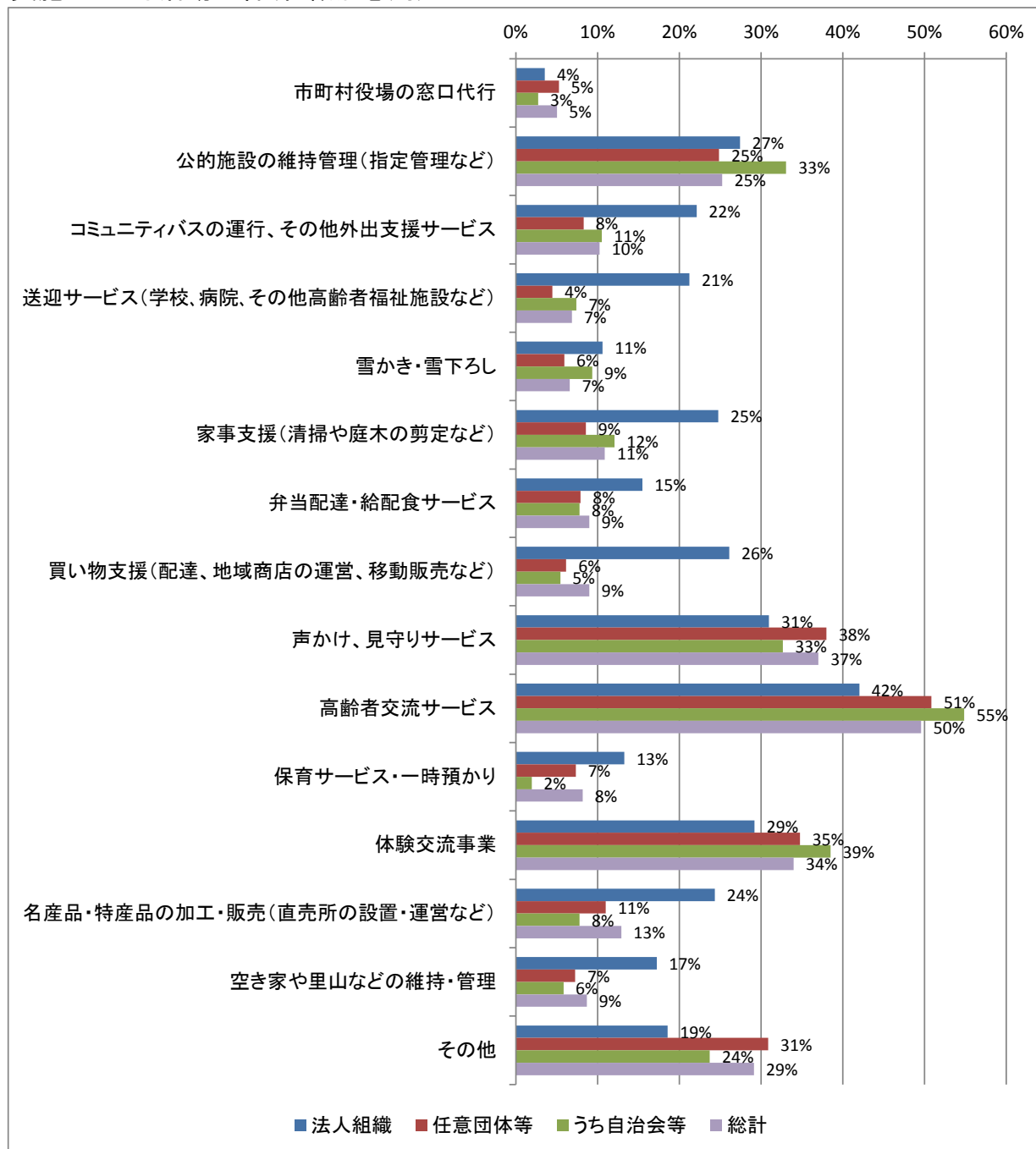


(6) 地域運営組織の活動内容

地域運営組織の活動内容については、総計で見ると、「高齢者交流サービス」(50%)が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」(37%)となっており、高齢者等の暮らしを支える活動が多くなっている。

このほか、「体験交流事業」(34%)、「公的施設の維持管理(指定管理など)」(25%)、「名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)」(13%)も一定の回答があるなど、「公」・「民」・「共」の領域に跨った幅広い活動が行われている。

■実施している活動内容(組織形態別)



実施している活動内容を地域運営組織の設立経過年別でみると、「1-2年」、「3-5年」、「6-7年」及び「10年超」においては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」となっている。また、「8-10年」においては、「高齢者交流サービス」(46%)が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」(43%)となっている。

■設立経過年による比較

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
市町村役場の窓口代行	1%	5%	4%	6%	9%	6%
公的施設の維持管理(指定管理など)	10%	9%	26%	41%	39%	27%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	7%	12%	13%	11%	12%	11%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6%	5%	9%	7%	5%	6%
雪かき・雪下ろし	5%	4%	9%	8%	6%	6%
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	8%	7%	8%	3%	8%	7%
弁当配達・給配食サービス	3%	9%	14%	10%	7%	8%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	7%	12%	4%	6%	8%	8%
声かけ、見守りサービス	37%	38%	45%	39%	42%	40%
高齢者交流サービス	43%	44%	51%	46%	51%	47%
保育サービス・一時預かり	3%	9%	7%	8%	6%	7%
体験交流事業	32%	31%	35%	43%	38%	36%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	16%	12%	15%	20%	8%	13%
空き家や里山などの維持・管理	10%	9%	10%	9%	7%	8%
その他	41%	39%	30%	25%	22%	30%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施している活動内容を地域運営組織が存在している市町村の過疎区分別でみると、「過疎地域」においては、「高齢者交流サービス」(48%)が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」(40%)となっている。また、「みなし過疎」においては、「体験交流事業」(40%)が最も多くなっており、次いで「高齢者交流サービス」(32%)となっている。さらに、「一部過疎」と「非過疎」においては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」となっている。

■過疎区分による比較

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
市町村役場の窓口代行	4%	0%	4%	6%	5%
公的施設の維持管理(指定管理など)	32%	4%	30%	18%	24%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	7%	16%	12%	10%	10%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5%	4%	10%	6%	7%
雪かき・雪下ろし	14%	24%	6%	2%	6%
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	7%	4%	8%	13%	11%
弁当配達・給配食サービス	14%	8%	12%	5%	9%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	13%	24%	7%	7%	9%
声かけ、見守りサービス	32%	24%	44%	34%	35%
高齢者交流サービス	48%	32%	54%	44%	47%
保育サービス・一時預かり	6%	12%	10%	8%	8%
体験交流事業	40%	40%	41%	25%	32%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	21%	16%	13%	7%	12%
空き家や里山などの維持・管理	12%	8%	10%	6%	8%
その他	30%	28%	35%	24%	28%
	100%	100%	100%	100%	100%

実施している活動内容を地域運営組織が存在している地域別でみると、「北海道」、「関東」、「東海」、「近畿」及び「九州・沖縄」においては、「高齢者交流サービス」、「東北」においては、「公的施設の維持管理（指定管理など）」、「北陸」においては、「コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス」・「体験交流事業」、「中国」においては、「声かけ・見守りサービス」、「四国」においては、「体験交流事業」が最も多くなっている。

■地域による比較

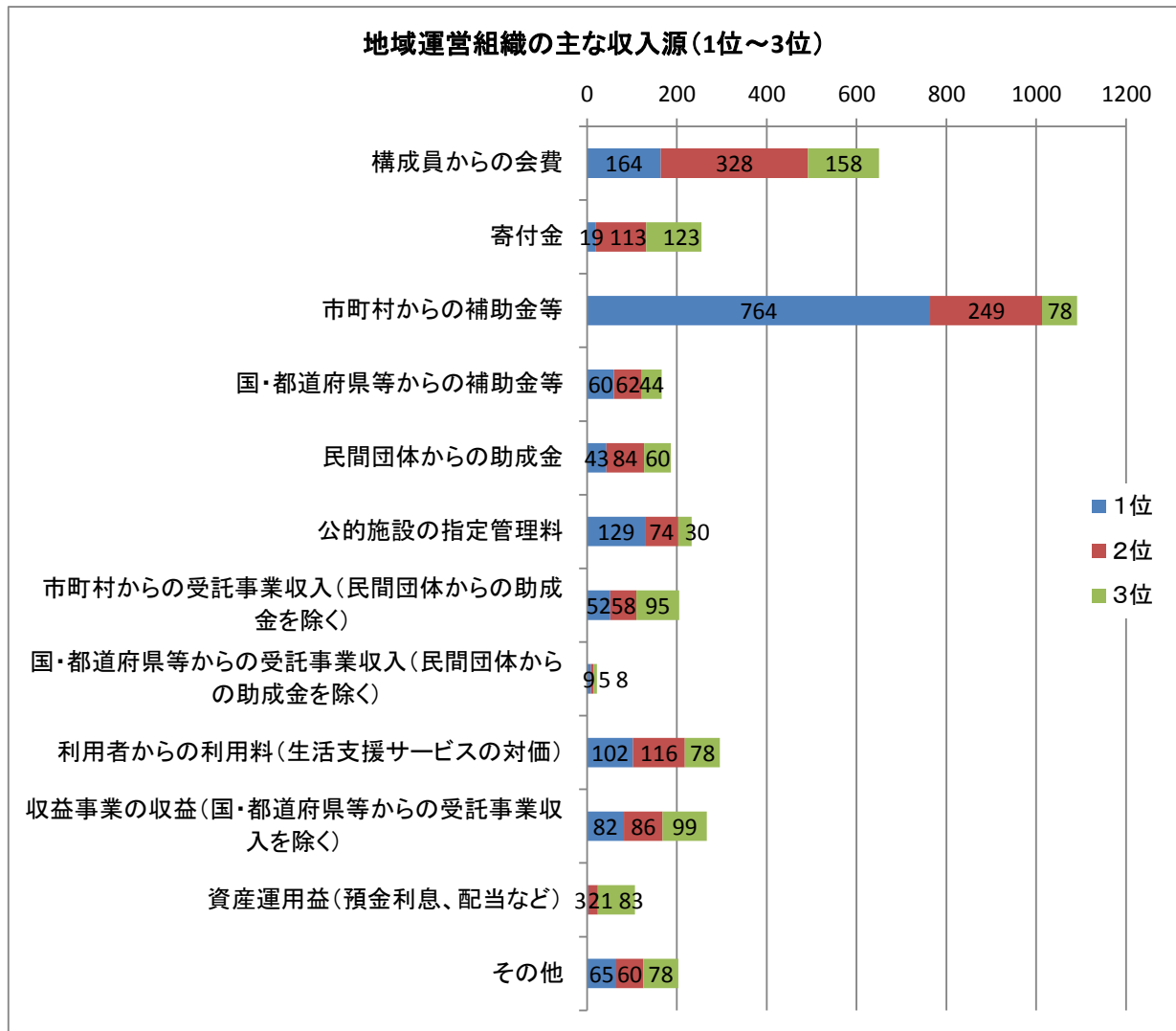
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
市町村役場の窓口代行	3%	8%	1%	0%	0%	10%	5%	1%	7%	5%
公的施設の維持管理(指定管理など)	12%	33%	12%	11%	21%	20%	47%	29%	37%	24%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	6%	7%	9%	20%	10%	11%	13%	7%	9%	10%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6%	7%	13%	6%	5%	4%	8%	5%	1%	7%
雪かき・雪下ろし	13%	13%	11%	17%	2%	0%	17%	0%	0%	6%
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	6%	4%	27%	6%	10%	6%	6%	6%	5%	11%
弁当配達・給配食サービス	5%	5%	6%	0%	9%	7%	23%	9%	10%	9%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	8%	5%	10%	11%	8%	4%	14%	10%	14%	9%
声かけ、見守りサービス	13%	20%	28%	14%	51%	33%	58%	35%	41%	35%
高齢者交流サービス	22%	29%	42%	9%	60%	53%	57%	51%	52%	47%
保育サービス・一時預かり	10%	6%	10%	3%	14%	7%	3%	1%	7%	8%
体験交流事業	8%	28%	25%	20%	31%	32%	45%	59%	38%	32%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	4%	13%	7%	11%	6%	12%	28%	24%	14%	12%
空き家や里山などの維持・管理	0%	5%	9%	9%	8%	6%	15%	19%	8%	8%
その他	38%	21%	23%	31%	28%	28%	17%	46%	34%	28%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(7) 地域運営組織の主な収入源

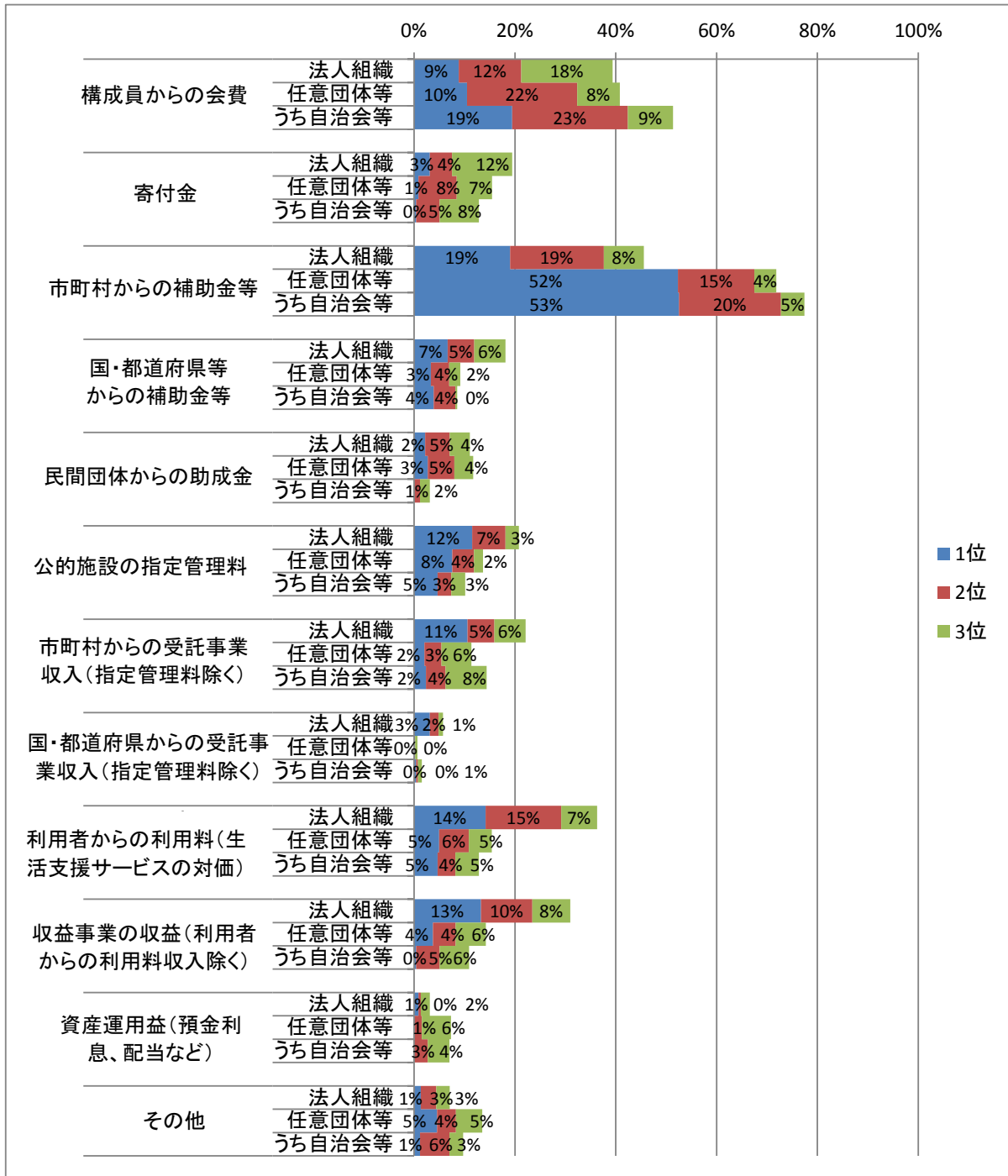
地域運営組織の主な収入源については、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」、「利用者からの利用料（生活支援サービスの対価）」となっている。

なお、組織形態別にみると、法人組織については、任意団体等と比較して「利用者からの利用料（生活支援サービスの対価）」や「収益事業の収益（利用者からの利用料収入を除く）」といった公費以外の収入源から収入を得ている団体の割合が高くなっている。

■ 地域運営組織の主な収入源



■組織形態による比較

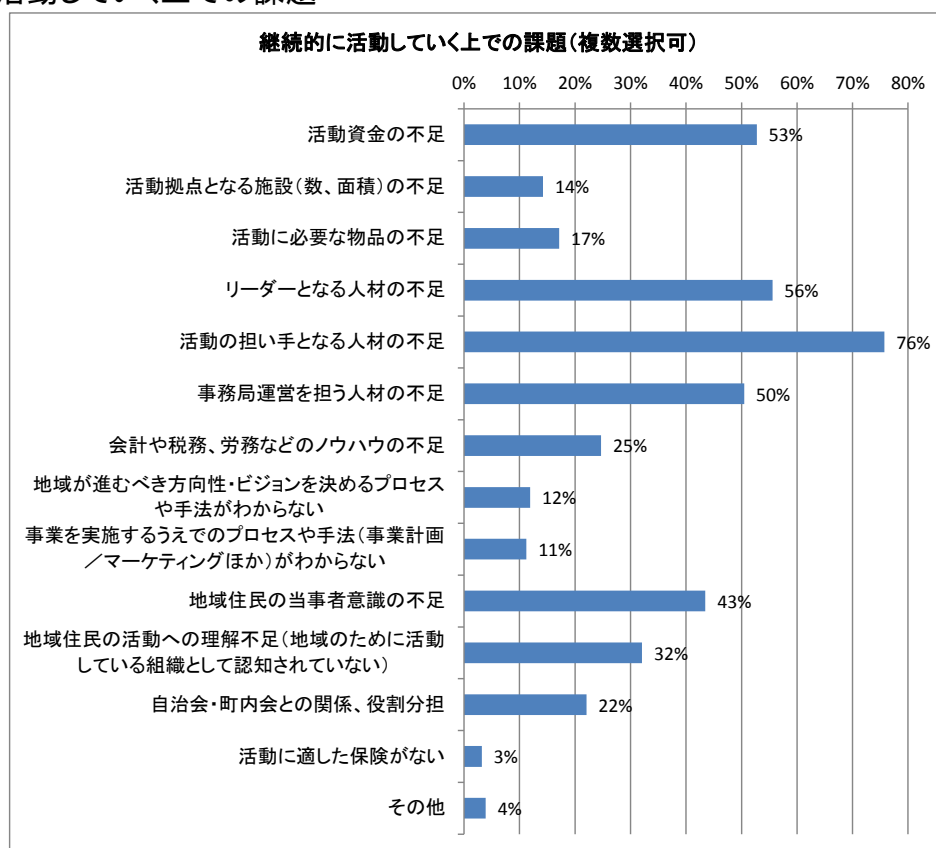


(8) 地域運営組織が継続的に活動していく上での課題

地域運営組織が継続的に活動していく上での課題については、「活動の担い手となる人材の不足」(76%)が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」(56%)、「活動資金の不足」(53%)、「事務局運営を担う人材の不足」(50%)となっており、人材・資金面での課題を抱えている団体が多くなっている。

なお、組織形態別にみると、法人組織については、「活動資金の不足」(71%)、任意団体等及び自治会等については、「活動の担い手となる人材の不足」(76%)、(74%)がそれぞれ最も多くなっており、組織形態によって課題に違いがある。

■継続的に活動していく上での課題



■組織形態による比較

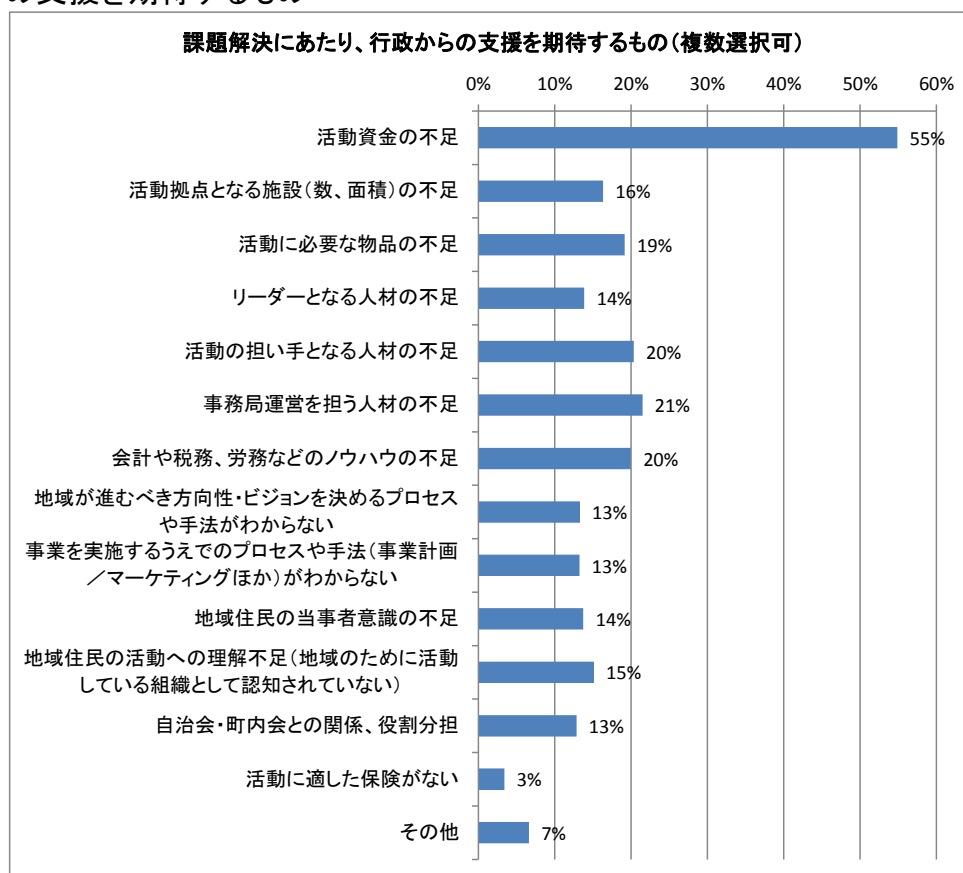
	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	71%	49%	54%	52%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	22%	13%	11%	14%
活動に必要な物品の不足	19%	17%	17%	17%
リーダーとなる人材の不足	43%	57%	62%	55%
活動の担い手となる人材の不足	69%	76%	74%	75%
事務局運営を担う人材の不足	52%	50%	44%	50%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	30%	24%	27%	25%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	4%	13%	11%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	6%	12%	7%	11%
地域住民の当事者意識の不足	28%	46%	54%	43%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	20%	34%	23%	32%
自治会・町内会との関係、役割分担	16%	23%	16%	22%
活動に適した保険がない	3%	3%	2%	3%
その他	4%	4%	3%	4%
	100%	100%	100%	100%

(9) 行政からの支援を期待するもの

行政からの支援を期待するものについては、「活動資金の不足」(55%)が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(21%)、「活動の担い手となる人材の不足」(20%)、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(20%)となっている。

なお、組織形態別にみると、法人組織、任意団体等、自治会等いずれも、「活動資金の不足」(63%)、(53%)、(58%)が最も多くなっている。このうち任意団体等については、「事務局運営を担う人材の不足」(23%)や「活動の担い手となる人材の不足」(21%)といった人材面や「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(21%)についても、行政からの支援を期待する回答が多くなっている。

■行政からの支援を期待するもの



■組織形態による比較

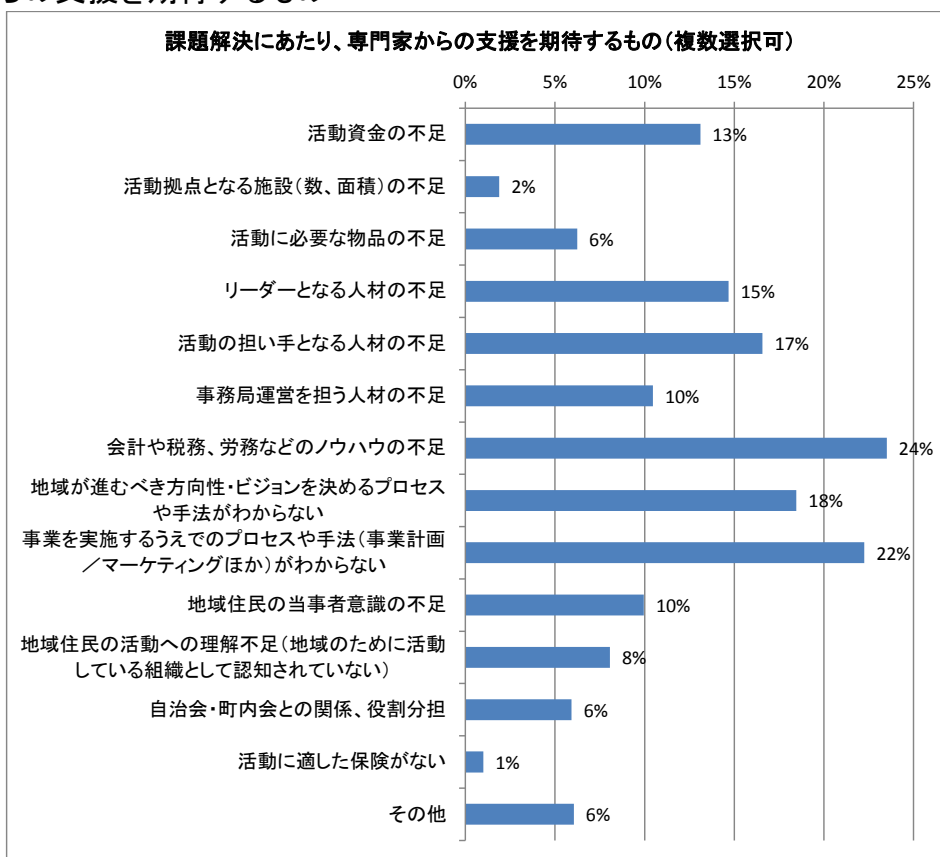
	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	63%	53%	58%	54%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	23%	15%	15%	16%
活動に必要な物品の不足	21%	19%	21%	19%
リーダーとなる人材の不足	9%	14%	10%	14%
活動の担い手となる人材の不足	15%	21%	19%	20%
事務局運営を担う人材の不足	14%	23%	20%	21%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	12%	21%	11%	20%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	6%	15%	12%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	5%	15%	10%	13%
地域住民の当事者意識の不足	12%	14%	11%	14%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	13%	15%	6%	15%
自治会・町内会との関係、役割分担	11%	13%	4%	13%
活動に適した保険がない	2%	4%	9%	3%
その他	7%	6%	5%	7%
	100%	100%	100%	100%

(10) 専門家からの支援を期待するもの

専門家からの支援を期待するものについては、「会計や税務、労務などのノウハウ不足」(24%)が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法(事業計画/マーケティングほか)がわからない」(22%)、「地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない」(18%)となっており、組織の形成や運営にあたってのノウハウや手法に対する支援を期待する団体が多い。

なお、組織形態別でみると、法人組織については「会計や税務、労務などのノウハウ不足」(43%)、任意団体等については「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(23%)、自治会等については「リーダーとなる人材の不足」(23%)及び「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(23%)がそれぞれ最も多くなっている。

■ 専門家からの支援を期待するもの



■ 組織形態による比較

	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	19%	12%	10%	13%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	3%	2%	0%	2%
活動に必要な物品の不足	7%	6%	11%	6%
リーダーとなる人材の不足	9%	15%	23%	14%
活動の担い手となる人材の不足	12%	17%	21%	16%
事務局運営を担う人材の不足	9%	11%	10%	10%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	43%	20%	16%	23%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	9%	20%	15%	18%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	17%	23%	23%	22%
地域住民の当事者意識の不足	7%	10%	14%	10%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	7%	8%	14%	8%
自治会・町内会との関係、役割分担	4%	6%	4%	6%
活動に適した保険がない	3%	1%	1%	1%
その他	4%	6%	7%	6%
	100%	100%	100%	100%

4. 地域運営組織の形成及び持続的運営に向けて

4-1. 地域運営組織の形成

地域運営組織の形成にあたっては、組織の形成前に、地域における課題は何なのか、今後どのような課題が起こり得るのか、それらの課題の解決に向けてどのような取組が重要となるのか等について、地域住民が主体的に検討・共有し、課題解決のためにふさわしい取組体制（組織）を形成することが求められる。

この場合、地域内の様々な関係主体の参画の下、地域住民が自ら

- ・地域の現状把握、課題の発見・共有
- ・課題の解決に資する地域の特産物、歴史、文化、自然等の地域資源の発掘・共有
- ・地域を担う人材の確保

等を行いつつ、地域経営の指針を策定し、地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践するための組織の形成等について協議・実行（実践）する「地域づくりワークショップ」（以下「ワークショップ」という。）が有効である。

この際、老人クラブ（老人会）、子ども会、婦人会、その他地域福祉に携わっている個人・団体等、地域内の様々な関係主体に対し、地縁組織である自治会・町内会が中心となって（ワークショップへの）参加を呼びかける等、中心的な役割を担うことも有効である。また、地域運営組織については、自治会・町内会よりも広域なエリアで組織を形成する機会が多いため、各地域の自治会・町内会を横断的につなげる役割として、地方公共団体や地域で活動するNPO法人等の組織が調整役を担うことも考えられる。さらに、将来的に持続可能な組織を形成することを見据えて、ワークショップ開催のための事務局的な組織（人材）を設置（配置）することも考えられる。

地域経営の指針の策定については、その過程において丁寧な検討が不可欠であり、また、課題の解決に向けた取組を見つけ出すことや、それらの取組を継続的に実践するための基盤（組織）を構築することについては、必ずしも単年度の取組のみで完了するものではなく、複数年度にわたる取組が必要となる場合があることから、ワークショップにおいては、計画的な検討事項の整理と具体的なスケジュールの作成が重要となる。

ワークショップの運営にあたっては、地域住民のみの進行では、進め方のノウハウや他地域の先発事例等に関する知見が不足すること、地域住民同士の意見の相違等による衝突が生じやすいこと、地域住民だけでは気付きにくい地域資源等があることなどから、ファシリテーター等の外部専門家や中間支援組織等による助言等支援も有効となる。また、こうした支援については、ワークショップ運営時に加えて、実際に地域運営組織の形成や事業の着手などの「スタートアップ」のタイミングにおいても有効と考えられる。

なお、地域を取り巻く状況は刻々と変化するため、地域経営の指針をより実効的なものとするためには、その策定後においても、地域を取り巻く状況の変化や地域運営組織の活動等を通じて明らかになった課題等を踏まえ、地域住民が主体となりつつ、ファシリテーター等の外部専門家や中間支援組織、行政等と連携・協力の下、定期的に評価・見直しを行うことが重要である。

■ファシリテーターによるワークショップ支援の事例(情報工房・寄り合いワークショップ)

情報工房(代表・山浦晴男)では、「寄り合いワークショップ」という手法を通して、地域住民自らが地域を知り、考え、行動するための気運づくりを支援している。「寄り合いワークショップ」においては、住民の声から地域の課題や資源を評価し、写真により地域資源の現状を把握・共有し、イラストアイデアにより今後の向かうべき具体的な実行計画を作成することで、集落や地域の目指すべき姿を住民の中で共有し、それを実現するために誰が何を行うのかといった取組体制の確立につなげている。「寄り合いワークショップ」の具体的な流れは以下のとおり。

主な内容	イメージ																																																																																																									
<p>【第1回ワークショップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー等が外の目線から観察した「外の目から見た資源写真地図」を作成する(事前準備)。 ・「外の目から見た資源写真地図」を基に、地域の課題や将来像について意見交換し、グループごとに区分けして「意見地図」を作成する。 ・投票により「意見地図」の重要度評価を行い、参加者全員の意識を共有する。 	 <p>「意見地図」と投票結果</p> <p>WS感想記入</p> <p>かつらぎ町天野地区</p> <p>「外の目から見た資源写真地図」</p> <p>グループで意見交換</p> <p>全体で意見地図(作成)重要度評価</p> <p>「意見地図」を作成</p> <p>WS感想記入(又はアンケート)</p>																																																																																																									
<p>【第2回ワークショップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が地域を探索し、地域を元気にする角度から、地域にある「もの」、「こと」、「シーン」について写真取材を行う(事前準備)。 ・参加者が撮影した写真をグループ化し、地域を表現した「内の目から見た資源写真地図」を作成し、参加者全員で共有する。 	 <p>「内の目から見た資源写真地図」</p> <p>WS感想記入</p> <p>高野町高貴地区</p> <p>グループで写真分析</p> <p>全体で発表会</p> <p>写真に語る発表</p>																																																																																																									
<p>【第3回ワークショップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資源写真地図」を参考にして地域活性化のアイデアをイラストや言葉で描く(事前準備)。 ・参加者が作成したアイデア(イラストアイデアシート)をグループ化し、「アイデア地図」を作成する。 ・「アイデア地図」のアイデア項目を投票により評価し、取組の優先度や必要性を参加者全員で共有する。 	 <p>「アイデア地図」作成と優先度評価</p> <p>WS感想記入</p> <p>高野町高貴地区</p> <p>イラストアイデアを発表</p> <p>イラストアイデアを発表</p> <p>イラストアイデアカード</p> <p>実行計画の検討し: 次頁</p> <p>イラストアイデアカード</p>																																																																																																									
<p>(実行計画の立案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アイデア地図」の評価結果を基に実行計画表を作成し、今後の地域活動の青写真を作成する。 ・この際、実行の「難易度」、実現の「目標時期」(短期・中期・長期の別)、「実行主体」(住民・行政・協働の別)を設定する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">優先度の評価順位</th> <th rowspan="2">アイデア項目</th> <th rowspan="2">難易度(ABCランク)</th> <th colspan="3">緊急度(いつまでにやるか) (○印の記入)</th> <th colspan="3">役割分担・主体(誰がやるか) (○印の記入)</th> <th rowspan="2">着手順位</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>早く(1年以内)</th> <th>2~3年以内</th> <th>ゆっくり(4~5年以内)</th> <th>住民</th> <th>協働で</th> <th>行政</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>里芋の栽培と販売づくり</td> <td>B</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>龍神産地直売所</td> <td>C</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>伝統的な暮らしの再現(体験)</td> <td>C</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>高齢者</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>龍神直送便</td> <td>B</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>連携先は協議</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>高野・熊野「止まり木」の量づくり</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>農家レストラン</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>4</td> <td>内容を詰める必要あり</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>花いっぱい 夢公園づくり</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>まじめにゆず丸ごと加工</td> <td>B</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>現在取り組んでいる人と協議</td> </tr> </tbody> </table>	優先度の評価順位	アイデア項目	難易度(ABCランク)	緊急度(いつまでにやるか) (○印の記入)			役割分担・主体(誰がやるか) (○印の記入)			着手順位	備考	早く(1年以内)	2~3年以内	ゆっくり(4~5年以内)	住民	協働で	行政	1	里芋の栽培と販売づくり	B		●		●			1		2	龍神産地直売所	C		●		●	●		2		3	伝統的な暮らしの再現(体験)	C	●			●			4	高齢者	4	龍神直送便	B		●		●			2	連携先は協議	5	高野・熊野「止まり木」の量づくり	B			●	●	●		5		6	農家レストラン	B				●	●		4	内容を詰める必要あり	6	花いっぱい 夢公園づくり	B			●	●			3		6	まじめにゆず丸ごと加工	B		●		●			1	現在取り組んでいる人と協議
優先度の評価順位	アイデア項目				難易度(ABCランク)	緊急度(いつまでにやるか) (○印の記入)			役割分担・主体(誰がやるか) (○印の記入)				着手順位	備考																																																																																												
		早く(1年以内)	2~3年以内	ゆっくり(4~5年以内)		住民	協働で	行政																																																																																																		
1	里芋の栽培と販売づくり	B		●		●			1																																																																																																	
2	龍神産地直売所	C		●		●	●		2																																																																																																	
3	伝統的な暮らしの再現(体験)	C	●			●			4	高齢者																																																																																																
4	龍神直送便	B		●		●			2	連携先は協議																																																																																																
5	高野・熊野「止まり木」の量づくり	B			●	●	●		5																																																																																																	
6	農家レストラン	B				●	●		4	内容を詰める必要あり																																																																																																
6	花いっぱい 夢公園づくり	B			●	●			3																																																																																																	
6	まじめにゆず丸ごと加工	B		●		●			1	現在取り組んでいる人と協議																																																																																																

【出典】「わかやまの未来へむかって～寄り合いワークショップによる地域再生ガイドブック～」(和歌山県農林水産部農業農村整備課)

【参考図書】山浦晴男『地域再生入門 寄り合いワークショップの力』(2015、ちくま新書)

山浦晴男『住民・行政・NPO協働で進める 最新 地域再生マニュアル』(2010、朝日新聞出版)

4-2. 地域運営組織の持続的な運営

(1) 自治会・町内会との関係(相互補完)

地域づくりにおいては、地域住民同士のつながりや助け合いが不可欠であり、これまで地域内における意思決定や自治・共助活動、まちづくりなどの地域活動は、地縁のつながり等による代表的なコミュニティである自治会・町内会が大きな役割を果たしてきた。自治会・町内会は、地域ならではの行き届いた目線で、見守りや要支援者の把握、生きがいつくり活動や防災・防犯、環境対策活動等、多様な分野で具体的な活動に取り組むとともに、地域の祭りや伝統行事を開催する等、地域の歴史や文化を支える主体としての役割も担ってきた。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災のように、大規模な災害の発生時には、行政の支援が間に合わない発災当初の助け合いとして、避難所の運営や炊き出し、支援物資の配布等、被災地の住民に最も近いところで、地域の実情に即したきめ細やかな活動を行っている。

このように、自治会・町内会は、地域コミュニティの中核として、地域における福祉や防災・防犯、環境対策、歴史・文化等、多様な分野で重要な役割を担ってきたが、一方で、前述のとおり、人口減少や高齢化、全国的な加入率の低下による構成員の減少、地域課題の多様化・広域化等により、自治会・町内会が単独で、それらの役割を担うことが困難になりつつある。

こうした中、地域運営組織には、自治会・町内会だけでは対応が困難な課題について、概ね「小学校区」の範囲※において、自治会・町内会をはじめとする地域内の様々な組織・団体や、女性・若者を含む多くの住民の参画の下、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組みとしての役割が期待されているため、自治会・町内会と地域運営組織は、「車の両輪」として地域の暮らしを支える重要なパートナーであるとの認識の下、それぞれの組織に足りない部分を互いに補い合う「相互補完」の関係を構築することが重要である。

具体的には、自治会・町内会のメンバーが地域運営組織の構成員となって主要な役割を担うことにより、地域運営組織の取組に対する地域住民の理解不足を補う一方、自治会・町内会における加入率向上に向けた取組（地域住民への呼びかけやチラシ配布等）や、日頃の見守りや災害への備え（防災訓練等）などの地域活動の一部を担うことにより、自治会・町内会における加入率の低下や担い手不足を補う、といった「相互補完」の関係を構築することが考えられ、これにより、それぞれの活動の充実・活性化や新たなリーダー・担い手の発掘といった相乗効果が期待される。

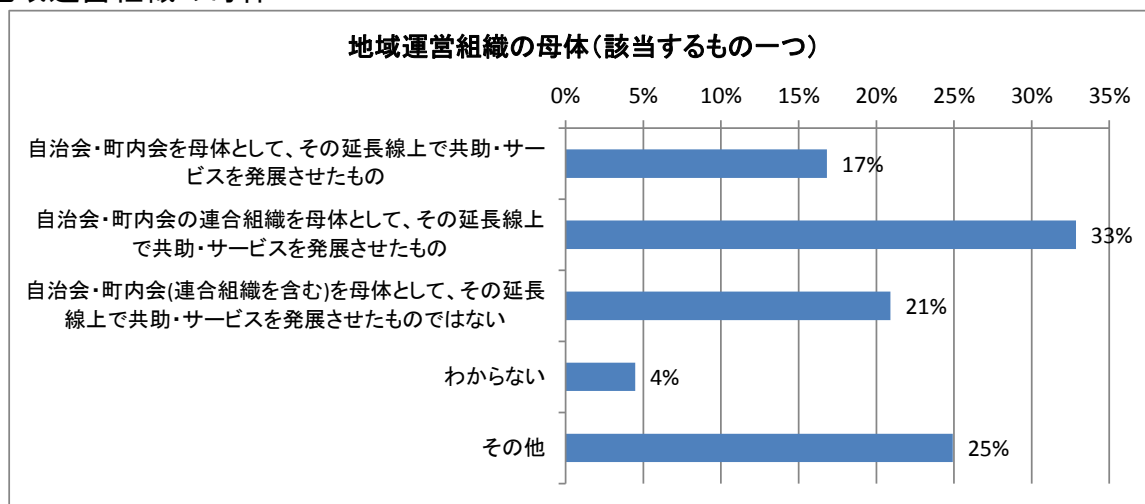
※地域運営組織の活動範囲は概ね小学校区を想定する（P5）が、地域によっては、単位自治会・町内会の区域が小学校区となっている地域もある。

(2) 地域運営組織の母体と設立目的

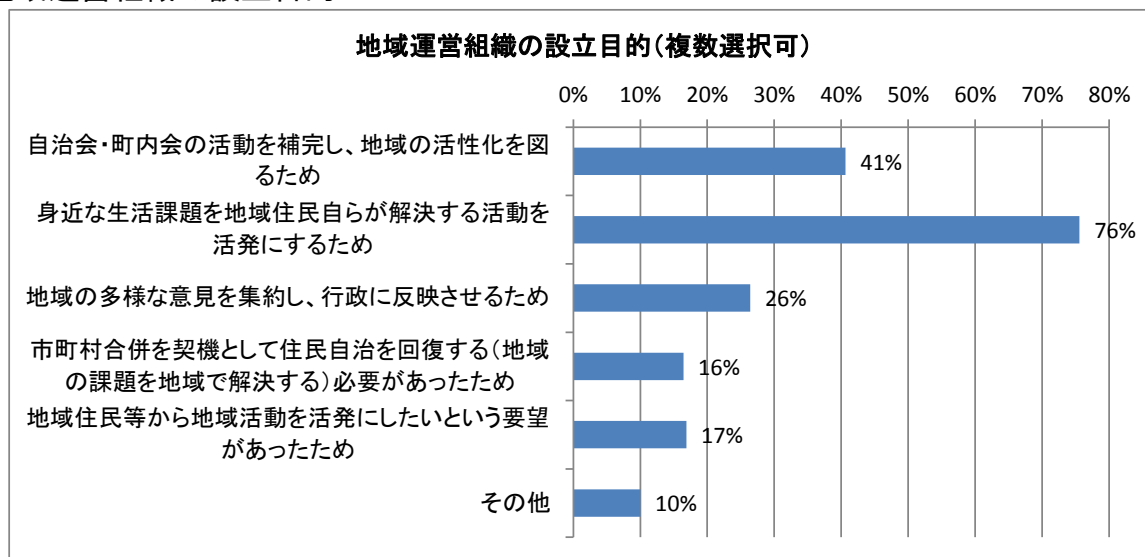
地域運営組織の母体については、「自治会・町内会の連合組織を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの」(33%)が最も多くなっている。

また、地域運営組織の設立目的については、「身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため」(76%)が最も多くなっており、次いで「自治会・町内会の活動を補完し、地域活性化を図るため」(41%)となっている。

■ 地域運営組織の母体



■ 地域運営組織の設立目的



■自治会と連携した地域活動の取組事例

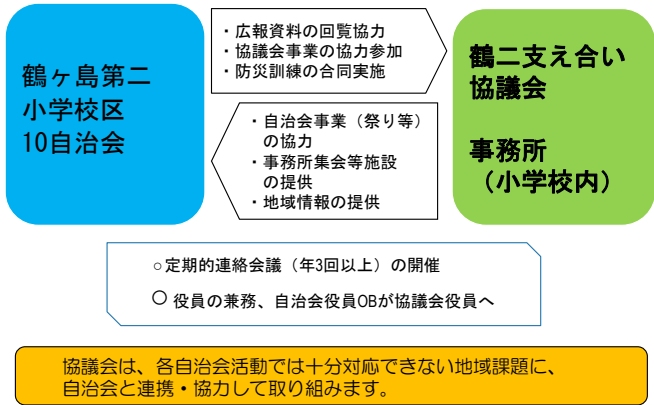
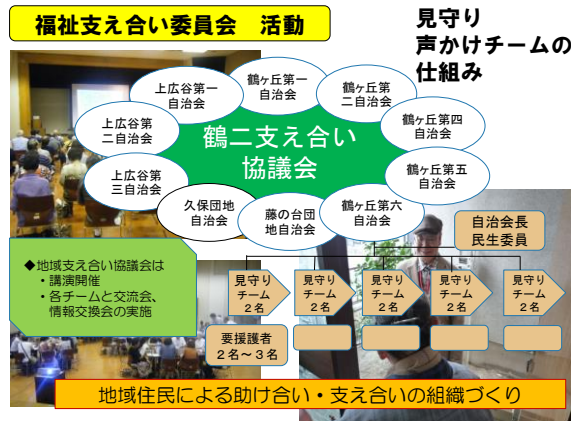
特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会(埼玉県鶴ヶ島市)

鶴ヶ島第二小学校区は約3,200世帯、人口約7,000人の地域で、高齢化率(26.6%)は市内8つの小学校区の中で最も高くなっている。地区内には10の自治会があり、従来から納涼大会や運動会、祭りなどの行事を共同で開催している。また、公共施設の老朽化が問題になる中、平成20年には避難所運営委員会を立ち上げ、鶴ヶ島第二小学校の各教室を各自治会の避難所として振り分けるとともに、10自治会合同で避難訓練を実施する等、住民自身で主体的な地域防災訓練に取り組んできた。

こうした実績を踏まえ、地域全体で助け合い、支え合う新たな地域づくりを目指して、平成23年7月に「鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会」が発足した。同協議会においては、発足以来、行政や自治会、社会福祉協議会等の各種団体と連携しながら、地域防災、福祉支え合い、子育て、助け合い隊などの多様な事業を展開している。

また、地区内の10自治会は同協議会による広報資料の回覧等に協力し、同協議会は各自治会主催のイベント(祭り等)に協力する等、各自治会と同協議会との間には「相互補完」の関係が構築されており、定期的な連絡会議(年3回以上の開催)や役員の兼務等を通じて連携を深めている。

なお、同協議会においては、法人として責任ある事業活動を行うとともに、徹底した情報公開の下で契約や業務委託を受けて事業活動の充実を図るため、平成25年12月にNPO法人化し、現在は民間事業者との間で受託契約を取り交わし、環境教育施設の運営等に取り組んでいる。



地域合同防災訓練



サロン活動

(3) 地域ニーズに応じた多角的な事業展開と法人化

地域運営組織には、市場（「民」領域）、集落（「共」領域）、行政（「公」領域）それぞれによるサービス提供機能の低下によって生じた隙間を埋め、地域における日常生活機能を確保するサービス提供主体としての役割が求められているため、地域運営組織の持続的かつ安定的な運営を確保するためには、この三つの領域からバランス良く資金を獲得し、財政基盤を強化する必要がある。

「民」領域からの資金確保として、地域外部からの資金獲得が考えられる。生活支援サービスをコミュニティビジネスの手法を活用し、料金収入を得て提供することはサービスの持続性向上に寄与するが、人口減少により市場が縮小する中、地域内部だけでは十分な資金が確保できない。このため、6次産業化やグリーンツーリズム、体験交流事業の実施など外部との取引を通じた外部資金の獲得に積極的に取り組むことが望まれる。

「共」領域からの資金確保として、サービス利用者からのサービス料（利用料）のほか、会費や寄附の獲得が考えられる。地域運営組織がこれまで地域コミュニティが担ってきた領域を補完・代替する存在であることを踏まえると、事業収益で賄えない部分を皆で支え合う「共助」の観点からの資金確保、すなわち地域住民の会費負担や地域の外にいる地域出身者の寄附、地域出身者等に対するふるさと納税の募集などの資金確保に取り組む必要がある。特に、会費は安定した収入源として、また、地域の課題を地域住民自らの問題として考える「当事者意識」の醸成につながるものとして、重要な財源と考えられる。

「公」領域からの資金確保として、行政による支援が考えられる。地域運営組織が地域住民の暮らしを支える役割を担うことを踏まえると、行政による一定の支援が必要である。例えば、地域運営組織の多くが活動拠点としている公共施設の利用許可や賃料免除、指定管理者としての指定による指定管理料の支払いといった「間接的支援」や、地域運営組織の運営のための交付金や各種事業を実施する際の補助金の交付といった「直接的支援」を複合的に実施することが考えられる。

この場合、地域運営組織が指定管理者として公的施設の管理・運営を行うにあたっては、サービス水準を維持したうえで、住民同士による当番制の導入等を通じた業務の効率化により、地域運営組織が施設の管理のみならず、生活支援サービスを実施するための人員と時間を確保することも必要である。

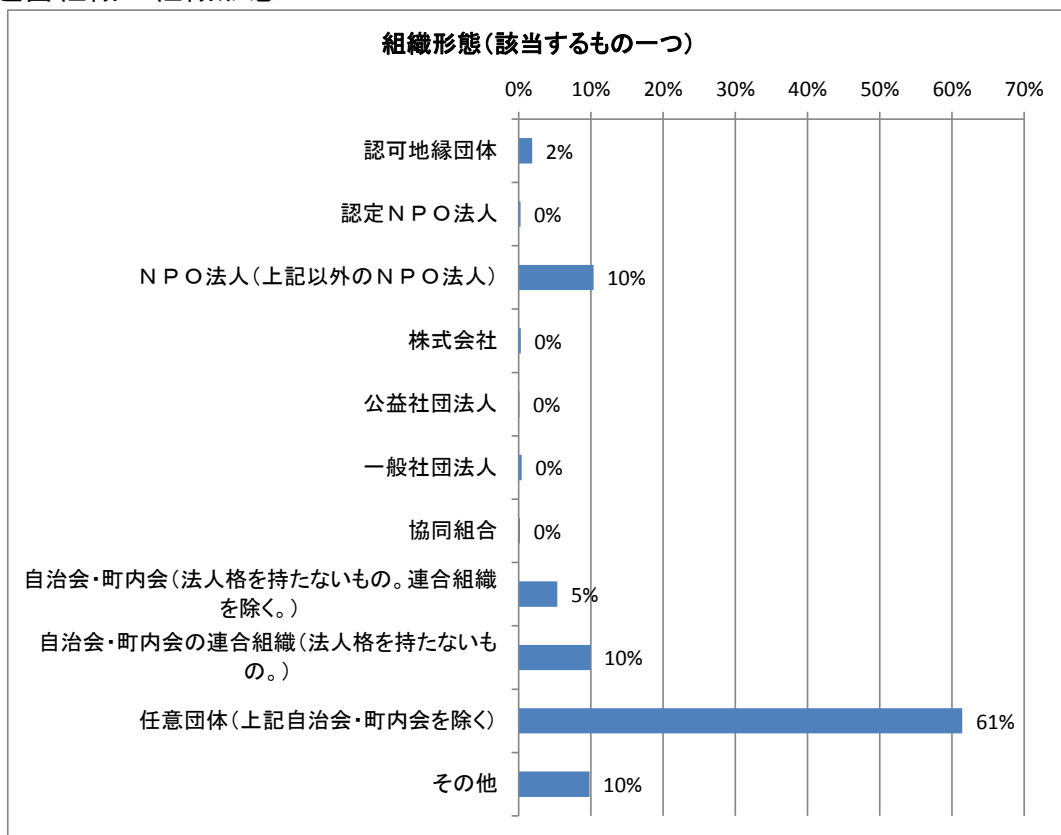
また、地域運営組織が活動を多様化・発展させていくにあたっては、

- ・ 売買・賃貸・業務委託等、必然的に第三者との契約上の関係が生じてくること
- ・ 持続的な取組を行うためには地域住民が個人で受ける形となる任意団体よりも法人組織であることが活動の継続性が保てること
- ・ 地域運営組織において保有する備品等について、例えば、資産の所有者として、任意団体では代表者個人名で登録せざるを得ない場合があること
- ・ 地方公共団体、地域内外の民間団体及び個人からの支援を受ける際にも、より透明性・公益性・明確性が担保できること
- ・ 地域内外の人材を確保するにあたり、スタッフの処遇・身分保障・組織への信頼度等の面において、明確な組織形態がある方が、より多くの優秀な人材の確保が可能となること

- ・公益社団法人や認定NPO法人の場合には「みなし寄附」（収益事業に属する資産のうちから自らが行う収益事業以外の事業のために支出した金額について、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、寄附金の損益算入限度額の計算を行う制度。）などの税制優遇措置が受けられること
- 等の観点から、地域運営組織が法人格を取得することが必要となる。

なお、前述のとおり、今年度アンケート調査によると、地域運営組織のうち約8割は法人格を持たない任意団体となっているが、一方で、法人格を有する組織としては、NPO法人（認定NPO法人含む）、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社など多様な法人制度が活用されている。

■地域運営組織の組織形態



■法人化して活動に取り組む事例

地域運営組織	法人形態／法人化の目的・ポイント／活動概要
<p>(新潟県上越市) 特定非営利活動法人 牧振興会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 12 月に地区市民による「牧振興会」を設立し、平成 23 年 6 月に NPO 法人化。「地域間の親睦を深め、支え合い、協力し合い、すこやかなまちづくり」を目的として、地区市民総参加による自主自立を目指したまちづくり活動を展開している。 上越市の地域支え合い事業において車両を保有・運行することとなり、事故発生時における責任の所在等を明確化させるために法人化。 「地域づくり講座」の開催等による地域住民との情報共有・交流促進や「地域助っ人隊」による市道・水路の維持管理など、様々な活動に取り組んでいる。
<p>(新潟県十日町市) 株式会社 あいポート仙田</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区内唯一の店舗であった A コープが撤退し、地区内の小学校と保育園が閉校・閉園するなど、地区の存続が危ぶまれる中、平成 20 年に地区内の有志で地区の将来像を検討し、農業だけでなく、地区の生活支援も行う組織として、平成 22 年 3 月に「株式会社あいポート仙田」を設立。 NPO 法人では農地を取得できないため、株式会社を選択したうえで、農業生産法人を設置。 「生きがいのある仙田地区の構築」を理念に掲げ、農業の枠を超えて世話役に徹するマネジメント組織として「農作業の支援」、「高齢者の生活支援」及び「地区の生活環境の支援」等に取り組んでいる。
<p>(高知県土佐町) 合同会社 いしはらの里</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年に J A ガソリンスタンドが廃止となり、併設の店舗も存続の危機に立たされる中、10 回にも及ぶワークショップを通して「働く・稼ぐ」「支える」「実現する」「集い」という 4 つの方向性を定め、石原地区の住民全員が会員となる「集落活動センターいしはらの里協議会」を設置。その後、地域のガソリンスタンドと生活店舗の廃止に伴って、平成 25 年 11 月に「合同会社いしはらの里」を設立。 株式会社の場合、出資額が多い者の発言権が強くなるため、「一人一票」の合同会社を選択。また、合同会社の設立にあたっては、全戸を訪問して一口 1,000 円の出資金を募り、ガソリンスタンドと店舗「さとのみせ」の運営を開始。 さらに、平成 26 年 11 月に直売所「やまさとの市」を開設し、地域の農産品や山菜、加工品、うどん等を販売するなど、地域コミュニティ機能を高めながら、ガソリンスタンドと店舗の運営を一体的に行い、高齢化しても地域で安心して暮らしていける里づくりを目指して活動している。
<p>(三重県名張市) 地縁法人 錦生自治協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 錦生自治協議会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との観点から、平成 16 年に地域住民の思いや願いを反映した「錦生なごやかプラン」、平成 22 年に「錦生ランドデザイン・2010」を策定し、活力と潤いのあるまちづくり、人づくりを目指している。平成 24 年には、法律上における責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、地縁法人（認可地縁団体）としての認可を受けた。 複式簿記が必要な一般社団法人と比べて会計面での事務的負担が少ないことや、市長が認可権者であること等の理由により、地縁法人（認可地縁団体）を選択。 高齢者のサロン事業や、不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の業者委託運行、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の実施、放課後子ども教室など、様々な事業に取り組んでいる。

(4) 地域内の人材確保・育成と地域外の人材の活用

①地域内における事務局スタッフの確保・育成

地域づくりにおいて最も重要なものは「人と人とのつながり」であるため、地域運営組織の事務局においては、「地域のつなぎ役」としての専従スタッフの常駐が重要である。

地域住民相互の支え合いを礎として、地域の課題解決に向けた様々な取組（活動）を行う地域運営組織のスタッフには、社会生活に不可欠な基礎知識はもちろん、組織運営の知識や会計・事業マネジメントの知識、助成金申請をはじめとする行政事務の知識など、幅広い知識（能力）が求められている。

しかしながら、これらの知識（能力）を一人で合わせ持つようなカリスマ的なリーダーを見出すことは困難であり、また、仮にそうした人材（リーダー）を見出すことができたとしても、地域運営組織の運営が個人の能力に依存してしまうと、例えばリーダーが不在になるような事態が生じた場合に活動の継続が危ぶまれることになる等、地域住民が互いに支え合う組織として好ましくない面もあると考えられる。

この点については、「地域住民間でできることを分担して担当する」との観点から、リーダーをはじめとするスタッフが役割分担（業務分担）を行うことにより、組織運営上の負担やリスクを適切に分散させることが考えられる。この場合、事務局内において全体の事業を把握し、組織内外との連携・交渉等を行うスタッフについては、常駐・専従の職員として配置しつつ、その他のスタッフについては、事業の規模や組織の財政事情、地域住民間の役割分担等の実態を総合的に勘案のうえ、適宜、地域の状況と必要性に応じて配置することが望ましい。

また、こうした知識（能力）の取得のために、地域運営組織のスタッフが他の地域を訪問し、先進的な取組等を視察することや、中間支援組織等が実施する研修会を受講することも重要と考えられる。

②地域内における人材の確保

地域内において、地域運営組織の活動や運営に必要な人材（スタッフ）を確保するにあたっては、地域住民が地域の課題を自らの問題として考える「当事者意識」の共有が重要であり、こうした「当事者意識」を生み出すために欠かせないのが、地域で暮らし続けたいという意味や価値観、地域への「愛着」と「誇り」である。

このような思いを醸成するためには、地域の魅力を「知ること」「高めること」「保ち続けること」が重要であることは言うまでもないが、加えて、地域内の一部の人材に依存することがないように、地域運営組織の活動に関する地域内の役割分担においては、当番制やローテーション制、段階を踏んだ役職への就任等を通じて、限られた貴重な人材を地域内で循環させることも重要と考えられる。

■地域資源を活用した人材育成の事例

特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部(新潟県上越市)

かみえちご山里ファン倶楽部は、平成14年の法人設立以降、上越市の西部中山間地域において、地域の伝統行事の復活や継承の支援、体験交流事業の実施など、地域振興を目的に総合的な活動を行っている。村落の集合体を「クニ」と定義し、地域の自然、景観、文化、産業を「守る、深める、創造する」ことを通じて、土地、人の生活の自給力を基盤とした上に成り立つ、自律的な地域づくり(共同体の構築)を目指している。

「クニ」の運営においては、総合的能力を保持する専従スタッフが必要であるとの観点から、同倶楽部は若者の人材育成に力を入れている。総務省の「地域おこし協力隊」など、全国各地で若者が地方に移り住み、地域づくりに携わる取組が広がる一方、活動を担う若者のスキル不足等によるミスマッチが生じている現状を踏まえ、地域づくりを目指す若者に向けて実務を中心とした学びの場を提供するため、平成27年4月に「里創(りそう)義塾」を開講した。

「里創義塾」においては、食料だけでなく、生活必需品や伝統行事など、まかない(自給)ができる集落の集まりを単位にした共同体づくりを基本に、①NPO実務、②生存技能実習、③講義の3本柱のカリキュラムを組み、受講生(第1期生は熊本市出身の女性1名)は、1年間かけて同倶楽部が運営する各施設で働きながら、原価計算などの会計やデータ整理を学び、事業を計画して実施し、報告することなどを体験する。また、稲畑作や林業の基礎を習得し、農林産物の2次加工を体験したり、チェーンソーの免許を取得したり、集落の共同作業に参加したりするとともに、除雪の技能なども学んでいく。こうして1年間を通して様々な知識やノウハウを学んだ受講生は、地域で活躍できる人材となって巣立ち、「ムラの事務方」として地域に貢献することが期待されている。



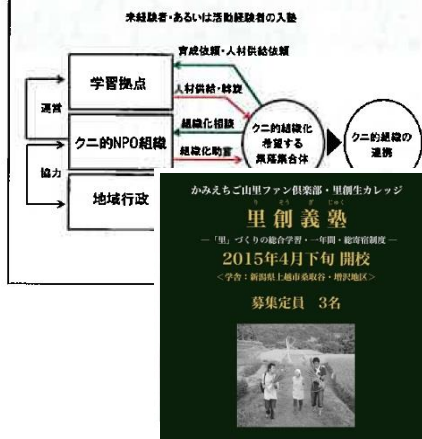
■「クニ」を運営するために必要な人材は 分業型の専門家ではなく、総合的能力を保持する若者

「クニ」において
専従スタッフに
必要な能力

- 社会生活に不可欠な基礎知識
- 生活者としての知識
- 農業・林業等の基礎知識
- 民俗文化の基礎知識
- 地域調査に関する知識
- 組織運営について知識
- 会計・事業マネジメントの知識
- 地域資源を産業化するための知識
- 助成金申請などの行政事務の知識
- 地域社会分析のための学術的知識
- 各自が担当する専門的知識(森林・環境・農産など)

■ 過度の現場主義は危険—現場でのOJTだけでは、組織運営やマネジメント行動哲学などは学べない

■ 人材の育成が急務「里創義塾」の設立(近未来の試案)



③地域運営組織外の人材の活用

人口減少・高齢化を背景とした地縁組織への全国的な加入率の低下による構成員の減少、あるいは地域運営組織が実施する事業の多様化・高度化・複雑化等により、地域運営組織を地域内の人材だけで運営することが困難となる場合があり得る。

こうした場合、地方公共団体による人的な支援（地域担当職員の配置等）が想定されるが、地方公共団体においても、昨今の厳しい財政事情や職員数の減少等を背景に、職員一人当たりの事務量が增大する中、地域運営組織をきめ細やかにサポートすることが困難な状況にある。

こうした中、地域運営組織外、地域外からの支援を受けることも有効である。

地域住民による地域経営を支援する人材（組織）、「地域サポート人材（組織）」として、例えば、地域外部の専門家や中間支援組織による支援、地域外から移住し、地域の構成員となって地域を支える移住者などが考えられる。

中でも、地域支援を実施しているNPO法人などの中間支援組織においては、地域住民による協議の場におけるコーディネーター（ファシリテーター）役をはじめ、地域運営組織と行政や地域内外の関係組織・民間企業等との橋渡し、地域運営組織を担う人材の育成・研修など、多様な支援を実施している。具体的には、地域課題を話し合う場（ワークショップ等）における地域資源の発掘や地域経営の指針策定等の支援、地域運営組織の形成時における地域住民の合意形成の支援（役割分担の決定）、事業計画策定等の支援、地域運営組織形成後における各種アドバイスや人材育成支援、行政や地域内外の組織とのマッチング支援、事業計画の見直し支援など、多岐にわたる支援が行われている。

このほか、地域の構成員となって地域を支えるものの代表例として、地域外からの移住者が挙げられる。移住者の受け入れにあたり、地域内において期待する役割がある場合、具体的にどのような人物に来て欲しいのか、事前に地域内で合意形成を行ったうえで、地方公共団体と連携して移住者の募集を行う等、地域外への情報発信や地域内の環境整備を行うこと等を通じて、希望する人材を確保することも有効である。また、移住者の受け入れにあたっては、「お試し居住」や「地域体験教室」等を通じて、移住前に何らかの形で地域を知ってもらうことも有効であり、これらのイベントの企画や受け入れにあたっての調整役を地域運営組織が担うことも考えられる。

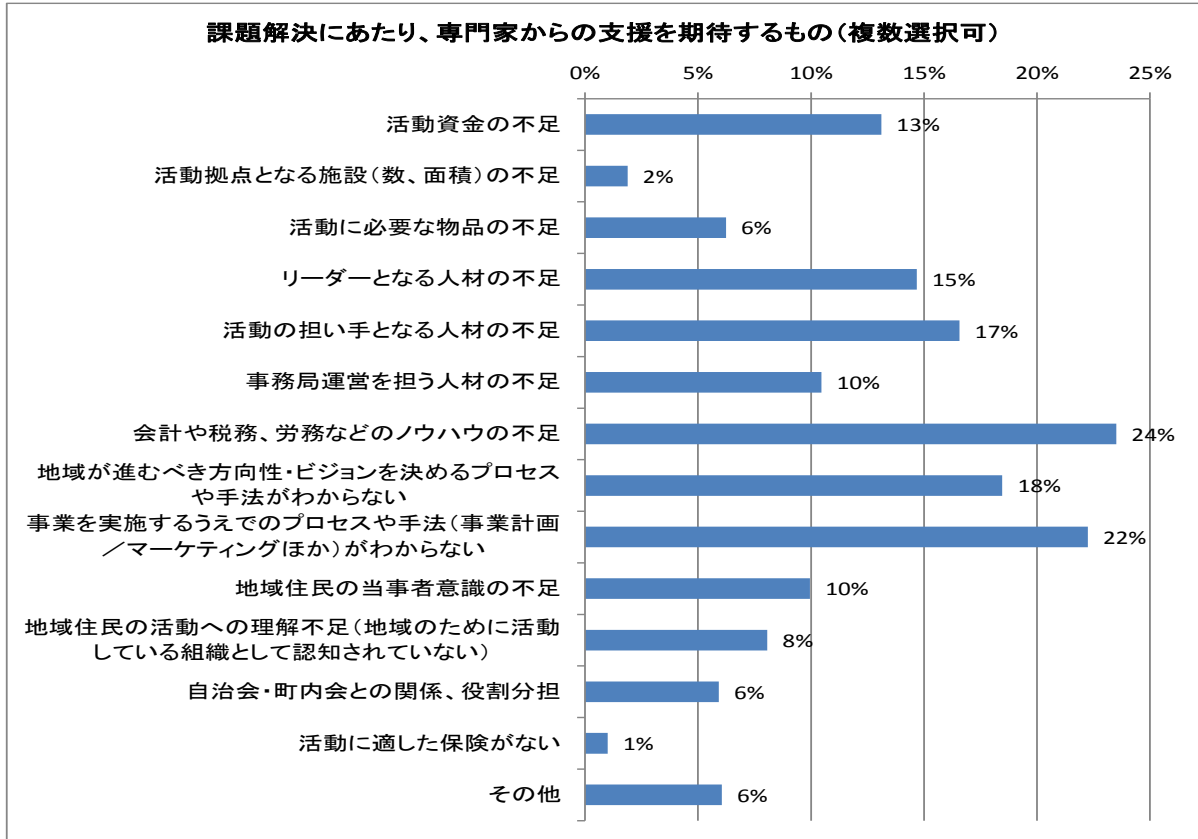
近年、「地域おこし協力隊」の隊員として地域に移住する例が多くなってきている。総務省の調査によれば、この地域おこし協力隊員の約6割が任期終了後も地域に定着している。地域おこし協力隊員は、その任期中に地域住民と触れあい、共に様々な活動に取り組む中で、地域への愛着が高まり、任期終了後も地域への定着を希望することが多い。地域おこし協力隊員には、その任期中あるいは任期終了後において、地域住民（あるいは地域運営組織）の一員として地域の課題を共有し、その解決のための取組を実践する等、地域の貴重な人材として重要な役割を担うことが期待されている。

また、このように地域外の人材が地域活動に参加することにより、新たな担い手の確保が図られるだけでなく、地域に新たな「気づき」が生まれ、新たな地域の魅力の発見や地域運営組織の活動の充実・発展につながっていくという効果も期待される。

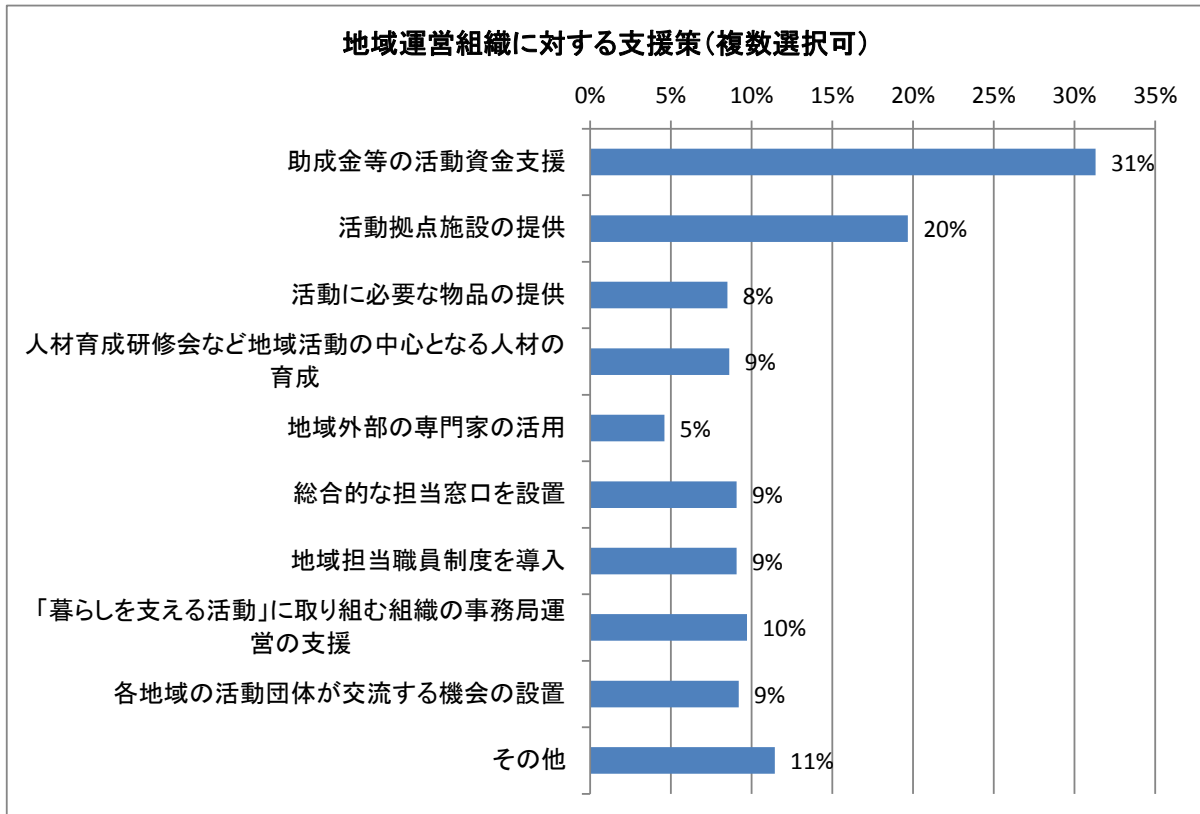
なお、近年、若年世代が都市部から中山間地域に移住する「田園回帰」の動きが見られるとの指摘があることや、CCRCの取組等が進む中、いわゆる団塊の世代における移住希望者が増加している傾向が見受けられるが、そうした様々な移住者が、よ

り早く溶け込み、地域に定着し、安心して地域に住み続けるためには、地域運営組織が地域住民と移住者の橋渡しを行うことも重要である。特に、移住当初は想定していなかった互いの認識のずれ、習慣や年代の違い等から生じる地域住民とのトラブル等については、地域運営組織が相互の事情を的確に把握したうえで、地域全体の課題として、解決に向けた取組を行っていくことが、地域住民、移住者双方の安心感にもつながるものと考えられる。

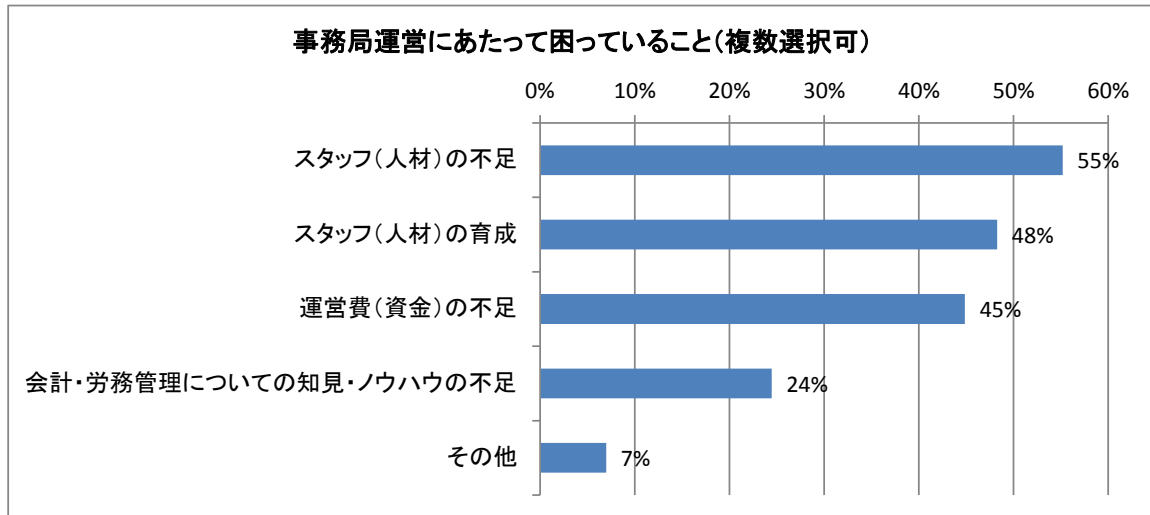
■ 専門家からの支援を期待するもの



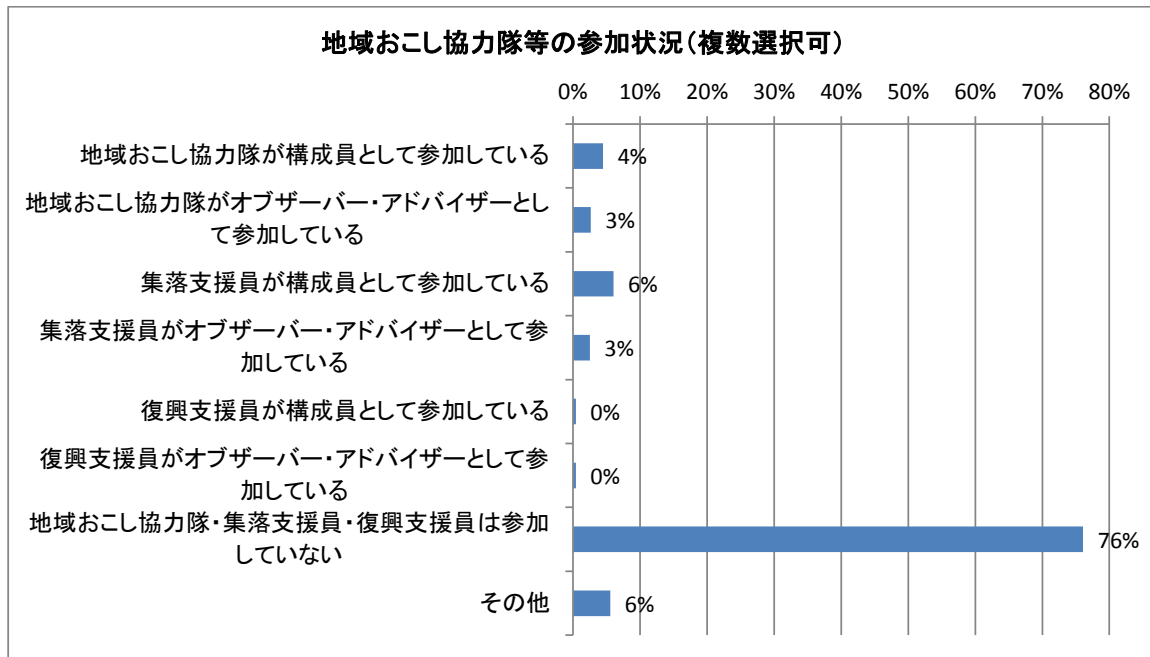
■ 行政から地域運営組織に対する支援策



■事務局運営にあたって困っていること



■地域おこし協力隊等の参加状況



■ 中間支援組織による活動支援の事例

特定非営利法人 都岐沙羅パートナーズセンター(新潟県村上市)

都岐沙羅パートナーズセンターは、平成11年6月に県の広域市町村圏を対象としたソフト事業(ニューにいがた里創プラン事業)の一環として開設され、平成14年3月にNPO法人となった中間支援組織で、新潟県岩船地域(村上市、関川村、栗島浦村)における広域の地域づくりを支援している。同センターの事業内容は、住民支援活動やコミュニティビジネス支援、地域ツーリズムの開発・プロモーション、地域づくり事業のコーディネート、商品開発支援など多岐にわたるが、県の事業を基に実施していたのが「都岐沙羅の元気づくり支援事業」(平成11年～平成17年)である。

当事業は、地域を元気にする企業プランに対して資金と知恵の支援を行うもので、地域を巡って起業に結びつきそうな活動や取組(タネ)を発掘し、申請希望者への事業計画づくりのアドバイスを実施したうえで、公開の空間(スーパーマーケットの広場など)を会場として審査を行い、採択された事業に助成金や専門家の派遣、同センター事務局による日常的なアドバイス等の支援を実施した。その結果、多種多様なコミュニティビジネスの起業家が輩出され、事業実施期間中に支援を実施した79事業のうちの54事業(約7割)が現在も活動・事業を継続中である。

同センターにおいては、当事業の終了後においても、自らが率先して事業をインキュベート(孵化)させるため、「まちカフェ」や「学校と地域をつなぐオープンセッション」、「おしゃべりカフェ」の開催等を通じて多様な主体の連携・ネットワークの構築を支援する等、コミュニティビジネスのノウハウを活かした地域での新しい価値の創造等に取り組んでいる。

公募期間中は地域を回って事業の種を発掘



審査を完全ガラス強りに

公開審査会

村上市内のショッピングセンターにて



元気づくり支援事業(H11~17)の支援を受けた団体の今

	H20.3時点	H25.6時点
①ゼロから起業	16	10 (4事業→㉠, 1事業→㉡, 1事業→㉢)
②事業体としてレベルアップ	21	18 (3事業→㉡)
③新たな商品等を開発	3	1 (2事業→㉡)
④活動の継続性がある程度確立	1	0 (1事業→㉡)
⑤活動自体がレベルアップ	12	9 (1事業→㉠, 1事業→㉡, 1事業→㉢)
⑥ネットワークにより活動の幅が拡大	7	4 (3事業→㉡)
⑦事業が別組織に引き継がれている	7	12
⑧企画検討・可能性調査で終了	7	7
⑨解散・活動停止	4	16
⑩ミッションを達成して解散・終了	0	2

68%が今も活動・事業を継続中(54/79事業)

■地域おこし協力隊が地域運営組織の運営に関わった事例

特定非営利活動法人十日町市地域おこし実行委員会(新潟県十日町市)

十日町市地域おこし実行委員会は、平成17年3月に設立され、「農産物直販事業」や「体験交流事業」など、池谷・入山地区存続のための様々な事業を実施してきた。また、平成24年4月にはNPO法人化し、十日町市全域へのインターシップ生の受け入れのコーディネートや移住希望者向けの情報発信サイト「さとナビ」の管理を行う「移住促進事業」、全国の地域活性化の応援をする「情報発信・農山漁村応援事業」、十日町市内の中山間地の活性化を行う「地域復興支援員設置事業」等に取り組んでいる。

同委員会において事務局長を務める多田朋孔氏は、平成22年に地域おこし協力隊員として十日町市に移住し、様々な地域活動に取り組む中で、同委員会のNPO法人化に必要な手続きや関係者との調整を行った。また、同委員会の取組内容を文字で整理して各種の賞に応募した結果、平成23年度の『地域づくり総務大臣表彰』、平成24年度の『あしたのまち・くらしづくり活動賞』の受賞につながり、地域おこし協力隊員としての任期満了後も同委員会の運営に携わることとなった。

なお、十日町市は、地域おこし協力隊制度の創設期から取り組む先進地域で、現在、市町村としては全国トップクラスとなる延べ43名の隊員を受け入れている。同市ではインターンシップ事業を通じて都市部の若者の参加を呼び掛けており、同委員会はそのコーディネート組織となっている。インターシップ生は、受入集落に住みながら、地域の行事への参加や農作業の体験を通して集落の日々のリアルな暮らしを体験している。

また、地域おこし協力隊員とともに活動することもあり、当事業(インターシップ)がきっかけとなって地域おこし協力隊員にステップアップしたり、十日町市に定住する若者も少なくない。

私たちの思い

私たちは2004年の中越地震をきっかけに、池谷・入山集落を中心に地域おこし活動を行っています。「限界集落」状態だった池谷集落は、若い移住者を迎え子供も増え、限界集落ではなくなりました。「集落の存続と、都会と田舎が手と手をとりあう幸せな社会」を目指して、池谷・入山集落の存続、十日町市内の中山間地の活性化、ひいては全国の過疎地を元気づけるような活動に挑戦していきます。

- ▶ 「池谷・入山集落のあゆみ」
- ▶ 「私たちの活動」

出所:十日町市地域おこし実行委員会ホームページ:<http://iketani.org/>



稲刈りがざかけのイベントの様子



移住促進のためのカフェ形式のイベント(東京)



雪かき道場座学の様子



雪かき道場初級の様子

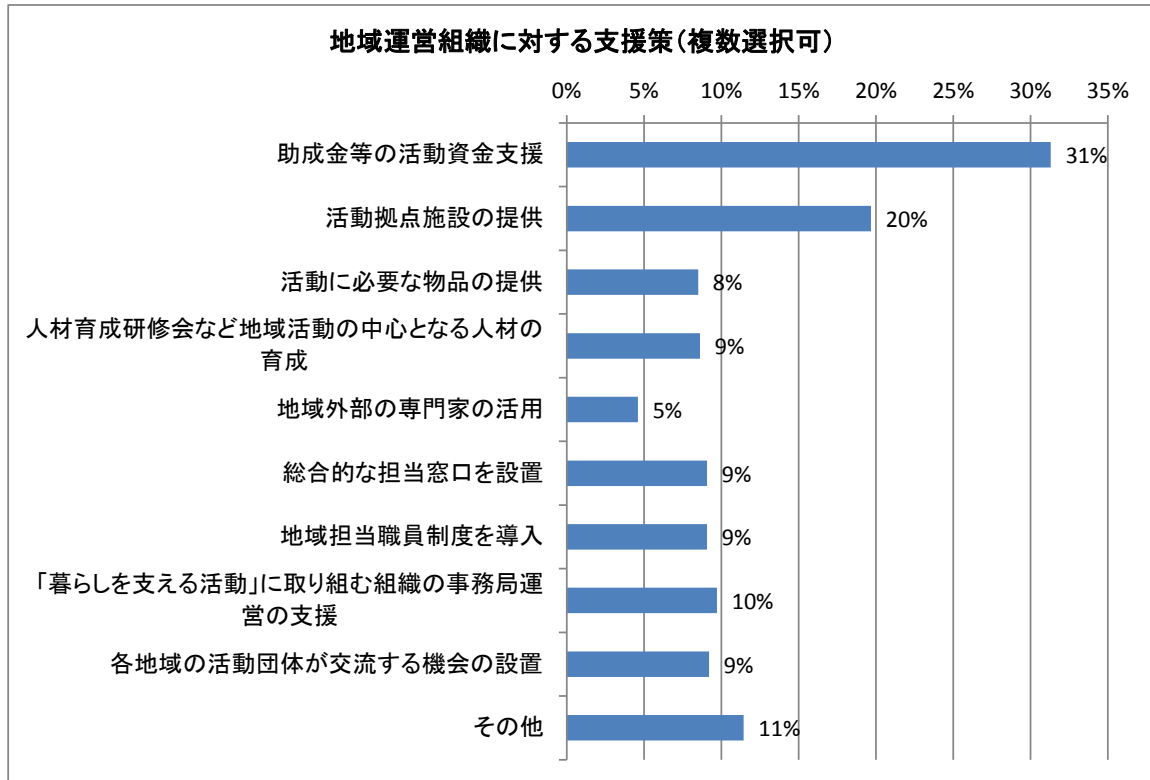
4-3. 地方公共団体の支援

(1) 市町村による支援の実態

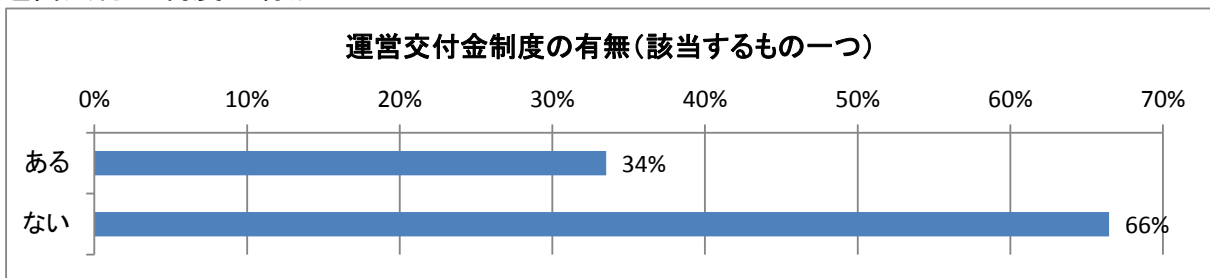
地域運営組織に対する支援策については、「助成金等の活動資金支援」(31%)が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」(20%)となっている。

また、「助成金等の活動資金支援」を実施している市町村のうち、用途をあらかじめ個別に指定しない運営交付金制度の有無については、「ある」(34%)、「ない」(66%)となっている。

■地域運営組織に対する支援策



■運営交付金制度の有無



(2) 地方公共団体による財政的支援

①補助金から交付金へ

地方公共団体から地域運営組織への財政的な支援としては、前述のとおり、地域運営組織の運営のための交付金や各種事業を実施する際の補助金、公共施設の利用許可、賃料免除、指定管理者としての指定による指定管理料の支払い等が考えられる。

このうち交付金・補助金の交付形態としては、事業実施に必要な経費を対象として交付されるもの（プロジェクト支援）と事務局の人件費を含む運営経費を対象として交付されるもの（システム支援）がある。事業を実施する場合、サービス利用料や販売収入などから一定程度の収益が見込まれるため、事務局の管理的な経費（運営経費等）については、事業実施による収益から捻出することとなるが、地域住民の支え合いのための組織である地域運営組織においては、一部の事例を除き、これらの事業収入（収益）のみで必要な経費を賄うことが困難であり、多くの地域運営組織が事務局運営に苦慮している実態を踏まると、事業の実施を目的とした従来型のプロジェクト支援ではなく、安定的・持続的な組織運営を目的としたシステム支援を基本とすることが望ましい。

また、地域運営組織における活動の総合性・多様性を勘案すると、地方公共団体による支援メニューが多様で用途に高い自由度が確保される包括的な交付金（運営交付金等）を交付することが望ましい。

なお、地域運営組織の組織形態や活動内容は組織や地域によって多種多様であり、取組のペースも大きく異なることを勘案すると、地方公共団体においては、一斉・一律ではなく、地域運営組織が担っている地域の課題や取組の発展段階など、それぞれの組織や地域の実情に応じた交付金を交付することも考えられる。

② 地域課題を解決するための組織としての位置付け

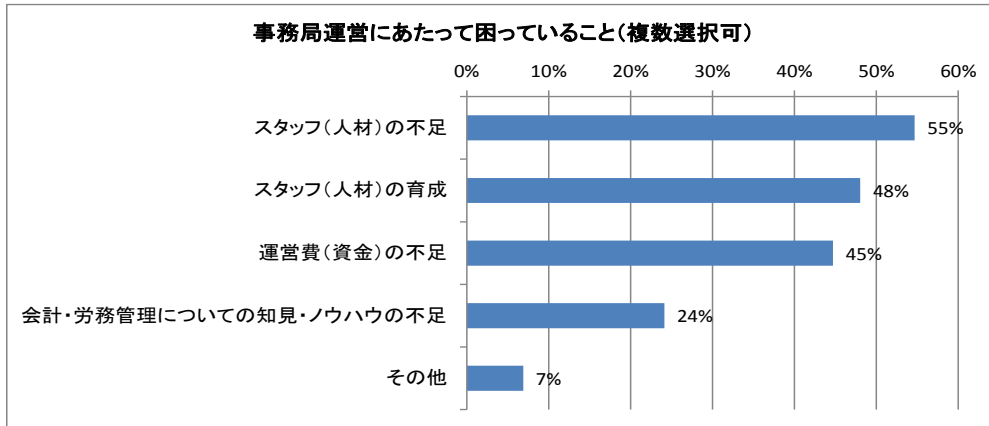
地方公共団体が交付金を交付する場合においては、あくまでも、地域運営組織が地域住民の主体的な参画の下、地域の課題解決のための取組を実施するための組織であることを前提に、地域住民の暮らしを守るという観点から交付するものであるが、地域運営組織は地域協議会（地域自治区）のように法律で位置付けられた組織ではなく、自治会・町内会のように必ずしも地域の全世帯の加入を前提とした組織でもないため、地域の課題解決を目的とした組織であることの確認が課題となる。こうした中、まちづくり条例等の制定により、地方公共団体と地域運営組織との役割分担を明確に定め、（地域運営組織を）地域課題を決定し実行していくパートナーとして位置付けたうえで、運営交付金の交付等の財政支援を行っている地方公共団体がある。

③ 支援目的の明確化と客観的かつ定期的な評価

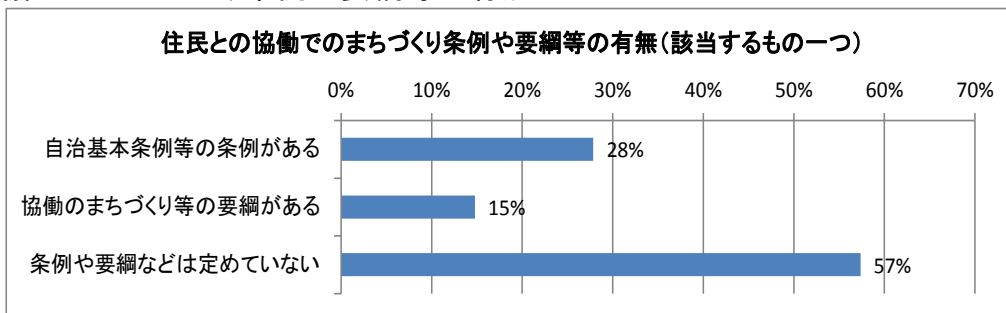
地方公共団体が運営交付金の交付をはじめとする財政支援を実施するにあたっては、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用する観点から、地域で暮らし続けるために最低限維持されるべき機能は何か（コミュニティ・ミニマム）、当該機能を維持するために必要とされるサービスは何か（コミュニティ・ニーズ）、地方公共団体として（地域運営組織に）何を期待するのか、といったことを予め明らかにすることが重要である。また、当該支援を継続的に実施する場合、当該団体においてどのような活動

が行われており、その活動がコミュニティ・ミニマムやコミュニティ・ニーズの充足にどの程度寄与しているか、地方公共団体自身による確認のほか、必要に応じて、外部専門家や中間支援組織等のアドバイスを得て、客観的かつ定期的に評価することも重要である。この場合、活動の評価については、例えば、地域運営組織による活動発表会を開催し、そこに外部専門家や中間支援組織を招へいし、地域運営組織に対して、より良い活動となるようなアドバイスを行うなど、客観性・公平性に加えて、地域運営組織の活動の充実・発展にも資するような仕組みも考えられる。

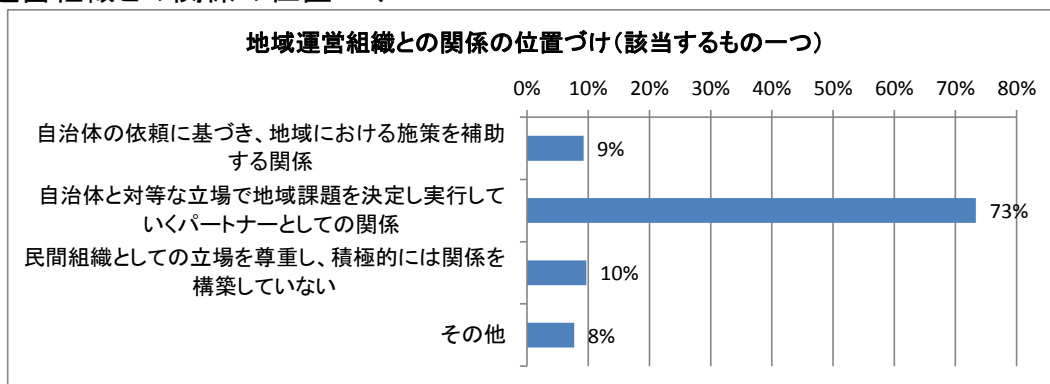
■事務局運営にあたって困っていること



■住民と協働でのまちづくり条例や要綱等の有無



■地域運営組織との関係の位置づけ



■条例・要項等の有無と運営交付金制度の有無

	条例等有	条例等無	総計
運営交付金制度がある	120	60	180
運営交付金制度がない	516	840	1356
	636	900	1536

■市町村による財政支援の事例①(兵庫県朝来市・地域自治包括交付金)

兵庫県朝来市は、平成17年4月、旧朝来郡4町(生野町、和田山町、山東町、朝来町)の合併により誕生した。朝来市では、人口減少や高齢化の急速な進展を背景に、従来の集落(自治会)単位で担われてきた地域活動の維持が困難になる中、平成19年度から20年度にかけて、これらの活動を補完しつつ、地域課題を総合的に解決する新たな組織として、「地域自治協議会」が市内の各地域で設立(平成27年4月1日現在・11組織)された。

この地域自治協議会は、朝来市のまちづくりを推進していくうえでの基本的なルールを定めた「朝来市自治基本条例」(平成21年4月施行)にも明記されており、各協議会においては、地域の多様な主体の参画の下で、地域内で役割分担しながら、買物支援活動、地域学童保育等の「地域住民の暮らしを地域で守る活動」や、特産品づくり(6次産業化)、生涯学習講座等の「地域住民の暮らしを豊かにする活動」など、地域の特性や課題に応じたきめ細やかなサービスが展開されている。

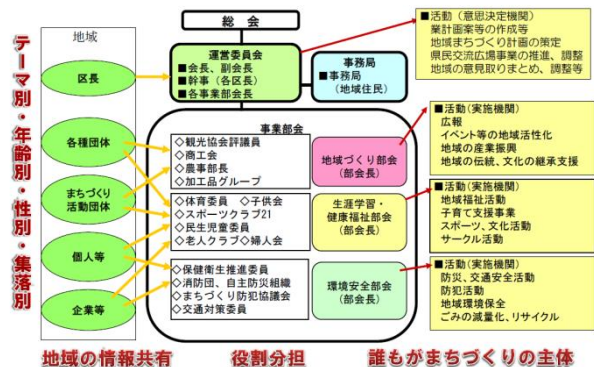
朝来市では、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するため、地域自治協議会に対し「地域自治包括交付金」を交付している。具体的には、地域自治協議会が「地域まちづくり計画」(地域の将来ビジョンやそれを実現するための計画)に基づき、「地域の創意と工夫」「地域の判断と責任」により実施する事業や、従来、朝来市が直接執行していた事業のうち、地域が主体となって効率的・効果的に実施する事業(環境保全事業や交通安全事業等)等に必要な経費への支援として算定した額を、人口や面積等に基づいて各地域に配分する仕組みとなっている。また、地域自治協議会を中心とした主体的な地域づくりには、コーディネート機能やプロデュース機能を担う者が不可欠であるため、当該交付金には、それを担う事務局職員を雇用する経費(1小学校区あたり280万円)が含まれている。さらに、各協議会が策定する地域づくり計画に沿って、計画的に地域づくりが展開できるようにするため、基金への積み立てを可能にしたり、当該年度に交付された交付金に余剰金が生じた場合には、翌年度へ繰越処理が可能な仕組みとなっている。

なお、地域自治包括交付金は、地域自治協議会の主体的な判断に基づいて、地域の実情に照らしながら用途を決定することができるが、その用途明細については、朝来市のホームページ等を通じて市民に広く公開されている。

朝来市の地域自治のしくみ 3



・地域自治組織「地域自治協議会」のイメージ



補完性の原則



買い物支援活動

- ・高齢により自動車が運転できない
- ・近くに食料品を買うお店がない



高齢者の見守り活動も含めて
買い物支援活動をスタート(H23~)

特産品づくり

- ・地産地消
- ・農産物等の販路拡大



加工品開発、6次産業化

資料：朝来市ホームページ

<http://www.city.asago.hyogo.jp/000000072.html>

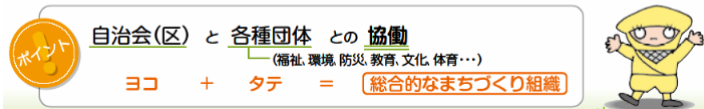
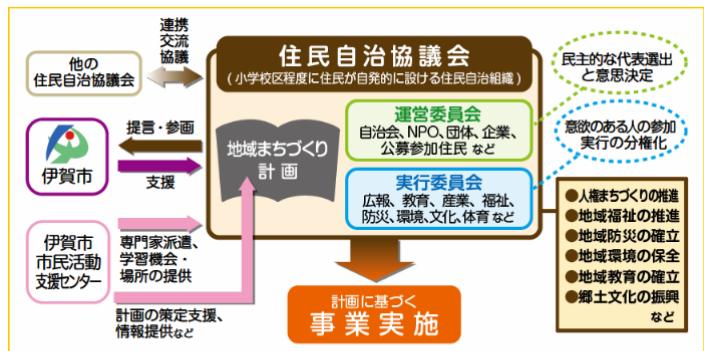
■市町村による財政支援の事例②(三重県伊賀市・地域包括交付金、地域活動支援事業補助金)

三重県伊賀市は、平成16年11月、旧上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の合併により誕生した。平成16年12月には、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を図るため、「自治基本条例」が公布・施行され、その中で、誰もが自由に参加し、身近に地域の課題を話し合える場として「住民自治協議会」が位置付けられた。

住民自治協議会は、当該条例に基づき、概ね小学校区を単位として、市内全域に38の組織が設置(平成27年3月末現在)されており、「答申権」(市長の諮問に応じ答申できる)、「提案権」(地域の合意決定のもとに市長に提案できる)、「同意権」(地区内に重大な影響が及ぶ市の事務は予め同意を得る)、「決定権」(狭域有効業務を市がメニュー提示し、地域の意向により受託)といった権能が与えられている。各地域においては、高齢者の生活支援や買物バスの運行、農産物直売所の運営など、地域の実情に応じた様々な活動が行われている。

伊賀市では、住民自治協議会に対する財政支援として、「地域包括交付金」と「地域活動支援事業補助金」の2種類の助成制度を設けている。このうち「地域包括交付金」は、市が自治会等の地域に支出していた補助金や委託料等を包括交付金としてまとめたもので、地域まちづくり計画に基づき、地域で自由に用途が決められる。また、「地域活動支援事業補助金」は、地域まちづくり計画を実現するための新たな活動や、新たな工夫が加えられた既存の活動に対して助成を行うもので、公開審査会でプレゼンテーションを実施し、評価基準点以上で順位を付けたうえで、助成対象事業を採用する仕組みとなっている。

なお、「地域包括交付金」については、その使用明細を協議会ホームページ等により広く公開することが義務付けられており、「地域活動支援事業補助金」についても、交付団体に事業報告書類の提出や活動報告会(公開)への参加が義務付けられている。



資料：伊賀市ホームページ等

<http://www.city.iga.lg.jp/ctg/55853/55853.html>

<http://www.city.iga.lg.jp/ctg/626991/626991.html>

■市町村による財政支援の事例③(三重県名張市・ゆめづくり地域予算制度)

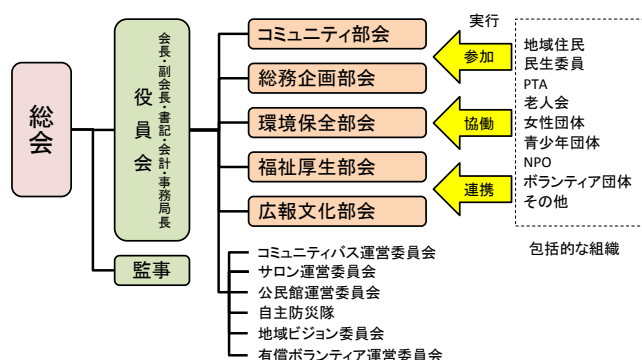
三重県名張市では、平成14年における市政一新を契機に、住民による自主的・主体的なまちづくりに向けた取組を財政的に支援するため、平成15年4月に制定された「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」に基づき、従来の補助金を廃止し、使途自由な交付金(ゆめづくり地域交付金)を交付する「ゆめづくり地域予算制度」を創設した。また、市内全15地域において、概ね小学校区を単位とした「地域づくり組織」を設立し、地域住民が当該交付金をもとに自己決定・自己実現を図る仕組みを構築し、地域と行政が役割分担しながら、「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりの取組を推進した。その後、平成17年1月に「名張市自治基本条例」を制定し、地域づくりの主体として「地域づくり組織」を位置付けるとともに、平成21年4月に「名張市地域づくり組織条例」を制定し、従来の区長制度を抜本的に見直す(市長が区長を委嘱して委託料等を支払う上下関係を解消)など、地域づくり組織が地域の課題解決のための事業を自ら実施する仕組みを整備した。さらに、平成24年3月には、地域の特性を活かした個性ある将来のまちづくり計画として、「地域ビジョン」が市内全15地域で策定され、市が「地域ビジョン」を最大限尊重し、総合計画に位置付けたうえで予算に反映することにより、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値の創出を目指す協働事業「ゆめづくり協働事業提案制度」を推進している。

「ゆめづくり地域予算制度」は、従来の地域向け補助金を廃止したうえで、使途自由で補助率や事業の限定がない交付金(ゆめづくり地域交付金)を交付する制度で、市内15の「地域づくり組織」による住民主体のまちづくりを支援している。具体的には、「基本額」(基礎額3,500万円を人口割(70%)と均等割(30%)にて配分)をベースに、「加算額」(地区代表者協力事務費等のコミュニティ活動費を所属する基礎的コミュニティの数や人口で按分して配分)、「事務局経費」

(1地域あたり原則30万円を配分)、「地域事務費」(基本額150万円に人口等を勘案して加算)を上乗せして算定された交付金を、一括して地域づくり組織に交付している。現在、各地域においては、当該交付金をもとに、防犯パトロールや子育て広場の開設、コミュニティバスの運行など、多種多様な活動が活発に行われている。

なお、当該交付金の交付対象は、住民の合意により実施するまちづくり事業であれば、ハード、ソフトを問わないが、交付を受けた団体は、条例の規定に基づき、毎年度の事業実績を市長に報告することが義務付けられるとともに、自ら積極的に情報公開等を行い、透明性を確保することが求められている。

地域づくり組織の体制の例



【地域交付金の積算根拠】

平成27年度

基本額	人口割	$3,500 \text{ 万円} \times 70\% \times \text{地域人口} \div \text{市人口}$
	均等割	$3,500 \text{ 万円} \times 30\% \div 15$
加算額 (コミュニティ活動費)	地区代表者協力事務費	$72,000 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティ数 (174)}$
	地区活動費	$25,000 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティ数 (174)}$ $200 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティの人口}$
事務局経費 (特別交付金)	1地域30万円 (但し、国津地域:50万円 薦原地域、錦生地域、箕曲地域:各40万円)	
地域事務費	基本額1,500千円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額(平成24年度から)	

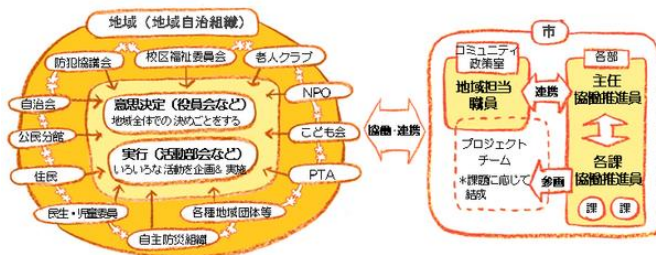
※ 上記の積算根拠に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付。

資料: 名張市ホームページ

<http://www.city.nabari.lg.jp/s012/070/060/250/201502053506.html>

■市町村による財政支援の事例④(大阪府豊中市・地域活動助成金)

大阪府豊中市では、近年の少子高齢化や情報化の進展、近隣関係の希薄化等を背景に日頃の見守りや防災への備えなど、身近な地域での支え合いを如何に維持していくかが課題となる中、「豊中市地域自治推進条例」(平成24年4月施行)を制定し、地域と市が協働で地域課題の解決に総合的に取り組むための新たな仕組みづくりを推進している。



概ね小学校区の範囲に、住民や地域団体が知恵や力を持ち寄り課題を解決していく寄り合いの仕組み(地域自治組織)を構築し、地域全体で取り組む必要のある課題や各種団体に共通する課題に対応できるようにしている。また、地域と行政をつなぐ窓口となる職員を配置する等、市の各部署が情報共有、協力・連携して地域の課題に総合的に対応するための体制を整えている。

豊中市では、地域自治への取組段階に応じて「地域自治助成金」、「地域自治組織活動交付金」及び「地域づくり活動計画策定助成金」の3種類の助成制度を設け、地域自治組織の形成や活動に要する経費に対する支援を実施している。このうち「地域自治助成金」は地域自治組織の立ち上げ等に要する経費の一部を助成するもので、1団体あたり30万円を上限に交付される。また、「地域自治組織活動交付金」は、市長の認定を受けた地域自治組織の活動経費の一部を助成するもので、1団体あたり300万円を上限に交付される。さらに、「地域づくり活動計画策定助成金」は、市長の認定を受けた地域自治組織が地域づくり活動計画を策定するために必要な経費の一部を助成するもので、1団体が20万円を上限に交付される。

このように、豊中市では、地域自治の推進にあたり、地域住民の自主性・主体性を尊重して全市一斉一律で進めることはせず、それぞれの地域の現状を踏まえ、地域ごとの取組のペースで、その地域の特性を活かして、段階的に取り組むこととしており、これを「豊中スタイル」と呼んで取組の基本理念としている。

○ 地域自治推進の取組の段階に応じて、3種類の助成制度を設けています。

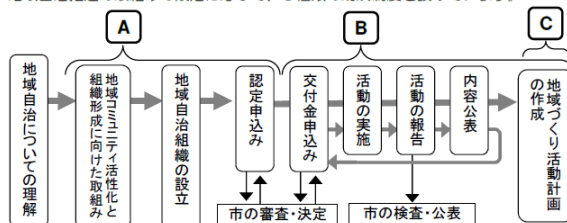


表1 助成の種類と申込みができる組織

助成の種類	内容	申込みができる組織
A 地域自治助成金	地域自治組織を形成しようとする組織、または市長の認定を受けようとする地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部を助成します。	次の要件をすべて満たす組織。 ①活動の範囲は、おおむね小学校区 ②すべての地域住民を対象に、地域コミュニティの活性化や地域自治組織形成の取組を行う ③規約に、地域自治の原則に即した運営を行うことを規定している
B 地域自治組織活動交付金	市長の認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部を助成します。	市長の認定を受けた地域自治組織
C 地域づくり活動計画策定助成金		

Q&A
2

資料：大阪府豊中市 HP、(<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/npo/jiti/index.html>)

「地域自治の推進に関する助成の手引き」(平成28年2月 第2版 豊中市市民部コミュニティ政策課)

(3) 地方公共団体による人的支援(補助金から補助人へ)

地方公共団体が地域運営組織との連携・役割分担・支援等を通じて、地域づくりを協働するにあたっては、地域と地方公共団体との信頼関係が不可欠である。この信頼関係を醸成するためには、地方公共団体において、補助金・交付金を通じた財政的支援に加え、地域の声を受け止め、地域に寄り添いながら、当事者意識を持って地域をサポートする「補助人」による人的な支援を行うことが重要である。この場合、各種制度の規制や運用だけでなく、個別の事情に踏み込み、積極的にかかわる「地域マネジメント」の視点に基づいた支援が重要であり、地方公共団体の職員には、より積極的な「補助人」として、様々な分野の活動に係るアドバイスや情報を的確かつ迅速に提供するなど、地域運営組織の多岐にわたる活動を包括的に支援することが求められている。

こうした行政による地域運営組織への支援を進める取組として、まず、本庁舎等に「ワンストップ窓口」(地域と行政をつなぐ窓口として地域住民への支援や庁内の連絡調整を行う部署)を設置し、そこに部局横断的に職員を配置することを通じて、地域からの意見・要望を一箇所に集約し、関連施策や計画等の情報を迅速かつ的確に発信することが考えられる。

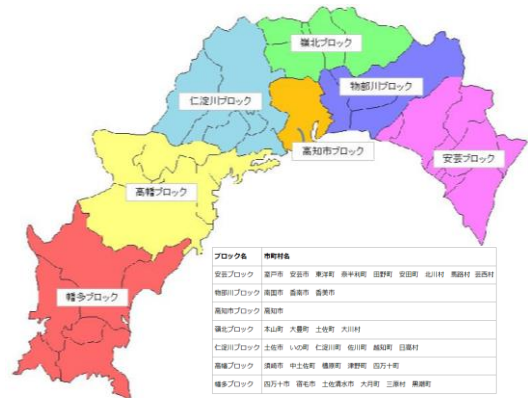
また、地域の課題解決に向け、複数の課が連携して取り組む必要がある場合には、各課の担当者などによるプロジェクトチームを設置することも考えられる。

このほか、公民館や出先機関(あるいは地方公共団体内の担当部署)等に「地域担当職員」を配置し、一人ないし複数人の職員で地域コミュニティを担当し、機動的な情報提供やアドバイスをする仕組み(地域担当制)を導入している例もある。

なお、地方公共団体職員に加えて、地域内の関係団体(例えば、商工会やJA、中間支援組織など)が「チーム」として、地域運営組織の活動を支援する取組も有効である。

■地域担当職員による支援の事例①(高知県)

高知県では、職員が地域に駐在し、それぞれの視点で自主的に活動を行う制度として、平成15年度に「地域支援企画員制度」を導入し、地域の元気づくりや支え合いの取組を支援している。地域支援企画員は「地域のニーズや思いを汲みながら、地域の自立や活性化に向けた取組を支援するとともに、県民の声を県政に反映させるために、地域において活動を行う」ことを基本理念に、県内を7ブロックに分け、県内34市町村をカバーするよう、全市町村に配置されている（平成27年12月時点で地域産業振興監7名、地域支援企画員57名の総勢64名を配置）。



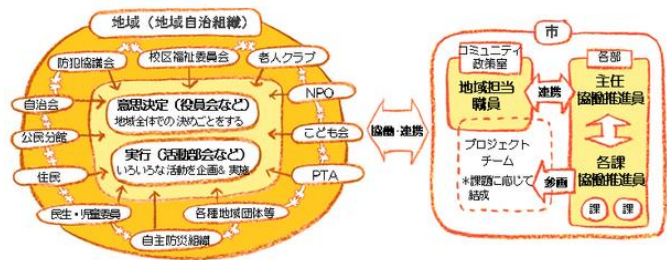
出所：高知県ホームページ：http://www.pref.kochi.jp/soshiki/120801/shienintoha.html

地域支援企画員の主な役割は、①産業振興計画の地域アクションプランに盛り込んだ個々の取組の支援、②新たに地域アクションプランに盛り込む取組の育成、③地域住民の主体的な活動に対するアドバイス、④人と人とのつなぎ役や他地域、市町村、県とのパイプ役等であり、それぞれ地域の実情やニーズに応じた支援を行っている。具体的には、自主防災の活動、地域資源を活かしたグリーンツーリズムや特産品づくり、子育てや障害者の自立に向けた活動など、県と地域をつなぐパイプ役として、様々な支援を行っている。

■地域担当職員による支援の事例②(大阪府豊中市)

大阪府豊中市では、地域自治推進条例において、地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員を配置するなど、地域の課題に横断的に対応できる体制を整備すべきことが定めてられており、市では、地域と行政をつなぐ窓口として、コミュニティ政策課に「地域担当職員」を配置し、地域自治の推進を図っている（平成27年4月1日現在で本庁舎に専任職員6名（正規職員4人、非常勤職員2人）が配置されており、2人1組で市内全域を担当）。

地域担当職員は、地域自治組織の形成及び活動の支援を主な業務とし、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行っている。具体的には、「地域自治組織の設立まで」の支援として、①地域と顔の見える関係づくりや現状・課題等の把握（地域活動の見学、取材等）、②地域に関わる情報の収集や関連情報の提供（地域の会合へのオブザーバー参加など）、③地域自治組織の設立に向けた支援（助言、相談対応、事務のサポートなど）等を行うとともに、「地域自治組織の設立後」の支援として、④地域自治組織の運営・活動の支援（助言、相談対応など）や⑤地域の課題解決に向けた地域自治組織と市の関係部局との連絡調整・コーディネート等を行っている。



また、市の各部局が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議・連携していくための体制として、市の全部局で構成する「協働推進本部会議」を設置し、各課に地域との協働の窓口となる協働推進員を配置し、地域担当職員と協力・連携して地域の課題解決に取り組んでいる。

出前講座で説明します！

豊中市では、今後の活動のヒントにしたいための講座を随時行なっています。集会の前後や行事の1つとして開催するなど、みなさんのご都合にあわせて、職員がいづれでも、どこでも説明に伺います。コミュニティ政策室（下記）まで、お気軽にご相談ください。

講座メニュー

- 地域を良くするための新しいしくみ
このパンフレットの内容の説明や意見交換
- ご近所づきあいを楽しむヒント
活動が活発な地域や団体の取組事例とコツの紹介
- 顔見知り・つながりづくり体験
気軽に楽しく話せる交流の場（ラウンドテーブル）の体験

地域担当職員が対応します！

地域自治には関心があるけど、どうすればいいかわからない…。そんなときはお気軽にご相談ください。

「地域ごとの状況に応じた柔軟な取組み」こそ、豊中スタイルの核心。あなたの地域にあった取組みを一緒に考えましょう！

5. 今後、検討すべき課題等

5-1. 地域運営組織の形成時に関する課題

前述のとおり、現在、市町村内に地域運営組織がない市町村のうち、約9割において地域運営組織の必要性を感じており、今後、これらの地域で地域運営組織の形成が進んでいくことが考えられる。

地域運営組織は、地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けた取組を実践する組織であるが、その形成に至るまでのプロセスは全国一律ではなく、地域によって様々なパターンがある。

具体的には、自治会・町内会などの地縁組織が母体となって形成される場合（自治中心型）もあれば、地域でコミュニティビジネスに取り組んでいるNPO法人等が地域との関係を密にする中で形成される場合（事業中心型）もある。

また、地域経営の指針策定後にその指針に基づいて形成される場合もあれば、地域運営組織の形成後に地域経営の指針を策定する場合もあり、さらには、地域のつながりから、小学校区単位で形成される場合もあれば、集落単位、中学校区単位で形成される場合もあるなど、地域の歴史や風土、直面している課題等によって多種多様であるため、地方公共団体が地域運営組織の形成を推進するにあたっては、そうした多様性を十分に認識しつつ、地域住民の合意形成から組織の立ち上げに至るまでのプロセスに応じた人的・財政的な支援が重要となる。

このうち財政的な支援については、地域運営組織の形成に必要な経費（ファシリテーターの招へいに係る旅費・謝金、ワークショップ開催のための会場借上料・資料印刷費、臨時職員経費（人件費）、事務所・店舗開設費（ハード・ソフト）等）について、地域住民が負担することとした場合、金銭的な負担が大きく、合意形成が困難になること等が考えられるため、地方公共団体による一定の支援が重要である。

また、こうした財政支援について、単年度限りの支援として実施する場合、限られた期間内での組織形成が困難な場合が見込まれるが、一方で、年限の定めがない支援（恒久的な支援）として実施する場合においても、いつまでも議論が集約されず、協議を繰り返すのみの状況に陥るおそれがあるため、地域運営組織の形成に係る財政支援については、あくまで組織の形成期に限定した「スタートアップ支援」として、例えば「取組初年度から最大で3年以内」とする等、明確に期限を設けることが考えられる。

また、地域住民の主体性を引き出し、地域運営組織の活動を地域全体でバックアップするという観点から、全額を地方公共団体の交付金等で賄うのではなく、地域住民による会費負担や寄附・出資等によって初期費用（施設改修費や備品購入費等）の全部又は一部を賄うことも考えられる。

なお、地域運営組織の形成にあたってファシリテーター等の外部専門家や中間支援組織等の支援を活用する場合に、どのような人材（専門家）がいるのか、どういう分野の専門家がいるのか、といったことが分からない場合には、政府で作成している「地域活性化伝道師」や「地域力創造アドバイザー」などの専門家データベースやNPO法人一覧等を参考とすることが考えられる。

■専門家データベース（例）

制度名	紹介・派遣元	概要	登録者数
地域活性化伝道師	内閣府 (地方創生推進室)	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言を行っている。 (URL) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html	332名 (H27.5.1時点)
地域人材ネット (地域力創造アドバイザー)	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について、総務省が支援している。 (URL) http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/	327名 (H27.12.28時点)
新・地域再生マネージャー	一般財団法人 地域総合整備財団 (ふるさと財団)	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援している。 (URL) http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/	51名 (H28.3.1時点)
地域力創造データベース	一般財団法人 地域活性化センター	地域活性化を推進するために、適切な助言を行う各分野のアドバイザーの情報をまとめた「地域力創造人材データベース」において、アドバイザーの自己PRや地域づくりの実践例、講演等の実績、委員会等の就任状況等の情報を掲載している。 (URL) https://www.jcrd.jp/index.php?option=com_content&view=article&id=141&Itemid=593	357名 (H28.3.1時点)
農山漁村活性化人材支援バンク	農山漁村 活性化支援人材バンク 事務局	農山漁村の活性化に取り組む地域に対し、1回の講演から長期的な支援まで、現地のニーズに合わせ、特産品開発、地域ブランド創出、交流型観光、環境、景観、地域福祉、防災、ICT、集落運営、栽培支援等、幅広い専門家を紹介している。 (URL) http://www.keieiken.co.jp/nousonjb/	407名 (H28.3.1時点)
6次産業化プランナー	6次産業化 サポートセンター	6次産業化中央サポートセンターや都道府県ごとの6次産業化サポートセンターに配置された6次産業化プランナーが、農林漁業者等の6次産業化の取組につながる案件の発掘や新商品開発・販路拡大のアドバイス、六次産業化法の認定申請から認定後のフォローアップまでを一貫してサポートしている。 (URL) http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index1.html	延べ1,010名 (H27.12.31時点)

■地域住民からの寄附や出資によって初期費用の一部を賄った事例①

農村交流施設「森の巣箱」(高知県津野町)

高知県津野町床鍋地区は、昭和41年に中学校、昭和59年に小学校が廃校となり、集落内には人工林が生い茂り、林業衰退・少子高齢化が着々と進んでいった。また、地理的にも津野町にあるにも関わらず須崎市を迂回しなければ役場に行けない等、行政サービスの格差が存在し、人口減少・高齢化が急速に進展する中、集落維持が困難な状況になりつつあった。こうした中、「このままでは集落が消滅してしまう」との危機感から、平成7年に住民有志で「床鍋地区開発検討会」を立ち上げ、平成13年に「床鍋とことん会」が発足(開発検討会は解散)し、校舎の活用計画等を盛り込んだ「葉山村床鍋集落活性化プラン」が策定された。その後、津野町は同プランに基づいて必要な整備を行い、平成15年には、集落コンビニ(集落生協)、宅配サービス、食堂(居酒屋)、宿泊施設、多目的教室やホール(結婚式場、合宿所)、温泉施設を兼ね備えた農村交流施設「森の巣箱」がオープンした。

「森の巣箱」の運営は「森の巣箱運営委員会」(任意団体)が町と0円の指定管理委託契約を締結して行っている。また、同施設の開設に係る初期費用のうち、施設整備費は補助金等を活用しつつ、当面の運転資金については、1世帯当たり10万円の出資を呼び掛け、集落住民全員から出資を得て確保した。さらに、コンビニの運営については、同委員会が各戸と毎月の購買協定を結んで最低限の売り上げを確保した。

「森の巣箱」は、当初、住民の利便性を高めることを意図して開設されたが、実際にオープンしてみると、県内外からたくさんの人々が来訪し、居酒屋での交流、森のビアガーデンの開催、ホタル祭り等を通じて多くの体験交流が生まれることとなった。

なお、現在は、大学等の協力を得ながら、見守りなどの集落福祉も展開している。



■地域住民からの寄附や出資によって初期費用の一部を賄った事例②

特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ(山口県山口市)

阿東地域は山口市の北東部に位置し、旧村単位の5地区に分かれており、そのうち地福地区においては、高齢化の進展を背景に独居又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、平成22年に地区内唯一のスーパー(JA)が撤退し、日常生活機能の確保が課題となっていた。

こうした中、「地福地域づくり協議会」が主体となってアンケートを実施する等、地域内で協議を重ねた結果、地域の後継者を呼び戻す地域づくりを目指し、買い物機会の確保だけでなく、地域の交流の場として地域拠点を整備することとなり、平成24年に「地福ほほえみの郷運営協議会」(任意団体)を設置し、撤退したスーパー(JA)の建物と敷地を無償で借り受け、地域主体による生活店舗(ミニスーパー)と交流スペース「ほほえみの郷トイトイ」がオープンした。その後、運営主体の「地福ほほえみの郷運営協議会」は、地域外に出た者が再び地域に戻ってくる「人材の循環」を目指すという理念の下、平成26年にNPO法人化して「特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ」となった。

「ほほえみの郷トイトイ」開設にあたっての初期費用・約150万円は地区内の600世帯から「開設支援金」(1口2千円)を集めて賄った。1日の平均来客数は100人程度で、6時間/6時間の2人交代制で地域住民が店番をしている。近くに物流網がなく、仕入れコストが割高であるため、地元商店等による委託販売のスペースを多めに確保する等の工夫をしている。また、店舗に来客できない高齢者をターゲットに移動販売サービスも開始し、現在、売上全体の約3割を占めるに至っている。さらに、平成26年には、地域の60~70代を中心とした女性グループが弁当惣菜の製造・加工を行う「トイトイ工房」を立ち上げ、店舗に併設する形で厨房施設を設置した。このほか、店舗の約半分を占める交流スペースにおいては、タブレット講習や生涯学習講座、交流事業等の集客イベントが定期的で開催されており、地域住民のよりどころとなっている。

今後は、将来的な認定(NPO)の取得も念頭に、地域外の出身者との繋がりを意識した事業を実施する予定。具体的には、移動販売スタッフにヘッドセット型の小型カメラを装着し、撮影した高齢者の映像を地域外にいる家族に向けて配信する事業や、地域外にいる出身者に試作品を送り、外部の目線で特産品を開発する事業を検討している。



5-2. 地域運営組織の理解を深める事業、広域的なネットワークづくり等

地域運営組織の持続的運営や活動（取組）の更なる発展を図るためには、地域内における課題や取組を地域の枠を超えて共有し、相互に学び合い、高め合う取組の活性化が重要であり、行政や地域運営組織の職員・関係者等においては、そうした学び合い・高め合いの場の創出や積極的な参加が望まれるところである。

島根県雲南市では、市内全域の地域運営組織（地域自主組織・30組織）が一堂に会し、それぞれの地域の取組状況を披露する「自慢大会」が定期的に行われている。地域自主組織には励みになる晴れ舞台であるとともに、相互の切磋琢磨や情報の共有、ネットワーク構築の貴重な機会となっている。また、地域自主組織と市役所が直接的・横断的に協議を行う「円卓会議」も開催されている。

また、雲南市は、三重県伊賀市、名張市及び兵庫県朝来市とともに、このような取組を「小規模多機能自治」とよび、同様の取組を行う全国の市町村との情報共有等を目的として、平成27年2月に「小規模多機能自治ネットワーク会議」を立ち上げた。同会議は設立当初、全国の地方公共団体を中心とした142会員でスタートしたが、その後、ネットワークの広がりとともに会員数が増加し、平成28年2月25日現在で207会員となっている。

さらに、国においても、地域運営組織の全国的な普及・啓発に向け、全国の地方公共団体の職員や各種団体・個人の関係者を対象とした研修会や説明会、フォーラム等の開催を通じて、積極的に情報発信を行っている。平成27年10月に総務省と山形県が共同で開催した「全国市町村長サミット2015in山形」においては、地域運営組織をメインテーマとした分科会を設置し、各市町村長による先進事例の発表や地域運営組織の持続的発展等に向けた意見交換が行われた。また、平成28年1月に内閣府 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が開催した「地方創生☆「小さな拠点」づくりフォーラム」においては、「小さな拠点」形成に向けた取組体制の確立（地域運営組織の形成）等について、先発地域のケーススタディ・トーク（先進事例発表）やパネルディスカッション、各省庁による平成28年度関連予算説明等が行われた。

全国市町村長サミット2015 in 山形

地域元気創造

平成27年 10月19日(月)・20日(火)

山形テルサ (10月19日)
ホリメイトホール山形 (10月20日)

主催：総務省・山形県 共催：山形市・山形県 協賛：山形県連合会 協賛：山形県連合会 協賛：山形県連合会

分科会
地方への新しいひとの流れをつくる(地域おこし協力隊)
平井 太郎 滋賀県立大学助教授
山田 浩 山形県立大学助教授
山田 浩 山形県立大学助教授
山田 浩 山形県立大学助教授

参加市町村長 募集

みんなの力を合わせ、できることから始めよう。
地域の明かりを消さないために。

地方創生☆「小さな拠点」づくりフォーラム

参加費無料 (事前申込制)

平成28年1月20日(水) 12:30~16:00 (12:00開場)

日本消防会館 (ニッポンホール) 2F (東京駅前丸の内線徒歩5分)

皆さんの今暮らしている地域は、これからも大丈夫ですか？ 生活に困りごとはありませんか？ 地域の将来を考えたときに、自分たちの手で働き掛けてみませんか？ 地域に合った地方創生は地域の人が中心の一歩です。

■プログラム

- 挨拶(予定)：石塚 茂(地方創生担当大臣)
- 国による取組の説明：内閣府地方創生推進室
- 地方自治体による取組の説明：蓮水 雄一(鳥取県雲南市市長)
- 先発地域のケーススタディ・トーク
 - 山形県川西町吉島地区 NPO せらりしじまネットワーク
 - 和歌山県紀伊郡上神野地区 上神野地区まちづくり推進協議会
 - 広島県安芸高田市小原地区 小原地域振興会
- パネルディスカッション
 - コーディネーター：小田切 康典(明治大学大学院教授)
 - 山形県川西町吉島地区 NPO せらりしじまネットワーク
 - 和歌山県紀伊郡上神野地区 上神野地区まちづくり推進協議会
 - 広島県安芸高田市小原地区 小原地域振興会

※フォーラム終了後、平成28年度小規模多機能自治推進事業の予算説明を行います。

※主催：内閣府 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、山形県、山形市、鳥取県 鳥取県連合会、鳥取県連合会、鳥取県連合会

6. 地域運営組織の形成等に関する政府の取組

総合戦略においては、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の体制づくりや利便性の高い地域づくりとして、「小さな拠点」（集落生活圏の維持）を推進する方針が示され、今後、関係府省庁の事業等による「小さな拠点」の形成支援をはじめ、関係府省庁による連携した支援の維持・強化を図るとともに、先駆的な取組を行う地方公共団体との連携を進めること等を通じて、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）の取組を促進することとされている。

また、「小さな拠点」の形成などにより持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を行うための組織（地域運営組織）の形成が重要と位置付けられ、地域運営組織に関する先発事例の体系的な整理・提供や、各府省庁の事業や外部人材の導入等を有効活用した取組体制の構築から事業着手までの支援、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備等を進めることとされている。

さらに、平成 32 年（2020 年）までの 5 年間における重要業績評価指標（K P I）の一つとして、新たに「小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000 か所を目指す」こと及び「住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000 団体を目指す」ことが明記され、政府として、地域における地域運営組織形成に向けた取組等を支援していくこととされている。

こうした中、総務省においては、平成 28 年度地方財政計画において、地方における現下の喫緊の重点課題に対応するための「重点課題対応分」の一つとして、「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進」に 500 億円を計上した。

具体的には、①地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、市町村が地域運営組織に対して運営交付金等の支援を行うための経費（地域運営組織の運営支援のための経費）や、②地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組として、高齢者交流や声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等の取組を行うための経費（高齢者等のくらしを守る経費）について、普通交付税により措置するほか、特別交付税措置を講じることとしている。

今後、全国の市町村においては、これらの財政措置を有効に活用しつつ、地域運営組織の形成や持続的な運営に必要な支援措置を適切かつ迅速に講ずることが期待される。

【参考】平成 28 年度地方財政対策について

■平成 28 年度地方財政対策のポイント(抜粋)

1. 通常収支分

(2) 重点課題対応分(仮称)の創設等

- ・地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費を重点課題対応分(仮称)として地方財政計画の歳出に計上

重点課題対応分(仮称)	0.25兆円
・自治体情報システム構造改革推進事業	0.15兆円
・高齢者の生活新等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進	0.05兆円
・森林吸収源対策等の推進	0.05兆円

■平成 28 年度地方財政対策の概要(抜粋)

高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進

- 人口減少や高齢化が著しい地域においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民がくらし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立(地域運営組織※の形成)を図る必要がある。
- このことから、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用を地方財政計画に計上。

【平成 28 年度における措置(市町村 500 億円)】

(1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活やくらしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費を計上。

(2) 高齢者等のくらしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組(高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等)に係る所要の経費を計上。

※ 地域運営組織

地域の生活やくらしを守るため、地域でくらす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組みとして、主に小学校区で形成。

7. まとめ

地域運営組織については、総務省において、平成 25 年度から 3 年度にわたり、有識者による研究会を設置のうえ、先進事例の収集や地域運営組織の定義・現状・課題等の整理・分析を行うとともに、地域運営組織の形成及び持続的な運営に必要な方策について調査研究を行ってきた。

これまでの調査研究の成果として、今年度改訂された総合戦略において、地域運営組織の重要性が位置付けられるとともに、平成 28 年度地方財政計画において、新たに設けられた「重点課題対応分」の柱の一つとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な経費等が計上される等、地域運営組織の形成及び持続的な運営に向け、政府一体となって取り組む体制が整備されたところである。

一方で、現在取組を実施している地域運営組織の持続的運営や、今後、地域住民が中心となって地域運営組織を形成するにあたり、残された課題も存在している。具体的には、前述の地域運営組織の形成時における財政支援のほか、地域運営組織を担う人材の確保・育成、それを支援するための仕組みづくりや、実務面における様々なサポート、地域運営組織の組織形態（法人化）のあり方等の課題がある。

今後とも、引き続き、これらの課題について調査研究を行うことにより、地域のくらしを守るための仕組みづくりを推進することが重要である。

暮らしを支える地域運営組織に関する研究会の概要

1. 研究会の目的

高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織について、先進事例を体系的に整理・提供するとともに、外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、同組織の健全かつ持続的な活動を確保するための方策について調査研究を行うため、暮らしを支える地域運営組織に関する研究会を開催する。

2. 研究会の構成委員

【座長】

小田切 徳美 明治大学農学部教授

【委員(50音順)】

池本 桂子 特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会理事
 斎藤 主税 特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター事務局長・理事
 作野 広和 島根大学教育学部教授
 櫻井 常矢 高崎経済大学地域政策学部教授
 柴田 直子 神奈川大学法学部自治行政学科准教授
 武岡 明子 札幌大学地域共創学群准教授
 名和田 是彦 法政大学法学部教授
 若菜 千穂 特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター常務理事

3. 研究会の開催概要

回	開催日時・場所	主な議題
第1回	日時:平成27年7月22日(水) 場所:TKP 虎ノ門ビジネスセンター	・昨年度事業の概要 ・今年度事業の内容・スケジュール等 ・先進事例発表(鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会)
第2回	日時:平成27年8月31日(月) 場所:TKP 虎ノ門ビジネスセンター	・先進事例発表(情報工房/都岐沙羅パートナーズセンター) ・アンケート(案)の検討 ・現地視察実施方針(案)の検討
第3回	日時:平成27年12月4日(金) 場所:みずほ総合研究所株式会社	・先進事例発表(兵庫県朝来市) ・現地視察結果報告 ・アンケート調査結果(暫定版)の検討
第4回	日時:平成28年1月29日(金) 場所:TKP 虎ノ門ビジネスセンター	・報告書骨子・論点(案)の検討
第5回	日時:平成28年3月1日(火) 場所:みずほ総合研究所株式会社	・報告書(案)の検討

「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査 結果概要

1. アンケート調査の概要

本事業では、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。

アンケート調査の実施概要及び調査対象は以下の通りである。

実施主体：	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室
調査期間：	平成 27 年 9 月 29 日～平成 27 年 10 月 30 日
調査対象：	全市町村(1,741)（東京都特別区含む）
回答数：	1,590 市町村（回収率 91%）、個票：1,723 団体*

■調査対象

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、次のような活動を行っている組織。

総合的なもの 生活支援関係	市町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理（指定管理など） コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援（清掃、庭の手入れなど）、弁当配達・給配食サービス、買い物支援（配達・地域商店運営、移動販売など）
子育て支援関係	高齢者福祉関係 声かけ・見守り、高齢者交流サービス* 保育サービス、一時預かり
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理など

*集会所等が集まり時間を共有することで、孤立化の防止やコミュニティ機能を維持向上。

※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業（学校・保育所、病院、介護施設等）やそれに付帯する送迎等

<市町村集計結果>

2. 地域運営組織の概要

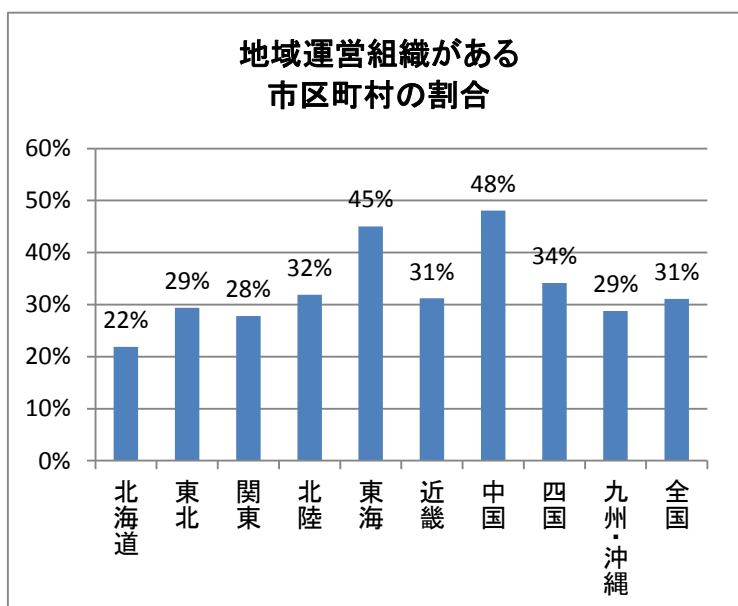
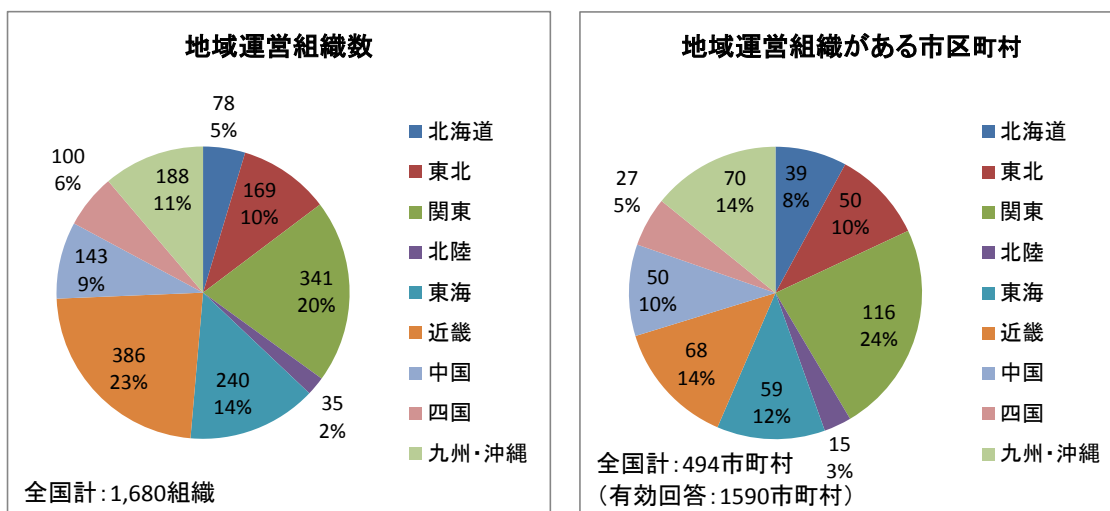
「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がある」と回答した市町村は、有効回答1,590市町村中の494市町村(31%)となっており、地域運営組織の組織数は、全体で1,680団体※となっている。

また、地域別にみると、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がある」と回答した市町村の割合は、中国地方(48%)が最も多くなっており、次いで東海地方(45%)となっている。

さらに、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織がない」と回答した1,093市町村中の965市町村(88%)が、「暮らしを支える活動に取り組む地域運営組織」を、現在ない地域に立ち上げていく必要性を感じている。

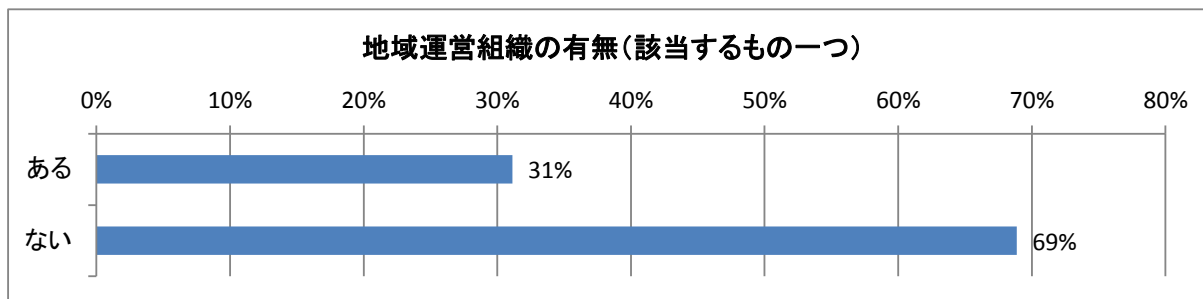
※ 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく事業を実施することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とした組織であり、地域運営組織の構成員として重要な役割が期待されるものの、本調査の地域運営組織の組織数からは除外している

■ 「暮らしを支える活動」に取り組む組織がある市町村と組織数



2-1. 地域運営組織の有無

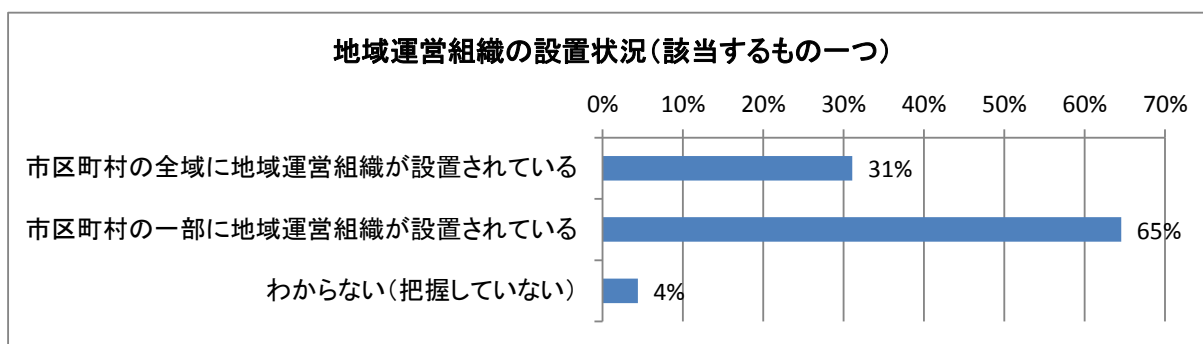
- ・地域運営組織が「ある」(31%)となっている。



2-2. 地域運営組織の設置状況

(地域運営組織があると回答した市町村(494)への追加質問)

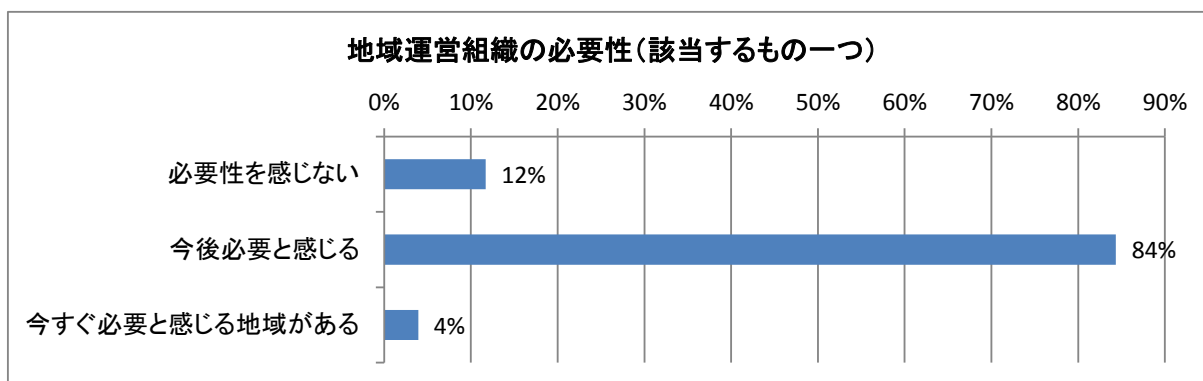
- ・「市区町村の一部に地域運営組織が設置されている」(65%)、「市区町村の全域に地域運営組織が設置されている」(31%)となっている。

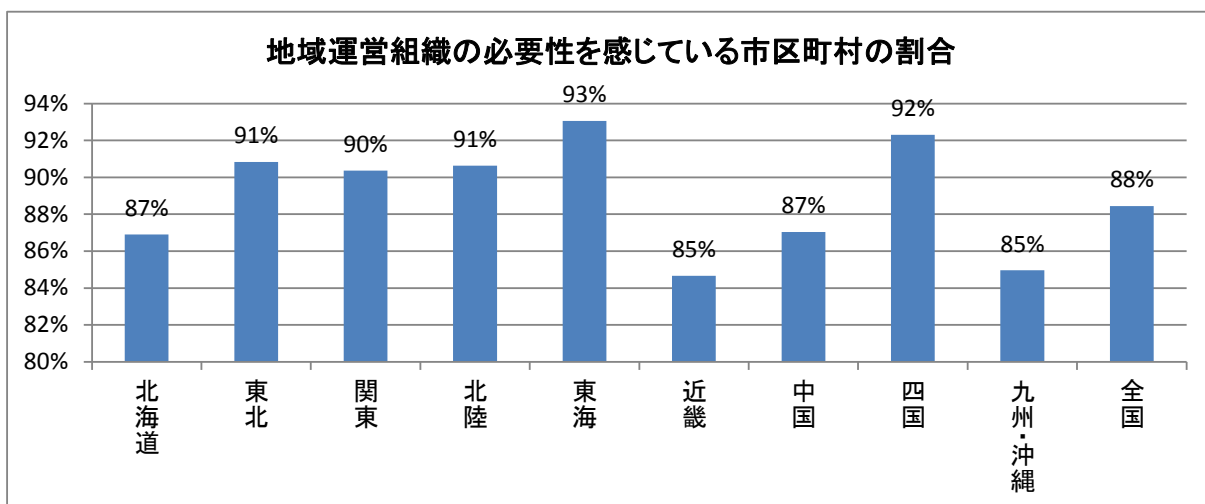


2-3. 地域運営組織の必要性

(地域運営組織がないと回答した団体(1,093)への追加質問)

- ・「今後必要と感じる」(84%)が最も多くなっており、「今すぐ必要と感じる」(4%)を加えると、約9割の市町村が地域運営組織の必要性を感じている。また、地域別にみると、地域運営組織の必要性を感じている市町村は、東海地方(93%)で最も多くなっており、次いで四国地方(92%)となっている。

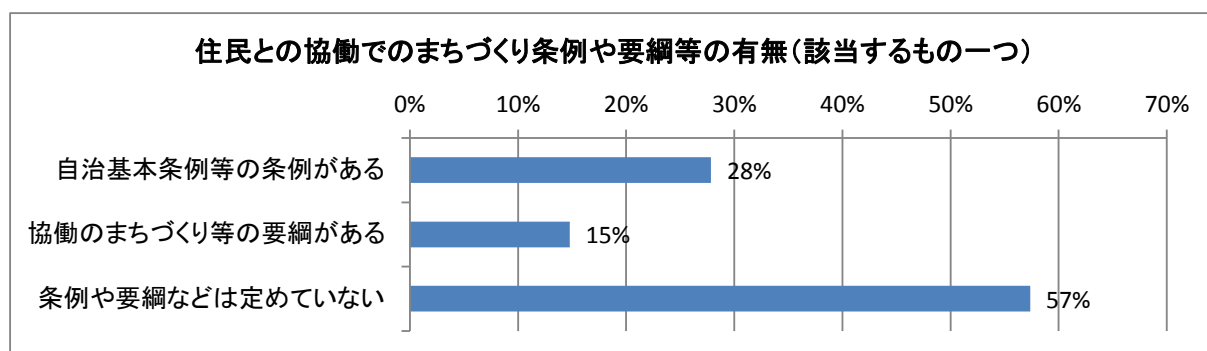




3. 地域住民とのまちづくりに関する条例等の状況(問1)

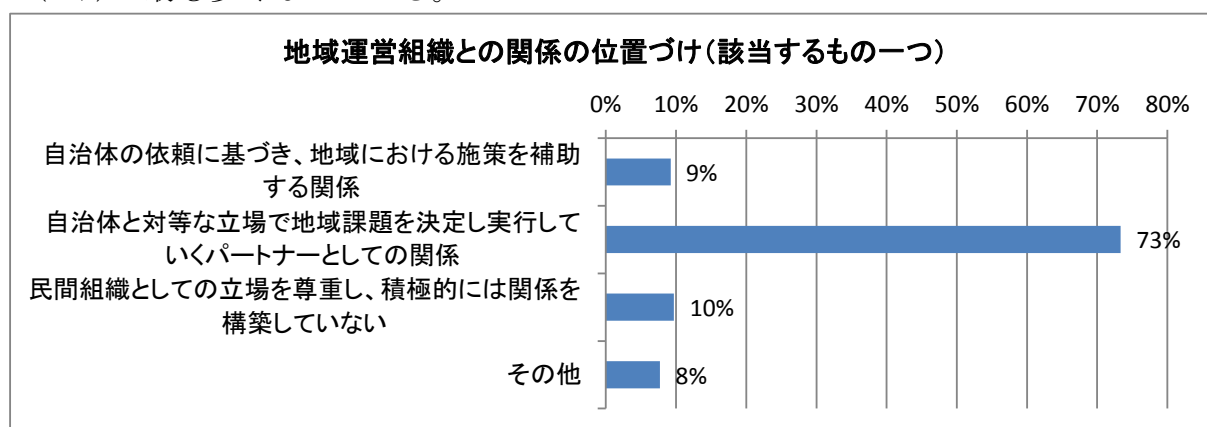
3-1. 住民との協働でのまちづくり条例等の有無(問1-1)

- ・「自治基本条例等の条例がある」(28%)、「協働のまちづくり等の要綱がある」(15%)となっている。



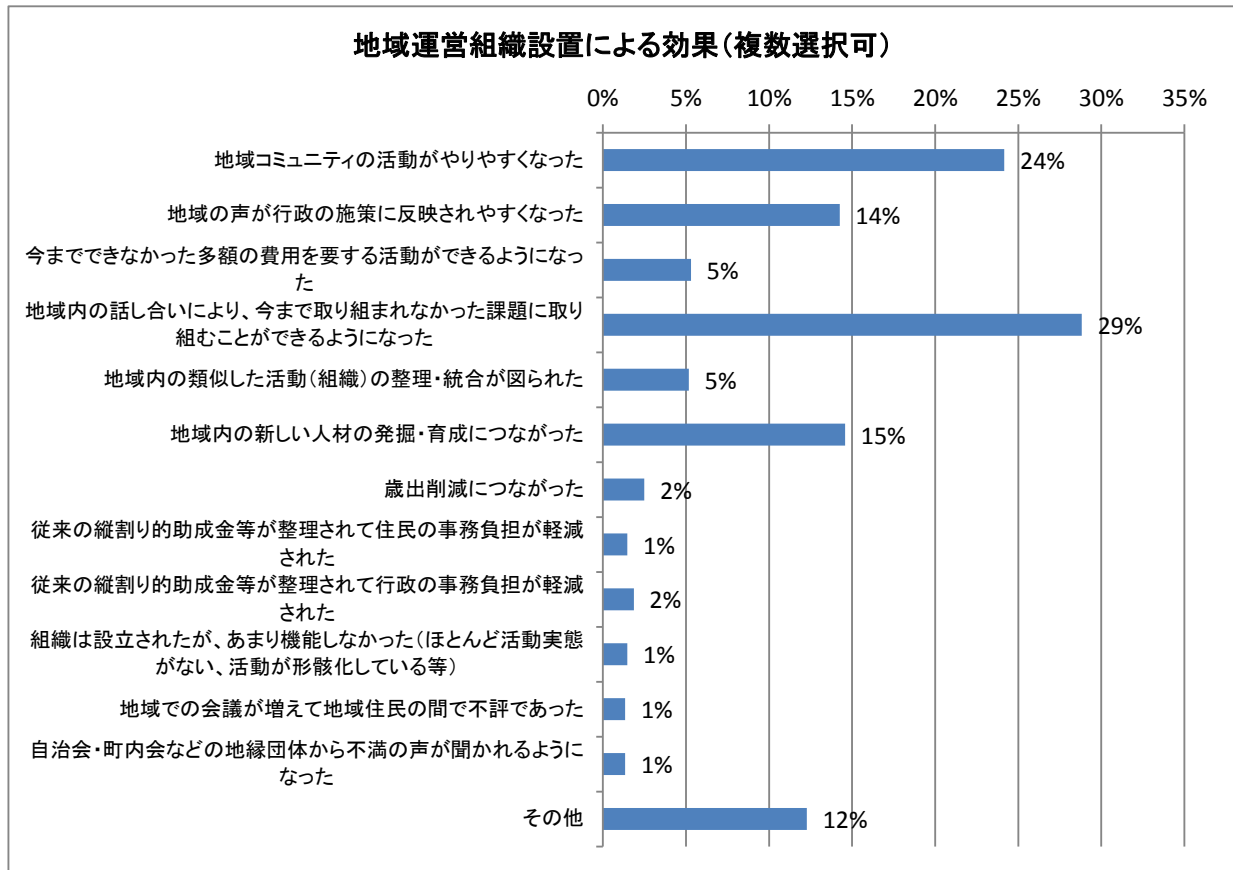
3-2. 地域運営組織との関係(問1-2)

- ・「自治体と対等な立場で地域課題解決を決定し実行していくパートナーとしての関係」(73%)が最も多くなっている。



3-3. 地域運営組織設置による効果(複数回答)(問1-5)

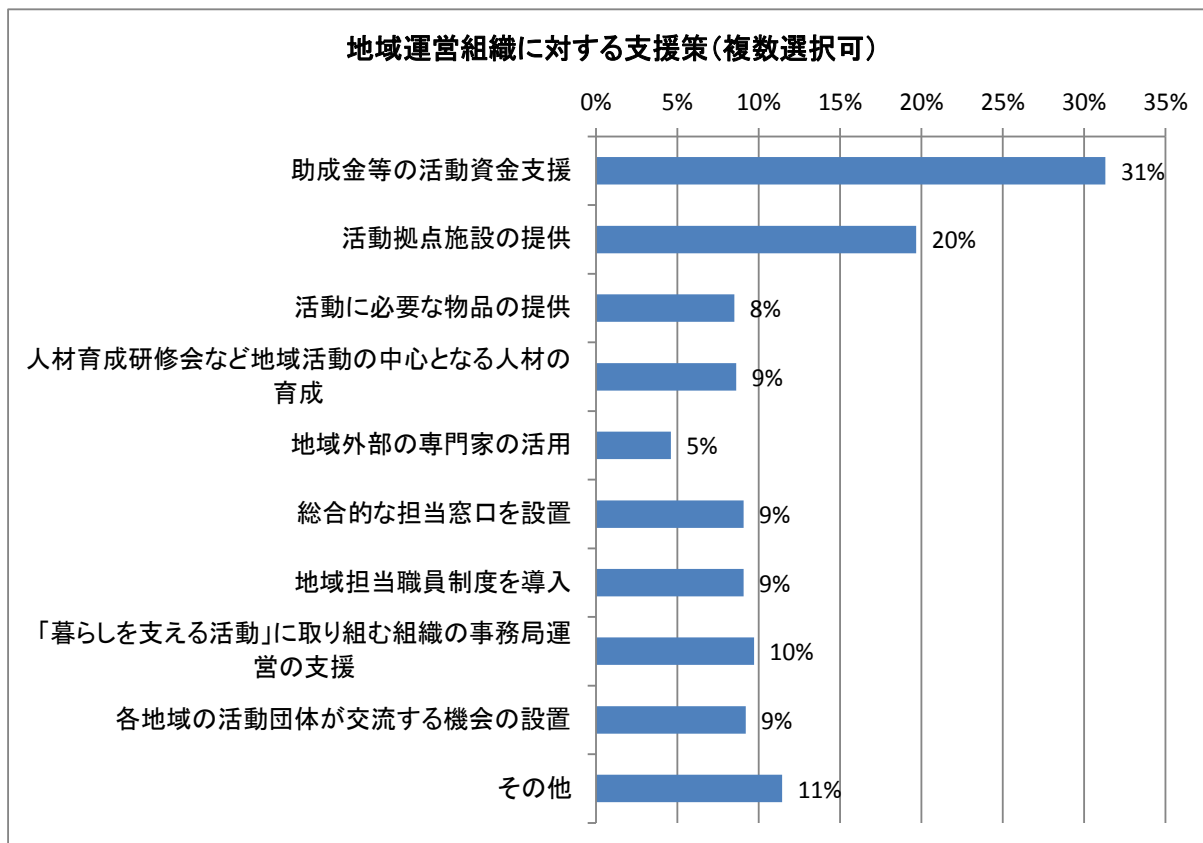
・「地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった」(29%)が最も多くなっており、次いで「地域コミュニティの活動がやりやすくなった」(24%)、「地域内の新しい人材の発掘・育成につながった」(15%)となっている。



4. 地域運営組織に対する支援の実態等(問2)

4-1. 実施している支援策(複数回答)(問2-1)

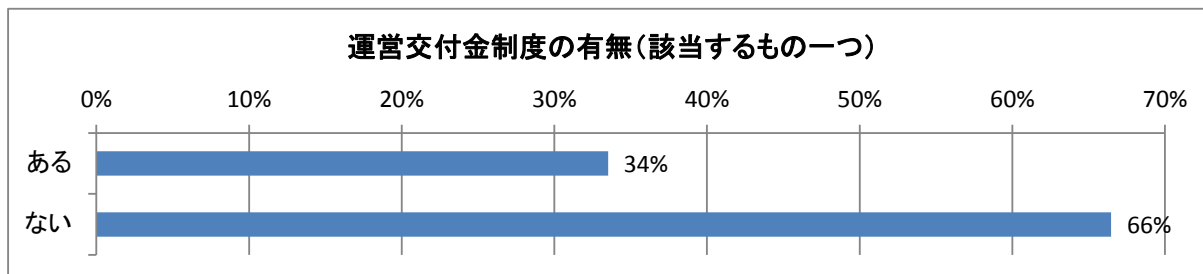
- ・「助成金等の活動資金支援」(31%)が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」(20%)、「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援」(10%)となっている。



4-2. 運営交付金制度について(問2-2)

(1) 運営交付金制度の有無

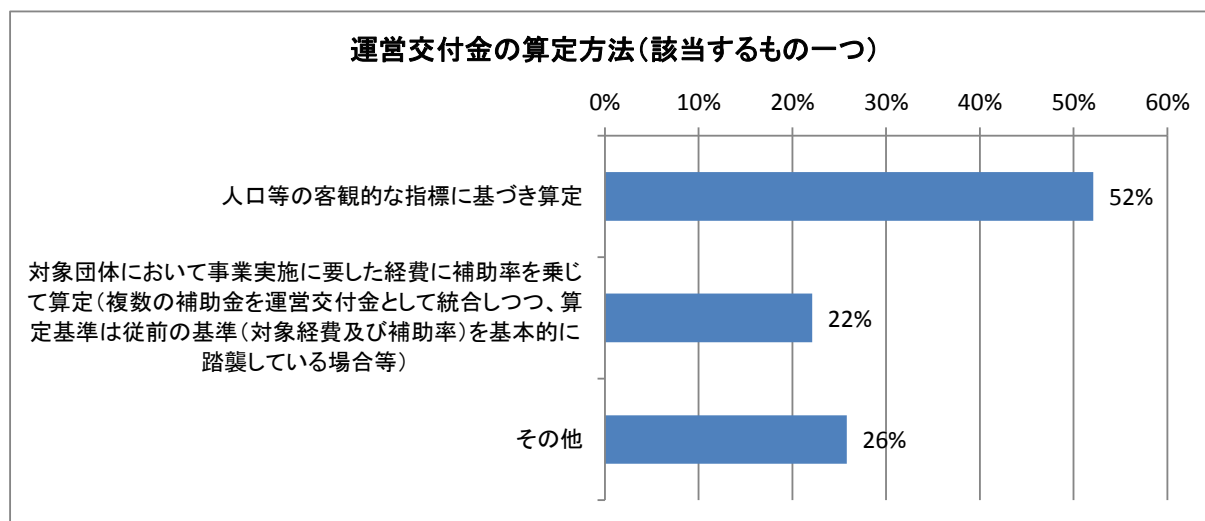
- ・運営交付金制度が「ある」(34%)となっている。



(2) 運営交付金の算定方法

(運営交付金制度があると回答した市町村への追加質問)

- ・「人口等の客観的指標に基づき算定」(52%)が最も多くなっている。

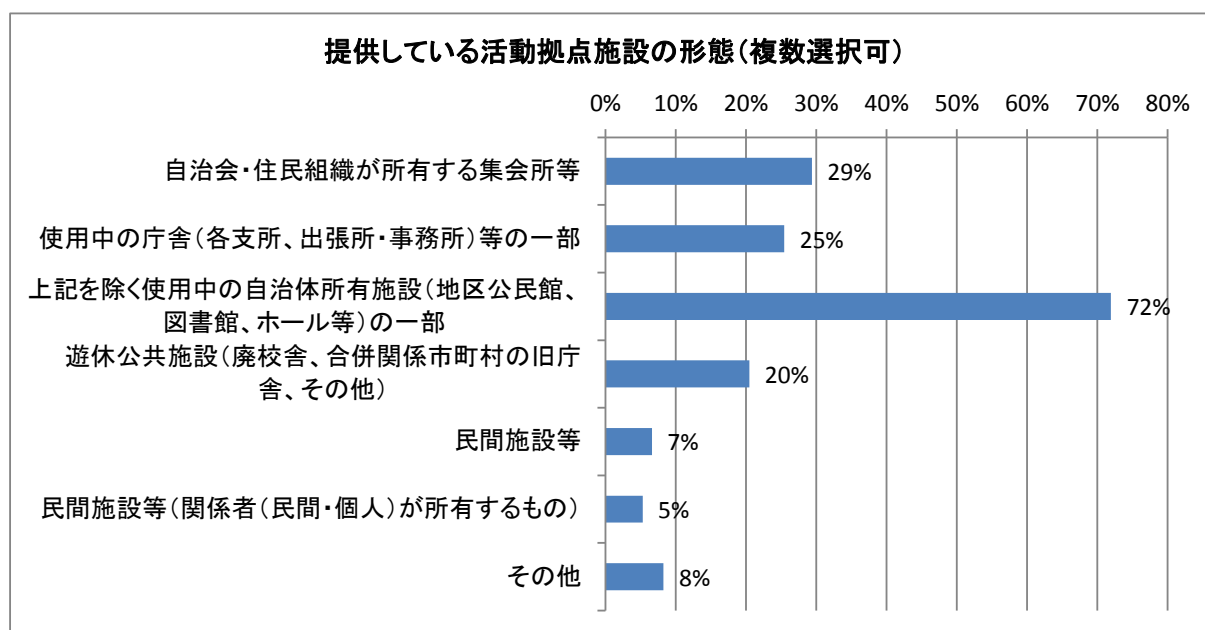


4-3. 地域運営組織に対する活動拠点施設の提供について

(活動拠点施設を提供していると回答した市町村への追加質問)

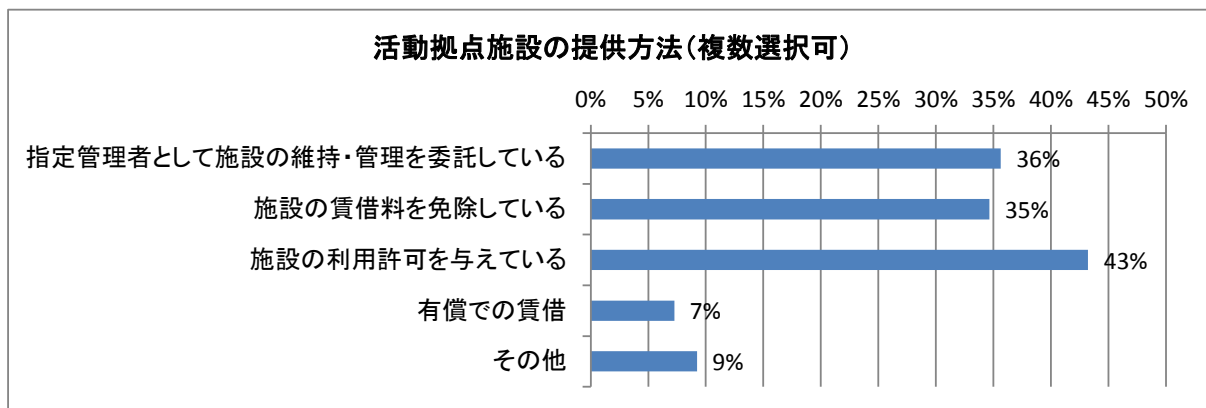
(1) 提供している活動拠点施設の形態(複数回答)(問2-3)

- ・「使用中の自治体所有施設(地区公民館、図書館、ホール等)の一部」(72%)が最も多くなっており、次いで「自治会・住民組織が所有する集会所等」(29%)、「使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部」(25%)となっている。



(2)活動拠点施設の提供方法(複数回答)(問2-4)

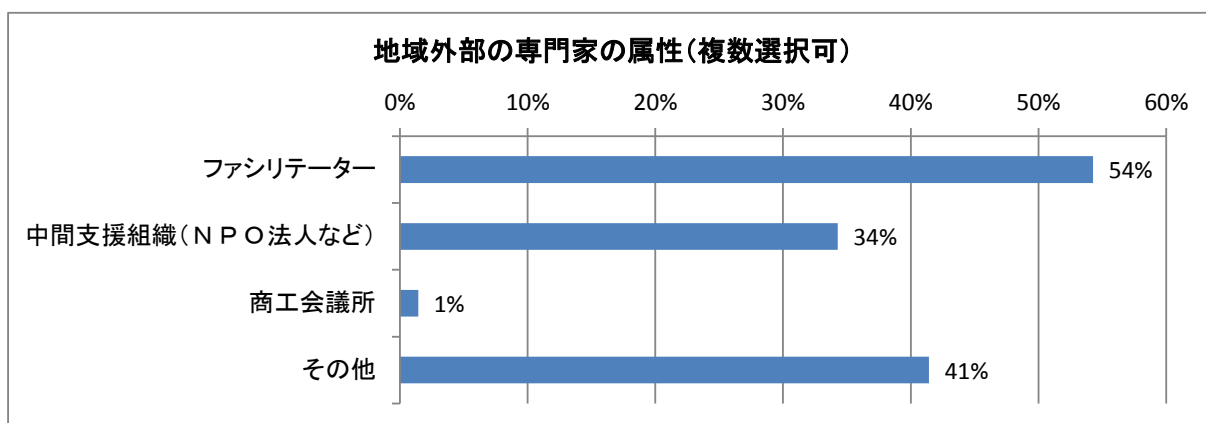
- ・「施設の利用許可を与えている」(43%)が最も多くなっており、次いで「指定管理者として施設の維持・管理を委託している」(36%)、「施設の賃借料を免除している」(35%)となっている。



4-4. 地域外部の専門家の属性(複数回答)(問2-5)

(地域外部の専門家を活用していると回答した市町村への追加質問)

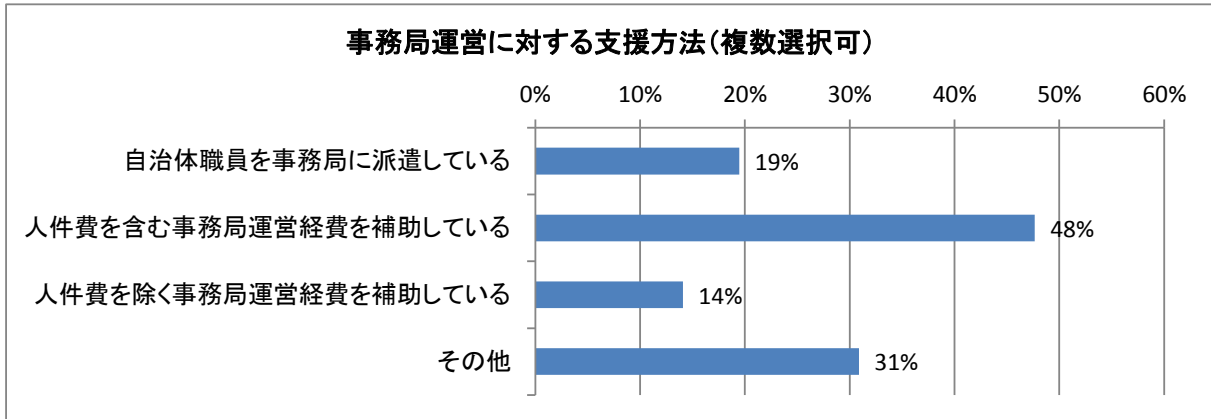
- ・「ファシリテーター」(54%)が最も多くなっており、次いで「中間支援組織(NPO法人など)」(34%)、となっている。



4-5. 地域運営組織の事務局運営に対する支援方法(複数回答)(問2-6)

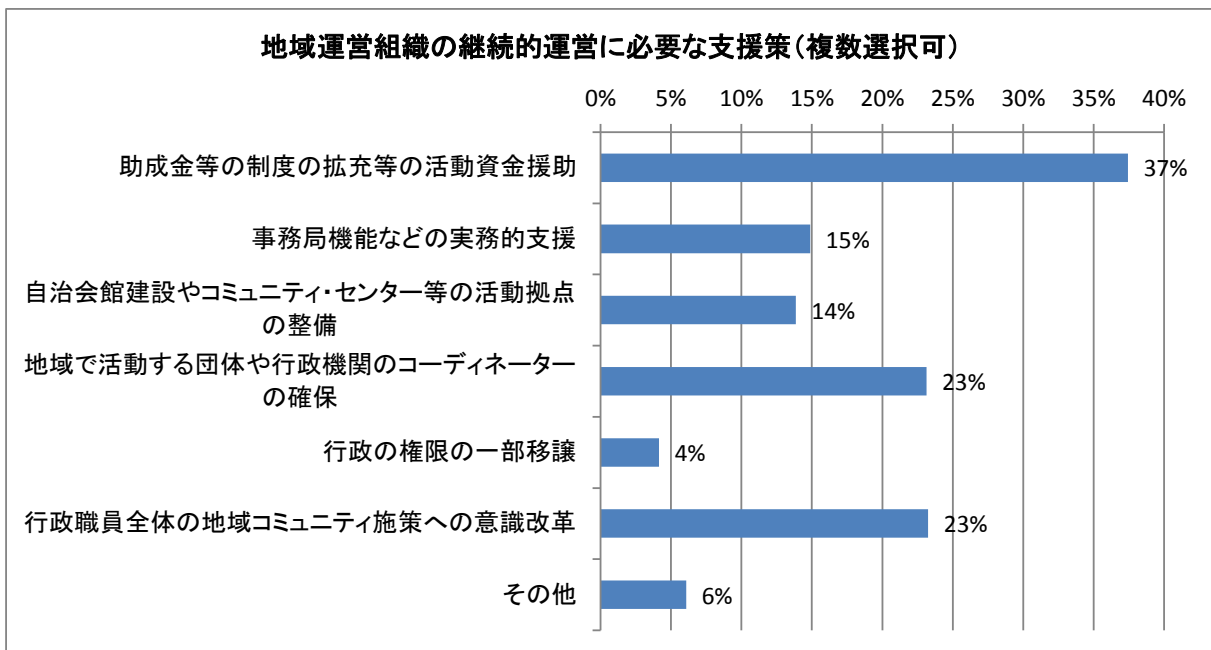
(事務局運営を支援していると回答した市町村への追加質問)

- ・「人件費を含む事務局運営費を補助している」(48%)が最も多くなっており、次いで「自治体職員を事務局に派遣している」(19%)となっている。



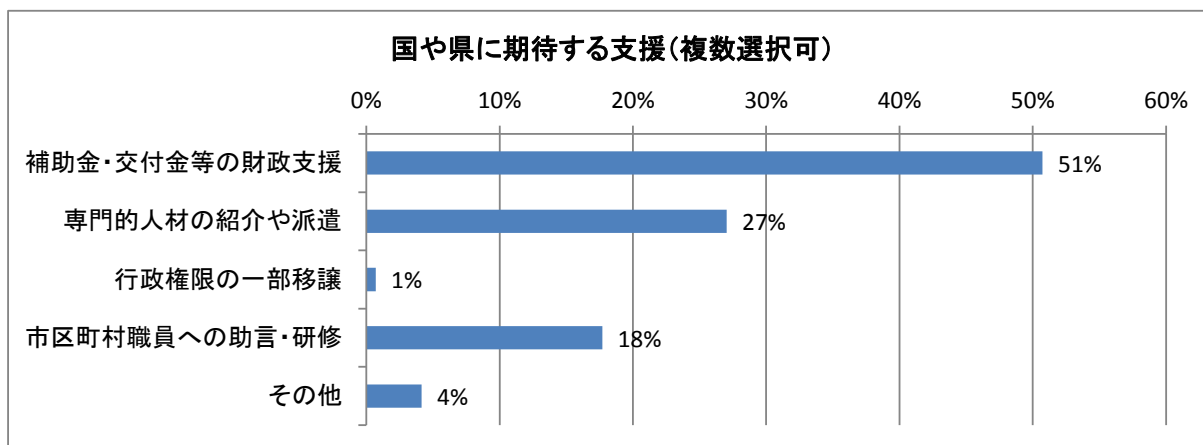
4-6. 地域運営組織の継続的運営に必要な支援策(複数回答)(問2-7)

- ・「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」(37%)が最も多くなっており、次いで「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」(23%)、「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」(23%)となっている。



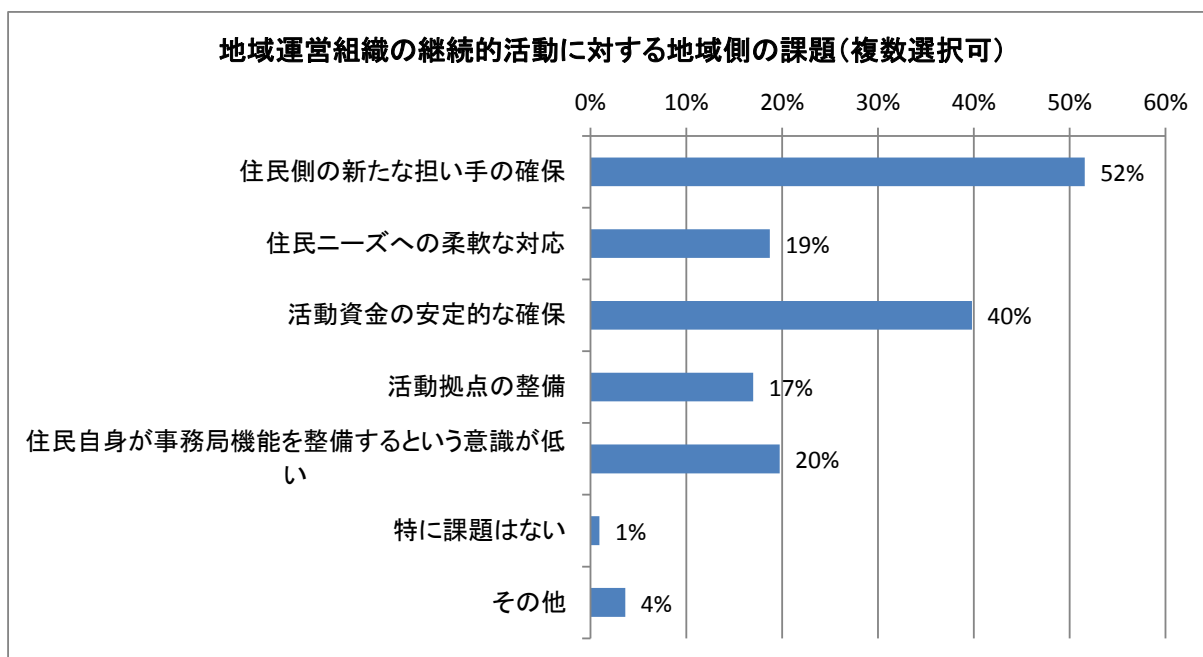
4-7. 国や県に期待する支援(複数回答)(問2-8)

- ・「補助金・交付金等の財政支援」(51%)が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」(27%)、「市区町村職員への助言・研修」(18%)となっている。



4-8. 地域運営組織の継続的活動に対する地域側の課題(複数回答)(問2-9)

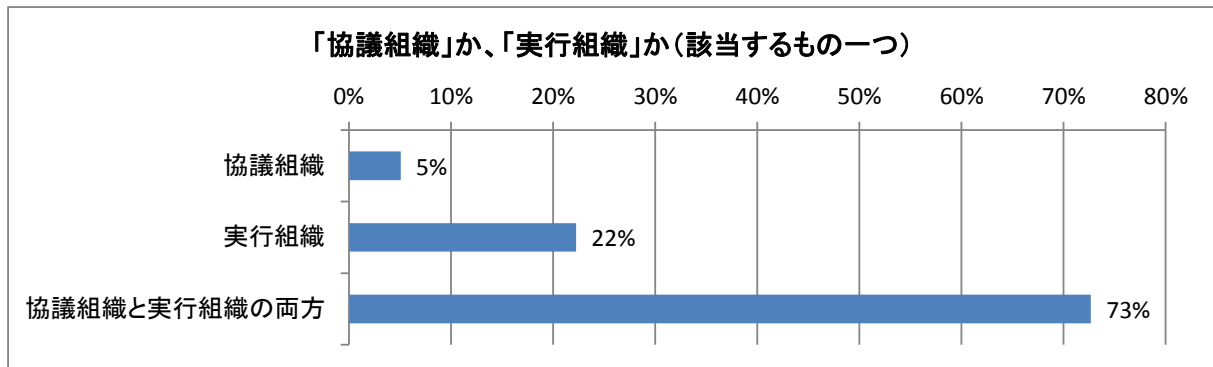
- ・「住民側の新たな担い手の確保」(52%)が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」(40%)、「住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い」(20%)となっている。



< 個票集計結果 >

5. 協議組織と実行組織(個票一問1)

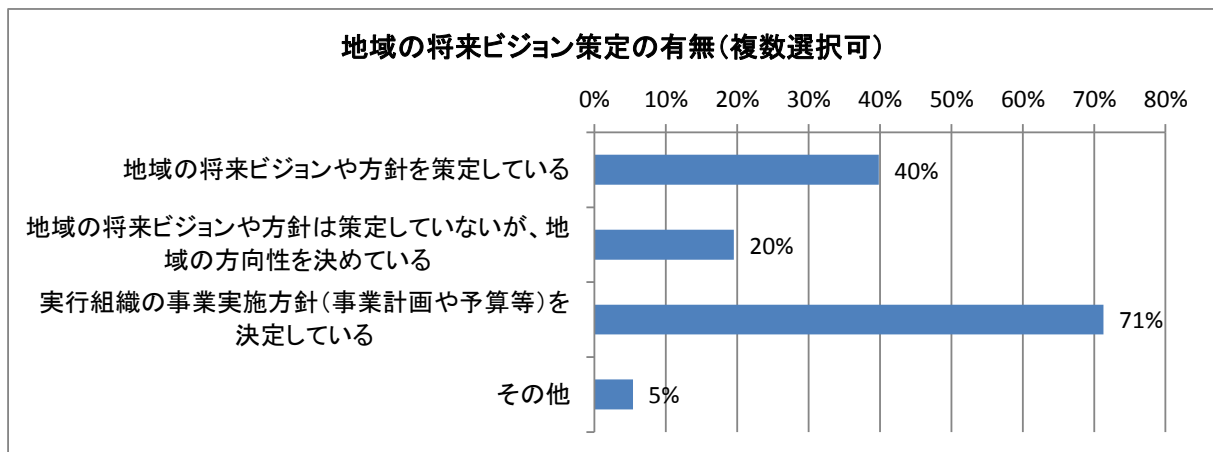
- ・「協議組織と実行組織の両方」(73%) が最も多くなっている。



6. 地域の将来ビジョン策定の有無(複数回答)(個票一問2-2)

(協議組織又は両方と回答した団体への追加質問)

- ・「実行組織の事業実施方針(事業計画や予算等)を決定している」(71%) が最も多くなっており、次いで「地域の将来ビジョンや方針を策定している」(40%) となっている。

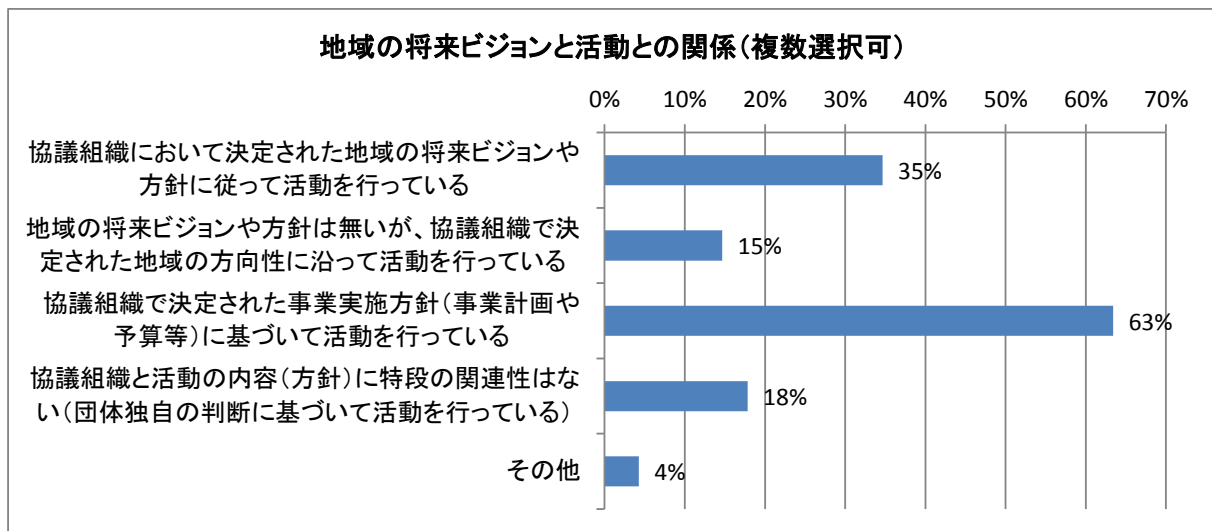


7. 実行組織の組織形態(個票一問3)

(実行組織又は両方と回答した団体への追加質問)

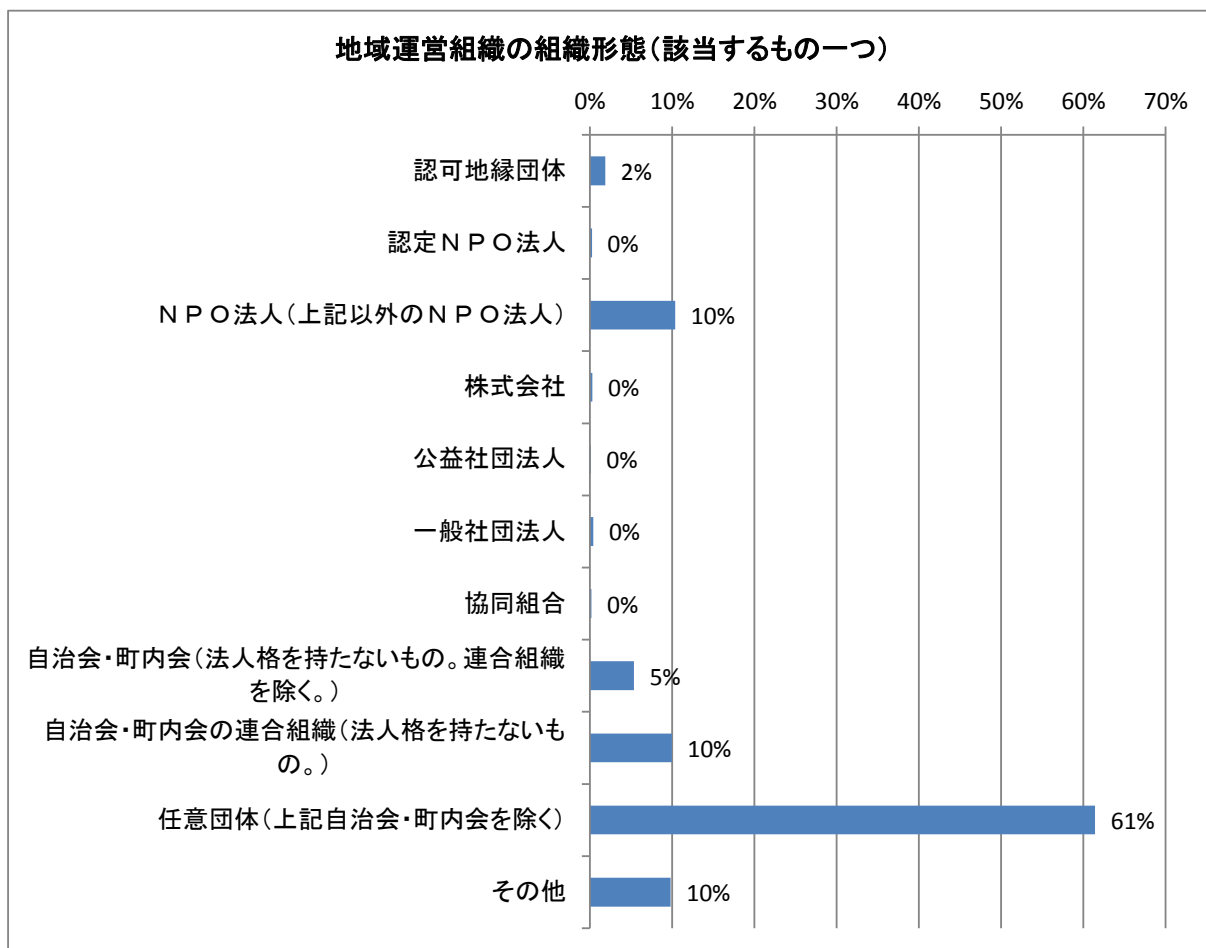
7-1. 地域の将来ビジョンと活動との関係について(複数回答)(個票一問3-2)

・「協議組織で決定された事業実施方針(事業計画や予算等)に基づいて活動を行っている」(63%)が最も多くなっており、次いで「協議組織において決定された地域の将来ビジョンや方針に従って活動を行っている」(35%)となっている。



7-2. 地域運営組織の組織形態(個票一問3-4)

- ・「任意団体(自治会・町内会及びその連合組織を除く)」(61%)が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)」(10%)、「自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)」(5%)を加えると、76%が法人格を持たない任意団体となっている。また、法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人」(10%)が最も多くなっている。

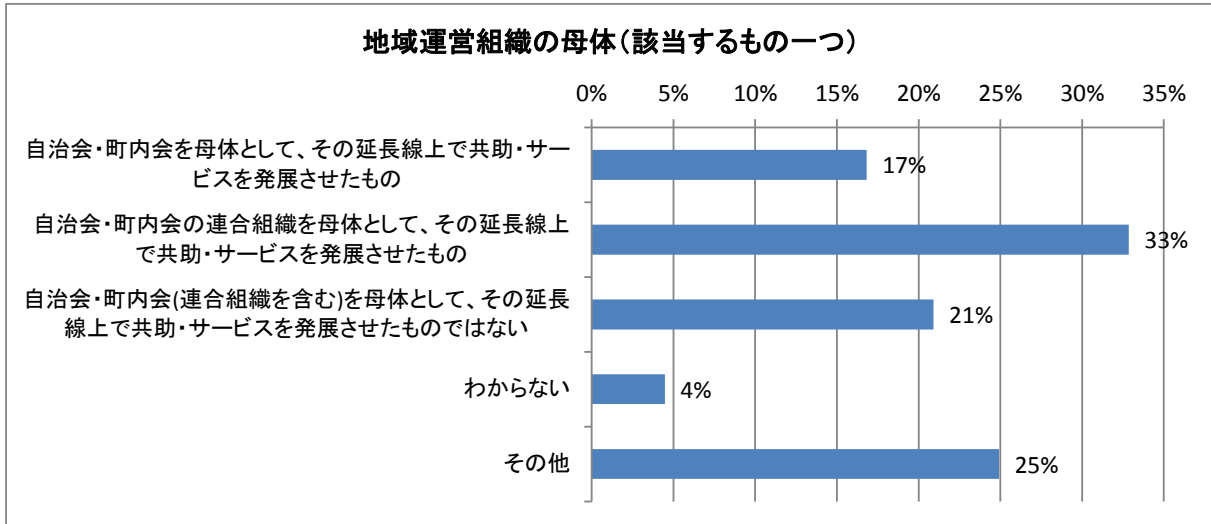


組織形態	団体数
認可地縁団体	31
認定NPO法人	4
NPO法人(上記以外のNPO法人)	174
株式会社	5
公益社団法人	2
一般社団法人	7
協同組合	3
自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)	90
自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)	167
任意団体(上記自治会・町内会を除く)	1032
その他	165

7-3. 地域運営組織の母体(個票一問3-5)

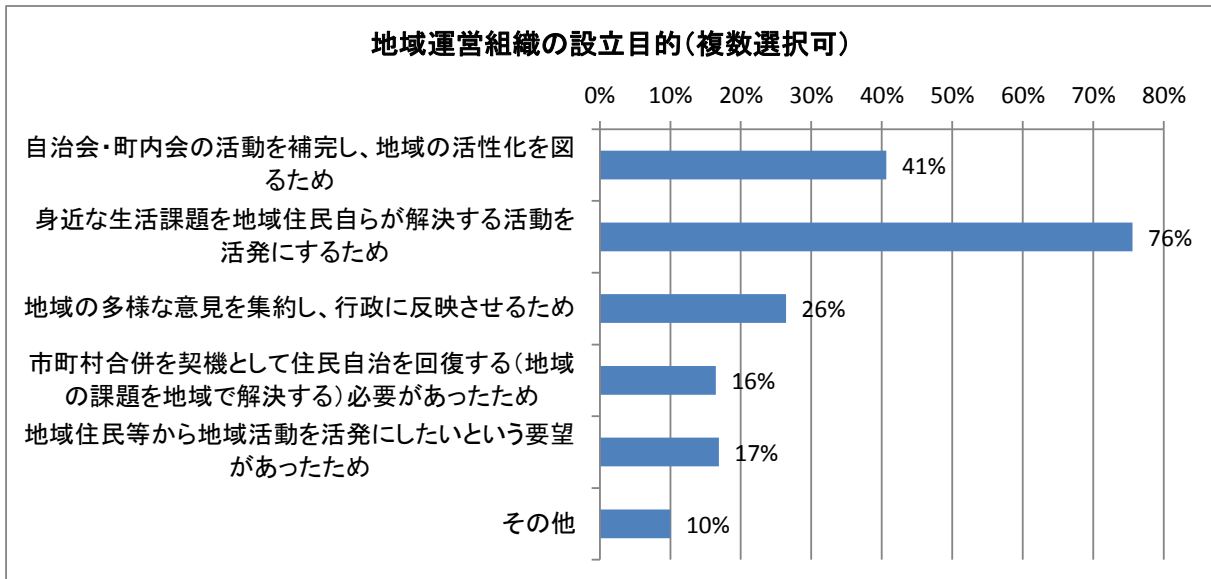
(自治会・町内会以外と回答した団体への追加質問)

- ・「自治会・町内会の連合組織を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの」(33%) が最も多くなっている。



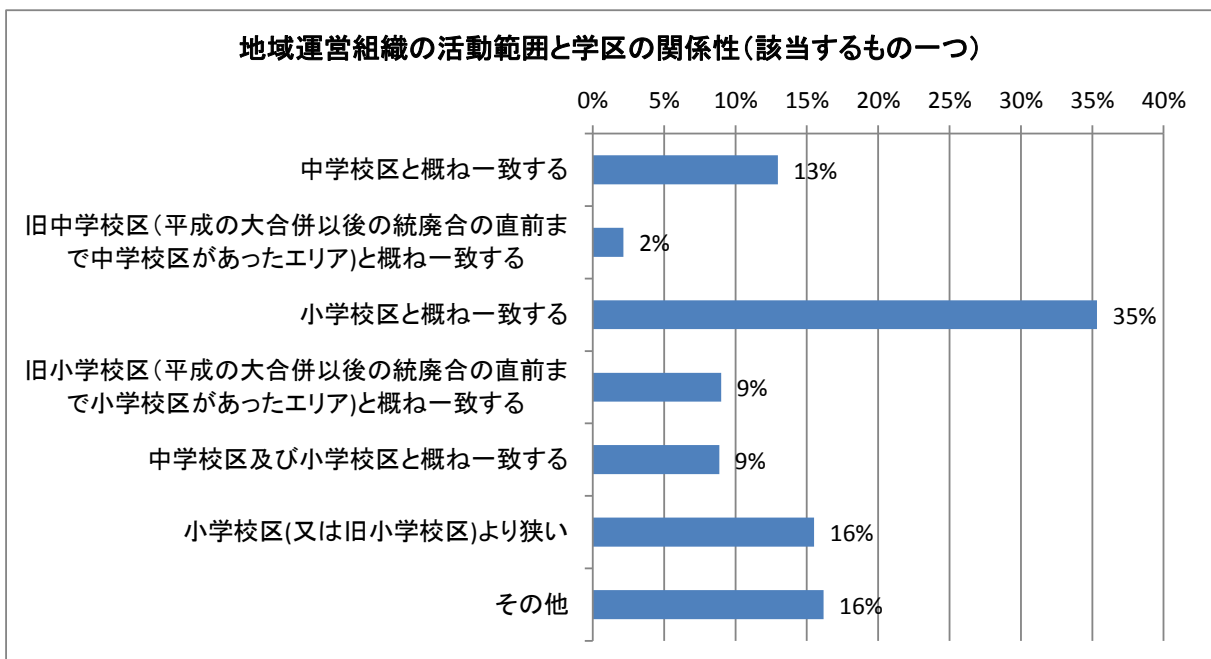
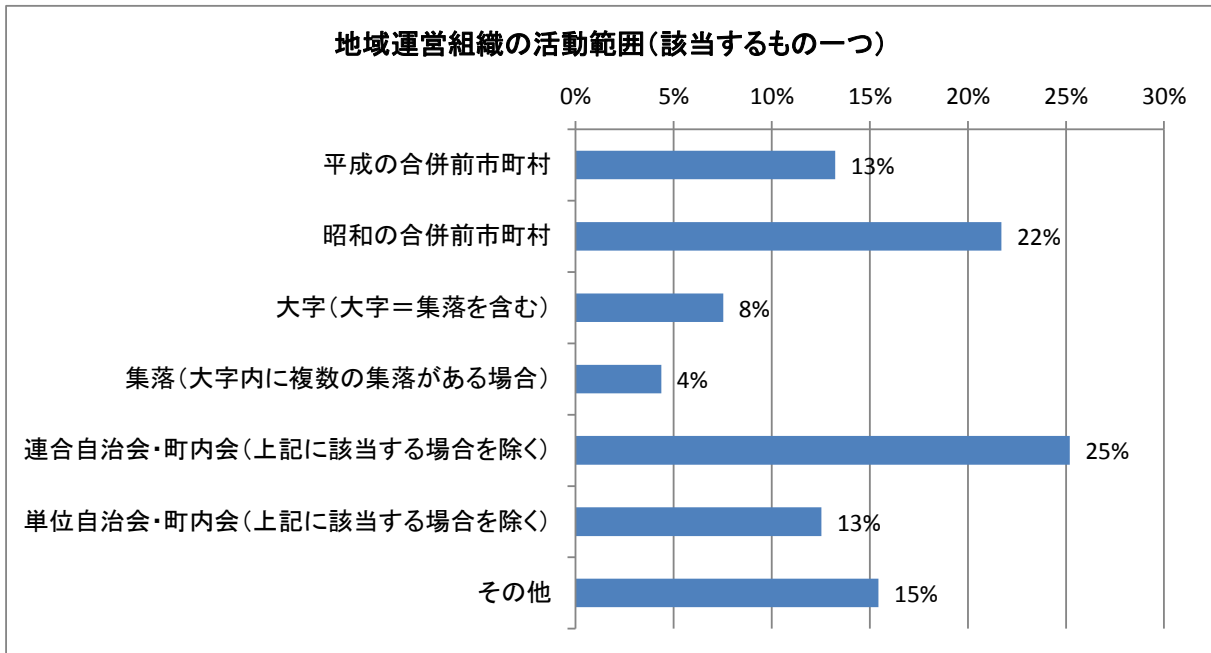
7-4. 地域運営組織の設立目的(複数回答)(個票一問3-6)

- ・「身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため」(76%) が最も多くなっており、次いで「自治会・町内会の活動を補完し、地域活性化を図るため」(41%) となっている。



7-5. 地域運営組織の活動範囲(個票一問3-7、3-8)

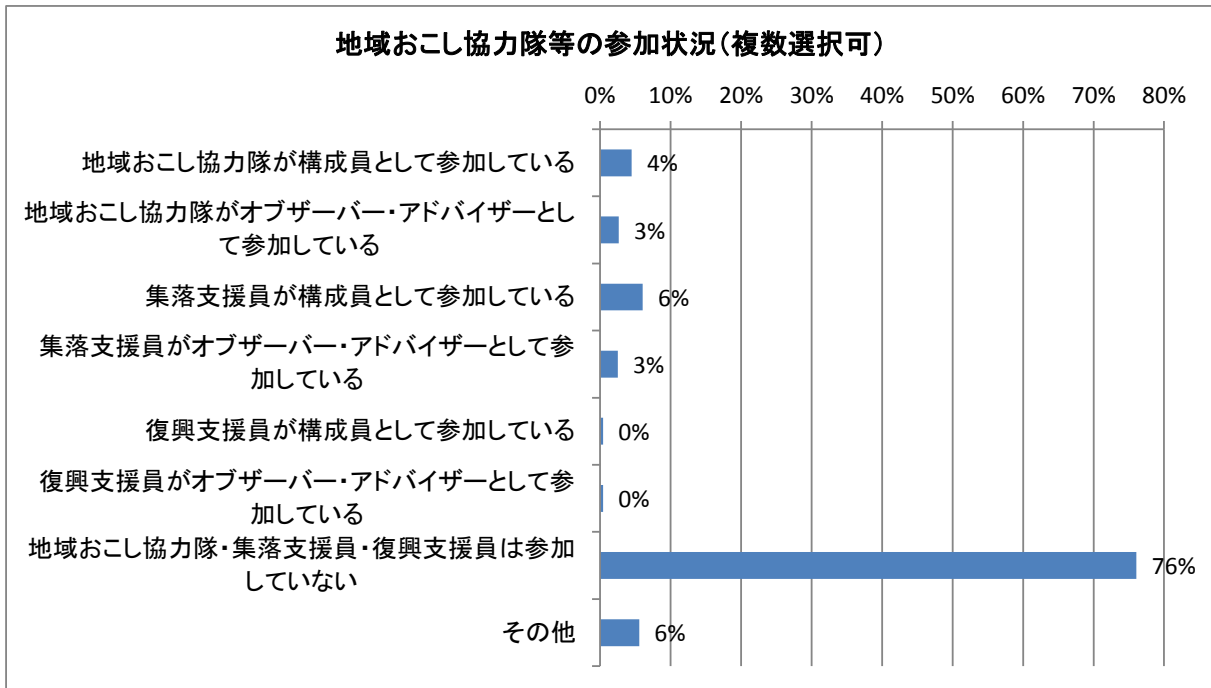
・「連合自治会・町内会」(25%) が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」(22%) となっている。また、学区との関係性については、「小学校区と概ねと一致する」(35%) が最も多くなっており、「旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)と概ね一致する」(9%)、「中学校区及び小学校区と概ね一致する」(9%) を加えると、半数を超える組織(53%) が概ね小学校区または旧小学校区を活動範囲としている。



7-6. 地域おこし協力隊等の参加状況について

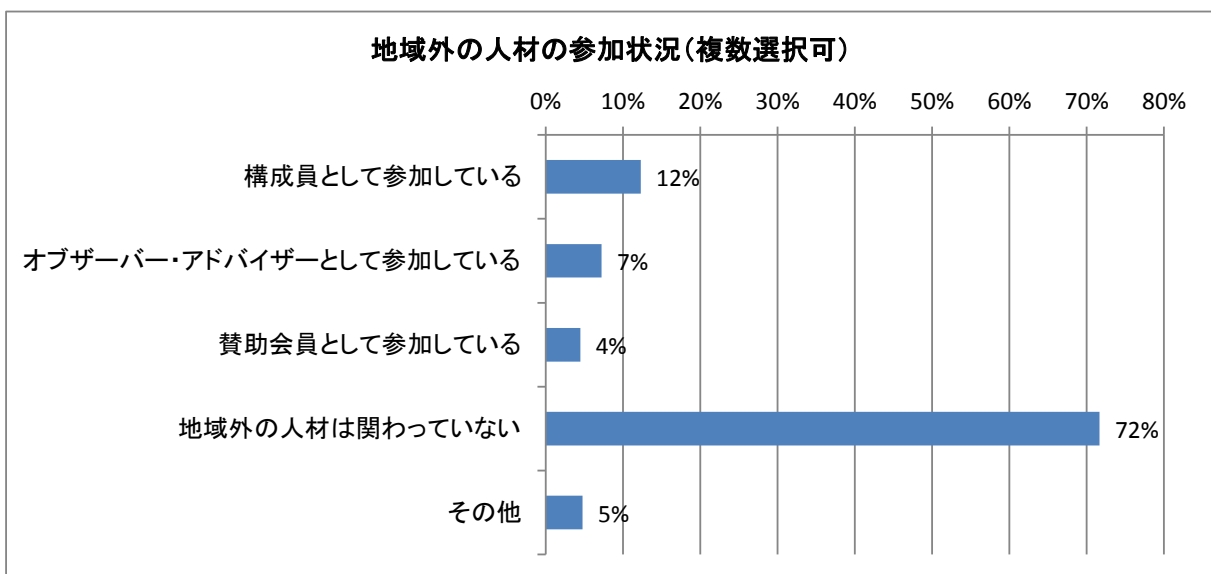
(1) 地域おこし協力隊等の参加状況(複数回答)(個票一問3-9)

- ・「地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員は参加していない」(76%) が最も多くなっており、「参加している」との回答の中では「集落支援員が構成員として参加している」(6%) が最も多くなっている。



(2) 地域おこし協力隊等以外の地域外の人材の参加状況(複数回答)(個票一問3-10)

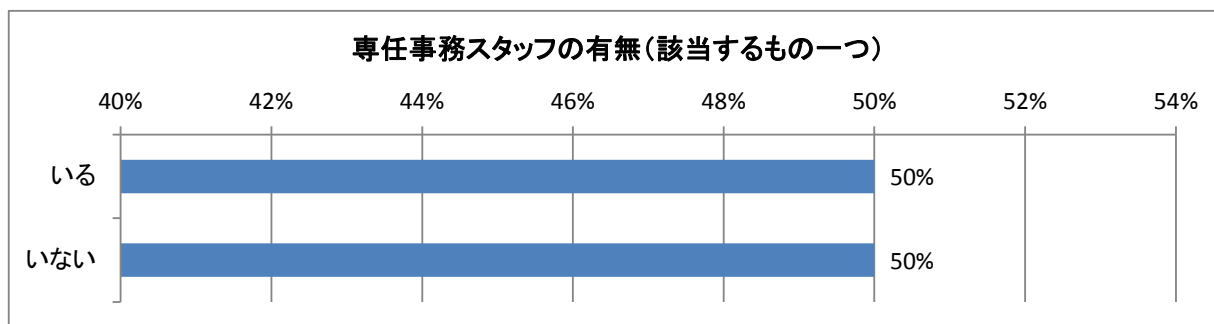
- ・「地域外の人材は関わっていない」(72%) が最も多くなっており、「参加している」との回答の中では「構成員として参加している」(12%) が最も多くなっている。



7-7. 地域運営組織の専任事務スタッフ

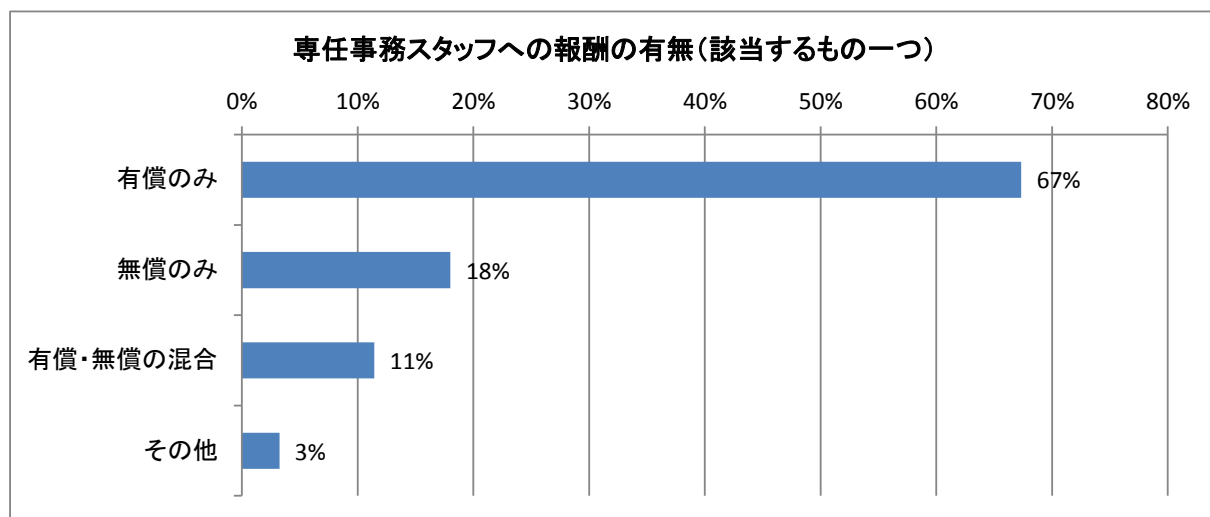
(1) 専任事務スタッフの有無(個票一問3-11)

- ・専任事務スタッフが「いる」(50%)となっている。



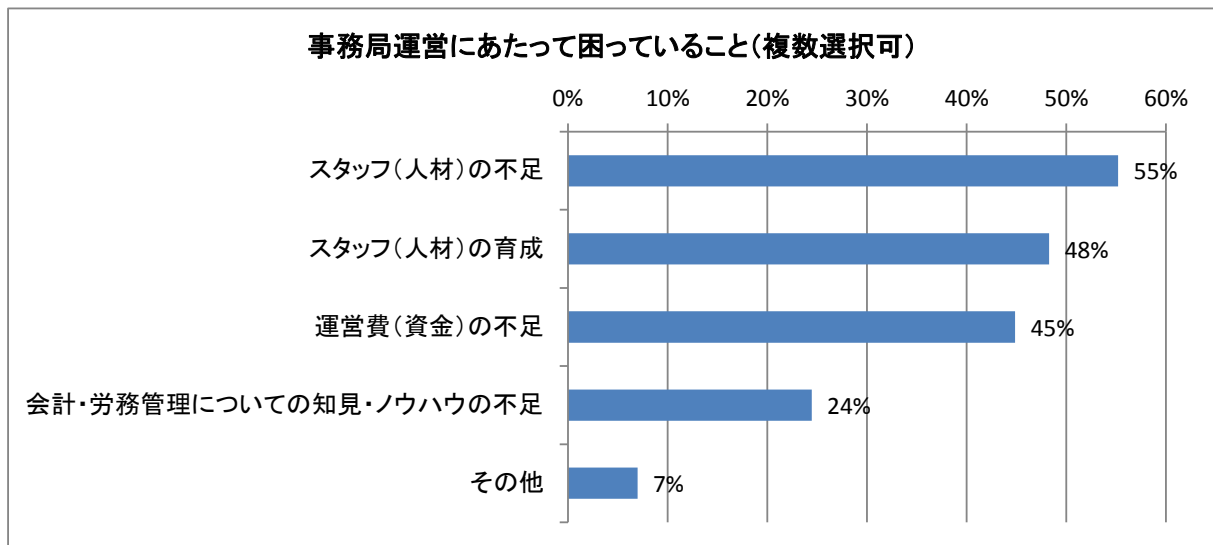
(2) 専任事務スタッフの処遇(個票一問3-12)

- ・「有償のみ」(67%)が最も多くなっており、次いで「無償のみ」(18%)となっている。



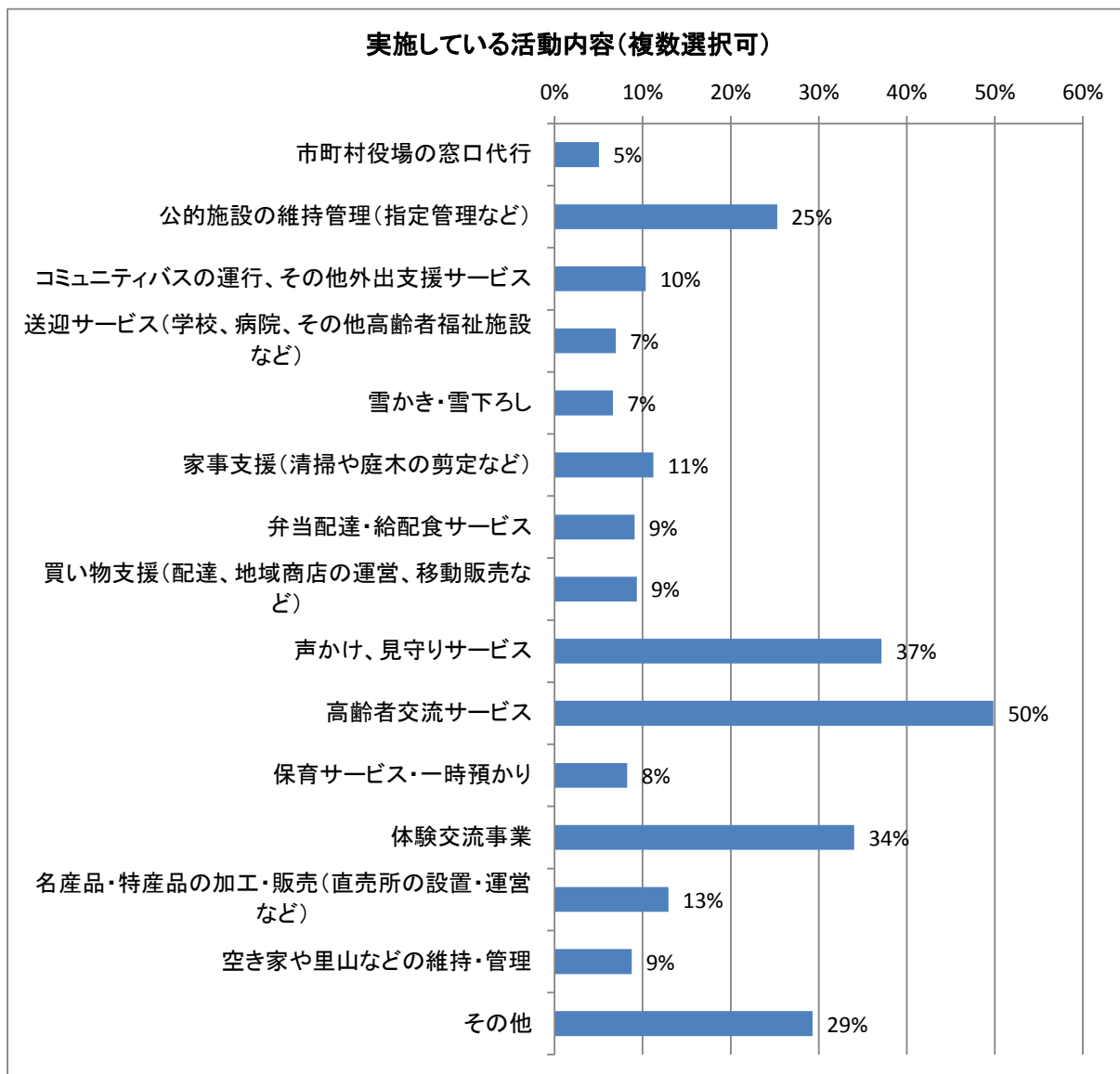
7-8. 事務局運営にあたって困っていること(複数回答)(個票一問3-13)

- ・「スタッフ（人材の不足）」（55%）が最も多くなっており、次いで「スタッフ（人材）の育成」（48%）となっており、人材面で悩みを抱えている団体が多い。



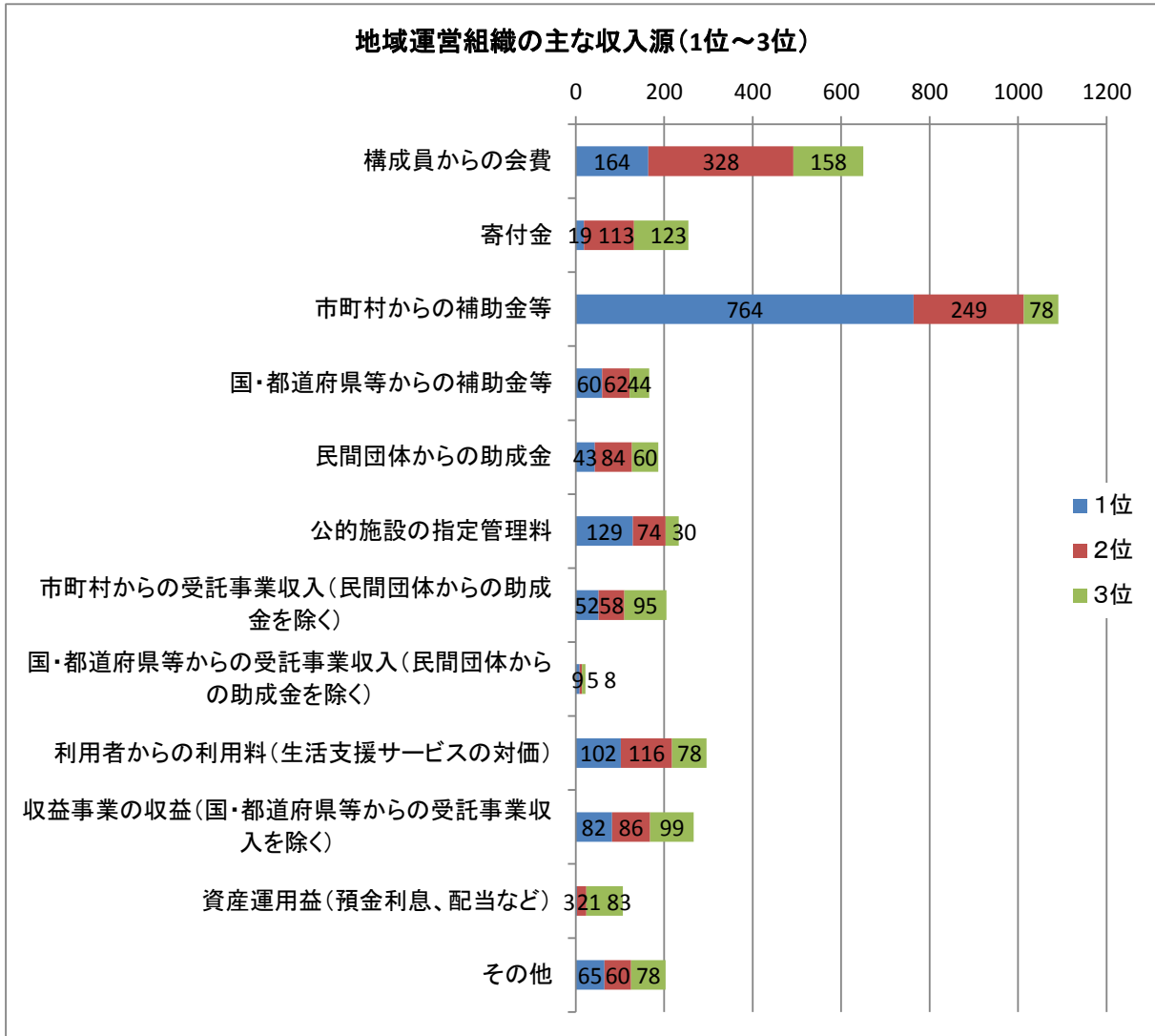
7-9. 地域運営組織の活動内容(複数回答)(個票一問3-14)

・「高齢者交流サービス」(50%) が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」(37%) となっており、高齢者等の暮らしを支える活動が多くなっている。このほか、「体験交流事業」(34%)、「公的施設の維持管理(指定管理など)」(25%)、「名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)」(13%) も一定の回答があるなど、「公」・「民」・「共」の領域に跨がった幅広い活動が行われている。



7-10. 地域運営組織の主な収入源(個票一問3-16)

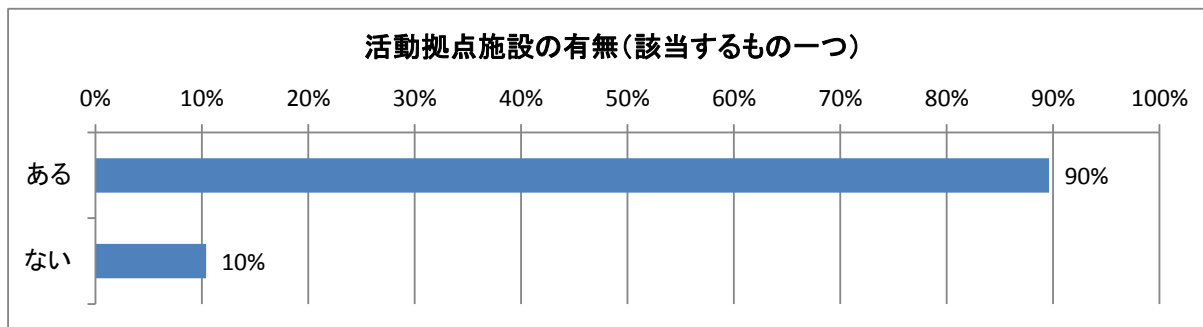
- ・「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」、「利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)」となっている。



7-11. 地域運営組織の活動拠点施設について

(1) 活動拠点施設の有無(個票一問3-17)

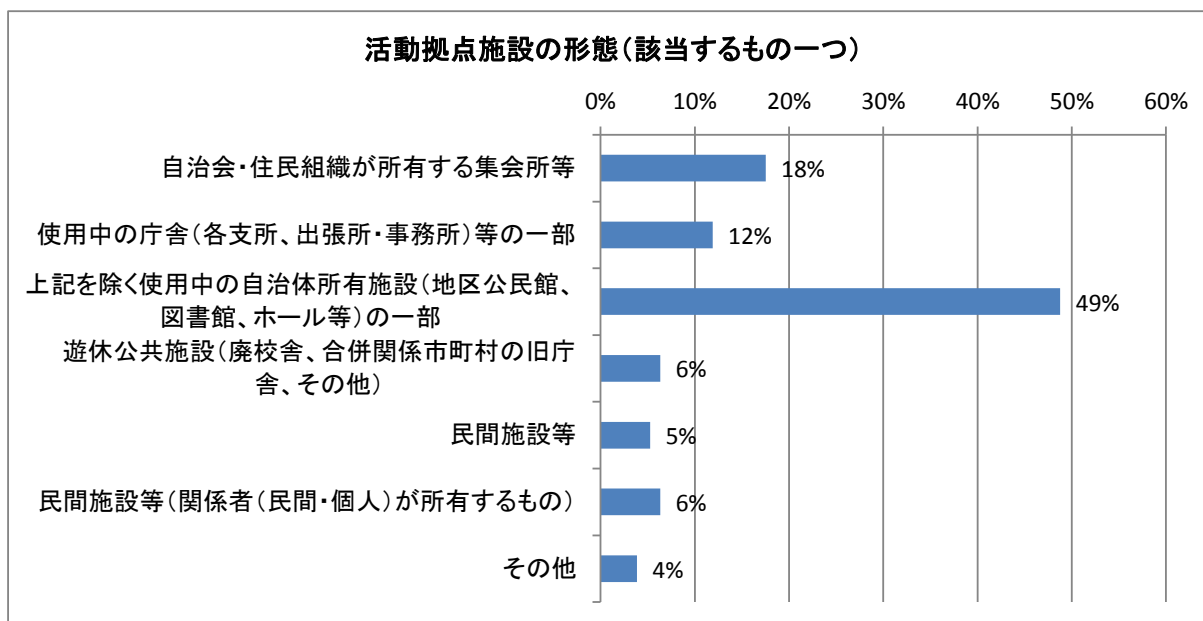
- ・活動拠点施設が「ある」(90%) となっている。



(2) 活動拠点施設の形態(個票一問3-18)

(活動拠点施設があると回答した団体への追加質問)

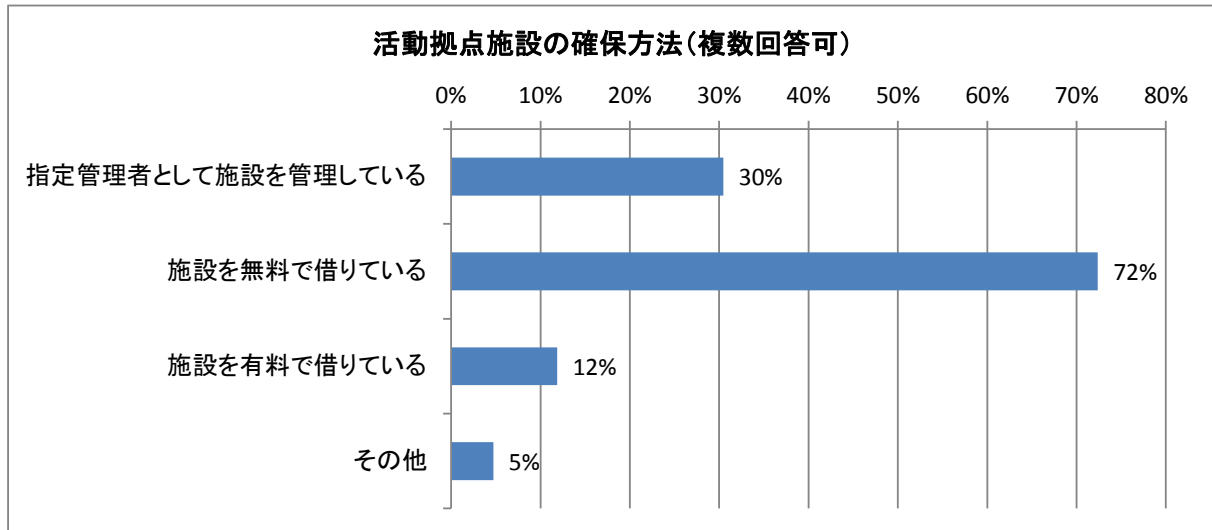
- ・「自治体所有の施設(地区公民館、図書館、ホール等)の一部」(49%)が最も多くなっており、次いで「自治会・住民組織が所有する集会所等」(18%)、「使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部」(12%)となっている。



(3)活動拠点施設の確保方法(複数回答)(個票一問3-19)

(公共施設を活動拠点としていると回答した団体への追加質問)

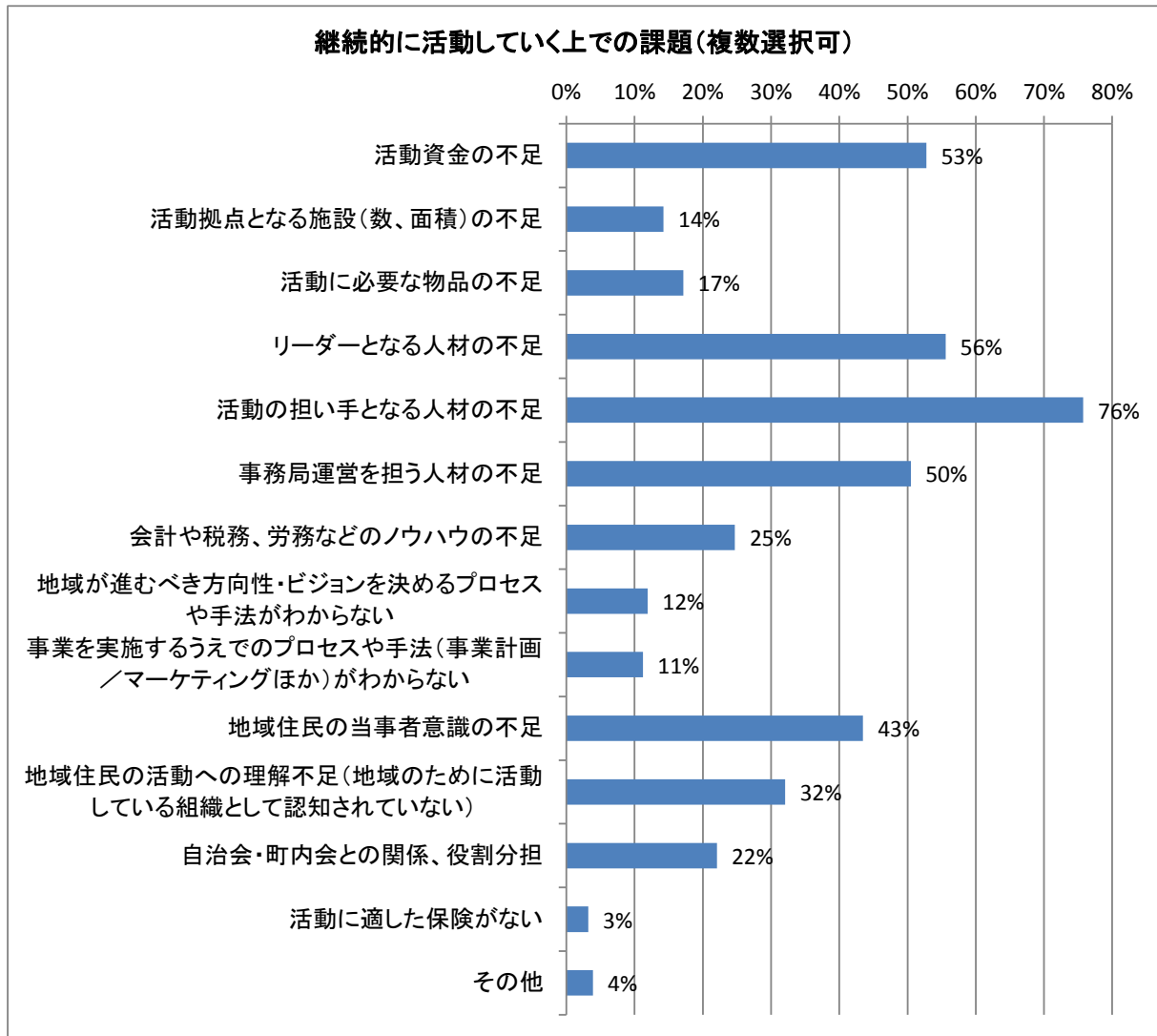
- ・「施設を無料で借りている」(72%)が最も多くなっており、次いで「指定管理者として施設を管理している」(30%)となっている。



7-12. 地域運営組織が継続的に活動していく上での課題について

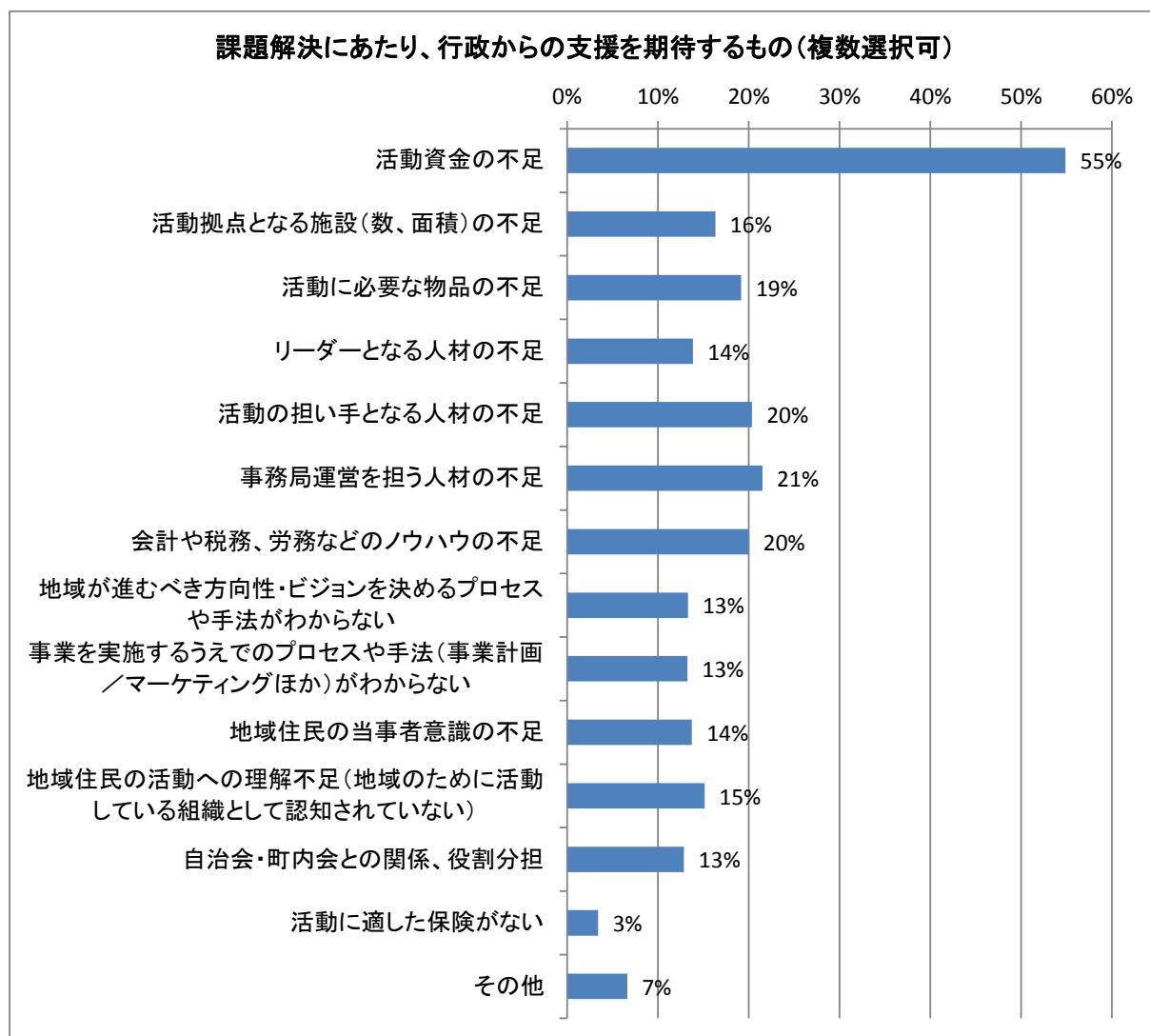
(1) 継続的に活動していく上での課題(複数回答)(個票一問3-20)

- ・「活動の担い手となる人材の不足」(76%) が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」(56%)、「活動資金の不足」(53%)、「事務局運営を担う人材の不足」(50%) となっており、人材・資金面での課題を抱えている団体が多くなっている。



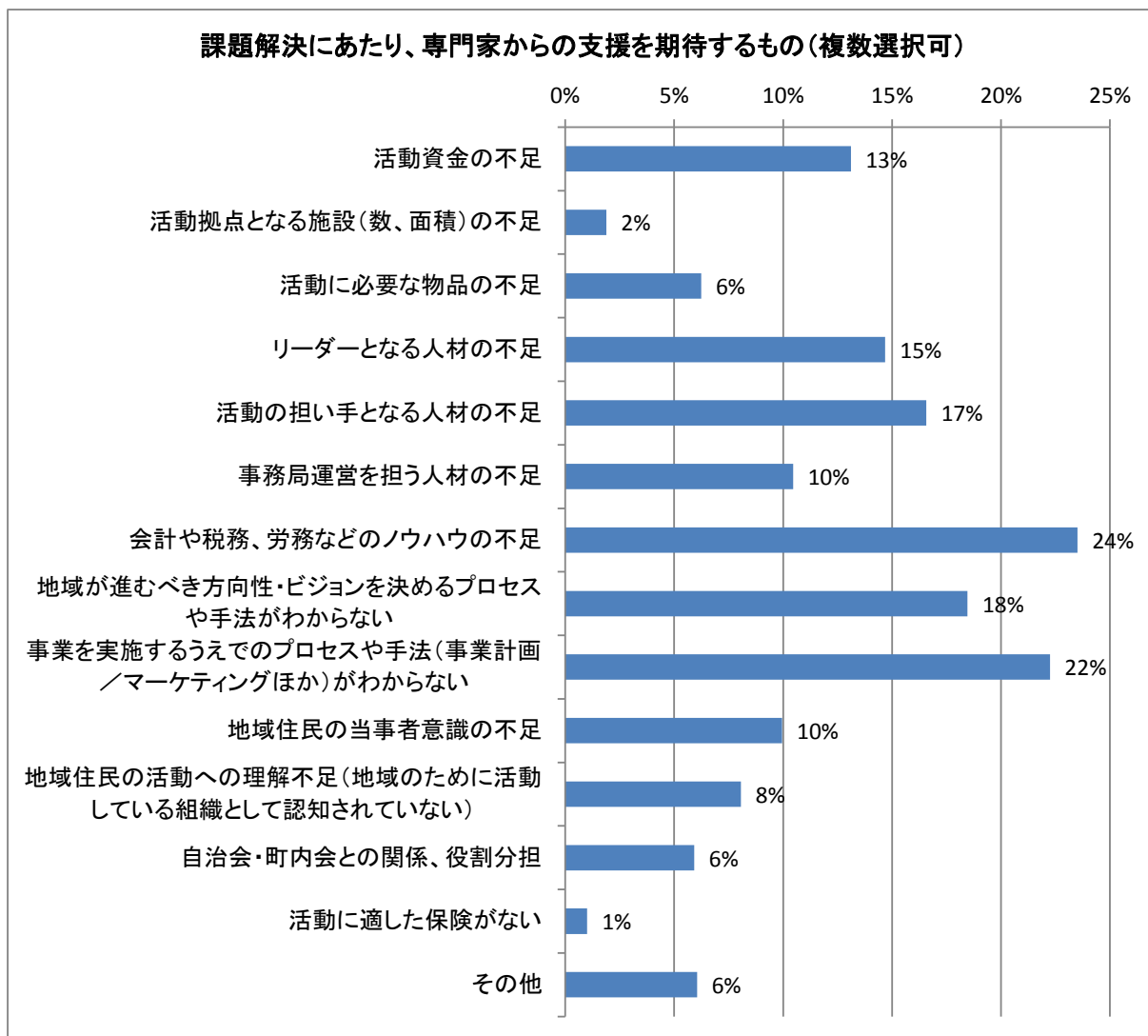
(2) 行政からの支援を期待するもの(複数回答)(個票一問3-21)

- ・「活動資金の不足」(55%)が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(21%)、「活動の担い手となる人材の不足」(20%)、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(20%)となっている。

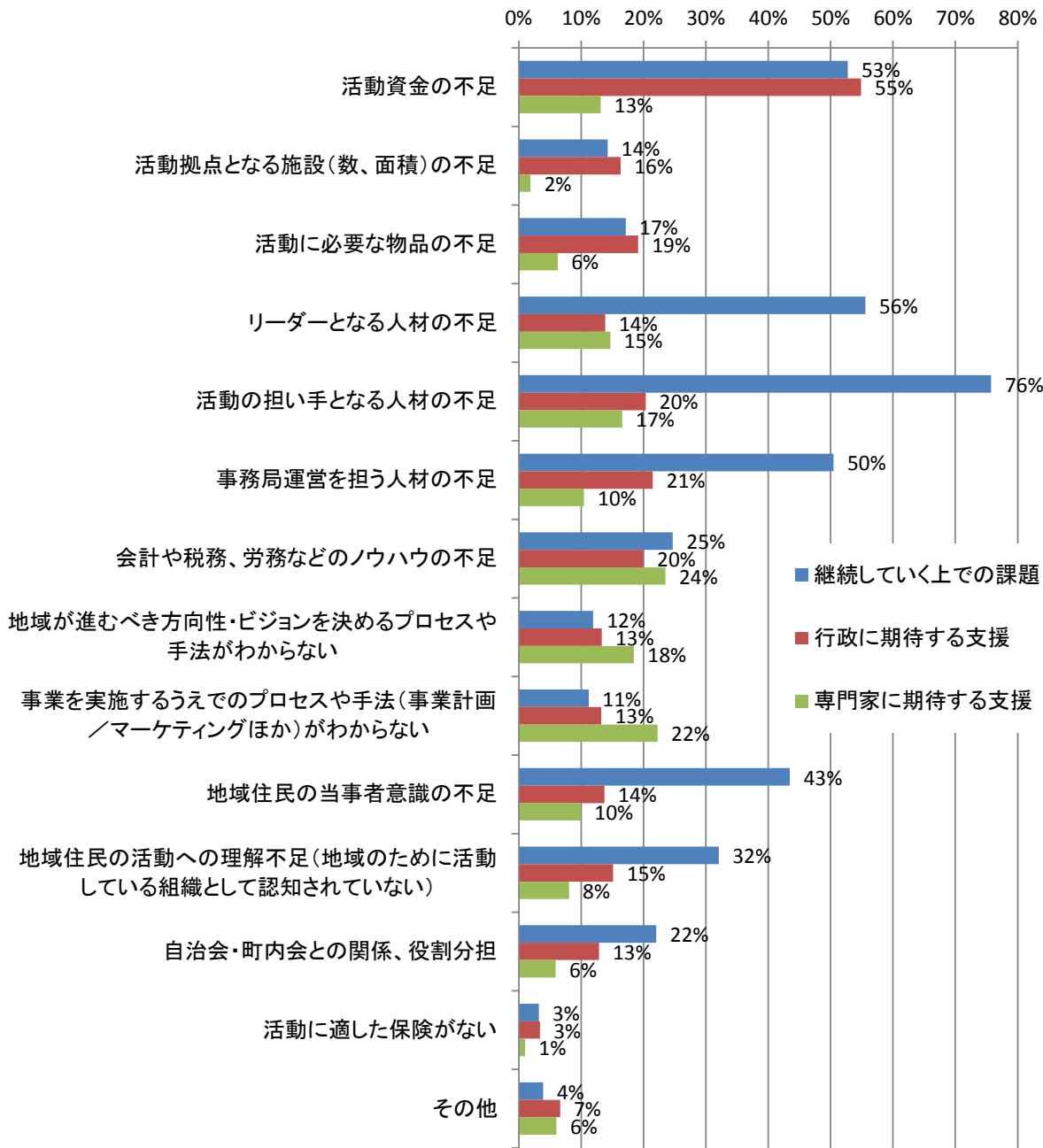


(3) 専門家からの支援を期待するもの(複数回答)(個票一問3-22)

- ・「会計や税務、労務などのノウハウ不足」(24%)が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法(事業計画/マーケティングほか)がわからない」(22%)、「地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない」(18%)となっており、組織の形成や運営にあたってのノウハウや手法に対する支援を期待する団体が多い。



継続的に活動していく上での課題(複数選択可)



<市町村票の都道府県別集計>

地域運営組織の有無、設置数、設置状況、必要性

都道府県名	地域運営組織の有無			組織数	設置状況						必要性							
	ある		ない		合計	全域		一部		不明		感じない		今後		今すぐ		
01_北海道	39	22%	139	78%	178	78	12	30%	26	65%	2	5%	20	14%	117	84%	2	1%
02_青森県	7	18%	33	83%	40	7	0	0%	6	86%	1	14%	5	15%	28	85%	0	0%
03_岩手県	2	8%	24	92%	26	23	1	50%	1	50%	0	0%	0	0%	23	96%	1	4%
04_宮城県	19	54%	16	46%	35	71	7	37%	12	63%	0	0%	1	6%	15	94%	0	0%
05_秋田県	11	46%	13	54%	24	38	4	36%	6	55%	1	9%	3	23%	9	69%	1	8%
06_山形県	6	17%	29	83%	35	15	2	33%	4	67%	0	0%	1	3%	28	97%	0	0%
07_福島県	5	50%	5	50%	10	15	3	60%	2	40%	0	0%	1	20%	4	80%	0	0%
08_茨城県	6	14%	37	86%	43	14	2	33%	4	67%	0	0%	1	3%	36	97%	0	0%
09_栃木県	6	25%	18	75%	24	8	2	33%	3	50%	1	17%	0	0%	18	100%	0	0%
10_群馬県	6	32%	13	68%	19	16	2	33%	2	33%	2	33%	1	8%	12	92%	0	0%
11_埼玉県	24	37%	41	63%	65	57	10	42%	13	54%	1	4%	4	10%	37	90%	0	0%
12_千葉県	21	38%	35	63%	56	65	4	19%	15	71%	2	10%	1	3%	31	89%	3	9%
13_東京都	6	11%	51	89%	57	12	1	17%	4	67%	1	17%	13	25%	38	75%	0	0%
14_神奈川県	5	26%	14	74%	19	11	1	20%	3	60%	1	20%	1	7%	13	93%	0	0%
15_新潟県	14	47%	16	53%	30	69	2	14%	11	79%	1	7%	4	25%	10	63%	2	13%
16_富山県	4	33%	8	67%	12	11	1	25%	3	75%	0	0%	2	25%	6	75%	0	0%
17_石川県	6	33%	12	67%	18	15	1	17%	4	67%	1	17%	1	8%	11	92%	0	0%
18_福井県	5	29%	12	71%	17	9	1	20%	4	80%	0	0%	0	0%	11	92%	1	8%
19_山梨県	7	26%	20	74%	27	6	3	50%	3	50%	0	0%	1	5%	19	95%	0	0%
20_長野県	21	27%	56	73%	77	83	11	52%	9	43%	1	5%	3	5%	51	91%	2	4%
21_岐阜県	22	52%	20	48%	42	105	12	50%	12	50%	0	0%	1	5%	18	90%	1	5%
22_静岡県	18	51%	17	49%	35	72	4	21%	14	74%	1	5%	2	12%	15	88%	0	0%
23_愛知県	19	35%	35	65%	54	63	5	26%	14	74%	0	0%	2	6%	31	89%	2	6%
24_三重県	9	32%	19	68%	28	137	5	56%	4	44%	0	0%	3	16%	15	79%	1	5%
25_滋賀県	6	46%	7	54%	13	37	3	50%	2	33%	1	17%	1	14%	4	57%	2	29%
26_京都府	9	38%	15	63%	24	28	0	0%	8	89%	1	11%	3	20%	10	67%	2	13%
27_大阪府	13	30%	30	70%	43	73	5	36%	9	64%	0	0%	5	17%	24	80%	1	3%
28_兵庫県	22	54%	19	46%	41	92	7	32%	15	68%	0	0%	1	5%	17	89%	1	5%
29_奈良県	5	13%	34	87%	39	8	2	40%	3	60%	0	0%	6	18%	24	71%	4	12%
30_和歌山県	4	13%	26	87%	30	11	1	25%	3	75%	0	0%	4	15%	22	85%	0	0%
31_鳥取県	11	65%	6	35%	17	31	3	27%	8	73%	0	0%	0	0%	5	83%	1	17%
32_島根県	6	32%	13	68%	19	44	1	17%	5	83%	0	0%	3	23%	9	69%	1	8%
33_岡山県	14	52%	13	48%	27	36	4	29%	10	71%	0	0%	2	15%	9	69%	2	15%
34_広島県	11	50%	11	50%	22	18	4	31%	8	62%	1	8%	2	18%	8	73%	1	9%
35_山口県	8	42%	11	58%	19	14	1	13%	7	88%	0	0%	0	0%	11	100%	0	0%
36_徳島県	9	39%	14	61%	23	14	3	33%	5	56%	1	11%	0	0%	13	93%	1	7%
37_香川県	4	24%	13	76%	17	27	3	75%	0	0%	1	25%	3	23%	10	77%	0	0%
38_愛媛県	7	37%	12	63%	19	50	2	29%	5	71%	0	0%	1	8%	11	92%	0	0%
39_高知県	7	35%	13	65%	20	9	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%	11	85%	2	15%
40_福岡県	16	27%	44	73%	60	52	9	56%	6	38%	1	6%	4	9%	37	84%	3	7%
41_佐賀県	6	30%	14	70%	20	7	0	0%	6	100%	0	0%	3	21%	11	79%	0	0%
42_長崎県	7	33%	14	67%	21	19	2	29%	5	71%	0	0%	2	14%	12	86%	0	0%
43_熊本県	10	22%	35	78%	45	46	2	20%	8	80%	0	0%	5	14%	28	80%	2	6%
44_大分県	8	62%	5	38%	13	27	3	38%	5	63%	0	0%	1	20%	4	80%	0	0%
45_宮崎県	5	28%	13	72%	18	14	2	33%	4	67%	0	0%	2	15%	11	85%	0	0%
46_鹿児島県	13	28%	33	72%	46	18	2	13%	13	87%	0	0%	4	12%	25	76%	4	12%
47_沖縄県	5	25%	15	75%	20	5	1	25%	3	75%	0	0%	5	33%	10	67%	0	0%
	494	31%	1093	69%	1587	1680	156	31%	324	65%	22	4%	128	12%	922	84%	43	4%

住民との協働でのまちづくりに関する条例等の制定状況

都道府県名	条例や要綱					
	条例		要綱		ない	
01_北海道	62	36%	27	16%	85	49%
02_青森県	7	18%	2	5%	29	76%
03_岩手県	7	28%	4	16%	14	56%
04_宮城県	6	17%	5	14%	24	69%
05_秋田県	4	17%	5	21%	15	63%
06_山形県	7	21%	1	3%	25	76%
07_福島県	0	0%	2	20%	8	80%
08_茨城県	8	19%	5	12%	30	70%
09_栃木県	10	37%	5	19%	12	44%
10_群馬県	3	15%	3	15%	14	70%
11_埼玉県	28	44%	9	14%	27	42%
12_千葉県	10	18%	12	22%	33	60%
13_東京都	18	32%	15	26%	24	42%
14_神奈川県	17	81%	3	14%	1	5%
15_新潟県	14	47%	1	3%	15	50%
16_富山県	2	17%	1	8%	9	75%
17_石川県	5	29%	0	0%	12	71%
18_福井県	4	24%	3	18%	10	59%
19_山梨県	4	16%	5	20%	16	64%
20_長野県	16	22%	10	14%	46	64%
21_岐阜県	12	28%	10	23%	21	49%
22_静岡県	8	22%	8	22%	20	56%
23_愛知県	24	44%	7	13%	24	44%
24_三重県	9	32%	3	11%	16	57%
25_滋賀県	8	67%	2	17%	2	17%
26_京都府	4	17%	4	17%	16	67%
27_大阪府	17	39%	8	18%	19	43%
28_兵庫県	19	44%	11	26%	13	30%
29_奈良県	8	22%	3	8%	25	69%
30_和歌山県	0	0%	3	10%	27	90%
31_鳥取県	8	47%	2	12%	7	41%
32_島根県	6	35%	2	12%	9	53%
33_岡山県	9	32%	8	29%	11	39%
34_広島県	6	29%	3	14%	12	57%
35_山口県	9	45%	1	5%	10	50%
36_徳島県	5	21%	3	13%	16	67%
37_香川県	4	25%	4	25%	8	50%
38_愛媛県	6	30%	3	15%	11	55%
39_高知県	1	5%	2	11%	16	84%
40_福岡県	14	23%	10	16%	37	61%
41_佐賀県	4	22%	0	0%	14	78%
42_長崎県	5	22%	7	30%	11	48%
43_熊本県	5	12%	4	10%	32	78%
44_大分県	5	42%	1	8%	6	50%
45_宮崎県	1	6%	3	17%	14	78%
46_鹿児島県	6	13%	2	4%	38	83%
47_沖縄県	2	11%	0	0%	16	89%
	437	28%	232	15%	900	57%

地域運営組織の設定単位

都道府県名	設置単位としてあてはまるもの											
	平成の合併前		昭和の合併前		大字		集落		連合自治会		単位自治会	
01_北海道	15	13%	3	3%	9	8%	17	15%	32	28%	40	34%
02_青森県	6	22%	2	7%	2	7%	5	19%	5	19%	7	26%
03_岩手県	0	0%	4	21%	6	32%	3	16%	4	21%	2	11%
04_宮城県	2	9%	6	26%	6	26%	2	9%	4	17%	3	13%
05_秋田県	2	10%	7	35%	1	5%	4	20%	3	15%	3	15%
06_山形県	0	0%	11	50%	2	9%	5	23%	0	0%	4	18%
07_福島県	2	40%	1	20%	1	20%	0	0%	1	20%	0	0%
08_茨城県	2	7%	7	24%	4	14%	3	10%	4	14%	9	31%
09_栃木県	1	8%	2	15%	2	15%	1	8%	3	23%	4	31%
10_群馬県	4	50%	0	0%	1	13%	2	25%	0	0%	1	13%
11_埼玉県	8	19%	7	17%	3	7%	4	10%	10	24%	10	24%
12_千葉県	3	8%	6	17%	6	17%	6	17%	12	33%	3	8%
13_東京都	0	0%	1	5%	1	5%	1	5%	4	19%	14	67%
14_神奈川県	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	6	55%	5	45%
15_新潟県	3	18%	3	18%	4	24%	3	18%	4	24%	0	0%
16_富山県	1	10%	5	50%	0	0%	1	10%	1	10%	2	20%
17_石川県	3	23%	2	15%	1	8%	1	8%	2	15%	4	31%
18_福井県	1	8%	2	15%	2	15%	3	23%	4	31%	1	8%
19_山梨県	4	21%	5	26%	1	5%	3	16%	3	16%	3	16%
20_長野県	5	9%	10	19%	8	15%	16	30%	8	15%	6	11%
21_岐阜県	8	22%	9	24%	5	14%	3	8%	7	19%	5	14%
22_静岡県	0	0%	6	30%	7	35%	0	0%	7	35%	0	0%
23_愛知県	2	7%	1	3%	7	23%	1	3%	11	37%	8	27%
24_三重県	2	10%	3	14%	3	14%	0	0%	8	38%	5	24%
25_滋賀県	1	14%	2	29%	0	0%	0	0%	4	57%	0	0%
26_京都府	0	0%	2	13%	4	25%	5	31%	4	25%	1	6%
27_大阪府	0	0%	2	11%	2	11%	0	0%	8	42%	7	37%
28_兵庫県	2	7%	4	15%	3	11%	1	4%	15	56%	2	7%
29_奈良県	3	17%	3	17%	3	17%	1	6%	3	17%	5	28%
30_和歌山県	1	5%	5	25%	4	20%	5	25%	2	10%	3	15%
31_鳥取県	0	0%	4	36%	3	27%	0	0%	4	36%	0	0%
32_島根県	1	7%	5	36%	3	21%	1	7%	2	14%	2	14%
33_岡山県	2	13%	5	31%	3	19%	3	19%	1	6%	2	13%
34_広島県	0	0%	2	12%	5	29%	2	12%	6	35%	2	12%
35_山口県	0	0%	3	19%	2	13%	4	25%	6	38%	1	6%
36_徳島県	4	22%	3	17%	4	22%	3	17%	3	17%	1	6%
37_香川県	1	13%	2	25%	2	25%	0	0%	3	38%	0	0%
38_愛媛県	0	0%	6	40%	3	20%	1	7%	5	33%	0	0%
39_高知県	1	6%	3	18%	4	24%	3	18%	4	24%	2	12%
40_福岡県	5	13%	5	13%	2	5%	10	25%	7	18%	11	28%
41_佐賀県	0	0%	1	8%	2	17%	4	33%	1	8%	4	33%
42_長崎県	3	19%	1	6%	2	13%	2	13%	3	19%	5	31%
43_熊本県	3	13%	3	13%	7	29%	5	21%	2	8%	4	17%
44_大分県	2	18%	4	36%	1	9%	1	9%	2	18%	1	9%
45_宮崎県	1	8%	2	17%	2	17%	2	17%	3	25%	2	17%
46_鹿児島県	1	9%	0	0%	4	36%	3	27%	2	18%	1	9%
47_沖縄県	2	18%	0	0%	1	9%	3	27%	1	9%	4	36%
	107	11%	170	17%	148	15%	143	14%	234	23%	199	20%

地域運営組織の活動範囲

都道府県名	活動の範囲として一致するエリア											
	中学校区		旧中学校区		小学校区		旧小学校区		中学校・小学校区		小学校区より狭い	
01_北海道	11	11%	1	1%	23	23%	11	11%	14	14%	39	39%
02_青森県	3	12%	0	0%	8	31%	3	12%	2	8%	10	38%
03_岩手県	3	17%	0	0%	5	28%	5	28%	0	0%	5	28%
04_宮城県	4	17%	1	4%	10	42%	2	8%	2	8%	5	21%
05_秋田県	3	17%	0	0%	2	11%	5	28%	1	6%	7	39%
06_山形県	0	0%	1	5%	10	45%	6	27%	0	0%	5	23%
07_福島県	1	25%	2	50%	0	0%	1	25%	0	0%	0	0%
08_茨城県	1	4%	0	0%	9	33%	3	11%	0	0%	14	52%
09_栃木県	2	17%	1	8%	3	25%	1	8%	0	0%	5	42%
10_群馬県	1	13%	0	0%	2	25%	0	0%	1	13%	4	50%
11_埼玉県	5	15%	0	0%	9	27%	1	3%	4	12%	14	42%
12_千葉県	12	34%	0	0%	9	26%	2	6%	1	3%	11	31%
13_東京都	2	10%	1	5%	4	19%	0	0%	1	5%	13	62%
14_神奈川県	2	22%	0	0%	2	22%	1	11%	1	11%	3	33%
15_新潟県	7	30%	0	0%	6	26%	5	22%	1	4%	4	17%
16_富山県	0	0%	0	0%	5	50%	2	20%	0	0%	3	30%
17_石川県	2	14%	2	14%	5	36%	0	0%	1	7%	4	29%
18_福井県	0	0%	0	0%	8	73%	0	0%	0	0%	3	27%
19_山梨県	3	19%	1	6%	4	25%	2	13%	1	6%	5	31%
20_長野県	5	10%	0	0%	13	27%	3	6%	4	8%	23	48%
21_岐阜県	8	24%	1	3%	16	48%	1	3%	2	6%	5	15%
22_静岡県	5	28%	1	6%	5	28%	2	11%	0	0%	5	28%
23_愛知県	3	8%	0	0%	22	61%	1	3%	1	3%	9	25%
24_三重県	4	21%	1	5%	5	26%	1	5%	2	11%	6	32%
25_滋賀県	1	14%	0	0%	6	86%	0	0%	0	0%	0	0%
26_京都府	0	0%	0	0%	7	47%	1	7%	2	13%	5	33%
27_大阪府	4	15%	0	0%	14	54%	0	0%	0	0%	8	31%
28_兵庫県	1	3%	0	0%	19	66%	5	17%	0	0%	4	14%
29_奈良県	3	16%	0	0%	9	47%	0	0%	0	0%	7	37%
30_和歌山県	1	6%	0	0%	5	28%	2	11%	0	0%	10	56%
31_鳥取県	0	0%	1	8%	3	25%	5	42%	1	8%	2	17%
32_島根県	2	17%	0	0%	4	33%	4	33%	0	0%	2	17%
33_岡山県	0	0%	0	0%	9	53%	1	6%	2	12%	5	29%
34_広島県	0	0%	0	0%	5	45%	4	36%	0	0%	2	18%
35_山口県	3	18%	0	0%	6	35%	5	29%	1	6%	2	12%
36_徳島県	3	17%	2	11%	6	33%	1	6%	2	11%	4	22%
37_香川県	1	13%	0	0%	6	75%	1	13%	0	0%	0	0%
38_愛媛県	1	7%	0	0%	7	50%	5	36%	1	7%	0	0%
39_高知県	3	19%	1	6%	3	19%	5	31%	0	0%	4	25%
40_福岡県	6	15%	1	3%	20	51%	1	3%	1	3%	10	26%
41_佐賀県	2	15%	0	0%	3	23%	0	0%	1	8%	7	54%
42_長崎県	4	27%	0	0%	7	47%	2	13%	1	7%	1	7%
43_熊本県	2	7%	1	4%	8	29%	5	18%	0	0%	12	43%
44_大分県	2	18%	1	9%	3	27%	1	9%	1	9%	3	27%
45_宮崎県	3	23%	0	0%	2	15%	0	0%	2	15%	6	46%
46_鹿児島県	1	8%	0	0%	5	38%	3	23%	0	0%	4	31%
47_沖縄県	2	22%	0	0%	4	44%	0	0%	1	11%	2	22%
	132	14%	20	2%	346	36%	109	11%	55	6%	302	31%

「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査
 クロス集計結果
 (市町村)

地域運営組織有無

地域運営組織の範囲(集落との関係)

地域運営組織の範囲(学校区との関係)

実施している支援策

継続的運営に向けて必要と考える支援

国や県に期待する支援

地域側の課題

市町村属性と条例等の有無

属性の軸	区分(内容)
人口区分	20万人以上、10-20万人、5-10万人、3-5万人、1-3万人、5千-1万人、5千未満
過疎区分	過疎、みなし過疎、一部過疎、非過疎
都市区分	中核市等(指定都市・中核市・施行時特例市・特別区)、一般市、町村
条例等有無	条例等有、条例等無
地域区分	北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄

地域運営組織の有無

① 人口による比較

・いずれの人口区分においても、「地域運営組織無」が多くなっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
地域運営組織有	58	72	96	76	114	40	38	494
地域運営組織無	68	78	147	148	306	171	175	1093
	126	150	243	224	421	212	214	1590

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
地域運営組織有	46%	48%	40%	34%	27%	19%	18%	31%
地域運営組織無	54%	52%	60%	66%	73%	81%	82%	69%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の有無

② 過疎区分による比較

・過疎地域、非過疎地域においては、「地域運営組織無」が多くなっており、みなし過疎地域、一部過疎地域においては、「地域運営組織有」が多くなっている。

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
地域運営組織有	151	13	72	258	494
地域運営組織無	379	12	66	636	1093
	533	25	138	894	1590

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
地域運営組織有	28%	52%	52%	29%	31%
地域運営組織無	71%	48%	48%	71%	69%
	100%	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の有無

③ 都市区分による比較

・いずれの都市区分においても、「地域運営組織無」が多くなっている。

	中核市等	一般市	町村	総計
地域運営組織有	52	267	174	493
地域運営組織無	70	370	648	1088
	122	637	825	1584

	中核市等	一般市	町村	総計
地域運営組織有	43%	42%	21%	31%
地域運営組織無	57%	58%	79%	69%
	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の有無

④ 条例等有無による比較

・条例等有、無いずれにおいても、「地域運営組織無」が多くなっている。

	条例等有	条例等無	総計
地域運営組織有	256	235	491
地域運営組織無	378	664	1042
	636	900	1536

	条例等有	条例等無	総計
地域運営組織有	40%	26%	32%
地域運営組織無	59%	74%	68%
	100%	100%	100%

地域運営組織の有無

⑤ 地域による比較

・いずれの地域区分においても、「地域運営組織無」が多くなっている。

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
地域運営組織有	39	48	117	15	59	68	50	27	71	494
地域運営組織無	139	120	300	32	72	151	54	52	173	1093
	179	168	417	47	131	220	105	79	244	1590

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
地域運営組織有	22%	29%	28%	32%	45%	31%	48%	34%	29%	31%
地域運営組織無	78%	71%	72%	68%	55%	69%	51%	66%	71%	69%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の範囲（集落との関係）

①人口による比較

- ・20万人以上、10-20万人、5-10万人においては、「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」が最も多くなっており、次いで「単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」となっている。
- ・3-5万人においては、「昭和の合併前市町村」（10%）が最も多くなっており、次いで「単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（14%）となっている。
- ・1-3万人においては、「昭和の合併前市町村」（12%）が最も多くなっており、次いで「集落（大字内に複数の集落がある場合）」（12%）と「単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（12%）となっている。
- ・5千-1万人においては、「大字（大字＝集落を含む）」（12%）と「単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（12%）が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」（10%）と「集落（大字内に複数の集落がある場合）」（10%）となっている。
- ・5千人未満においては、「集落（大字内に複数の集落がある場合）」（17%）が最も多くなっており、次いで「単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（14%）となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
平成の合併前市町村	5	9	15	17	26	15	20	107
昭和の合併前市町村	7	12	29	35	52	22	13	170
大字（大字＝集落を含む）	4	11	21	22	46	26	18	148
集落（大字内に複数の集落がある場合）	1	6	9	18	51	22	36	143
連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	46	31	45	27	47	18	20	234
単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	8	17	35	32	51	26	30	199
その他	18	35	40	24	36	14	12	179
	126	150	243	224	421	212	214	1590

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
平成の合併前市町村	4%	6%	6%	8%	6%	7%	9%	7%
昭和の合併前市町村	6%	8%	12%	16%	12%	10%	6%	11%
大字（大字＝集落を含む）	3%	7%	9%	10%	11%	12%	8%	9%
集落（大字内に複数の集落がある場合）	1%	4%	4%	8%	12%	10%	17%	9%
連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	37%	21%	19%	12%	11%	8%	9%	15%
単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	6%	11%	14%	14%	12%	12%	14%	13%
その他	14%	23%	16%	11%	9%	7%	6%	11%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の範囲（集落との関係）

②過疎区分による比較

- ・過疎地域においては、「集落（大字内に複数の集落がある場合）」（13%）が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」（12%）となっている。
- ・みなし過疎地域においては、「平成の合併前市町村」（24%）が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」（20%）となっている。
- ・一部過疎地域においては、「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（21%）が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」（17%）となっている。
- ・非過疎地域においては、「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（17%）が最も多くなっており、次いで「単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（15%）となっている。

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
平成の合併前市町村	46	6	14	41	107
昭和の合併前市町村	64	5	24	77	170
大字（大字＝集落を含む）	63	1	18	66	148
集落（大字内に複数の集落がある場合）	69	3	5	66	143
連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	52	2	29	151	234
単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	57	2	5	135	199
その他	37	5	21	116	179
	533	25	138	894	1590

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
平成の合併前市町村	9%	24%	10%	5%	7%
昭和の合併前市町村	12%	20%	17%	9%	11%
大字（大字＝集落を含む）	12%	4%	13%	7%	9%
集落（大字内に複数の集落がある場合）	13%	12%	4%	7%	9%
連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	10%	8%	21%	17%	15%
単位自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	11%	8%	4%	15%	13%
その他	7%	20%	15%	13%	11%
	100%	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の範囲（集落との関係）

③都市区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・中核市等においては、「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（32%）が最も多くなっており、次いで「単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（8%）となっている。 ・一般市においては、「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（18%）が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」（14%）となっている。 ・町村においては、「単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（14%）が最も多くなっており、次いで「集落（大字内に複数の集落がある場合）」（12%）となっている。 	中核市等	一般市	町村	総計	
	平成の合併前市町村	5	44	58	107
	昭和の合併前市町村	7	87	76	170
	大字（大字＝集落を含む）	4	58	86	148
	集落（大字内に複数の集落がある場合）	1	40	102	143
	連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	39	113	82	234
	単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	10	76	112	198
	その他	18	94	64	176
		122	637	825	1584
	中核市等	一般市	町村	総計	
平成の合併前市町村	4%	7%	7%	7%	
昭和の合併前市町村	6%	14%	9%	11%	
大字（大字＝集落を含む）	3%	9%	10%	9%	
集落（大字内に複数の集落がある場合）	1%	6%	12%	9%	
連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	32%	18%	10%	15%	
単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	8%	12%	14%	13%	
その他	15%	15%	8%	11%	
	100%	100%	100%	100%	

地域運営組織の範囲（集落との関係）

④条例等有無による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・条例等有においては、「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（21%）が最も多くなっており、次いで「単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（13%）となっている。 ・条例等無においては、「単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」（13%）が最も多くなっており、次いで「集落（大字内に複数の集落がある場合）」（11%）となっている。 	条例等有	条例等無	総計	
	平成の合併前市町村	41	66	107
	昭和の合併前市町村	74	95	169
	大字（大字＝集落を含む）	58	89	147
	集落（大字内に複数の集落がある場合）	42	100	142
	連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	135	98	233
	単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	85	114	199
	その他	85	93	178
		636	900	1536
	条例等有	条例等無	総計	
平成の合併前市町村	6%	7%	7%	
昭和の合併前市町村	12%	11%	11%	
大字（大字＝集落を含む）	9%	10%	10%	
集落（大字内に複数の集落がある場合）	7%	11%	9%	
連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	21%	11%	15%	
単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）	13%	13%	13%	
その他	13%	10%	12%	
	100%	100%	100%	

地域運営組織の範囲（集落との関係）

⑤地域による比較

・北海道、九州・沖縄においては、「単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」、東北、北陸においては、「昭和の合併前市町村」、東海、近畿、四国においては、「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」、関東においては、「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」と「単自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」、中国においては、「昭和の合併前市町村」と「連合自治会・町内会（単独・複数集落の場合）」が最も多くなっている。		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
	平成の合併前市町村	15	12	30	5	10	9	3	6	17	107
	昭和の合併前市町村	3	30	42	9	16	21	19	14	16	170
	大字(大字=集落を含む)	9	18	30	3	19	19	16	13	21	148
	集落(大字内に複数の集落がある場合)	17	19	39	5	4	12	10	7	30	143
	連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	32	17	54	7	25	44	19	15	21	234
	単自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	40	19	54	7	13	24	7	3	32	199
	その他	14	18	47	6	16	33	9	4	32	179
		179	168	417	47	131	220	105	79	244	1590

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
平成の合併前市町村	8%	7%	7%	11%	8%	4%	3%	8%	7%	7%
昭和の合併前市町村	2%	18%	10%	19%	12%	10%	18%	18%	7%	11%
大字(大字=集落を含む)	5%	11%	7%	6%	15%	9%	15%	16%	9%	9%
集落(大字内に複数の集落がある場合)	9%	11%	9%	11%	3%	5%	10%	9%	12%	9%
連合自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	18%	10%	13%	15%	19%	20%	18%	19%	9%	15%
単自治会・町内会(単独・複数集落の場合)	22%	11%	13%	15%	10%	11%	7%	4%	13%	13%
その他	8%	11%	11%	13%	12%	15%	9%	5%	13%	11%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の範囲（学校区との関係）

①人口による比較

・20万人以上においては、「小学校区と概ね一致する」(31%)が最も多くなっており、次いで「中学校区と概ね一致する」(13%)となっている。 ・10-20万人、5-10万人、3-5万人においては、「小学校区と概ね一致する」が最も多くなっており、次いで「小学校区(又は旧小学校区)よりも狭い」となっている。 ・1-3万人、5千-1万人においては、「小学校区(又は旧小学校区)よりも狭い」が最も多くなっており、次いで「小学校区と概ね一致する」となっている。 ・5千人未満においては、「小学校区(又は旧小学校区)よりも狭い」(22%)が最も多くなっており、次いで「中学校区と概ね一致する」(10%)となっている。		20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
	中学校区と概ね一致する	17	15	26	18	20	14	22	132
	旧中学校区と概ね一致する	2	1	1	1	9	6	0	20
	小学校区と概ね一致する	39	41	70	63	86	28	19	346
	旧小学校区と概ね一致する	2	4	13	22	34	18	16	109
	中学校区及び小学校区と概ね一致する	3	13	6	4	9	10	10	55
	小学校区(又は旧小学校区)より狭い	6	17	45	47	92	47	48	302
	その他	18	29	31	17	52	15	26	188
		126	150	243	224	421	212	214	1590

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
中学校区と概ね一致する	13%	10%	11%	8%	5%	7%	10%	8%
旧中学校区と概ね一致する	2%	1%	0%	0%	2%	3%	0%	1%
小学校区と概ね一致する	31%	27%	29%	28%	20%	13%	9%	22%
旧小学校区と概ね一致する	2%	3%	5%	10%	8%	8%	7%	7%
中学校区及び小学校区と概ね一致する	2%	9%	2%	2%	2%	5%	3%	3%
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	5%	11%	19%	21%	22%	22%	22%	19%
その他	14%	19%	13%	8%	12%	7%	12%	12%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の範囲（学校区との関係）

②過疎区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域においては、「小学校区(又は旧小学校区)よりも狭い」(20%)が最も多くなっており、次いで「小学校区と概ね一致する」(15%)となっている。 みなし過疎地域においては、「小学校区と概ね一致する」(32%)が最も多くなっており、次いで「中学校区と概ね一致する」(16%)と「小学校区と概ね一致する」(16%)となっている。 一部過疎地域においては、「小学校区と概ね一致する」(27%)が最も多くなっており、次いで「中学校区と概ね一致する」(12%)となっている。 非過疎地域においては、「小学校区と概ね一致する」(25%)が最も多くなっており、次いで「小学校区(又は旧小学校区)より狭い」(20%)となっている。 					
	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
中学校区と概ね一致する	43	4	17	68	132
旧中学校区と概ね一致する	13	0	3	4	20
小学校区と概ね一致する	80	8	37	221	346
旧小学校区と概ね一致する	60	4	16	29	109
中学校区及び小学校区と概ね一致する	22	1	8	24	55
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	106	3	15	178	302
その他	55	5	18	110	188
	533	25	138	894	1590

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
中学校区と概ね一致する	8%	16%	12%	8%	8%
旧中学校区と概ね一致する	2%	0%	2%	0%	1%
小学校区と概ね一致する	15%	32%	27%	25%	22%
旧小学校区と概ね一致する	11%	16%	12%	3%	7%
中学校区及び小学校区と概ね一致する	4%	4%	6%	3%	3%
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	20%	12%	11%	20%	19%
その他	10%	20%	13%	12%	12%
	100%	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の範囲（学校区との関係）

③都市区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> 中核市等においては、「小学校区と概ね一致する」(30%)が最も多くなっており、次いで「中学校区と概ね一致する」(14%)となっている。 一般市においては、「小学校区と概ね一致」(29%)が最も多くなっており、次いで「小学校区(又は旧小学校区)より狭い」(17%)となっている。 町村においては、「小学校区(又は旧小学校区)よりも狭い」(23%)が最も多くなっており、次いで「小学校区と概ね一致する」(15%)となっている。 				
	中核市等	一般市	町村	総計
中学校区と概ね一致する	17	59	56	132
旧中学校区と概ね一致する	1	8	11	20
小学校区と概ね一致する	37	186	121	344
旧小学校区と概ね一致する	2	43	64	109
中学校区及び小学校区と概ね一致する	2	23	30	55
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	8	107	186	301
その他	16	81	90	187
	122	637	825	1584

	中核市等	一般市	町村	総計
中学校区と概ね一致する	14%	9%	7%	8%
旧中学校区と概ね一致する	1%	1%	1%	1%
小学校区と概ね一致する	30%	29%	15%	22%
旧小学校区と概ね一致する	2%	7%	8%	7%
中学校区及び小学校区と概ね一致する	2%	4%	4%	3%
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	7%	17%	23%	19%
その他	13%	13%	11%	12%
	100%	100%	100%	100%

地域運営組織の範囲（学校区との関係）

④ 条例等有無による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・条例等有においては、「小学校区と概ね一致する」(28%) が最も多くなっており、次いで「小学校区（又は旧小学校区）より狭い」(17%) となっている。 ・条件等無においては、「小学校区（又は旧小学校区）より狭い」(22%) が最も多くなっており、次いで「小学校区と概ね一致する」(19%) となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例等有</th> <th>条例等無</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校区と概ね一致する</td> <td>54</td> <td>78</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>旧中学校区と概ね一致する</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>小学校区と概ね一致する</td> <td>176</td> <td>169</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>旧小学校区と概ね一致する</td> <td>55</td> <td>52</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>中学校区及び小学校区と概ね一致する</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>小学校区(又は旧小学校区)より狭い</td> <td>106</td> <td>196</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>86</td> <td>102</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td></td> <td>636</td> <td>900</td> <td>1536</td> </tr> </tbody> </table>		条例等有	条例等無	総計	中学校区と概ね一致する	54	78	132	旧中学校区と概ね一致する	9	11	20	小学校区と概ね一致する	176	169	345	旧小学校区と概ね一致する	55	52	107	中学校区及び小学校区と概ね一致する	26	28	54	小学校区(又は旧小学校区)より狭い	106	196	302	その他	86	102	188		636	900	1536
		条例等有	条例等無	総計																																	
中学校区と概ね一致する	54	78	132																																		
旧中学校区と概ね一致する	9	11	20																																		
小学校区と概ね一致する	176	169	345																																		
旧小学校区と概ね一致する	55	52	107																																		
中学校区及び小学校区と概ね一致する	26	28	54																																		
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	106	196	302																																		
その他	86	102	188																																		
	636	900	1536																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例等有</th> <th>条例等無</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校区と概ね一致する</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>旧中学校区と概ね一致する</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>小学校区と概ね一致する</td> <td>28%</td> <td>19%</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>旧小学校区と概ね一致する</td> <td>9%</td> <td>6%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>中学校区及び小学校区と概ね一致する</td> <td>4%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>小学校区(又は旧小学校区)より狭い</td> <td>17%</td> <td>22%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14%</td> <td>11%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		条例等有	条例等無	総計	中学校区と概ね一致する	8%	9%	9%	旧中学校区と概ね一致する	1%	1%	1%	小学校区と概ね一致する	28%	19%	22%	旧小学校区と概ね一致する	9%	6%	7%	中学校区及び小学校区と概ね一致する	4%	3%	4%	小学校区(又は旧小学校区)より狭い	17%	22%	20%	その他	14%	11%	12%		100%	100%	100%	
	条例等有	条例等無	総計																																		
中学校区と概ね一致する	8%	9%	9%																																		
旧中学校区と概ね一致する	1%	1%	1%																																		
小学校区と概ね一致する	28%	19%	22%																																		
旧小学校区と概ね一致する	9%	6%	7%																																		
中学校区及び小学校区と概ね一致する	4%	3%	4%																																		
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	17%	22%	20%																																		
その他	14%	11%	12%																																		
	100%	100%	100%																																		

地域運営組織の範囲（学校区との関係）

⑤ 地域による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・北海道、関東においては、「小学校区（又は旧小学校区）より狭い」、東北、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄においては、「小学校区と概ね一致する」が最も多くなっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>北海道</th> <th>東北</th> <th>関東</th> <th>北陸</th> <th>東海</th> <th>近畿</th> <th>中国</th> <th>四国</th> <th>九州・沖縄</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校区と概ね一致する</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>40</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>22</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>旧中学校区と概ね一致する</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>小学校区と概ね一致する</td> <td>23</td> <td>34</td> <td>62</td> <td>18</td> <td>43</td> <td>65</td> <td>27</td> <td>22</td> <td>52</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td>旧小学校区と概ね一致する</td> <td>11</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>中学校区及び小学校区と概ね一致する</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>小学校区(又は旧小学校区)より狭い</td> <td>39</td> <td>32</td> <td>95</td> <td>10</td> <td>19</td> <td>41</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>45</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>57</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>29</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td></td> <td>179</td> <td>168</td> <td>417</td> <td>47</td> <td>131</td> <td>220</td> <td>105</td> <td>79</td> <td>244</td> <td>1590</td> </tr> </tbody> </table>		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計	中学校区と概ね一致する	11	14	40	2	16	14	5	8	22	132	旧中学校区と概ね一致する	1	4	3	2	2	1	1	3	3	20	小学校区と概ね一致する	23	34	62	18	43	65	27	22	52	346	旧小学校区と概ね一致する	11	22	18	2	4	9	19	12	12	109	中学校区及び小学校区と概ね一致する	14	5	14	1	3	4	4	3	7	55	小学校区(又は旧小学校区)より狭い	39	32	95	10	19	41	13	8	45	302	その他	23	21	57	5	13	24	11	5	29	188		179	168	417	47	131	220	105	79	244	1590
		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計																																																																																									
中学校区と概ね一致する	11	14	40	2	16	14	5	8	22	132																																																																																										
旧中学校区と概ね一致する	1	4	3	2	2	1	1	3	3	20																																																																																										
小学校区と概ね一致する	23	34	62	18	43	65	27	22	52	346																																																																																										
旧小学校区と概ね一致する	11	22	18	2	4	9	19	12	12	109																																																																																										
中学校区及び小学校区と概ね一致する	14	5	14	1	3	4	4	3	7	55																																																																																										
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	39	32	95	10	19	41	13	8	45	302																																																																																										
その他	23	21	57	5	13	24	11	5	29	188																																																																																										
	179	168	417	47	131	220	105	79	244	1590																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>北海道</th> <th>東北</th> <th>関東</th> <th>北陸</th> <th>東海</th> <th>近畿</th> <th>中国</th> <th>四国</th> <th>九州・沖縄</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校区と概ね一致する</td> <td>6%</td> <td>8%</td> <td>10%</td> <td>4%</td> <td>12%</td> <td>6%</td> <td>5%</td> <td>10%</td> <td>9%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>旧中学校区と概ね一致する</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>4%</td> <td>2%</td> <td>0%</td> <td>1%</td> <td>4%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>小学校区と概ね一致する</td> <td>13%</td> <td>20%</td> <td>15%</td> <td>38%</td> <td>33%</td> <td>30%</td> <td>26%</td> <td>28%</td> <td>21%</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>旧小学校区と概ね一致する</td> <td>6%</td> <td>13%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> <td>18%</td> <td>15%</td> <td>5%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>中学校区及び小学校区と概ね一致する</td> <td>8%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>小学校区(又は旧小学校区)より狭い</td> <td>22%</td> <td>19%</td> <td>23%</td> <td>21%</td> <td>15%</td> <td>19%</td> <td>12%</td> <td>10%</td> <td>18%</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13%</td> <td>13%</td> <td>14%</td> <td>11%</td> <td>10%</td> <td>11%</td> <td>10%</td> <td>6%</td> <td>12%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計	中学校区と概ね一致する	6%	8%	10%	4%	12%	6%	5%	10%	9%	8%	旧中学校区と概ね一致する	1%	2%	1%	4%	2%	0%	1%	4%	1%	1%	小学校区と概ね一致する	13%	20%	15%	38%	33%	30%	26%	28%	21%	22%	旧小学校区と概ね一致する	6%	13%	4%	4%	3%	4%	18%	15%	5%	7%	中学校区及び小学校区と概ね一致する	8%	3%	3%	2%	2%	2%	4%	4%	3%	3%	小学校区(又は旧小学校区)より狭い	22%	19%	23%	21%	15%	19%	12%	10%	18%	19%	その他	13%	13%	14%	11%	10%	11%	10%	6%	12%	12%		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計																																																																																										
中学校区と概ね一致する	6%	8%	10%	4%	12%	6%	5%	10%	9%	8%																																																																																										
旧中学校区と概ね一致する	1%	2%	1%	4%	2%	0%	1%	4%	1%	1%																																																																																										
小学校区と概ね一致する	13%	20%	15%	38%	33%	30%	26%	28%	21%	22%																																																																																										
旧小学校区と概ね一致する	6%	13%	4%	4%	3%	4%	18%	15%	5%	7%																																																																																										
中学校区及び小学校区と概ね一致する	8%	3%	3%	2%	2%	2%	4%	4%	3%	3%																																																																																										
小学校区(又は旧小学校区)より狭い	22%	19%	23%	21%	15%	19%	12%	10%	18%	19%																																																																																										
その他	13%	13%	14%	11%	10%	11%	10%	6%	12%	12%																																																																																										
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%																																																																																										

実施している支援策

①人口による比較

・いずれの人口区分においても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
助成金等の活動資金支援	53	64	96	82	104	42	49	490
活動拠点施設の提供	33	40	59	55	63	29	29	308
活動に必要な物品の提供	15	17	24	20	29	9	19	133
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	19	28	29	21	25	7	6	135
地域外部の専門家の活用	15	13	12	12	13	6	1	72
総合的な担当窓口を設置	20	18	36	27	26	9	6	142
地域担当職員制度を導入	13	19	22	27	28	17	16	142
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	27	20	28	26	33	9	9	152
各地域の活動団体が交流する機会の設置	20	24	28	25	27	10	10	144
その他	12	26	27	15	51	29	19	179
	126	150	243	224	421	212	214	1590

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
助成金等の活動資金支援	42%	43%	40%	37%	25%	20%	23%	31%
活動拠点施設の提供	26%	27%	24%	25%	15%	14%	14%	19%
活動に必要な物品の提供	12%	11%	10%	9%	7%	4%	9%	8%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	15%	19%	12%	9%	6%	3%	3%	8%
地域外部の専門家の活用	12%	9%	5%	5%	3%	3%	0%	5%
総合的な担当窓口を設置	16%	12%	15%	12%	6%	4%	3%	9%
地域担当職員制度を導入	10%	13%	9%	12%	7%	8%	7%	9%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	21%	13%	12%	12%	8%	4%	4%	10%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	16%	16%	12%	11%	6%	5%	5%	9%
その他	10%	17%	11%	7%	12%	14%	9%	11%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施している支援策

②過疎区分による比較

・いずれの過疎区分においても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
助成金等の活動資金支援	151	13	62	264	490
活動拠点施設の提供	100	8	45	155	308
活動に必要な物品の提供	42	2	15	74	133
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	36	3	22	74	135
地域外部の専門家の活用	18	1	17	36	72
総合的な担当窓口を設置	35	5	28	74	142
地域担当職員制度を導入	58	7	18	59	142
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	46	4	28	74	152
各地域の活動団体が交流する機会の設置	37	5	26	76	144
その他	54	2	12	111	179
	533	25	138	894	1590

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
助成金等の活動資金支援	28%	52%	45%	30%	31%
活動拠点施設の提供	19%	32%	33%	17%	19%
活動に必要な物品の提供	8%	8%	11%	8%	8%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	7%	12%	16%	8%	8%
地域外部の専門家の活用	3%	4%	12%	4%	5%
総合的な担当窓口を設置	7%	20%	20%	8%	9%
地域担当職員制度を導入	11%	28%	13%	7%	9%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	9%	16%	20%	8%	10%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	7%	20%	19%	9%	9%
その他	10%	8%	9%	12%	11%
	100%	100%	100%	100%	100%

実施している支援策

③都市区分による比較

・いずれの都市区分においても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。

	中核市等	一般市	町村	総計
助成金等の活動資金支援	48	257	183	488
活動拠点施設の提供	30	166	111	307
活動に必要な物品の提供	12	67	53	132
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	19	82	33	134
地域外部の専門家の活用	14	41	17	72
総合的な担当窓口を設置	20	83	38	141
地域担当職員制度を導入	13	75	53	141
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	22	87	43	152
各地域の活動団体が交流する機会の設置	19	85	39	143
その他	12	74	92	178
	122	637	825	1584

	中核市等	一般市	町村	総計
助成金等の活動資金支援	39%	40%	22%	31%
活動拠点施設の提供	25%	26%	13%	19%
活動に必要な物品の提供	10%	11%	6%	8%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	16%	13%	4%	8%
地域外部の専門家の活用	11%	6%	2%	5%
総合的な担当窓口を設置	16%	13%	5%	9%
地域担当職員制度を導入	11%	12%	6%	9%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	18%	14%	5%	10%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	16%	13%	5%	9%
その他	10%	12%	11%	11%
	100%	100%	100%	100%

実施している支援策

④条例等有無による比較

・条例等有、無いずれにおいても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くなっており、次いで「活動拠点施設の提供」となっている。

	条例等有	条例等無	総計
助成金等の活動資金支援	263	222	485
活動拠点施設の提供	169	137	306
活動に必要な物品の提供	61	71	132
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	92	43	135
地域外部の専門家の活用	45	26	71
総合的な担当窓口を設置	88	54	142
地域担当職員制度を導入	93	48	141
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	78	74	152
各地域の活動団体が交流する機会の設置	85	59	144
その他	81	97	178
	636	900	1536

	条例等有	条例等無	総計
助成金等の活動資金支援	41%	25%	32%
活動拠点施設の提供	27%	15%	20%
活動に必要な物品の提供	10%	8%	9%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	14%	5%	9%
地域外部の専門家の活用	7%	3%	5%
総合的な担当窓口を設置	14%	6%	9%
地域担当職員制度を導入	15%	5%	9%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	12%	8%	10%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	13%	7%	9%
その他	13%	11%	12%
	100%	100%	100%

実施している支援策

⑤地域による比較

・いずれの地域区分においても、「助成金等の活動資金支援」が最も多くなっている。

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
助成金等の活動資金支援	40	53	111	14	54	69	46	28	75	490
活動拠点施設の提供	26	26	70	10	36	39	30	22	49	308
活動に必要な物品の提供	10	11	29	4	17	22	14	4	22	133
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	9	12	26	3	19	24	13	5	24	135
地域外部の専門家の活用	3	6	9	3	8	14	12	4	13	72
総合的な担当窓口を設置	9	18	25	4	19	21	14	10	22	142
地域担当職員制度を導入	16	19	22	4	17	24	10	7	23	142
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	7	15	29	8	16	19	15	8	35	152
各地域の活動団体が交流する機会の設置	12	15	34	7	19	23	12	3	19	144
その他	22	17	50	4	15	28	5	8	30	179
	179	168	417	47	131	220	105	79	244	1590

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
助成金等の活動資金支援	22%	32%	27%	30%	41%	31%	44%	35%	31%	31%
活動拠点施設の提供	15%	15%	17%	21%	27%	18%	29%	28%	20%	19%
活動に必要な物品の提供	6%	7%	7%	9%	13%	10%	13%	5%	9%	8%
人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成	5%	7%	6%	6%	15%	11%	12%	6%	10%	8%
地域外部の専門家の活用	2%	4%	2%	6%	6%	6%	11%	5%	5%	5%
総合的な担当窓口を設置	5%	11%	6%	9%	15%	10%	13%	13%	9%	9%
地域担当職員制度を導入	9%	11%	5%	9%	13%	11%	10%	9%	9%	9%
「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援	4%	9%	7%	17%	12%	9%	14%	10%	14%	10%
各地域の活動団体が交流する機会の設置	7%	9%	8%	15%	15%	10%	11%	4%	8%	9%
その他	12%	10%	12%	9%	11%	13%	5%	10%	12%	11%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

継続的運営に向けて必要と考える支援

①人口による比較

・20万人以上、1-3万人、5千-1万人においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くっており、次いで「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」となっている。

・10-20万人、5-10万人、3-5万人においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くっており、次いで「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」となっている。

・5千人未満においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」(37%)が最も多くっており、次いで「事務局機能などの実務的支援」(14%)となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	48	69	93	80	145	72	79	586
事務局機能などの実務的支援	26	27	32	36	54	27	31	233
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	19	37	45	27	53	20	16	217
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	35	40	66	64	90	42	25	362
行政の権限の一部移譲	5	15	13	13	16	2	1	65
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	33	49	77	65	77	35	28	364
その他	11	17	18	7	24	10	8	95
	126	150	243	224	421	212	214	1590

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	38%	46%	38%	36%	34%	34%	37%	37%
事務局機能などの実務的支援	21%	18%	13%	16%	13%	13%	14%	15%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	15%	25%	19%	12%	13%	9%	7%	14%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	28%	27%	27%	29%	21%	20%	12%	23%
行政の権限の一部移譲	4%	10%	5%	6%	4%	1%	0%	4%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	26%	33%	32%	29%	18%	17%	13%	23%
その他	9%	11%	7%	3%	6%	5%	4%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

継続的運営に向けて必要と考える支援

②過疎区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域、非過疎地域においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くなっており、次いで「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」となっている。 一部過疎地域においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」(44%)が最も多くなっており、次いで「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」(41%)となっている。 みなし過疎地域においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」(56%)が最も多くなっており、次いで「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」(32%)と「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」(32%)となっている。 		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
	助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	200	14	61	311	586
	事務局機能などの実務的支援	97	4	30	102	233
	自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	59	5	30	123	217
	地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	108	8	42	204	362
	行政の権限の一部移譲	14	0	14	37	65
	行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	106	8	57	193	364
	その他	23	2	14	56	95
		533	25	138	894	1590

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	38%	56%	44%	35%	37%
事務局機能などの実務的支援	18%	16%	22%	11%	15%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	11%	20%	22%	14%	14%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	20%	32%	30%	23%	23%
行政の権限の一部移譲	3%	0%	10%	4%	4%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	20%	32%	41%	22%	23%
その他	4%	8%	10%	6%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%

継続的運営に向けて必要と考える支援

③都市区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> 中核市、町村においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くなっており、次いで「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」となっている。 一般市においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」(41%)が最も多くなっており、次いで「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」(31%)となっている。 		中核市等	一般市	町村	総計
	助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	47	261	278	586
	事務局機能などの実務的支援	21	114	98	233
	自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	20	120	77	217
	地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	34	179	149	362
	行政の権限の一部移譲	4	42	19	65
	行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	30	195	138	363
	その他	11	45	39	95
		122	637	825	1584

	中核市等	一般市	町村	総計
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	39%	41%	34%	37%
事務局機能などの実務的支援	17%	18%	12%	15%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	16%	19%	9%	14%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	28%	28%	18%	23%
行政の権限の一部移譲	3%	7%	2%	4%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	25%	31%	17%	23%
その他	9%	7%	5%	6%
	100%	100%	100%	100%

継続的運営に向けて必要と考える支援

④ 条例等有無による比較

- ・ 条例等有においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」(41%)が最も多くなっており、次いで「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」(31%)となっている。
- ・ 条例等においては、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」(36%)が最も多くなっており、次いで「地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」(19%)となっている。

	条例等有	条例等無	総計
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	259	324	583
事務局機能などの実務的支援	114	119	233
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	117	100	217
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	190	171	361
行政の権限の一部移譲	32	33	65
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	196	167	363
その他	48	47	95
	636	900	1536

	条例等有	条例等無	総計
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	41%	36%	38%
事務局機能などの実務的支援	18%	13%	15%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	18%	11%	14%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	30%	19%	24%
行政の権限の一部移譲	5%	4%	4%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	31%	19%	24%
その他	8%	5%	6%
	100%	100%	100%

継続的運営に向けて必要と考える支援

⑤ 地域による比較

- ・ いずれの地域区分においても、「助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が最も多くなっている。

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	57	64	141	21	51	93	36	33	90	586
事務局機能などの実務的支援	22	22	42	7	21	43	20	19	37	233
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	25	17	56	4	20	25	22	11	37	217
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	26	44	88	11	38	59	34	16	46	362
行政の権限の一部移譲	1	5	12	2	8	9	10	5	13	65
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	28	47	80	11	46	52	33	18	49	364
その他	11	8	22	3	11	14	4	3	19	95
	179	168	417	47	131	220	105	79	244	1590

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
助成金等の制度の拡充等の活動資金援助	32%	38%	34%	45%	39%	42%	34%	42%	37%	37%
事務局機能などの実務的支援	12%	13%	10%	15%	16%	20%	19%	24%	15%	15%
自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備	14%	10%	13%	9%	15%	11%	21%	14%	15%	14%
地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保	15%	26%	21%	23%	29%	27%	32%	20%	19%	23%
行政の権限の一部移譲	1%	3%	3%	4%	6%	4%	10%	6%	5%	4%
行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革	16%	28%	19%	23%	35%	24%	31%	23%	20%	23%
その他	6%	5%	5%	6%	8%	6%	4%	4%	8%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

国や県に期待する支援

①人口による比較

・いずれの人口区分においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
補助金・交付金等の財政支援	59	90	128	119	206	93	99	794
専門的人材の紹介や派遣	42	50	64	70	120	44	33	423
行政権限の一部移譲	2	2	2	0	2	2	1	11
市区町村職員への助言・研修	18	31	54	43	72	34	25	277
その他	5	8	11	11	19	2	9	65
	126	150	243	224	421	212	214	1590

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
補助金・交付金等の財政支援	47%	60%	53%	53%	49%	44%	46%	50%
専門的人材の紹介や派遣	33%	33%	26%	31%	29%	21%	15%	27%
行政権限の一部移譲	2%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	1%
市区町村職員への助言・研修	14%	21%	22%	19%	17%	16%	12%	17%
その他	4%	5%	5%	5%	5%	1%	4%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

国や県に期待する支援

②過疎区分による比較

・いずれの過疎区分においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」となっている。

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
補助金・交付金等の財政支援	271	18	82	423	794
専門的人材の紹介や派遣	128	12	49	234	423
行政権限の一部移譲	5	0	0	6	11
市区町村職員への助言・研修	77	6	32	162	277
その他	17	0	5	43	65
	533	25	138	894	1590

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
補助金・交付金等の財政支援	51%	72%	59%	47%	50%
専門的人材の紹介や派遣	24%	48%	36%	26%	27%
行政権限の一部移譲	1%	0%	0%	1%	1%
市区町村職員への助言・研修	14%	24%	23%	18%	17%
その他	3%	0%	4%	5%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%

国や県に期待する支援

③都市区分による比較

<p>・いずれの都市区分においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」となっている。</p>		中核市等	一般市	町村	総計
	補助金・交付金等の財政支援	58	357	377	792
	専門的人材の紹介や派遣	39	206	178	423
	行政権限の一部移譲	2	3	6	11
	市区町村職員への助言・研修	15	133	129	277
	その他	5	32	28	65
		122	637	825	1584
		中核市等	一般市	町村	総計
	補助金・交付金等の財政支援	48%	56%	46%	50%
専門的人材の紹介や派遣	32%	32%	22%	27%	
行政権限の一部移譲	2%	0%	1%	1%	
市区町村職員への助言・研修	12%	21%	16%	17%	
その他	4%	5%	3%	4%	
	100%	100%	100%	100%	

国や県に期待する支援

④条例等有無による比較

<p>・条件等有、無いずれにおいても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっており、次いで「専門的人材の紹介や派遣」となっている。</p>		条例等有	条例等無	総計
	補助金・交付金等の財政支援	358	430	788
	専門的人材の紹介や派遣	207	213	420
	行政権限の一部移譲	8	3	11
	市区町村職員への助言・研修	123	152	275
	その他	29	36	65
		636	900	1536
		条例等有	条例等無	総計
	補助金・交付金等の財政支援	56%	48%	51%
専門的人材の紹介や派遣	33%	24%	27%	
行政権限の一部移譲	1%	0%	1%	
市区町村職員への助言・研修	19%	17%	18%	
その他	5%	4%	4%	
	100%	100%	100%	

国や県に期待する支援

⑤地域による比較

・いずれの地域区分においても、「補助金・交付金等の財政支援」が最も多くなっている。

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
補助金・交付金等の財政支援	76	84	198	26	72	124	59	44	111	794
専門的人材の紹介や派遣	26	61	95	14	39	69	35	24	60	423
行政権限の一部移譲	2	0	2	0	3	1	1	0	2	11
市区町村職員への助言・研修	25	34	69	10	35	37	17	13	37	277
その他	7	5	16	2	9	12	2	2	10	65
	179	168	417	47	131	220	105	79	244	1590

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
補助金・交付金等の財政支援	42%	50%	47%	55%	55%	56%	56%	56%	45%	50%
専門的人材の紹介や派遣	15%	36%	23%	30%	30%	31%	33%	30%	25%	27%
行政権限の一部移譲	1%	0%	0%	0%	2%	0%	1%	0%	1%	1%
市区町村職員への助言・研修	14%	20%	17%	21%	27%	17%	16%	16%	15%	17%
その他	4%	3%	4%	4%	7%	5%	2%	3%	4%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

地域側の課題

①人口による比較

・いずれの人口区分においても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
住民側の新たな担い手の確保	69	92	141	124	200	97	84	807
住民ニーズへの柔軟な対応	30	37	48	39	68	34	37	293
活動資金の安定的な確保	52	83	108	95	152	73	60	623
活動拠点の整備	25	47	61	31	56	29	17	266
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	17	30	58	53	83	38	30	309
特に課題はない	0	0	4	3	5	2	1	15
その他	4	9	10	8	14	6	6	57
	126	150	243	224	421	212	214	1590

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
住民側の新たな担い手の確保	55%	61%	58%	55%	48%	46%	39%	51%
住民ニーズへの柔軟な対応	24%	25%	20%	17%	16%	16%	17%	18%
活動資金の安定的な確保	41%	55%	44%	42%	36%	34%	28%	39%
活動拠点の整備	20%	31%	25%	14%	13%	14%	8%	17%
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	13%	20%	24%	24%	20%	18%	14%	19%
特に課題はない	0%	0%	2%	1%	1%	1%	0%	1%
その他	3%	6%	4%	4%	3%	3%	3%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

地域側の課題

②過疎区分による比較

・いずれの過疎区分においても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」となっている。

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
住民側の新たな担い手の確保	258	18	88	443	807
住民ニーズへの柔軟な対応	102	8	28	155	293
活動資金の安定的な確保	190	17	76	340	623
活動拠点の整備	68	5	29	164	266
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	93	6	34	176	309
特に課題はない	5	0	1	9	15
その他	14	1	5	37	57
	533	25	138	894	1590

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
住民側の新たな担い手の確保	48%	72%	64%	50%	51%
住民ニーズへの柔軟な対応	19%	32%	20%	17%	18%
活動資金の安定的な確保	36%	68%	55%	38%	39%
活動拠点の整備	13%	20%	21%	18%	17%
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	17%	24%	25%	20%	19%
特に課題はない	1%	0%	1%	1%	1%
その他	3%	4%	4%	4%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%

地域側の課題

③都市区分による比較

・いずれの都市区分においても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」となっている。

	中核市等	一般市	町村	総計
住民側の新たな担い手の確保	65	378	362	805
住民ニーズへの柔軟な対応	27	134	132	293
活動資金の安定的な確保	52	308	262	622
活動拠点の整備	25	148	93	266
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	16	148	145	309
特に課題はない	0	8	7	15
その他	4	28	25	57
	122	637	825	1584

	中核市等	一般市	町村	総計
住民側の新たな担い手の確保	53%	59%	44%	51%
住民ニーズへの柔軟な対応	22%	21%	16%	18%
活動資金の安定的な確保	43%	48%	32%	39%
活動拠点の整備	20%	23%	11%	17%
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	13%	23%	18%	20%
特に課題はない	0%	1%	1%	1%
その他	3%	4%	3%	4%
	100%	100%	100%	100%

地域側の課題

④ 条例等有無による比較

・ 条例等有、無いずれにおいても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっており、次いで「活動資金の安定的な確保」となっている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例等有</th> <th>条例等無</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民側の新たな担い手の確保</td> <td>378</td> <td>422</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>住民ニーズへの柔軟な対応</td> <td>152</td> <td>139</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>活動資金の安定的な確保</td> <td>290</td> <td>328</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>活動拠点の整備</td> <td>141</td> <td>125</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い</td> <td>137</td> <td>169</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>特に課題はない</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24</td> <td>33</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td></td> <td>636</td> <td>900</td> <td>1536</td> </tr> </tbody> </table>		条例等有	条例等無	総計	住民側の新たな担い手の確保	378	422	800	住民ニーズへの柔軟な対応	152	139	291	活動資金の安定的な確保	290	328	618	活動拠点の整備	141	125	266	住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	137	169	306	特に課題はない	5	10	15	その他	24	33	57		636	900	1536
		条例等有	条例等無	総計																																	
住民側の新たな担い手の確保	378	422	800																																		
住民ニーズへの柔軟な対応	152	139	291																																		
活動資金の安定的な確保	290	328	618																																		
活動拠点の整備	141	125	266																																		
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	137	169	306																																		
特に課題はない	5	10	15																																		
その他	24	33	57																																		
	636	900	1536																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例等有</th> <th>条例等無</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民側の新たな担い手の確保</td> <td>59%</td> <td>47%</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>住民ニーズへの柔軟な対応</td> <td>24%</td> <td>15%</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>活動資金の安定的な確保</td> <td>46%</td> <td>36%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>活動拠点の整備</td> <td>22%</td> <td>14%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い</td> <td>22%</td> <td>19%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>特に課題はない</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		条例等有	条例等無	総計	住民側の新たな担い手の確保	59%	47%	52%	住民ニーズへの柔軟な対応	24%	15%	19%	活動資金の安定的な確保	46%	36%	40%	活動拠点の整備	22%	14%	17%	住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	22%	19%	20%	特に課題はない	1%	1%	1%	その他	4%	4%	4%		100%	100%	100%	
	条例等有	条例等無	総計																																		
住民側の新たな担い手の確保	59%	47%	52%																																		
住民ニーズへの柔軟な対応	24%	15%	19%																																		
活動資金の安定的な確保	46%	36%	40%																																		
活動拠点の整備	22%	14%	17%																																		
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	22%	19%	20%																																		
特に課題はない	1%	1%	1%																																		
その他	4%	4%	4%																																		
	100%	100%	100%																																		

地域側の課題

⑤ 地域による比較

・ いずれの地域区分においても、「住民側の新たな担い手の確保」が最も多くなっている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>北海道</th> <th>東北</th> <th>関東</th> <th>北陸</th> <th>東海</th> <th>近畿</th> <th>中国</th> <th>四国</th> <th>九州・沖縄</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民側の新たな担い手の確保</td> <td>71</td> <td>94</td> <td>202</td> <td>25</td> <td>75</td> <td>121</td> <td>63</td> <td>41</td> <td>115</td> <td>807</td> </tr> <tr> <td>住民ニーズへの柔軟な対応</td> <td>31</td> <td>22</td> <td>74</td> <td>11</td> <td>31</td> <td>42</td> <td>27</td> <td>16</td> <td>39</td> <td>293</td> </tr> <tr> <td>活動資金の安定的な確保</td> <td>50</td> <td>72</td> <td>152</td> <td>20</td> <td>52</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>34</td> <td>93</td> <td>623</td> </tr> <tr> <td>活動拠点の整備</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>68</td> <td>8</td> <td>28</td> <td>46</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>40</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い</td> <td>25</td> <td>44</td> <td>68</td> <td>16</td> <td>28</td> <td>43</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>45</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>特に課題はない</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td></td> <td>178</td> <td>168</td> <td>417</td> <td>47</td> <td>131</td> <td>220</td> <td>105</td> <td>79</td> <td>244</td> <td>1590</td> </tr> </tbody> </table>		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計	住民側の新たな担い手の確保	71	94	202	25	75	121	63	41	115	807	住民ニーズへの柔軟な対応	31	22	74	11	31	42	27	16	39	293	活動資金の安定的な確保	50	72	152	20	52	100	50	34	93	623	活動拠点の整備	21	22	68	8	28	46	21	12	40	266	住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	25	44	68	16	28	43	21	19	45	309	特に課題はない	1	2	2	1	3	2	1	0	3	15	その他	6	4	13	0	7	11	1	5	10	57		178	168	417	47	131	220	105	79	244	1590
		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計																																																																																									
住民側の新たな担い手の確保	71	94	202	25	75	121	63	41	115	807																																																																																										
住民ニーズへの柔軟な対応	31	22	74	11	31	42	27	16	39	293																																																																																										
活動資金の安定的な確保	50	72	152	20	52	100	50	34	93	623																																																																																										
活動拠点の整備	21	22	68	8	28	46	21	12	40	266																																																																																										
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	25	44	68	16	28	43	21	19	45	309																																																																																										
特に課題はない	1	2	2	1	3	2	1	0	3	15																																																																																										
その他	6	4	13	0	7	11	1	5	10	57																																																																																										
	178	168	417	47	131	220	105	79	244	1590																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>北海道</th> <th>東北</th> <th>関東</th> <th>北陸</th> <th>東海</th> <th>近畿</th> <th>中国</th> <th>四国</th> <th>九州・沖縄</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民側の新たな担い手の確保</td> <td>40%</td> <td>56%</td> <td>48%</td> <td>53%</td> <td>57%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> <td>52%</td> <td>47%</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>住民ニーズへの柔軟な対応</td> <td>17%</td> <td>13%</td> <td>18%</td> <td>23%</td> <td>24%</td> <td>19%</td> <td>26%</td> <td>20%</td> <td>16%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>活動資金の安定的な確保</td> <td>28%</td> <td>43%</td> <td>36%</td> <td>43%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> <td>48%</td> <td>43%</td> <td>38%</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>活動拠点の整備</td> <td>12%</td> <td>13%</td> <td>16%</td> <td>17%</td> <td>21%</td> <td>21%</td> <td>20%</td> <td>15%</td> <td>16%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い</td> <td>14%</td> <td>26%</td> <td>16%</td> <td>34%</td> <td>21%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>24%</td> <td>18%</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>特に課題はない</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>0%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>0%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>0%</td> <td>5%</td> <td>5%</td> <td>1%</td> <td>6%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計	住民側の新たな担い手の確保	40%	56%	48%	53%	57%	55%	60%	52%	47%	51%	住民ニーズへの柔軟な対応	17%	13%	18%	23%	24%	19%	26%	20%	16%	18%	活動資金の安定的な確保	28%	43%	36%	43%	40%	45%	48%	43%	38%	39%	活動拠点の整備	12%	13%	16%	17%	21%	21%	20%	15%	16%	17%	住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	14%	26%	16%	34%	21%	20%	20%	24%	18%	19%	特に課題はない	1%	1%	0%	2%	2%	1%	1%	0%	1%	1%	その他	3%	2%	3%	0%	5%	5%	1%	6%	4%	4%		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計																																																																																										
住民側の新たな担い手の確保	40%	56%	48%	53%	57%	55%	60%	52%	47%	51%																																																																																										
住民ニーズへの柔軟な対応	17%	13%	18%	23%	24%	19%	26%	20%	16%	18%																																																																																										
活動資金の安定的な確保	28%	43%	36%	43%	40%	45%	48%	43%	38%	39%																																																																																										
活動拠点の整備	12%	13%	16%	17%	21%	21%	20%	15%	16%	17%																																																																																										
住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い	14%	26%	16%	34%	21%	20%	20%	24%	18%	19%																																																																																										
特に課題はない	1%	1%	0%	2%	2%	1%	1%	0%	1%	1%																																																																																										
その他	3%	2%	3%	0%	5%	5%	1%	6%	4%	4%																																																																																										
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%																																																																																										

市町村属性と条例等の有無

①人口による比較

<ul style="list-style-type: none"> 20万人以上、10-20万人においては、「自治基本条例等の条例がある」が最も多くなっており、次いで「条例や要綱などは定めていない」となっている。 5-10万人、3-5万人、1-3万人、5千-1万人においては、「条例や要綱などは定めていない」が最も多くなっており、次いで「自治基本条例等の条例がある」となっている。 5千人未満においては、「条例や要綱などは定めていない」(75%)が最も多くなっており、次いで「自治基本条例等の条例がある」(10%)と「協働のまちづくり等の要綱がある」(10%)となっている。 		20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
	自治基本条例等の条例がある	70	73	94	63	84	32	21	437
	協働のまちづくり等の要綱がある	21	29	44	37	59	21	21	232
	条例や要綱などは定めていない	39	55	109	120	264	153	160	900
	126	150	243	224	421	212	214	1590	

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
自治基本条例等の条例がある	56%	49%	39%	28%	20%	15%	10%	27%
協働のまちづくり等の要綱がある	17%	19%	18%	17%	14%	10%	10%	15%
条例や要綱などは定めていない	31%	37%	45%	54%	63%	72%	75%	57%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②過疎区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> いずれの過疎区分においても、「条例や要綱などは定めていない」が最も多くなっており、次いで「自治基本条例等の条例がある」となっている。 		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
	自治基本条例等の条例がある	98	6	52	281	437
	協働のまちづくり等の要綱がある	76	3	24	129	232
	条例や要綱などは定めていない	341	16	64	479	900
	533	25	138	894	1590	

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
自治基本条例等の条例がある	18%	24%	38%	31%	27%
協働のまちづくり等の要綱がある	14%	12%	17%	14%	15%
条例や要綱などは定めていない	64%	64%	46%	54%	57%
	100%	100%	100%	100%	100%

③都市区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> 中核市等においては、「自治基本条例等の条例がある」(57%)が最も多くなっており、次いで「条例や要綱などは定めていない」(30%)となっている。 一般市、町村においては、「条例や要項などは定めていない」が最も多くなっており、次いで「自治基本条例等の条例がある」となっている。 		中核市等	一般市	町村	総計
	自治基本条例等の条例がある	70	229	136	435
	協働のまちづくり等の要綱がある	21	116	95	232
	条例や要綱などは定めていない	36	299	562	897
	122	637	825	1584	

	中核市等	一般市	町村	総計
自治基本条例等の条例がある	57%	36%	16%	27%
協働のまちづくり等の要綱がある	17%	18%	12%	15%
条例や要綱などは定めていない	30%	47%	68%	57%
	100%	100%	100%	100%

⑤地域による比較

<ul style="list-style-type: none"> いずれの地域区分においても、「条例や要綱などは定めていない」が最も多くなっている。 		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
	自治基本条例等の条例がある	62	31	128	11	44	65	38	16	42	437
	協働のまちづくり等の要綱がある	27	19	68	4	25	35	16	12	26	232
	条例や要綱などは定めていない	85	113	218	31	65	118	49	51	170	900
	179	168	417	47	131	220	105	79	244	1590	

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
自治基本条例等の条例がある	35%	18%	31%	23%	34%	30%	36%	20%	17%	27%
協働のまちづくり等の要綱がある	15%	11%	16%	9%	19%	16%	15%	15%	11%	15%
条例や要綱などは定めていない	47%	67%	52%	66%	50%	54%	47%	65%	70%	57%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査
クロス集計結果
(個票)

活動内容

収入源

継続的に活動していく上での課題

行政からの支援に期待するもの

専門家からの支援を期待するもの

属性の軸	区分(内容)
組織形態区分※	法人組織、任意団体等、自治会等
自治会等	単独自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他
設立経過年区分	1-2年、3-5年、6-7年、8-10年、10年超
人口区分	20万人以上、10-20万人、5-10万人、3-5万人、3万人未満
過疎区分	過疎、みなし過疎、一部過疎、非過疎
都市区分	中核市等(指定都市・中核市・施行時特例市・特別区)、一般市、町村
条例等有無	条例等有(条例等がある+要綱等がある)、条例等無
地域区分	北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄

※組織形態区分の内容

- ・法人組織：認可地縁団体、NPO法人（認定NPO法人を含む。）、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、協同組合
- ・任意団体等：自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）、任意団体（自治会・町内会を除く。）、その他
- ・うち自治会等：任意団体等のうち自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）

活動内容

①組織形態による比較

<ul style="list-style-type: none"> 法人組織、任意団体等においては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ、見守りサービス」となっている。 自治会等においては、「高齢者交流サービス」(55%)が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」(39%)となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人組織</th> <th>任意団体等</th> <th>うち自治会等</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市町村役場の窓口代行</td><td>8</td><td>72</td><td>7</td><td>80</td></tr> <tr><td>公的施設の維持管理(指定管理など)</td><td>62</td><td>339</td><td>85</td><td>401</td></tr> <tr><td>コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス</td><td>50</td><td>113</td><td>27</td><td>163</td></tr> <tr><td>送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)</td><td>48</td><td>61</td><td>19</td><td>109</td></tr> <tr><td>雪かき・雪下ろし</td><td>24</td><td>81</td><td>24</td><td>105</td></tr> <tr><td>家事支援(清掃や庭木の剪定など)</td><td>56</td><td>117</td><td>31</td><td>173</td></tr> <tr><td>弁当配達・給配食サービス</td><td>35</td><td>108</td><td>20</td><td>143</td></tr> <tr><td>買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)</td><td>59</td><td>84</td><td>14</td><td>143</td></tr> <tr><td>声かけ、見守りサービス</td><td>70</td><td>518</td><td>84</td><td>588</td></tr> <tr><td>高齢者交流サービス</td><td>95</td><td>693</td><td>141</td><td>788</td></tr> <tr><td>保育サービス・一時預かり</td><td>30</td><td>100</td><td>5</td><td>130</td></tr> <tr><td>体験交流事業</td><td>66</td><td>474</td><td>99</td><td>540</td></tr> <tr><td>名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)</td><td>55</td><td>150</td><td>20</td><td>205</td></tr> <tr><td>空き家や里山などの維持・管理</td><td>39</td><td>99</td><td>15</td><td>138</td></tr> <tr><td>その他</td><td>42</td><td>421</td><td>61</td><td>463</td></tr> <tr><td></td><td>226</td><td>1363</td><td>257</td><td>1589</td></tr> </tbody> </table>		法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計	市町村役場の窓口代行	8	72	7	80	公的施設の維持管理(指定管理など)	62	339	85	401	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	50	113	27	163	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	48	61	19	109	雪かき・雪下ろし	24	81	24	105	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	56	117	31	173	弁当配達・給配食サービス	35	108	20	143	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	59	84	14	143	声かけ、見守りサービス	70	518	84	588	高齢者交流サービス	95	693	141	788	保育サービス・一時預かり	30	100	5	130	体験交流事業	66	474	99	540	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	55	150	20	205	空き家や里山などの維持・管理	39	99	15	138	その他	42	421	61	463		226	1363	257	1589
		法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計																																																																																	
市町村役場の窓口代行	8	72	7	80																																																																																		
公的施設の維持管理(指定管理など)	62	339	85	401																																																																																		
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	50	113	27	163																																																																																		
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	48	61	19	109																																																																																		
雪かき・雪下ろし	24	81	24	105																																																																																		
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	56	117	31	173																																																																																		
弁当配達・給配食サービス	35	108	20	143																																																																																		
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	59	84	14	143																																																																																		
声かけ、見守りサービス	70	518	84	588																																																																																		
高齢者交流サービス	95	693	141	788																																																																																		
保育サービス・一時預かり	30	100	5	130																																																																																		
体験交流事業	66	474	99	540																																																																																		
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	55	150	20	205																																																																																		
空き家や里山などの維持・管理	39	99	15	138																																																																																		
その他	42	421	61	463																																																																																		
	226	1363	257	1589																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人組織</th> <th>任意団体等</th> <th>うち自治会等</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市町村役場の窓口代行</td><td>4%</td><td>5%</td><td>3%</td><td>5%</td></tr> <tr><td>公的施設の維持管理(指定管理など)</td><td>27%</td><td>25%</td><td>33%</td><td>25%</td></tr> <tr><td>コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス</td><td>22%</td><td>8%</td><td>11%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)</td><td>21%</td><td>4%</td><td>7%</td><td>7%</td></tr> <tr><td>雪かき・雪下ろし</td><td>11%</td><td>6%</td><td>9%</td><td>7%</td></tr> <tr><td>家事支援(清掃や庭木の剪定など)</td><td>25%</td><td>9%</td><td>12%</td><td>11%</td></tr> <tr><td>弁当配達・給配食サービス</td><td>15%</td><td>8%</td><td>8%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)</td><td>26%</td><td>6%</td><td>5%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>声かけ、見守りサービス</td><td>31%</td><td>38%</td><td>33%</td><td>37%</td></tr> <tr><td>高齢者交流サービス</td><td>42%</td><td>51%</td><td>55%</td><td>50%</td></tr> <tr><td>保育サービス・一時預かり</td><td>13%</td><td>7%</td><td>2%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>体験交流事業</td><td>29%</td><td>35%</td><td>39%</td><td>34%</td></tr> <tr><td>名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)</td><td>24%</td><td>11%</td><td>8%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>空き家や里山などの維持・管理</td><td>17%</td><td>7%</td><td>6%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>19%</td><td>31%</td><td>24%</td><td>29%</td></tr> <tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>		法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計	市町村役場の窓口代行	4%	5%	3%	5%	公的施設の維持管理(指定管理など)	27%	25%	33%	25%	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	22%	8%	11%	10%	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	21%	4%	7%	7%	雪かき・雪下ろし	11%	6%	9%	7%	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	25%	9%	12%	11%	弁当配達・給配食サービス	15%	8%	8%	9%	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	26%	6%	5%	9%	声かけ、見守りサービス	31%	38%	33%	37%	高齢者交流サービス	42%	51%	55%	50%	保育サービス・一時預かり	13%	7%	2%	8%	体験交流事業	29%	35%	39%	34%	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	24%	11%	8%	13%	空き家や里山などの維持・管理	17%	7%	6%	9%	その他	19%	31%	24%	29%		100%	100%	100%	100%	
	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計																																																																																		
市町村役場の窓口代行	4%	5%	3%	5%																																																																																		
公的施設の維持管理(指定管理など)	27%	25%	33%	25%																																																																																		
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	22%	8%	11%	10%																																																																																		
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	21%	4%	7%	7%																																																																																		
雪かき・雪下ろし	11%	6%	9%	7%																																																																																		
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	25%	9%	12%	11%																																																																																		
弁当配達・給配食サービス	15%	8%	8%	9%																																																																																		
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	26%	6%	5%	9%																																																																																		
声かけ、見守りサービス	31%	38%	33%	37%																																																																																		
高齢者交流サービス	42%	51%	55%	50%																																																																																		
保育サービス・一時預かり	13%	7%	2%	8%																																																																																		
体験交流事業	29%	35%	39%	34%																																																																																		
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	24%	11%	8%	13%																																																																																		
空き家や里山などの維持・管理	17%	7%	6%	9%																																																																																		
その他	19%	31%	24%	29%																																																																																		
	100%	100%	100%	100%																																																																																		

活動内容

②自治会等による比較

<ul style="list-style-type: none"> 単位自治会・町内会、その他においては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ、見守りサービス」となっている。 連合自治会・町内会においては、「高齢者交流サービス」(57%)が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」(47%)となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位自治会</th> <th>連合自治会</th> <th>その他</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市町村役場の窓口代行</td><td>0</td><td>7</td><td>73</td><td>80</td></tr> <tr><td>公的施設の維持管理(指定管理など)</td><td>9</td><td>76</td><td>316</td><td>401</td></tr> <tr><td>コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス</td><td>6</td><td>21</td><td>137</td><td>164</td></tr> <tr><td>送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)</td><td>5</td><td>14</td><td>91</td><td>110</td></tr> <tr><td>雪かき・雪下ろし</td><td>18</td><td>6</td><td>81</td><td>105</td></tr> <tr><td>家事支援(清掃や庭木の剪定など)</td><td>17</td><td>14</td><td>147</td><td>178</td></tr> <tr><td>弁当配達・給配食サービス</td><td>4</td><td>16</td><td>124</td><td>144</td></tr> <tr><td>買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)</td><td>3</td><td>11</td><td>134</td><td>148</td></tr> <tr><td>声かけ、見守りサービス</td><td>32</td><td>52</td><td>505</td><td>589</td></tr> <tr><td>高齢者交流サービス</td><td>46</td><td>95</td><td>650</td><td>791</td></tr> <tr><td>保育サービス・一時預かり</td><td>0</td><td>5</td><td>126</td><td>131</td></tr> <tr><td>体験交流事業</td><td>20</td><td>79</td><td>441</td><td>540</td></tr> <tr><td>名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)</td><td>6</td><td>14</td><td>185</td><td>205</td></tr> <tr><td>空き家や里山などの維持・管理</td><td>8</td><td>7</td><td>124</td><td>139</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td><td>58</td><td>404</td><td>465</td></tr> <tr><td></td><td>90</td><td>167</td><td>1423</td><td>1680</td></tr> </tbody> </table>		単位自治会	連合自治会	その他	総計	市町村役場の窓口代行	0	7	73	80	公的施設の維持管理(指定管理など)	9	76	316	401	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	6	21	137	164	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5	14	91	110	雪かき・雪下ろし	18	6	81	105	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	17	14	147	178	弁当配達・給配食サービス	4	16	124	144	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	3	11	134	148	声かけ、見守りサービス	32	52	505	589	高齢者交流サービス	46	95	650	791	保育サービス・一時預かり	0	5	126	131	体験交流事業	20	79	441	540	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	6	14	185	205	空き家や里山などの維持・管理	8	7	124	139	その他	3	58	404	465		90	167	1423	1680
		単位自治会	連合自治会	その他	総計																																																																																	
市町村役場の窓口代行	0	7	73	80																																																																																		
公的施設の維持管理(指定管理など)	9	76	316	401																																																																																		
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	6	21	137	164																																																																																		
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5	14	91	110																																																																																		
雪かき・雪下ろし	18	6	81	105																																																																																		
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	17	14	147	178																																																																																		
弁当配達・給配食サービス	4	16	124	144																																																																																		
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	3	11	134	148																																																																																		
声かけ、見守りサービス	32	52	505	589																																																																																		
高齢者交流サービス	46	95	650	791																																																																																		
保育サービス・一時預かり	0	5	126	131																																																																																		
体験交流事業	20	79	441	540																																																																																		
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	6	14	185	205																																																																																		
空き家や里山などの維持・管理	8	7	124	139																																																																																		
その他	3	58	404	465																																																																																		
	90	167	1423	1680																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位自治会</th> <th>連合自治会</th> <th>その他</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市町村役場の窓口代行</td><td>0%</td><td>4%</td><td>5%</td><td>5%</td></tr> <tr><td>公的施設の維持管理(指定管理など)</td><td>10%</td><td>46%</td><td>22%</td><td>24%</td></tr> <tr><td>コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス</td><td>7%</td><td>13%</td><td>10%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)</td><td>6%</td><td>8%</td><td>6%</td><td>7%</td></tr> <tr><td>雪かき・雪下ろし</td><td>20%</td><td>4%</td><td>6%</td><td>6%</td></tr> <tr><td>家事支援(清掃や庭木の剪定など)</td><td>19%</td><td>8%</td><td>10%</td><td>11%</td></tr> <tr><td>弁当配達・給配食サービス</td><td>4%</td><td>10%</td><td>9%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)</td><td>3%</td><td>7%</td><td>9%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>声かけ、見守りサービス</td><td>36%</td><td>31%</td><td>35%</td><td>35%</td></tr> <tr><td>高齢者交流サービス</td><td>51%</td><td>57%</td><td>46%</td><td>47%</td></tr> <tr><td>保育サービス・一時預かり</td><td>0%</td><td>3%</td><td>9%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>体験交流事業</td><td>22%</td><td>47%</td><td>31%</td><td>32%</td></tr> <tr><td>名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)</td><td>7%</td><td>8%</td><td>13%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>空き家や里山などの維持・管理</td><td>9%</td><td>4%</td><td>9%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3%</td><td>35%</td><td>28%</td><td>28%</td></tr> <tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>		単位自治会	連合自治会	その他	総計	市町村役場の窓口代行	0%	4%	5%	5%	公的施設の維持管理(指定管理など)	10%	46%	22%	24%	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	7%	13%	10%	10%	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6%	8%	6%	7%	雪かき・雪下ろし	20%	4%	6%	6%	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	19%	8%	10%	11%	弁当配達・給配食サービス	4%	10%	9%	9%	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	3%	7%	9%	9%	声かけ、見守りサービス	36%	31%	35%	35%	高齢者交流サービス	51%	57%	46%	47%	保育サービス・一時預かり	0%	3%	9%	8%	体験交流事業	22%	47%	31%	32%	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	7%	8%	13%	12%	空き家や里山などの維持・管理	9%	4%	9%	8%	その他	3%	35%	28%	28%		100%	100%	100%	100%	
	単位自治会	連合自治会	その他	総計																																																																																		
市町村役場の窓口代行	0%	4%	5%	5%																																																																																		
公的施設の維持管理(指定管理など)	10%	46%	22%	24%																																																																																		
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	7%	13%	10%	10%																																																																																		
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6%	8%	6%	7%																																																																																		
雪かき・雪下ろし	20%	4%	6%	6%																																																																																		
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	19%	8%	10%	11%																																																																																		
弁当配達・給配食サービス	4%	10%	9%	9%																																																																																		
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	3%	7%	9%	9%																																																																																		
声かけ、見守りサービス	36%	31%	35%	35%																																																																																		
高齢者交流サービス	51%	57%	46%	47%																																																																																		
保育サービス・一時預かり	0%	3%	9%	8%																																																																																		
体験交流事業	22%	47%	31%	32%																																																																																		
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	7%	8%	13%	12%																																																																																		
空き家や里山などの維持・管理	9%	4%	9%	8%																																																																																		
その他	3%	35%	28%	28%																																																																																		
	100%	100%	100%	100%																																																																																		

活動内容

③設立経過年による比較

- ・1-2年、3-5年、6-7年及び10年超においては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」となっている。
- ・8-10年においては、「高齢者交流サービス」(46%)が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」(43%)となっている。

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
市町村役場の窓口代行	2	16	7	12	34	71
公的施設の維持管理(指定管理など)	15	28	42	87	153	325
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	10	36	22	24	45	137
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	8	16	14	15	21	74
雪かき・雪下ろし	7	12	14	17	22	72
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	11	22	13	7	32	85
弁当配達・給配食サービス	5	27	23	21	26	102
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	10	37	6	12	31	96
声かけ、見守りサービス	54	116	74	81	165	490
高齢者交流サービス	62	136	83	96	198	575
保育サービス・一時預かり	4	28	11	16	25	84
体験交流事業	46	96	58	91	150	441
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	23	38	24	42	33	160
空き家や里山などの維持・管理	14	27	16	18	26	101
その他	60	120	50	53	85	368
	145	306	164	210	390	1215

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
市町村役場の窓口代行	1%	5%	4%	6%	9%	6%
公的施設の維持管理(指定管理など)	10%	9%	26%	41%	39%	27%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	7%	12%	13%	11%	12%	11%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6%	5%	9%	7%	5%	6%
雪かき・雪下ろし	5%	4%	9%	8%	6%	6%
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	8%	7%	8%	3%	8%	7%
弁当配達・給配食サービス	3%	9%	14%	10%	7%	8%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	7%	12%	4%	6%	8%	8%
声かけ、見守りサービス	37%	38%	45%	39%	42%	40%
高齢者交流サービス	43%	44%	51%	46%	51%	47%
保育サービス・一時預かり	3%	9%	7%	8%	6%	7%
体験交流事業	32%	31%	35%	43%	38%	36%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	16%	12%	15%	20%	8%	13%
空き家や里山などの維持・管理	10%	9%	10%	9%	7%	8%
その他	41%	39%	30%	25%	22%	30%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

活動内容

④人口による比較

- ・20万人以上、10-20万人、5-10万人、3-5万人、5千人未満においては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ、見守りサービス」となっている。
- ・1-3万人、5千-1万人においては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
市町村役場の窓口代行	2	2	28	17	13	9	9	80
公的施設の維持管理(指定管理など)	14	42	59	64	125	76	21	401
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	23	26	25	40	36	2	12	164
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6	24	14	17	30	8	11	110
雪かき・雪下ろし	0	9	11	7	45	15	18	105
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	30	21	32	38	35	9	13	178
弁当配達・給配食サービス	3	11	24	17	63	10	16	144
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	7	10	24	15	66	11	15	148
声かけ、見守りサービス	41	63	104	108	187	51	35	589
高齢者交流サービス	45	72	131	133	260	114	36	791
保育サービス・一時預かり	16	20	23	15	41	11	5	131
体験交流事業	15	38	103	73	196	82	33	540
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	5	15	21	20	81	32	31	205
空き家や里山などの維持・管理	10	6	21	15	55	23	9	139
その他	63	54	81	54	118	82	13	465
	134	158	303	250	485	234	116	1680

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
市町村役場の窓口代行	1%	1%	9%	7%	3%	4%	8%	5%
公的施設の維持管理(指定管理など)	10%	27%	19%	26%	26%	32%	18%	24%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	17%	16%	8%	16%	7%	1%	10%	10%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	4%	15%	5%	7%	6%	3%	9%	7%
雪かき・雪下ろし	0%	6%	4%	3%	9%	6%	16%	6%
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	22%	13%	11%	15%	7%	4%	11%	11%
弁当配達・給配食サービス	2%	7%	8%	7%	13%	4%	14%	9%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	5%	6%	8%	6%	14%	5%	13%	9%
声かけ、見守りサービス	31%	40%	34%	43%	39%	22%	30%	35%
高齢者交流サービス	34%	46%	43%	53%	54%	49%	31%	47%
保育サービス・一時預かり	12%	13%	8%	6%	8%	5%	4%	8%
体験交流事業	11%	24%	34%	29%	40%	35%	28%	32%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	4%	9%	7%	8%	17%	14%	27%	12%
空き家や里山などの維持・管理	7%	4%	7%	6%	11%	10%	8%	8%
その他	47%	34%	27%	22%	24%	35%	11%	28%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

活動内容

⑤過疎区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域においては、「高齢者交流サービス」(48%)が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」(40%)となっている。 ・みなし過疎においては、「体験交流事業」(40%)が最も多くなっており、次いで「高齢者交流サービス」(32%)となっている。 ・一部過疎と非過疎においては、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ、見守りサービス」となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>過疎地域</th> <th>みなし過疎</th> <th>一部過疎</th> <th>非過疎</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市町村役場の窓口代行</td><td>16</td><td>0</td><td>14</td><td>50</td><td>80</td></tr> <tr><td>公的施設の維持管理(指定管理など)</td><td>135</td><td>1</td><td>101</td><td>164</td><td>401</td></tr> <tr><td>コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス</td><td>31</td><td>4</td><td>40</td><td>89</td><td>164</td></tr> <tr><td>送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)</td><td>23</td><td>1</td><td>33</td><td>53</td><td>110</td></tr> <tr><td>雪かき・雪下ろし</td><td>57</td><td>6</td><td>20</td><td>22</td><td>105</td></tr> <tr><td>家事支援(清掃や庭木の剪定など)</td><td>30</td><td>1</td><td>27</td><td>120</td><td>178</td></tr> <tr><td>弁当配達・給配食サービス</td><td>58</td><td>2</td><td>40</td><td>44</td><td>144</td></tr> <tr><td>買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)</td><td>53</td><td>6</td><td>22</td><td>67</td><td>148</td></tr> <tr><td>声かけ、見守りサービス</td><td>135</td><td>6</td><td>146</td><td>302</td><td>589</td></tr> <tr><td>高齢者交流サービス</td><td>203</td><td>8</td><td>180</td><td>400</td><td>791</td></tr> <tr><td>保育サービス・一時預かり</td><td>25</td><td>3</td><td>34</td><td>69</td><td>131</td></tr> <tr><td>体験交流事業</td><td>168</td><td>10</td><td>138</td><td>224</td><td>540</td></tr> <tr><td>名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)</td><td>89</td><td>4</td><td>45</td><td>67</td><td>205</td></tr> <tr><td>空き家や里山などの維持・管理</td><td>50</td><td>2</td><td>32</td><td>55</td><td>139</td></tr> <tr><td>その他</td><td>124</td><td>7</td><td>118</td><td>216</td><td>465</td></tr> <tr><td></td><td>420</td><td>25</td><td>335</td><td>900</td><td>1680</td></tr> </tbody> </table>		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計	市町村役場の窓口代行	16	0	14	50	80	公的施設の維持管理(指定管理など)	135	1	101	164	401	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	31	4	40	89	164	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	23	1	33	53	110	雪かき・雪下ろし	57	6	20	22	105	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	30	1	27	120	178	弁当配達・給配食サービス	58	2	40	44	144	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	53	6	22	67	148	声かけ、見守りサービス	135	6	146	302	589	高齢者交流サービス	203	8	180	400	791	保育サービス・一時預かり	25	3	34	69	131	体験交流事業	168	10	138	224	540	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	89	4	45	67	205	空き家や里山などの維持・管理	50	2	32	55	139	その他	124	7	118	216	465		420	25	335	900	1680
		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計																																																																																																	
市町村役場の窓口代行	16	0	14	50	80																																																																																																		
公的施設の維持管理(指定管理など)	135	1	101	164	401																																																																																																		
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	31	4	40	89	164																																																																																																		
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	23	1	33	53	110																																																																																																		
雪かき・雪下ろし	57	6	20	22	105																																																																																																		
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	30	1	27	120	178																																																																																																		
弁当配達・給配食サービス	58	2	40	44	144																																																																																																		
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	53	6	22	67	148																																																																																																		
声かけ、見守りサービス	135	6	146	302	589																																																																																																		
高齢者交流サービス	203	8	180	400	791																																																																																																		
保育サービス・一時預かり	25	3	34	69	131																																																																																																		
体験交流事業	168	10	138	224	540																																																																																																		
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	89	4	45	67	205																																																																																																		
空き家や里山などの維持・管理	50	2	32	55	139																																																																																																		
その他	124	7	118	216	465																																																																																																		
	420	25	335	900	1680																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>過疎地域</th> <th>みなし過疎</th> <th>一部過疎</th> <th>非過疎</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市町村役場の窓口代行</td><td>4%</td><td>0%</td><td>4%</td><td>6%</td><td>5%</td></tr> <tr><td>公的施設の維持管理(指定管理など)</td><td>32%</td><td>4%</td><td>30%</td><td>18%</td><td>24%</td></tr> <tr><td>コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス</td><td>7%</td><td>16%</td><td>12%</td><td>10%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)</td><td>5%</td><td>4%</td><td>10%</td><td>6%</td><td>7%</td></tr> <tr><td>雪かき・雪下ろし</td><td>14%</td><td>24%</td><td>6%</td><td>2%</td><td>6%</td></tr> <tr><td>家事支援(清掃や庭木の剪定など)</td><td>7%</td><td>4%</td><td>8%</td><td>13%</td><td>11%</td></tr> <tr><td>弁当配達・給配食サービス</td><td>14%</td><td>8%</td><td>12%</td><td>5%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)</td><td>13%</td><td>24%</td><td>7%</td><td>7%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>声かけ、見守りサービス</td><td>32%</td><td>24%</td><td>44%</td><td>34%</td><td>35%</td></tr> <tr><td>高齢者交流サービス</td><td>48%</td><td>32%</td><td>54%</td><td>44%</td><td>47%</td></tr> <tr><td>保育サービス・一時預かり</td><td>6%</td><td>12%</td><td>10%</td><td>8%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>体験交流事業</td><td>40%</td><td>40%</td><td>41%</td><td>25%</td><td>32%</td></tr> <tr><td>名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)</td><td>21%</td><td>16%</td><td>13%</td><td>7%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>空き家や里山などの維持・管理</td><td>12%</td><td>8%</td><td>10%</td><td>6%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>30%</td><td>28%</td><td>35%</td><td>24%</td><td>28%</td></tr> <tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計	市町村役場の窓口代行	4%	0%	4%	6%	5%	公的施設の維持管理(指定管理など)	32%	4%	30%	18%	24%	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	7%	16%	12%	10%	10%	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5%	4%	10%	6%	7%	雪かき・雪下ろし	14%	24%	6%	2%	6%	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	7%	4%	8%	13%	11%	弁当配達・給配食サービス	14%	8%	12%	5%	9%	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	13%	24%	7%	7%	9%	声かけ、見守りサービス	32%	24%	44%	34%	35%	高齢者交流サービス	48%	32%	54%	44%	47%	保育サービス・一時預かり	6%	12%	10%	8%	8%	体験交流事業	40%	40%	41%	25%	32%	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	21%	16%	13%	7%	12%	空き家や里山などの維持・管理	12%	8%	10%	6%	8%	その他	30%	28%	35%	24%	28%		100%	100%	100%	100%	100%	
	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計																																																																																																		
市町村役場の窓口代行	4%	0%	4%	6%	5%																																																																																																		
公的施設の維持管理(指定管理など)	32%	4%	30%	18%	24%																																																																																																		
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	7%	16%	12%	10%	10%																																																																																																		
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5%	4%	10%	6%	7%																																																																																																		
雪かき・雪下ろし	14%	24%	6%	2%	6%																																																																																																		
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	7%	4%	8%	13%	11%																																																																																																		
弁当配達・給配食サービス	14%	8%	12%	5%	9%																																																																																																		
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	13%	24%	7%	7%	9%																																																																																																		
声かけ、見守りサービス	32%	24%	44%	34%	35%																																																																																																		
高齢者交流サービス	48%	32%	54%	44%	47%																																																																																																		
保育サービス・一時預かり	6%	12%	10%	8%	8%																																																																																																		
体験交流事業	40%	40%	41%	25%	32%																																																																																																		
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	21%	16%	13%	7%	12%																																																																																																		
空き家や里山などの維持・管理	12%	8%	10%	6%	8%																																																																																																		
その他	30%	28%	35%	24%	28%																																																																																																		
	100%	100%	100%	100%	100%																																																																																																		

活動内容

⑥都市区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・中核市等、一般市においては、高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ、見守りサービス」となっている。 ・町村においては、「高齢者交流サービス」(46%)が最も多くなっており、次いで「体験交流事業」(30%)となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中核市等</th> <th>一般市</th> <th>町村</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市町村役場の窓口代行</td><td>4</td><td>57</td><td>19</td><td>80</td></tr> <tr><td>公的施設の維持管理(指定管理など)</td><td>57</td><td>240</td><td>104</td><td>401</td></tr> <tr><td>コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス</td><td>39</td><td>105</td><td>20</td><td>164</td></tr> <tr><td>送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)</td><td>27</td><td>58</td><td>25</td><td>110</td></tr> <tr><td>雪かき・雪下ろし</td><td>10</td><td>53</td><td>42</td><td>105</td></tr> <tr><td>家事支援(清掃や庭木の剪定など)</td><td>48</td><td>97</td><td>33</td><td>178</td></tr> <tr><td>弁当配達・給配食サービス</td><td>10</td><td>104</td><td>30</td><td>144</td></tr> <tr><td>買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)</td><td>15</td><td>94</td><td>39</td><td>148</td></tr> <tr><td>声かけ、見守りサービス</td><td>100</td><td>383</td><td>106</td><td>589</td></tr> <tr><td>高齢者交流サービス</td><td>113</td><td>484</td><td>194</td><td>791</td></tr> <tr><td>保育サービス・一時預かり</td><td>36</td><td>70</td><td>25</td><td>131</td></tr> <tr><td>体験交流事業</td><td>49</td><td>364</td><td>127</td><td>540</td></tr> <tr><td>名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)</td><td>15</td><td>128</td><td>62</td><td>205</td></tr> <tr><td>空き家や里山などの維持・管理</td><td>15</td><td>91</td><td>33</td><td>139</td></tr> <tr><td>その他</td><td>113</td><td>251</td><td>101</td><td>465</td></tr> <tr><td></td><td>274</td><td>987</td><td>419</td><td>1680</td></tr> </tbody> </table>		中核市等	一般市	町村	総計	市町村役場の窓口代行	4	57	19	80	公的施設の維持管理(指定管理など)	57	240	104	401	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	39	105	20	164	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	27	58	25	110	雪かき・雪下ろし	10	53	42	105	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	48	97	33	178	弁当配達・給配食サービス	10	104	30	144	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	15	94	39	148	声かけ、見守りサービス	100	383	106	589	高齢者交流サービス	113	484	194	791	保育サービス・一時預かり	36	70	25	131	体験交流事業	49	364	127	540	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	15	128	62	205	空き家や里山などの維持・管理	15	91	33	139	その他	113	251	101	465		274	987	419	1680
		中核市等	一般市	町村	総計																																																																																	
市町村役場の窓口代行	4	57	19	80																																																																																		
公的施設の維持管理(指定管理など)	57	240	104	401																																																																																		
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	39	105	20	164																																																																																		
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	27	58	25	110																																																																																		
雪かき・雪下ろし	10	53	42	105																																																																																		
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	48	97	33	178																																																																																		
弁当配達・給配食サービス	10	104	30	144																																																																																		
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	15	94	39	148																																																																																		
声かけ、見守りサービス	100	383	106	589																																																																																		
高齢者交流サービス	113	484	194	791																																																																																		
保育サービス・一時預かり	36	70	25	131																																																																																		
体験交流事業	49	364	127	540																																																																																		
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	15	128	62	205																																																																																		
空き家や里山などの維持・管理	15	91	33	139																																																																																		
その他	113	251	101	465																																																																																		
	274	987	419	1680																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中核市等</th> <th>一般市</th> <th>町村</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市町村役場の窓口代行</td><td>1%</td><td>6%</td><td>5%</td><td>5%</td></tr> <tr><td>公的施設の維持管理(指定管理など)</td><td>21%</td><td>24%</td><td>25%</td><td>24%</td></tr> <tr><td>コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス</td><td>14%</td><td>11%</td><td>5%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)</td><td>10%</td><td>6%</td><td>6%</td><td>7%</td></tr> <tr><td>雪かき・雪下ろし</td><td>4%</td><td>5%</td><td>10%</td><td>6%</td></tr> <tr><td>家事支援(清掃や庭木の剪定など)</td><td>18%</td><td>10%</td><td>8%</td><td>11%</td></tr> <tr><td>弁当配達・給配食サービス</td><td>4%</td><td>11%</td><td>7%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)</td><td>5%</td><td>10%</td><td>9%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>声かけ、見守りサービス</td><td>36%</td><td>39%</td><td>25%</td><td>35%</td></tr> <tr><td>高齢者交流サービス</td><td>41%</td><td>49%</td><td>46%</td><td>47%</td></tr> <tr><td>保育サービス・一時預かり</td><td>13%</td><td>7%</td><td>6%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>体験交流事業</td><td>18%</td><td>37%</td><td>30%</td><td>32%</td></tr> <tr><td>名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)</td><td>5%</td><td>13%</td><td>15%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>空き家や里山などの維持・管理</td><td>5%</td><td>9%</td><td>8%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>41%</td><td>25%</td><td>24%</td><td>28%</td></tr> <tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>		中核市等	一般市	町村	総計	市町村役場の窓口代行	1%	6%	5%	5%	公的施設の維持管理(指定管理など)	21%	24%	25%	24%	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	14%	11%	5%	10%	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	10%	6%	6%	7%	雪かき・雪下ろし	4%	5%	10%	6%	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	18%	10%	8%	11%	弁当配達・給配食サービス	4%	11%	7%	9%	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	5%	10%	9%	9%	声かけ、見守りサービス	36%	39%	25%	35%	高齢者交流サービス	41%	49%	46%	47%	保育サービス・一時預かり	13%	7%	6%	8%	体験交流事業	18%	37%	30%	32%	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	5%	13%	15%	12%	空き家や里山などの維持・管理	5%	9%	8%	8%	その他	41%	25%	24%	28%		100%	100%	100%	100%	
	中核市等	一般市	町村	総計																																																																																		
市町村役場の窓口代行	1%	6%	5%	5%																																																																																		
公的施設の維持管理(指定管理など)	21%	24%	25%	24%																																																																																		
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	14%	11%	5%	10%																																																																																		
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	10%	6%	6%	7%																																																																																		
雪かき・雪下ろし	4%	5%	10%	6%																																																																																		
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	18%	10%	8%	11%																																																																																		
弁当配達・給配食サービス	4%	11%	7%	9%																																																																																		
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	5%	10%	9%	9%																																																																																		
声かけ、見守りサービス	36%	39%	25%	35%																																																																																		
高齢者交流サービス	41%	49%	46%	47%																																																																																		
保育サービス・一時預かり	13%	7%	6%	8%																																																																																		
体験交流事業	18%	37%	30%	32%																																																																																		
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	5%	13%	15%	12%																																																																																		
空き家や里山などの維持・管理	5%	9%	8%	8%																																																																																		
その他	41%	25%	24%	28%																																																																																		
	100%	100%	100%	100%																																																																																		

活動内容

⑦条例等有無による比較

<p>・条例等有、無いずれにおいても、「高齢者交流サービス」が最も多くなっており、次いで「声かけ、見守りサービス」となっている。</p>	市町村役場の窓口代行	条例等有	条例等無	総計
	公的施設の維持管理(指定管理など)	56	24	80
	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	245	148	393
	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	95	59	154
	雪かき・雪下ろし	67	42	109
	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	71	32	103
	弁当配達・給配食サービス	90	83	173
	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	71	72	143
	声かけ、見守りサービス	79	62	141
	高齢者交流サービス	338	245	583
	保育サービス・一時預かり	453	329	782
	体験交流事業	67	62	129
	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	314	215	529
	空き家や里山などの維持・管理	118	79	197
	その他	72	66	138
		311	151	462
		953	698	1651

	条例等有	条例等無	総計
市町村役場の窓口代行	6%	3%	5%
公的施設の維持管理(指定管理など)	26%	21%	24%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	10%	8%	9%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	7%	6%	7%
雪かき・雪下ろし	7%	5%	6%
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	9%	12%	10%
弁当配達・給配食サービス	7%	10%	9%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	8%	9%	9%
声かけ、見守りサービス	35%	35%	35%
高齢者交流サービス	48%	47%	47%
保育サービス・一時預かり	7%	9%	8%
体験交流事業	33%	31%	32%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	12%	11%	12%
空き家や里山などの維持・管理	8%	9%	8%
その他	33%	22%	28%
	100%	100%	100%

活動内容

⑧地域による比較

<p>・北海道、関東、東海、近畿、及び九州・沖縄においては、「高齢者交流サービス」、東北においては、「公的施設の維持管理(指定管理など)」、北陸においては、「コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス」・「体験交流事業」、中国においては、「声かけ、見守りサービス」、四国においては、「体験交流事業」が最も多くなっている。</p>	市町村役場の窓口代行	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
	公的施設の維持管理(指定管理など)	2	14	3	0	0	39	7	1	14	80
	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	9	55	40	4	51	77	67	29	69	401
	送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	5	11	32	7	25	43	18	7	16	164
	雪かき・雪下ろし	5	11	46	2	13	14	12	5	2	110
	家事支援(清掃や庭木の剪定など)	10	22	38	6	4	1	24	0	0	105
	弁当配達・給配食サービス	5	6	92	2	25	24	8	6	10	178
	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	4	9	20	0	22	28	33	9	19	144
	声かけ、見守りサービス	6	9	35	4	20	17	20	10	27	148
	高齢者交流サービス	10	33	95	5	123	127	83	35	78	589
	保育サービス・一時預かり	17	49	143	3	145	204	81	51	98	791
	体験交流事業	8	10	33	1	34	26	4	1	14	131
	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	6	48	86	7	74	124	64	59	72	540
	空き家や里山などの維持・管理	3	22	24	4	14	48	40	24	26	205
	その他	0	9	30	3	18	24	21	19	15	139
		30	36	78	11	67	110	24	46	63	465
		78	169	341	35	240	386	143	100	188	1680

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
市町村役場の窓口代行	3%	8%	1%	0%	0%	10%	5%	1%	7%	5%
公的施設の維持管理(指定管理など)	12%	33%	12%	11%	21%	20%	47%	29%	37%	24%
コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	6%	7%	9%	20%	10%	11%	13%	7%	9%	10%
送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)	6%	7%	13%	6%	5%	4%	8%	5%	1%	7%
雪かき・雪下ろし	13%	13%	11%	17%	2%	0%	17%	0%	0%	6%
家事支援(清掃や庭木の剪定など)	6%	4%	27%	6%	10%	6%	6%	6%	5%	11%
弁当配達・給配食サービス	5%	5%	6%	0%	9%	7%	23%	9%	10%	9%
買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)	8%	5%	10%	11%	8%	4%	14%	10%	14%	9%
声かけ、見守りサービス	13%	20%	28%	14%	51%	33%	58%	35%	41%	35%
高齢者交流サービス	22%	29%	42%	9%	60%	53%	57%	51%	52%	47%
保育サービス・一時預かり	10%	6%	10%	3%	14%	7%	3%	1%	7%	8%
体験交流事業	8%	28%	25%	20%	31%	32%	45%	59%	38%	32%
名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	4%	13%	7%	11%	6%	12%	28%	24%	14%	12%
空き家や里山などの維持・管理	0%	5%	9%	9%	8%	6%	15%	19%	8%	8%
その他	38%	21%	23%	31%	28%	28%	17%	46%	34%	28%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

収入源

①組織形態による比較

<p>・いずれの組織形態区分においても、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。</p>	法人組織(226)				
		1位	2位	3位	総計
	構成員からの会費	9%	12%	18%	39%
	寄付金	3%	4%	12%	19%
	市町村からの補助金等	19%	19%	8%	46%
	国・都道府県等からの補助金等	7%	5%	6%	18%
	民間団体からの助成金	2%	5%	4%	11%
	公的施設の指定管理料	12%	7%	3%	21%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	11%	5%	6%	22%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	2%	1%	6%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	14%	15%	7%	36%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	13%	10%	8%	31%
	資産運用益(預金利息、配当など)	1%	0%	2%	3%
	その他	1%	3%	3%	7%
		100%	100%	100%	100%
任意団体等(1363)					
	1位	2位	3位	総計	
	構成員からの会費	10%	22%	8%	41%
	寄付金	1%	8%	7%	15%
	市町村からの補助金等	52%	15%	4%	72%
	国・都道府県等からの補助金等	3%	4%	2%	9%
	民間団体からの助成金	3%	5%	4%	12%
	公的施設の指定管理料	8%	4%	2%	14%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	2%	3%	6%	11%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	1%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	6%	5%	15%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	4%	4%	6%	14%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	6%	7%
	その他	5%	4%	5%	13%
		100%	100%	100%	100%
うち自治会等(257)					
	1位	2位	3位	総計	
	構成員からの会費	19%	23%	9%	51%
	寄付金	0%	5%	8%	13%
	市町村からの補助金等	53%	20%	5%	77%
	国・都道府県等からの補助金等	4%	4%	0%	9%
	民間団体からの助成金	0%	1%	2%	3%
	公的施設の指定管理料	5%	3%	3%	10%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	2%	4%	8%	14%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	1%	2%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	4%	5%	13%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	0%	5%	6%	11%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	3%	4%	7%
	その他	1%	6%	3%	10%
		100%	100%	100%	100%

収入源

②自治会等による比較

<p>・単位自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他のいずれにおいても、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。</p>	単位自治会・町内会(90)				
		1位	2位	3位	総計
	構成員からの会費	39%	16%	8%	62%
	寄付金	1%	2%	10%	13%
	市町村からの補助金等	30%	36%	4%	70%
	国・都道府県等からの補助金等	6%	1%	0%	7%
	民間団体からの助成金	0%	1%	2%	3%
	公的施設の指定管理料	2%	1%	3%	7%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	3%	7%	10%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	1%	1%	2%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	4%	4%	2%	11%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	1%	2%	2%	6%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	0%	1%
	その他	0%	2%	1%	3%
		100%	100%	100%	100%
連合自治会・町内会(167)					
	1位	2位	3位	総計	
	構成員からの会費	9%	27%	10%	46%
	寄付金	0%	6%	7%	13%
	市町村からの補助金等	65%	12%	5%	81%
	国・都道府県等からの補助金等	3%	6%	1%	10%
	民間団体からの助成金	0%	1%	2%	3%
	公的施設の指定管理料	6%	4%	2%	12%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	4%	4%	9%	17%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	1%	1%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	3%	6%	14%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	0%	6%	8%	14%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	4%	7%	10%
	その他	2%	8%	4%	13%
		100%	100%	100%	100%
その他(1423)					
	1位	2位	3位	総計	
	構成員からの会費	8%	19%	9%	36%
	寄付金	1%	7%	7%	16%
	市町村からの補助金等	44%	14%	5%	63%
	国・都道府県等からの補助金等	4%	4%	3%	10%
	民間団体からの助成金	3%	6%	4%	13%
	公的施設の指定管理料	8%	5%	2%	15%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	3%	5%	12%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	0%	1%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	6%	8%	5%	18%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	6%	5%	6%	17%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	5%	6%
	その他	4%	3%	5%	13%
		100%	100%	100%	100%

収入源

③設立経過年による比較

・いずれの設立経過年区分においても、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

1-2年(145)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	6%	29%	7%	42%
寄付金	2%	5%	19%	26%
市町村からの補助金等	50%	11%	1%	61%
国・都道府県等からの補助金等	8%	3%	0%	11%
民間団体からの助成金	5%	3%	1%	10%
公的施設の指定管理料	4%	2%	0%	6%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	4%	1%	6%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	1%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	4%	1%	8%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	3%	3%	2%	8%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	6%	8%
その他	1%	1%	3%	5%
	100%	100%	100%	100%

3-5年(306)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	4%	16%	10%	30%
寄付金	1%	12%	6%	19%
市町村からの補助金等	58%	12%	3%	74%
国・都道府県等からの補助金等	6%	5%	2%	13%
民間団体からの助成金	4%	5%	3%	12%
公的施設の指定管理料	2%	1%	0%	3%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	4%	6%	2%	11%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	5%	2%	12%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	6%	3%	6%	14%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	7%	9%
その他	2%	5%	8%	15%
	100%	100%	100%	100%

6-7年(164)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	7%	26%	12%	45%
寄付金	1%	10%	4%	15%
市町村からの補助金等	62%	15%	5%	82%
国・都道府県等からの補助金等	4%	3%	4%	11%
民間団体からの助成金	1%	4%	7%	12%
公的施設の指定管理料	10%	3%	0%	13%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	4%	2%	8%	14%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	5%	4%	12%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	3%	5%	4%	13%
資産運用益(預金利息、配当など)	1%	1%	5%	7%
その他	0%	4%	3%	7%
	100%	100%	100%	100%

8-10年(210)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	4%	20%	8%	33%
寄付金	0%	5%	6%	11%
市町村からの補助金等	62%	14%	2%	78%
国・都道府県等からの補助金等	3%	6%	5%	14%
民間団体からの助成金	3%	5%	5%	12%
公的施設の指定管理料	12%	8%	6%	26%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	3%	6%	10%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	0%	6%	7%	13%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	2%	9%	9%	20%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	8%	10%
その他	1%	4%	7%	13%
	100%	100%	100%	100%

10年超(390)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	16%	16%	11%	43%
寄付金	1%	5%	6%	12%
市町村からの補助金等	41%	20%	6%	67%
国・都道府県等からの補助金等	2%	2%	2%	7%
民間団体からの助成金	1%	5%	4%	9%
公的施設の指定管理料	16%	10%	3%	29%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	4%	15%	21%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	1%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	4%	7%	4%	15%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	3%	5%	9%	17%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	3%	3%
その他	3%	4%	5%	12%
	100%	100%	100%	100%

収入源

④人口による比較

- ・20万人以上においては、「市町村からの補助金等」(68%)が最も多くなっており、次いで「寄付金」(29%)となっている。
- ・5千人未満においては、「市町村からの補助金等」(48%)が最も多くなっており、次いで「収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)」(29%)となっている。
- ・10-20万人、5-10万人、3-5万人、1-3万人、5千-1万人においては、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

20万人以上(134)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	4%	8%	8%	21%
寄付金	3%	21%	5%	29%
市町村からの補助金等	51%	15%	1%	68%
国・都道府県等からの補助金等	0%	2%	1%	4%
民間団体からの助成金	8%	10%	6%	24%
公的施設の指定管理料	4%	0%	1%	5%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	1%	1%	3%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	1%	7%	3%	11%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	2%	2%	4%	8%
資産運用益(預金利息、配当など)	1%	3%	14%	18%
その他	1%	3%	12%	16%
	100%	100%	100%	100%

10-20万人(158)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	15%	14%	9%	37%
寄付金	0%	7%	5%	12%
市町村からの補助金等	35%	16%	6%	58%
国・都道府県等からの補助金等	10%	3%	3%	16%
民間団体からの助成金	1%	7%	5%	13%
公的施設の指定管理料	8%	13%	1%	22%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	8%	2%	14%	24%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	1%	0%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	2%	3%	7%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	3%	8%	4%	15%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	5%	6%
その他	3%	8%	4%	15%
	100%	100%	100%	100%

5-10万人(303)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	9%	18%	14%	41%
寄付金	1%	7%	7%	16%
市町村からの補助金等	47%	17%	4%	68%
国・都道府県等からの補助金等	2%	4%	2%	8%
民間団体からの助成金	4%	4%	6%	15%
公的施設の指定管理料	12%	4%	0%	17%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	2%	4%	6%	13%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	1%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	7%	7%	5%	18%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	2%	4%	5%	10%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	3%	3%
その他	1%	4%	7%	12%
	100%	100%	100%	100%

3-5万人(250)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	18%	24%	8%	51%
寄付金	1%	8%	18%	27%
市町村からの補助金等	46%	22%	5%	72%
国・都道府県等からの補助金等	1%	3%	3%	7%
民間団体からの助成金	0%	4%	4%	8%
公的施設の指定管理料	8%	2%	1%	12%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	2%	6%	7%	15%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	1%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	6%	8%	8%	22%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	3%	4%	6%	13%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	5%	5%
その他	6%	4%	4%	14%
	100%	100%	100%	100%

1-3万人(485)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	8%	24%	10%	42%
寄付金	1%	3%	6%	9%
市町村からの補助金等	46%	13%	3%	62%
国・都道府県等からの補助金等	4%	4%	2%	10%
民間団体からの助成金	3%	6%	3%	12%
公的施設の指定管理料	8%	4%	4%	16%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	4%	3%	4%	11%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	9%	4%	18%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	5%	4%	7%	17%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	3%	4%
その他	6%	3%	4%	14%
	100%	100%	100%	100%

5千-1万人(234)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	6%	20%	6%	32%
寄付金	0%	4%	3%	7%
市町村からの補助金等	53%	8%	10%	71%
国・都道府県等からの補助金等	4%	6%	4%	15%
民間団体からの助成金	0%	1%	0%	2%
公的施設の指定管理料	6%	6%	2%	13%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	3%	2%	7%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	1%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	12%	4%	5%	21%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	9%	8%	6%	23%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	4%	7%	12%
その他	1%	0%	0%	1%
	100%	100%	100%	100%

5千人未満(116)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	7%	16%	6%	28%
寄付金	3%	9%	8%	20%
市町村からの補助金等	29%	14%	5%	48%
国・都道府県等からの補助金等	8%	3%	2%	12%
民間団体からの助成金	1%	6%	0%	7%
公的施設の指定管理料	3%	2%	0%	5%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	6%	2%	10%	18%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	1%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	10%	8%	3%	22%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	13%	9%	7%	29%
資産運用益(預金利息、配当など)	1%	1%	4%	6%
その他	7%	3%	3%	13%
	100%	100%	100%	100%

収入源

⑤ 過疎区分による比較

- ・みなし過疎においては、「市町村からの補助金等」(52%)が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」(36%)と「収益事業の収益」(36%)となっている。
- ・過疎地域、一部過疎、非過疎においては、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

<p>過疎地域(420)</p>	構成員からの会費	6%	17%	9%	32%	
	寄付金	1%	6%	5%	12%	
	市町村からの補助金等	55%	10%	4%	69%	
	国・都道府県等からの補助金等	5%	6%	2%	12%	
	民間団体からの助成金	1%	2%	0%	4%	
	公的施設の指定管理料	5%	4%	5%	14%	
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	4%	3%	2%	9%	
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	1%	1%	
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	8%	6%	20%	
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	8%	8%	7%	24%	
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	3%	5%	9%	
	その他	3%	3%	2%	8%	
		100%	100%	100%	100%	
	<p>みなし過疎(25)</p>	1位	2位	3位	総計	
構成員からの会費		8%	20%	8%	36%	
寄付金		0%	0%	4%	4%	
市町村からの補助金等		44%	8%	0%	52%	
国・都道府県等からの補助金等		4%	0%	0%	4%	
民間団体からの助成金		0%	4%	0%	4%	
公的施設の指定管理料		4%	0%	0%	4%	
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)		0%	24%	0%	24%	
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)		0%	0%	0%	0%	
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)		16%	4%	12%	32%	
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)		12%	4%	20%	36%	
資産運用益(預金利息、配当など)		0%	0%	0%	0%	
その他		0%	4%	4%	8%	
		100%	100%	100%	100%	
<p>一部過疎(335)</p>	1位	2位	3位	総計		
	構成員からの会費	12%	34%	13%	59%	
	寄付金	1%	7%	10%	17%	
	市町村からの補助金等	56%	14%	5%	75%	
	国・都道府県等からの補助金等	5%	5%	2%	13%	
	民間団体からの助成金	1%	1%	5%	7%	
	公的施設の指定管理料	7%	10%	2%	19%	
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	5%	4%	14%	24%	
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	1%	1%	1%	
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	2%	4%	9%	
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	2%	6%	6%	14%	
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	7%	8%	
	その他	1%	4%	4%	9%	
		100%	100%	100%	100%	
<p>非過疎(900)</p>	1位	2位	3位	総計		
	構成員からの会費	11%	16%	9%	35%	
	寄付金	2%	7%	7%	16%	
	市町村からの補助金等	37%	17%	5%	60%	
	国・都道府県等からの補助金等	3%	2%	3%	8%	
	民間団体からの助成金	4%	8%	4%	16%	
	公的施設の指定管理料	9%	3%	0%	12%	
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	2%	3%	4%	9%	
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	0%	1%	
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	8%	8%	4%	19%	
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	4%	4%	5%	12%	
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	4%	5%	
	その他	6%	3%	6%	15%	
		100%	100%	100%	100%	

収入源

⑥都市区分による比較

<p>・いずれの都市区分においても、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。</p>	中核市等(274)				
		1位	2位	3位	総計
	構成員からの会費	11%	12%	7%	30%
	寄付金	1%	14%	5%	20%
	市町村からの補助金等	43%	16%	4%	64%
	国・都道府県等からの補助金等	6%	1%	2%	9%
	民間団体からの助成金	4%	8%	6%	18%
	公的施設の指定管理料	6%	7%	1%	15%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	5%	2%	8%	15%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	0%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	1%	5%	2%	8%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	2%	5%	4%	12%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	10%	12%
	その他	2%	5%	8%	14%
		100%	100%	100%	100%
	一般市(987)				
		1位	2位	3位	総計
	構成員からの会費	10%	22%	11%	43%
	寄付金	1%	5%	9%	15%
	市町村からの補助金等	50%	16%	4%	69%
	国・都道府県等からの補助金等	2%	4%	2%	9%
	民間団体からの助成金	3%	3%	4%	10%
	公的施設の指定管理料	9%	4%	2%	16%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	4%	5%	12%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	0%	2%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	8%	6%	19%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	4%	4%	6%	14%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	3%	4%
	その他	2%	4%	5%	12%
		100%	100%	100%	100%
	町村(419)				
		1位	2位	3位	総計
	構成員からの会費	10%	17%	6%	33%
	寄付金	1%	5%	5%	12%
	市町村からの補助金等	37%	12%	7%	56%
	国・都道府県等からの補助金等	5%	4%	4%	13%
	民間団体からの助成金	0%	7%	1%	9%
	公的施設の指定管理料	5%	4%	1%	9%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	3%	5%	12%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	1%	2%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	11%	6%	4%	21%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	10%	7%	6%	23%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	2%	6%	9%
	その他	9%	1%	1%	11%
		100%	100%	100%	100%

収入源

⑦条例等有無による比較

<p>・条例等有、無いずれにおいても、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。</p>	条例等有(953)				
		1位	2位	3位	総計
	構成員からの会費	7%	17%	10%	34%
	寄付金	1%	8%	5%	14%
	市町村からの補助金等	52%	16%	3%	71%
	国・都道府県等からの補助金等	3%	4%	3%	10%
	民間団体からの助成金	3%	6%	4%	12%
	公的施設の指定管理料	10%	5%	3%	18%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	4%	7%	13%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	1%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	4%	7%	4%	15%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	5%	4%	6%	15%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	5%	6%
	その他	4%	4%	6%	14%
		100%	100%	100%	100%
	条例等無(698)				
		1位	2位	3位	総計
	構成員からの会費	13%	24%	8%	46%
	寄付金	1%	6%	10%	17%
	市町村からの補助金等	38%	13%	6%	57%
	国・都道府県等からの補助金等	4%	4%	2%	10%
	民間団体からの助成金	2%	4%	3%	10%
	公的施設の指定管理料	4%	4%	0%	9%
	市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	3%	5%	11%
	国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	1%	1%
	利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	9%	7%	5%	20%
	収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	5%	6%	5%	16%
	資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	5%	6%
	その他	4%	3%	3%	10%
		100%	100%	100%	100%

収入源

⑧地域による比較

・いずれの地域区分においても、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」となっている。

東北(169)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	8%	14%	14%	36%
寄付金	2%	2%	4%	8%
市町村からの補助金等	24%	12%	6%	43%
国・都道府県等からの補助金等	5%	2%	2%	10%
民間団体からの助成金	1%	3%	4%	8%
公的施設の指定管理料	22%	4%	1%	27%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	5%	9%	4%	18%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	2%	1%	2%	5%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	7%	15%	7%	28%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	1%	4%	1%	6%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	4%	5%
その他	0%	4%	1%	5%
	100%	100%	100%	100%

関東(341)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	16%	21%	6%	42%
寄付金	0%	6%	6%	12%
市町村からの補助金等	27%	17%	10%	55%
国・都道府県等からの補助金等	6%	1%	2%	10%
民間団体からの助成金	1%	4%	4%	8%
公的施設の指定管理料	4%	2%	1%	7%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	7%	3%	5%	15%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	1%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	13%	7%	5%	25%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	5%	4%	6%	15%
資産運用益(預金利息、配当など)	1%	0%	1%	2%
その他	3%	4%	3%	9%
	100%	100%	100%	100%

北陸(35)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	3%	31%	20%	54%
寄付金	0%	3%	11%	14%
市町村からの補助金等	49%	11%	0%	60%
国・都道府県等からの補助金等	9%	0%	0%	9%
民間団体からの助成金	3%	0%	3%	6%
公的施設の指定管理料	0%	0%	0%	0%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	6%	0%	6%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	14%	20%	9%	43%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	6%	3%	0%	9%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	0%	0%
その他	3%	0%	6%	9%
	100%	100%	100%	100%

近畿(386)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	8%	22%	8%	38%
寄付金	1%	9%	7%	18%
市町村からの補助金等	61%	14%	3%	78%
国・都道府県等からの補助金等	1%	8%	4%	13%
民間団体からの助成金	2%	5%	5%	12%
公的施設の指定管理料	8%	1%	1%	10%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	2%	6%	9%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	0%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	2%	5%	3%	10%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	3%	5%	9%	17%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	1%	4%	4%
その他	3%	4%	10%	17%
	100%	100%	100%	100%

四国(100)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	0%	17%	13%	30%
寄付金	4%	6%	4%	14%
市町村からの補助金等	59%	19%	4%	82%
国・都道府県等からの補助金等	4%	4%	1%	9%
民間団体からの助成金	0%	4%	11%	15%
公的施設の指定管理料	17%	2%	1%	20%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	2%	2%	2%	6%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	6%	10%	19%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	9%	8%	5%	22%
資産運用益(預金利息、配当など)	1%	2%	7%	10%
その他	0%	2%	3%	5%
	100%	100%	100%	100%

北海道(78)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	10%	10%	17%	37%
寄付金	0%	17%	15%	32%
市町村からの補助金等	23%	14%	3%	40%
国・都道府県等からの補助金等	3%	1%	1%	5%
民間団体からの助成金	1%	4%	1%	6%
公的施設の指定管理料	5%	1%	1%	8%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	3%	3%	5%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	1%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	12%	9%	1%	22%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	10%	4%	5%	19%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	3%	3%
その他	21%	1%	3%	24%
	100%	100%	100%	100%

東海(240)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	17%	23%	8%	48%
寄付金	2%	5%	10%	17%
市町村からの補助金等	43%	17%	3%	63%
国・都道府県等からの補助金等	0%	1%	2%	3%
民間団体からの助成金	9%	14%	4%	28%
公的施設の指定管理料	5%	10%	0%	15%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	3%	12%	16%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	0%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	5%	5%	2%	12%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	3%	5%	5%	13%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	0%	11%	11%
その他	9%	2%	5%	16%
	100%	100%	100%	100%

中国(143)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	4%	15%	12%	31%
寄付金	0%	4%	3%	8%
市町村からの補助金等	62%	8%	3%	73%
国・都道府県等からの補助金等	6%	3%	6%	15%
民間団体からの助成金	3%	1%	0%	4%
公的施設の指定管理料	2%	13%	13%	27%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	2%	3%	8%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	0%	0%	1%	1%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	3%	3%	8%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	9%	11%	6%	27%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	3%	3%	6%
その他	1%	8%	5%	14%
	100%	100%	100%	100%

九州・沖縄(188)				
	1位	2位	3位	総計
構成員からの会費	5%	20%	8%	33%
寄付金	2%	9%	10%	20%
市町村からの補助金等	58%	15%	3%	77%
国・都道府県等からの補助金等	3%	6%	2%	11%
民間団体からの助成金	1%	2%	0%	3%
公的施設の指定管理料	5%	7%	1%	13%
市町村からの受託事業収入(指定管理料除く)	3%	5%	6%	14%
国・都道府県等からの受託事業収入(指定管理料除く)	1%	0%	1%	2%
利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)	3%	6%	9%	17%
収益事業の収益(利用者からの利用料収入除く)	6%	4%	8%	18%
資産運用益(預金利息、配当など)	0%	5%	10%	15%
その他	2%	2%	2%	6%
	100%	100%	100%	100%

継続的に活動していく上での課題

①組織形態による比較

・法人組織については、「活動資金の不足」(71%)、任意団体等及び自治会等については、「活動の担い手となる人材の不足」(76%)、(74%)が最も多くなっている。

	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	161	665	138	826
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	49	177	29	226
活動に必要な物品の不足	42	228	44	270
リーダーとなる人材の不足	97	779	159	876
活動の担い手となる人材の不足	157	1036	189	1193
事務局運営を担う人材の不足	118	683	114	801
会計や税務、労務などのノウハウの不足	67	325	70	392
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8	181	29	189
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	13	165	18	178
地域住民の当事者意識の不足	64	626	138	690
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	45	463	60	508
自治会・町内会との関係、役割分担	36	314	41	350
活動に適した保険がない	6	45	6	51
その他	8	53	8	61
	226	1363	257	1589

	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	71%	49%	54%	52%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	22%	13%	11%	14%
活動に必要な物品の不足	19%	17%	17%	17%
リーダーとなる人材の不足	43%	57%	62%	55%
活動の担い手となる人材の不足	69%	76%	74%	75%
事務局運営を担う人材の不足	52%	50%	44%	50%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	30%	24%	27%	25%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	4%	13%	11%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	6%	12%	7%	11%
地域住民の当事者意識の不足	28%	46%	54%	43%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	20%	34%	23%	32%
自治会・町内会との関係、役割分担	16%	23%	16%	22%
活動に適した保険がない	3%	3%	2%	3%
その他	4%	4%	3%	4%
	100%	100%	100%	100%

継続的に活動していく上での課題

②自治会等による比較

・単位自治会・町内会、連合自治会・町内会、その他のいずれにおいても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」となっている。

	単位自治会	連合自治会	その他	総計
活動資金の不足	39	99	699	837
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	21	8	197	226
活動に必要な物品の不足	20	24	228	272
リーダーとなる人材の不足	47	112	723	882
活動の担い手となる人材の不足	62	127	1013	1202
事務局運営を担う人材の不足	31	83	687	801
会計や税務、労務などのノウハウの不足	8	62	322	392
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	19	10	160	189
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	3	15	160	178
地域住民の当事者意識の不足	40	98	552	690
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	24	36	449	509
自治会・町内会との関係、役割分担	14	27	309	350
活動に適した保険がない	2	4	45	51
その他	2	6	54	62
	90	167	1423	1680

	単位自治会	連合自治会	その他	総計
活動資金の不足	43%	59%	49%	50%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	23%	5%	14%	13%
活動に必要な物品の不足	22%	14%	16%	16%
リーダーとなる人材の不足	52%	67%	51%	53%
活動の担い手となる人材の不足	69%	76%	71%	72%
事務局運営を担う人材の不足	34%	50%	48%	48%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	9%	37%	23%	23%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	21%	6%	11%	11%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	3%	9%	11%	11%
地域住民の当事者意識の不足	44%	59%	39%	41%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	27%	22%	32%	30%
自治会・町内会との関係、役割分担	16%	16%	22%	21%
活動に適した保険がない	2%	2%	3%	3%
その他	2%	4%	4%	4%
	100%	100%	100%	100%

継続的に活動していく上での課題

③設立経過年による比較

- 1-2年においては、「活動の担い手となる人材の不足」(67%)が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(59%)となっている。
- 3-5年においては、「活動の担い手となる人材の不足」(75%)が最も多くなっており、次いで「活動資金の不足」(56%)と「事務局運営を担う人材の不足」(56%)となっている。
- 6-7年、8-10年、10年超においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」となっている。

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
活動資金の不足	82	170	71	97	190	610
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	26	42	19	28	39	154
活動に必要な物品の不足	30	64	17	21	63	195
リーダーとなる人材の不足	76	155	93	142	220	686
活動の担い手となる人材の不足	97	228	127	164	287	903
事務局運営を担う人材の不足	85	170	82	115	176	628
会計や税務、労務などのノウハウの不足	52	80	33	44	96	305
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	27	53	13	28	25	146
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	28	51	15	31	31	156
地域住民の当事者意識の不足	75	141	83	117	142	558
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	64	128	59	89	75	415
自治会・町内会との関係、役割分担	39	78	27	64	78	286
活動に適した保険がない	2	18	5	9	4	38
その他	5	7	6	12	18	48
	145	306	164	210	390	1215

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
活動資金の不足	57%	56%	43%	46%	49%	50%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	18%	14%	12%	13%	10%	13%
活動に必要な物品の不足	21%	21%	10%	10%	16%	16%
リーダーとなる人材の不足	52%	51%	57%	68%	56%	56%
活動の担い手となる人材の不足	67%	75%	77%	78%	74%	74%
事務局運営を担う人材の不足	59%	56%	50%	55%	45%	52%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	36%	26%	20%	21%	25%	25%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	19%	17%	8%	13%	6%	12%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	19%	17%	9%	15%	8%	13%
地域住民の当事者意識の不足	52%	46%	51%	56%	36%	46%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	44%	42%	36%	42%	19%	34%
自治会・町内会との関係、役割分担	27%	25%	16%	30%	20%	24%
活動に適した保険がない	1%	6%	3%	4%	1%	3%
その他	3%	2%	4%	6%	5%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

継続的に活動していく上での課題

④人口による比較

- 20万人以上、10-20万人においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」となっている。
- 5-10万人においては、「活動の担い手となる人材の不足」(73%)が最も多くなっており、次いで「活動資金の不足」(68%)となっている。
- 3-5万人、1-3万人、5千-1万人、5千人未満においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
活動資金の不足	56	55	207	140	225	92	62	837
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	14	12	47	54	79	11	9	226
活動に必要な物品の不足	13	6	89	45	80	13	26	272
リーダーとなる人材の不足	49	74	171	145	262	118	63	882
活動の担い手となる人材の不足	81	110	222	186	322	190	91	1202
事務局運営を担う人材の不足	61	82	143	120	224	118	53	801
会計や税務、労務などのノウハウの不足	21	42	104	61	79	58	27	392
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	13	7	36	62	39	19	13	189
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	15	8	43	33	46	23	10	178
地域住民の当事者意識の不足	49	63	139	127	199	92	21	690
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	41	57	123	105	113	50	20	509
自治会・町内会との関係、役割分担	18	24	92	52	117	29	18	350
活動に適した保険がない	3	3	22	9	8	1	5	51
その他	9	3	11	14	8	7	10	62
	134	158	303	250	485	234	116	1680

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
活動資金の不足	42%	35%	68%	56%	46%	39%	53%	50%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	10%	8%	16%	22%	16%	5%	8%	13%
活動に必要な物品の不足	10%	4%	29%	18%	16%	6%	22%	16%
リーダーとなる人材の不足	37%	47%	56%	58%	54%	50%	54%	53%
活動の担い手となる人材の不足	60%	70%	73%	74%	66%	81%	78%	72%
事務局運営を担う人材の不足	46%	52%	47%	48%	46%	50%	46%	48%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	16%	27%	34%	24%	16%	25%	23%	23%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	10%	4%	12%	25%	8%	8%	11%	11%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	11%	5%	14%	13%	9%	10%	9%	11%
地域住民の当事者意識の不足	37%	40%	46%	51%	41%	39%	18%	41%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	31%	36%	41%	42%	23%	21%	17%	30%
自治会・町内会との関係、役割分担	13%	15%	30%	21%	24%	12%	16%	21%
活動に適した保険がない	2%	2%	7%	4%	2%	0%	4%	3%
その他	7%	2%	4%	6%	2%	3%	9%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

継続的に活動していく上での課題

⑤ 過疎区分による比較

- ・過疎地域においては、「活動の担い手となる人材の不足」(80%)が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(58%)となっている。
- ・みなし過疎においては、「活動資金の不足」(80%)が最も多くなっており、次いで「活動の担い手となる人材の不足」(40%)と「事務局運営を担う人材の不足」(40%)となっている。
- ・一部過疎においては、「活動の担い手となる人材の不足」(75%)が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」(60%)となっている。
- ・非過疎においては、「活動の担い手となる人材の不足」(67%)が最も多くなっており、次いで「活動資金の不足」(52%)となっている。

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
活動資金の不足	177	20	170	470	837
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	21	2	48	155	226
活動に必要な物品の不足	39	2	68	163	272
リーダーとなる人材の不足	231	9	200	442	882
活動の担い手となる人材の不足	337	10	251	604	1202
事務局運営を担う人材の不足	245	10	161	385	801
会計や税務、労務などのノウハウの不足	98	8	104	182	392
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	31	4	47	107	189
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	34	5	49	90	178
地域住民の当事者意識の不足	173	7	187	323	690
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	79	5	157	268	509
自治会・町内会との関係、役割分担	82	2	73	193	350
活動に適した保険がない	3	2	19	27	51
その他	8	0	14	40	62
	420	25	335	900	1680

	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計
活動資金の不足	42%	80%	51%	52%	50%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	5%	8%	14%	17%	13%
活動に必要な物品の不足	9%	8%	20%	18%	16%
リーダーとなる人材の不足	55%	36%	60%	49%	53%
活動の担い手となる人材の不足	80%	40%	75%	67%	72%
事務局運営を担う人材の不足	58%	40%	48%	43%	48%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	23%	32%	31%	20%	23%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	7%	16%	14%	12%	11%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	8%	20%	15%	10%	11%
地域住民の当事者意識の不足	41%	28%	56%	36%	41%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	19%	20%	47%	30%	30%
自治会・町内会との関係、役割分担	20%	8%	22%	21%	21%
活動に適した保険がない	1%	8%	6%	3%	3%
その他	2%	0%	4%	4%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%

継続的に活動していく上での課題

⑥ 都市区分による比較

- ・中核市等においては、「活動の担い手となる人材の不足」(68%)が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(49%)となっている。
- ・一般市、町村においては、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」となっている。

	中核市等	一般市	町村	総計
活動資金の不足	103	533	201	837
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	24	153	49	226
活動に必要な物品の不足	18	193	61	272
リーダーとなる人材の不足	124	545	213	882
活動の担い手となる人材の不足	186	714	302	1202
事務局運営を担う人材の不足	134	477	190	801
会計や税務、労務などのノウハウの不足	60	236	96	392
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	20	126	43	189
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	23	111	44	178
地域住民の当事者意識の不足	106	444	140	690
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	94	325	90	509
自治会・町内会との関係、役割分担	36	234	80	350
活動に適した保険がない	6	36	9	51
その他	12	28	22	62
	274	987	419	1680

	中核市等	一般市	町村	総計
活動資金の不足	38%	54%	48%	50%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	9%	16%	12%	13%
活動に必要な物品の不足	7%	20%	15%	16%
リーダーとなる人材の不足	45%	55%	51%	53%
活動の担い手となる人材の不足	68%	72%	72%	72%
事務局運営を担う人材の不足	49%	48%	45%	48%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	22%	24%	23%	23%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	7%	13%	10%	11%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	8%	11%	11%	11%
地域住民の当事者意識の不足	39%	45%	33%	41%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	34%	33%	21%	30%
自治会・町内会との関係、役割分担	13%	24%	19%	21%
活動に適した保険がない	2%	4%	2%	3%
その他	4%	3%	5%	4%
	100%	100%	100%	100%

継続的に活動していく上での課題

⑦ 条例等有無による比較

・ 条例等有、無いずれにおいても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっており、次いで「リーダーとなる人材の不足」となっている。		条例等有	条例等無	総計
	活動資金の不足	468	346	814
	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	138	87	225
	活動に必要な物品の不足	160	111	271
	リーダーとなる人材の不足	510	361	871
	活動の担い手となる人材の不足	718	460	1178
	事務局運営を担う人材の不足	486	303	789
	会計や税務、労務などのノウハウの不足	222	167	389
	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	109	80	189
	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	112	64	176
	地域住民の当事者意識の不足	405	278	683
	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	317	188	505
	自治会・町内会との関係、役割分担	239	106	345
	活動に適した保険がない	21	29	50
	その他	33	25	58
		953	698	1651
		条例等有	条例等無	総計
	活動資金の不足	49%	50%	49%
	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	14%	12%	14%
	活動に必要な物品の不足	17%	16%	16%
リーダーとなる人材の不足	54%	52%	53%	
活動の担い手となる人材の不足	75%	66%	71%	
事務局運営を担う人材の不足	51%	43%	48%	
会計や税務、労務などのノウハウの不足	23%	24%	24%	
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	11%	11%	11%	
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	12%	9%	11%	
地域住民の当事者意識の不足	42%	40%	41%	
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	33%	27%	31%	
自治会・町内会との関係、役割分担	25%	15%	21%	
活動に適した保険がない	2%	4%	3%	
その他	3%	4%	4%	
	100%	100%	100%	

継続的に活動していく上での課題

⑧ 地域による比較

・ いずれの地域区分においても、「活動の担い手となる人材の不足」が最も多くなっている。		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
	活動資金の不足	36	93	166	15	98	215	43	57	114	837
	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	20	15	44	2	35	69	8	6	27	226
	活動に必要な物品の不足	17	25	38	9	29	78	19	28	29	272
	リーダーとなる人材の不足	30	70	142	16	128	235	92	64	105	882
	活動の担い手となる人材の不足	47	97	218	25	172	306	120	86	131	1202
	事務局運営を担う人材の不足	31	78	95	19	109	199	93	75	102	801
	会計や税務、労務などのノウハウの不足	16	40	38	9	61	112	26	30	60	392
	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	6	17	13	7	40	77	7	4	18	189
	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	3	19	14	7	39	62	9	8	17	178
	地域住民の当事者意識の不足	20	72	84	13	97	197	73	37	97	690
	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	18	53	72	9	82	150	30	37	58	509
	自治会・町内会との関係、役割分担	17	34	42	8	67	103	41	9	29	350
	活動に適した保険がない	0	6	7	0	4	27	1	0	6	51
	その他	6	4	9	4	11	12	8	0	8	62
		78	169	341	35	240	386	143	100	188	1660
		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
	活動資金の不足	46%	55%	49%	43%	41%	56%	30%	57%	61%	50%
	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	26%	9%	13%	6%	15%	18%	6%	6%	14%	13%
	活動に必要な物品の不足	22%	15%	11%	26%	12%	20%	13%	28%	15%	16%
リーダーとなる人材の不足	38%	41%	42%	46%	53%	61%	64%	64%	56%	53%	
活動の担い手となる人材の不足	60%	57%	64%	71%	72%	79%	84%	86%	70%	72%	
事務局運営を担う人材の不足	40%	46%	28%	54%	45%	52%	65%	75%	54%	48%	
会計や税務、労務などのノウハウの不足	21%	24%	11%	26%	25%	29%	18%	30%	32%	23%	
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8%	10%	4%	20%	17%	20%	5%	4%	10%	11%	
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	4%	11%	4%	20%	16%	16%	6%	8%	9%	11%	
地域住民の当事者意識の不足	26%	43%	25%	37%	40%	51%	51%	37%	52%	41%	
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	23%	31%	21%	26%	34%	39%	21%	37%	31%	30%	
自治会・町内会との関係、役割分担	22%	20%	12%	23%	28%	27%	29%	9%	15%	21%	
活動に適した保険がない	0%	4%	2%	0%	2%	7%	1%	0%	3%	3%	
その他	8%	2%	3%	11%	5%	3%	6%	0%	4%	4%	
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

行政からの支援を期待するもの

①組織形態による比較

- 法人組織、任意団体等、自治会等いずれも、「活動資金の不足」(63%)、(53%)、(58%)が最も多くなっている。
- 任意団体等については、「事務局運営を担う人材の不足」(23%)や「活動の担い手となる人材の不足」(21%)といった人材面や「会計や税務、労務などのノウハウ不足」(21%)についても、それぞれ行政からの支援を期待する回答が多くなっている。

	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	143	718	148	861
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	52	207	39	259
活動に必要な物品の不足	47	256	54	303
リーダーとなる人材の不足	20	195	25	215
活動の担い手となる人材の不足	33	285	48	318
事務局運営を担う人材の不足	32	309	52	341
会計や税務、労務などのノウハウの不足	27	290	29	317
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	13	198	31	211
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	12	198	26	210
地域住民の当事者意識の不足	28	190	29	218
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	29	211	15	240
自治会・町内会との関係、役割分担	25	179	10	204
活動に適した保険がない	4	50	22	54
その他	16	88	13	104
	226	1363	257	1589

	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	63%	53%	58%	54%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	23%	15%	15%	16%
活動に必要な物品の不足	21%	19%	21%	19%
リーダーとなる人材の不足	9%	14%	10%	14%
活動の担い手となる人材の不足	15%	21%	19%	20%
事務局運営を担う人材の不足	14%	23%	20%	21%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	12%	21%	11%	20%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	6%	15%	12%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	5%	15%	10%	13%
地域住民の当事者意識の不足	12%	14%	11%	14%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	13%	15%	6%	15%
自治会・町内会との関係、役割分担	11%	13%	4%	13%
活動に適した保険がない	2%	4%	9%	3%
その他	7%	6%	5%	7%
	100%	100%	100%	100%

行政からの支援を期待するもの

②自治会等による比較

- 単位町内会・自治会においては、「活動資金の不足」(42%)が最も多くなっており、次いで「活動に必要な物品の不足」(27%)と「活動の担い手となる人材の不足」(27%)となっている。
- 連合町内会・自治会、その他においては、「活動資金の不足」が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」となっている。

	単位自治会	連合自治会	その他	総計
活動資金の不足	38	110	723	871
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	21	18	220	259
活動に必要な物品の不足	24	30	250	304
リーダーとなる人材の不足	9	16	195	220
活動の担い手となる人材の不足	24	24	275	323
事務局運営を担う人材の不足	6	46	289	341
会計や税務、労務などのノウハウの不足	3	26	288	317
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	5	26	180	211
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	3	23	184	210
地域住民の当事者意識の不足	9	20	189	218
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	1	14	225	240
自治会・町内会との関係、役割分担	2	8	194	204
活動に適した保険がない	19	3	32	54
その他	6	7	92	105
	90	167	1423	1680

	単位自治会	連合自治会	その他	総計
活動資金の不足	42%	66%	51%	52%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	23%	11%	15%	15%
活動に必要な物品の不足	27%	18%	18%	18%
リーダーとなる人材の不足	10%	10%	14%	13%
活動の担い手となる人材の不足	27%	14%	19%	19%
事務局運営を担う人材の不足	7%	28%	20%	20%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	3%	16%	20%	19%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	6%	16%	13%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	3%	14%	13%	13%
地域住民の当事者意識の不足	10%	12%	13%	13%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	1%	8%	16%	14%
自治会・町内会との関係、役割分担	2%	5%	14%	12%
活動に適した保険がない	21%	2%	2%	3%
その他	7%	4%	6%	6%
	100%	100%	100%	100%

行政からの支援を期待するもの

③設立経過年による比較

- 1-2年、10年超においては、「活動資金の不足」が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」となっている。
- 3-5年、6-7年においては、「活動資金の不足」が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」となっている。
- 8-10年においては、「活動資金の不足」(49%)が最も多くなっており、次いで「活動の担い手となる人材の不足」(27%)となっている。

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
活動資金の不足	84	169	91	102	208	654
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	26	48	22	25	63	184
活動に必要な物品の不足	30	61	19	19	90	219
リーダーとなる人材の不足	24	53	32	47	36	192
活動の担い手となる人材の不足	24	72	31	57	63	247
事務局運営を担う人材の不足	34	83	39	49	69	274
会計や税務、労務などのノウハウの不足	37	67	29	54	96	283
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	26	54	25	38	36	179
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	28	54	24	36	43	185
地域住民の当事者意識の不足	15	55	20	42	54	186
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	19	67	31	45	38	200
自治会・町内会との関係、役割分担	9	55	18	39	58	179
活動に適した保険がない	2	13	5	5	6	31
その他	8	17	9	22	24	80
	145	306	164	210	390	1215

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
活動資金の不足	58%	55%	55%	49%	53%	54%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	18%	16%	13%	12%	16%	15%
活動に必要な物品の不足	21%	20%	12%	9%	23%	18%
リーダーとなる人材の不足	17%	17%	20%	22%	9%	16%
活動の担い手となる人材の不足	17%	24%	19%	27%	16%	20%
事務局運営を担う人材の不足	23%	27%	24%	23%	18%	23%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	26%	22%	18%	26%	25%	23%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	18%	18%	15%	18%	9%	15%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	19%	18%	15%	17%	11%	15%
地域住民の当事者意識の不足	10%	18%	12%	20%	14%	15%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	13%	22%	19%	21%	10%	16%
自治会・町内会との関係、役割分担	6%	18%	11%	19%	15%	15%
活動に適した保険がない	1%	4%	3%	2%	2%	3%
その他	6%	6%	5%	10%	6%	7%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

行政からの支援を期待するもの

④人口による比較

- 20万人以上、1-3万人、5千-1万人においては、「活動資金の不足」が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」となっている。
- 10-20万人、3-5万人においては、「活動資金の不足」が最も多くなっており、次いで「活動拠点となる施設の不足」となっている。
- 5-10万人においては、「活動資金の不足」(69%)が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(31%)となっている。
- 5千人未満においては、「活動資金の不足」(49%)が最も多くなっており、次いで「活動に必要な物品の不足」(26%)となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
活動資金の不足	61	79	208	148	210	108	57	871
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	15	32	57	61	68	18	8	259
活動に必要な物品の不足	12	25	86	50	84	17	30	304
リーダーとなる人材の不足	6	21	63	27	65	22	16	220
活動の担い手となる人材の不足	20	31	68	58	73	52	21	323
事務局運営を担う人材の不足	29	14	62	49	97	63	27	341
会計や税務、労務などのノウハウの不足	11	31	94	46	93	29	13	317
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	7	17	58	44	50	24	11	211
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	6	26	58	37	52	24	7	210
地域住民の当事者意識の不足	7	9	58	41	83	15	5	218
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	20	15	62	44	85	6	8	240
自治会・町内会との関係、役割分担	4	28	50	33	74	8	7	204
活動に適した保険がない	1	1	16	23	10	0	3	54
その他	13	19	19	13	18	19	4	105
	134	158	303	250	485	234	116	1680

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
活動資金の不足	46%	50%	69%	59%	43%	46%	49%	52%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	11%	20%	19%	24%	14%	8%	7%	15%
活動に必要な物品の不足	9%	16%	28%	20%	17%	7%	26%	18%
リーダーとなる人材の不足	4%	13%	21%	11%	13%	9%	14%	13%
活動の担い手となる人材の不足	15%	20%	22%	23%	15%	22%	18%	19%
事務局運営を担う人材の不足	22%	8%	20%	20%	20%	27%	23%	20%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	8%	20%	31%	18%	19%	12%	11%	19%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	5%	11%	18%	18%	10%	10%	9%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	4%	16%	18%	15%	11%	10%	6%	13%
地域住民の当事者意識の不足	5%	8%	19%	16%	17%	6%	4%	13%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15%	9%	20%	18%	18%	3%	7%	14%
自治会・町内会との関係、役割分担	3%	18%	17%	13%	15%	3%	6%	12%
活動に適した保険がない	1%	1%	5%	9%	2%	0%	3%	3%
その他	10%	12%	6%	5%	4%	8%	3%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

行政からの支援を期待するもの

⑤ 過疎区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域、みなし過疎においては、「活動資金の不足」が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」となっている。 ・ 一部過疎においては、「活動資金の不足」(57%)が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(24%)となっている。 ・ 非過疎においては、「活動資金の不足」(53%)が最も多くなっており、次いで「活動に必要な物品の不足」(20%)となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>過疎地域</th> <th>みなし過疎</th> <th>一部過疎</th> <th>非過疎</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動資金の不足</td><td>183</td><td>19</td><td>190</td><td>479</td><td>871</td></tr> <tr><td>活動拠点となる施設(数、面積)の不足</td><td>27</td><td>7</td><td>73</td><td>152</td><td>259</td></tr> <tr><td>活動に必要な物品の不足</td><td>47</td><td>3</td><td>75</td><td>179</td><td>304</td></tr> <tr><td>リーダーとなる人材の不足</td><td>51</td><td>1</td><td>61</td><td>107</td><td>220</td></tr> <tr><td>活動の担い手となる人材の不足</td><td>80</td><td>1</td><td>75</td><td>167</td><td>323</td></tr> <tr><td>事務局運営を担う人材の不足</td><td>116</td><td>8</td><td>68</td><td>149</td><td>341</td></tr> <tr><td>会計や税務、労務などのノウハウの不足</td><td>88</td><td>5</td><td>80</td><td>144</td><td>317</td></tr> <tr><td>方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない</td><td>48</td><td>3</td><td>39</td><td>121</td><td>211</td></tr> <tr><td>事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない</td><td>39</td><td>5</td><td>45</td><td>121</td><td>210</td></tr> <tr><td>地域住民の当事者意識の不足</td><td>64</td><td>0</td><td>44</td><td>110</td><td>218</td></tr> <tr><td>地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)</td><td>62</td><td>1</td><td>61</td><td>116</td><td>240</td></tr> <tr><td>自治会・町内会との関係、役割分担</td><td>58</td><td>0</td><td>56</td><td>90</td><td>204</td></tr> <tr><td>活動に適した保険がない</td><td>2</td><td>1</td><td>14</td><td>37</td><td>54</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12</td><td>1</td><td>39</td><td>53</td><td>105</td></tr> <tr><td></td><td>420</td><td>25</td><td>335</td><td>900</td><td>1680</td></tr> </tbody> </table>		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計	活動資金の不足	183	19	190	479	871	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	27	7	73	152	259	活動に必要な物品の不足	47	3	75	179	304	リーダーとなる人材の不足	51	1	61	107	220	活動の担い手となる人材の不足	80	1	75	167	323	事務局運営を担う人材の不足	116	8	68	149	341	会計や税務、労務などのノウハウの不足	88	5	80	144	317	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	48	3	39	121	211	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	39	5	45	121	210	地域住民の当事者意識の不足	64	0	44	110	218	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	62	1	61	116	240	自治会・町内会との関係、役割分担	58	0	56	90	204	活動に適した保険がない	2	1	14	37	54	その他	12	1	39	53	105		420	25	335	900	1680
		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計																																																																																											
活動資金の不足	183	19	190	479	871																																																																																												
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	27	7	73	152	259																																																																																												
活動に必要な物品の不足	47	3	75	179	304																																																																																												
リーダーとなる人材の不足	51	1	61	107	220																																																																																												
活動の担い手となる人材の不足	80	1	75	167	323																																																																																												
事務局運営を担う人材の不足	116	8	68	149	341																																																																																												
会計や税務、労務などのノウハウの不足	88	5	80	144	317																																																																																												
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	48	3	39	121	211																																																																																												
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	39	5	45	121	210																																																																																												
地域住民の当事者意識の不足	64	0	44	110	218																																																																																												
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	62	1	61	116	240																																																																																												
自治会・町内会との関係、役割分担	58	0	56	90	204																																																																																												
活動に適した保険がない	2	1	14	37	54																																																																																												
その他	12	1	39	53	105																																																																																												
	420	25	335	900	1680																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>過疎地域</th> <th>みなし過疎</th> <th>一部過疎</th> <th>非過疎</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動資金の不足</td><td>44%</td><td>76%</td><td>57%</td><td>53%</td><td>52%</td></tr> <tr><td>活動拠点となる施設(数、面積)の不足</td><td>6%</td><td>28%</td><td>22%</td><td>17%</td><td>15%</td></tr> <tr><td>活動に必要な物品の不足</td><td>11%</td><td>12%</td><td>22%</td><td>20%</td><td>18%</td></tr> <tr><td>リーダーとなる人材の不足</td><td>12%</td><td>4%</td><td>18%</td><td>12%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>活動の担い手となる人材の不足</td><td>19%</td><td>4%</td><td>22%</td><td>19%</td><td>19%</td></tr> <tr><td>事務局運営を担う人材の不足</td><td>28%</td><td>32%</td><td>20%</td><td>17%</td><td>20%</td></tr> <tr><td>会計や税務、労務などのノウハウの不足</td><td>21%</td><td>20%</td><td>24%</td><td>16%</td><td>19%</td></tr> <tr><td>方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない</td><td>11%</td><td>12%</td><td>12%</td><td>13%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない</td><td>9%</td><td>20%</td><td>13%</td><td>13%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>地域住民の当事者意識の不足</td><td>15%</td><td>0%</td><td>13%</td><td>12%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)</td><td>15%</td><td>4%</td><td>18%</td><td>13%</td><td>14%</td></tr> <tr><td>自治会・町内会との関係、役割分担</td><td>14%</td><td>0%</td><td>17%</td><td>10%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>活動に適した保険がない</td><td>0%</td><td>4%</td><td>4%</td><td>4%</td><td>3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3%</td><td>4%</td><td>12%</td><td>6%</td><td>6%</td></tr> <tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計	活動資金の不足	44%	76%	57%	53%	52%	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	6%	28%	22%	17%	15%	活動に必要な物品の不足	11%	12%	22%	20%	18%	リーダーとなる人材の不足	12%	4%	18%	12%	13%	活動の担い手となる人材の不足	19%	4%	22%	19%	19%	事務局運営を担う人材の不足	28%	32%	20%	17%	20%	会計や税務、労務などのノウハウの不足	21%	20%	24%	16%	19%	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	11%	12%	12%	13%	13%	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	9%	20%	13%	13%	13%	地域住民の当事者意識の不足	15%	0%	13%	12%	13%	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15%	4%	18%	13%	14%	自治会・町内会との関係、役割分担	14%	0%	17%	10%	12%	活動に適した保険がない	0%	4%	4%	4%	3%	その他	3%	4%	12%	6%	6%		100%	100%	100%	100%	100%
	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計																																																																																												
活動資金の不足	44%	76%	57%	53%	52%																																																																																												
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	6%	28%	22%	17%	15%																																																																																												
活動に必要な物品の不足	11%	12%	22%	20%	18%																																																																																												
リーダーとなる人材の不足	12%	4%	18%	12%	13%																																																																																												
活動の担い手となる人材の不足	19%	4%	22%	19%	19%																																																																																												
事務局運営を担う人材の不足	28%	32%	20%	17%	20%																																																																																												
会計や税務、労務などのノウハウの不足	21%	20%	24%	16%	19%																																																																																												
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	11%	12%	12%	13%	13%																																																																																												
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	9%	20%	13%	13%	13%																																																																																												
地域住民の当事者意識の不足	15%	0%	13%	12%	13%																																																																																												
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15%	4%	18%	13%	14%																																																																																												
自治会・町内会との関係、役割分担	14%	0%	17%	10%	12%																																																																																												
活動に適した保険がない	0%	4%	4%	4%	3%																																																																																												
その他	3%	4%	12%	6%	6%																																																																																												
	100%	100%	100%	100%	100%																																																																																												

行政からの支援を期待するもの

⑥ 都市区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市等においては、「活動資金の不足」(48%)が最も多くなっており、次いで「活動の担い手となる人材の不足」(18%)となっている。 ・ 一般市においては、「活動資金の不足」(53%)が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(23%)となっている。 ・ 町村においては、「活動資金の不足」(50%)が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(24%)となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中核市等</th> <th>一般市</th> <th>町村</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動資金の不足</td><td>132</td><td>528</td><td>211</td><td>871</td></tr> <tr><td>活動拠点となる施設(数、面積)の不足</td><td>44</td><td>161</td><td>54</td><td>259</td></tr> <tr><td>活動に必要な物品の不足</td><td>34</td><td>194</td><td>76</td><td>304</td></tr> <tr><td>リーダーとなる人材の不足</td><td>27</td><td>141</td><td>52</td><td>220</td></tr> <tr><td>活動の担い手となる人材の不足</td><td>50</td><td>203</td><td>70</td><td>323</td></tr> <tr><td>事務局運営を担う人材の不足</td><td>42</td><td>199</td><td>100</td><td>341</td></tr> <tr><td>会計や税務、労務などのノウハウの不足</td><td>40</td><td>226</td><td>51</td><td>317</td></tr> <tr><td>方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない</td><td>22</td><td>141</td><td>48</td><td>211</td></tr> <tr><td>事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない</td><td>29</td><td>138</td><td>43</td><td>210</td></tr> <tr><td>地域住民の当事者意識の不足</td><td>17</td><td>168</td><td>33</td><td>218</td></tr> <tr><td>地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)</td><td>35</td><td>175</td><td>30</td><td>240</td></tr> <tr><td>自治会・町内会との関係、役割分担</td><td>32</td><td>145</td><td>27</td><td>204</td></tr> <tr><td>活動に適した保険がない</td><td>2</td><td>46</td><td>6</td><td>54</td></tr> <tr><td>その他</td><td>32</td><td>43</td><td>30</td><td>105</td></tr> <tr><td></td><td>274</td><td>987</td><td>419</td><td>1680</td></tr> </tbody> </table>		中核市等	一般市	町村	総計	活動資金の不足	132	528	211	871	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	44	161	54	259	活動に必要な物品の不足	34	194	76	304	リーダーとなる人材の不足	27	141	52	220	活動の担い手となる人材の不足	50	203	70	323	事務局運営を担う人材の不足	42	199	100	341	会計や税務、労務などのノウハウの不足	40	226	51	317	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	22	141	48	211	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	29	138	43	210	地域住民の当事者意識の不足	17	168	33	218	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	35	175	30	240	自治会・町内会との関係、役割分担	32	145	27	204	活動に適した保険がない	2	46	6	54	その他	32	43	30	105		274	987	419	1680
		中核市等	一般市	町村	総計																																																																												
活動資金の不足	132	528	211	871																																																																													
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	44	161	54	259																																																																													
活動に必要な物品の不足	34	194	76	304																																																																													
リーダーとなる人材の不足	27	141	52	220																																																																													
活動の担い手となる人材の不足	50	203	70	323																																																																													
事務局運営を担う人材の不足	42	199	100	341																																																																													
会計や税務、労務などのノウハウの不足	40	226	51	317																																																																													
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	22	141	48	211																																																																													
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	29	138	43	210																																																																													
地域住民の当事者意識の不足	17	168	33	218																																																																													
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	35	175	30	240																																																																													
自治会・町内会との関係、役割分担	32	145	27	204																																																																													
活動に適した保険がない	2	46	6	54																																																																													
その他	32	43	30	105																																																																													
	274	987	419	1680																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中核市等</th> <th>一般市</th> <th>町村</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動資金の不足</td><td>48%</td><td>53%</td><td>50%</td><td>52%</td></tr> <tr><td>活動拠点となる施設(数、面積)の不足</td><td>16%</td><td>16%</td><td>13%</td><td>15%</td></tr> <tr><td>活動に必要な物品の不足</td><td>12%</td><td>20%</td><td>18%</td><td>18%</td></tr> <tr><td>リーダーとなる人材の不足</td><td>10%</td><td>14%</td><td>12%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>活動の担い手となる人材の不足</td><td>18%</td><td>21%</td><td>17%</td><td>19%</td></tr> <tr><td>事務局運営を担う人材の不足</td><td>15%</td><td>20%</td><td>24%</td><td>20%</td></tr> <tr><td>会計や税務、労務などのノウハウの不足</td><td>15%</td><td>23%</td><td>12%</td><td>19%</td></tr> <tr><td>方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない</td><td>8%</td><td>14%</td><td>11%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない</td><td>11%</td><td>14%</td><td>10%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>地域住民の当事者意識の不足</td><td>6%</td><td>17%</td><td>8%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)</td><td>13%</td><td>18%</td><td>7%</td><td>14%</td></tr> <tr><td>自治会・町内会との関係、役割分担</td><td>12%</td><td>15%</td><td>6%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>活動に適した保険がない</td><td>1%</td><td>5%</td><td>1%</td><td>3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12%</td><td>4%</td><td>7%</td><td>6%</td></tr> <tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>		中核市等	一般市	町村	総計	活動資金の不足	48%	53%	50%	52%	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	16%	16%	13%	15%	活動に必要な物品の不足	12%	20%	18%	18%	リーダーとなる人材の不足	10%	14%	12%	13%	活動の担い手となる人材の不足	18%	21%	17%	19%	事務局運営を担う人材の不足	15%	20%	24%	20%	会計や税務、労務などのノウハウの不足	15%	23%	12%	19%	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8%	14%	11%	13%	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	11%	14%	10%	13%	地域住民の当事者意識の不足	6%	17%	8%	13%	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	13%	18%	7%	14%	自治会・町内会との関係、役割分担	12%	15%	6%	12%	活動に適した保険がない	1%	5%	1%	3%	その他	12%	4%	7%	6%		100%	100%	100%	100%
	中核市等	一般市	町村	総計																																																																													
活動資金の不足	48%	53%	50%	52%																																																																													
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	16%	16%	13%	15%																																																																													
活動に必要な物品の不足	12%	20%	18%	18%																																																																													
リーダーとなる人材の不足	10%	14%	12%	13%																																																																													
活動の担い手となる人材の不足	18%	21%	17%	19%																																																																													
事務局運営を担う人材の不足	15%	20%	24%	20%																																																																													
会計や税務、労務などのノウハウの不足	15%	23%	12%	19%																																																																													
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8%	14%	11%	13%																																																																													
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	11%	14%	10%	13%																																																																													
地域住民の当事者意識の不足	6%	17%	8%	13%																																																																													
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	13%	18%	7%	14%																																																																													
自治会・町内会との関係、役割分担	12%	15%	6%	12%																																																																													
活動に適した保険がない	1%	5%	1%	3%																																																																													
その他	12%	4%	7%	6%																																																																													
	100%	100%	100%	100%																																																																													

行政からの支援を期待するもの

⑦ 条例等有無による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等有においては、「活動資金の不足」(53%)が最も多くなっており、次いで「活動の担い手となる人材の不足」(22%)となっている。 ・ 条例等無においては、「活動資金の不足」(50%)が最も多くなっており、次いで「事務局運営を担う人材の不足」(20%)となっている。 		条例等有	条例等無	総計
	活動資金の不足	505	346	851
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	154	103	257	
活動に必要な物品の不足	172	130	302	
リーダーとなる人材の不足	152	64	216	
活動の担い手となる人材の不足	214	102	316	
事務局運営を担う人材の不足	193	142	335	
会計や税務、労務などのノウハウの不足	211	105	316	
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	138	72	210	
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	128	82	210	
地域住民の当事者意識の不足	156	60	216	
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	190	48	238	
自治会・町内会との関係、役割分担	154	48	202	
活動に適した保険がない	15	39	54	
その他	73	30	103	
	953	698	1651	

	条例等有	条例等無	総計
活動資金の不足	53%	50%	52%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	16%	15%	16%
活動に必要な物品の不足	18%	19%	18%
リーダーとなる人材の不足	16%	9%	13%
活動の担い手となる人材の不足	22%	15%	19%
事務局運営を担う人材の不足	20%	20%	20%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	22%	15%	19%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	14%	10%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	13%	12%	13%
地域住民の当事者意識の不足	16%	9%	13%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	20%	7%	14%
自治会・町内会との関係、役割分担	16%	7%	12%
活動に適した保険がない	2%	6%	3%
その他	8%	4%	6%
	100%	100%	100%

行政からの支援を期待するもの

⑧ 地域による比較

<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国においては、「事務局運営を担う人材の不足」、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国及び九州・沖縄においては、「活動資金の不足」が最も多くなっている。 		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
	活動資金の不足	32	97	165	15	116	218	54	58	116	871
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	22	32	39	0	51	73	9	4	29	259	
活動に必要な物品の不足	24	30	41	1	56	79	18	29	26	304	
リーダーとなる人材の不足	19	15	38	1	18	89	4	6	30	220	
活動の担い手となる人材の不足	21	24	51	1	39	133	6	12	36	323	
事務局運営を担う人材の不足	16	26	29	9	47	73	13	59	69	341	
会計や税務、労務などのノウハウの不足	17	32	20	3	52	95	36	30	32	317	
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	6	31	21	1	39	75	7	8	23	211	
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	4	31	23	0	42	82	6	9	13	210	
地域住民の当事者意識の不足	12	19	31	1	24	53	33	26	19	218	
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	12	16	27	1	26	57	34	39	28	240	
自治会・町内会との関係、役割分担	11	11	26	0	43	44	36	14	19	204	
活動に適した保険がない	0	5	4	1	2	35	1	0	6	54	
その他	5	6	34	1	11	16	16	1	15	105	
	78	169	341	35	240	386	143	100	188	1680	

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
活動資金の不足	41%	57%	48%	43%	48%	56%	38%	58%	62%	52%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	28%	19%	11%	0%	21%	19%	6%	4%	15%	15%
活動に必要な物品の不足	31%	18%	12%	3%	23%	20%	13%	29%	14%	18%
リーダーとなる人材の不足	24%	9%	11%	3%	8%	23%	3%	6%	16%	13%
活動の担い手となる人材の不足	27%	14%	15%	3%	16%	34%	4%	12%	19%	19%
事務局運営を担う人材の不足	21%	15%	9%	26%	20%	19%	9%	59%	37%	20%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	22%	19%	6%	9%	22%	25%	25%	30%	17%	19%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8%	18%	6%	3%	16%	19%	5%	8%	12%	13%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	5%	18%	7%	0%	18%	21%	4%	9%	7%	13%
地域住民の当事者意識の不足	15%	11%	9%	3%	10%	14%	23%	26%	10%	13%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15%	9%	8%	3%	11%	15%	24%	39%	15%	14%
自治会・町内会との関係、役割分担	14%	7%	8%	0%	18%	11%	25%	14%	10%	12%
活動に適した保険がない	0%	3%	1%	3%	1%	9%	1%	0%	3%	3%
その他	6%	4%	10%	3%	5%	4%	11%	1%	8%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

専門家からの支援を期待するもの

①組織形態による比較

・法人組織については、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(43%)、任意団体等については、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(23%)、自治会等については「リーダーとなる人材の不足」(23%)及び「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(23%)が最も多くなっている。

	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	42	159	25	201
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	7	23	0	30
活動に必要な物品の不足	15	83	28	98
リーダーとなる人材の不足	21	206	59	227
活動の担い手となる人材の不足	26	231	54	257
事務局運営を担う人材の不足	20	146	26	166
会計や税務、労務などのノウハウの不足	97	274	42	371
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	21	272	38	293
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	39	314	59	353
地域住民の当事者意識の不足	15	143	35	158
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	15	113	36	128
自治会・町内会との関係、役割分担	9	85	10	94
活動に適した保険がない	6	10	3	16
その他	10	86	17	96
	226	1363	257	1589

	法人組織	任意団体等	うち自治会等	総計
活動資金の不足	19%	12%	10%	13%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	3%	2%	0%	2%
活動に必要な物品の不足	7%	6%	11%	6%
リーダーとなる人材の不足	9%	15%	23%	14%
活動の担い手となる人材の不足	12%	17%	21%	16%
事務局運営を担う人材の不足	9%	11%	10%	10%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	43%	20%	16%	23%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	9%	20%	15%	18%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	17%	23%	23%	22%
地域住民の当事者意識の不足	7%	10%	14%	10%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	7%	8%	14%	8%
自治会・町内会との関係、役割分担	4%	6%	4%	6%
活動に適した保険がない	3%	1%	1%	1%
その他	4%	6%	7%	6%
	100%	100%	100%	100%

専門家からの支援を期待するもの

②自治会等による比較

・単位自治会・町内会においては、「活動の担い手となる人材の不足」(28%)が最も多くなっており、次いで「地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)」(23%)となっている。

・連合町内会・自治会においては、「リーダーとなる人材の不足」(32%)が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(32%)となっている。

・その他においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(23%)が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(21%)となっている。

	単位自治会	連合自治会	その他	総計
活動資金の不足	6	19	183	208
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	0	0	30	30
活動に必要な物品の不足	18	10	71	99
リーダーとなる人材の不足	5	54	174	233
活動の担い手となる人材の不足	25	29	209	263
事務局運営を担う人材の不足	3	23	140	166
会計や税務、労務などのノウハウの不足	4	38	331	373
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	7	31	255	293
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	6	53	294	353
地域住民の当事者意識の不足	9	26	123	158
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	21	15	92	128
自治会・町内会との関係、役割分担	3	7	84	94
活動に適した保険がない	1	2	13	16
その他	3	14	79	96
	90	167	1423	1680

	単位自治会	連合自治会	その他	総計
活動資金の不足	7%	11%	13%	12%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	0%	0%	2%	2%
活動に必要な物品の不足	20%	6%	5%	6%
リーダーとなる人材の不足	6%	32%	12%	14%
活動の担い手となる人材の不足	28%	17%	15%	16%
事務局運営を担う人材の不足	3%	14%	10%	10%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	4%	23%	23%	22%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8%	19%	18%	17%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	7%	32%	21%	21%
地域住民の当事者意識の不足	10%	16%	9%	9%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	23%	9%	6%	8%
自治会・町内会との関係、役割分担	3%	4%	6%	6%
活動に適した保険がない	1%	1%	1%	1%
その他	3%	8%	6%	6%
	100%	100%	100%	100%

専門家からの支援を期待するもの

③設立経過年による比較

- 1-2年においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(26%)と「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(26%)が最も多くなっており、次いで「活動の担い手となる人材の不足」(21%)となっている。
- 3-5年においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(31%)が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(28%)となっている。
- 6-7年においては、「方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない」(27%)が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(25%)となっている。
- 8-10年、10年超においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」となっている。

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
活動資金の不足	20	53	7	16	53	149
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1	2	1	2	3	9
活動に必要な物品の不足	9	23	4	7	10	53
リーダーとなる人材の不足	29	63	25	21	44	182
活動の担い手となる人材の不足	30	77	22	29	43	201
事務局運営を担う人材の不足	25	50	22	17	20	134
会計や税務、労務などのノウハウの不足	37	85	38	51	96	307
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	28	77	44	35	67	251
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	37	95	41	47	81	301
地域住民の当事者意識の不足	20	39	16	21	41	137
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	10	31	17	15	21	94
自治会・町内会との関係、役割分担	11	26	11	13	19	80
活動に適した保険がない	1	3	3	2	2	11
その他	8	10	4	19	36	77
	145	306	164	210	390	1215

	1-2年	3-5年	6-7年	8-10年	10年超	総計
活動資金の不足	14%	17%	4%	8%	14%	12%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1%	1%	1%	1%	1%	1%
活動に必要な物品の不足	6%	8%	2%	3%	3%	4%
リーダーとなる人材の不足	20%	21%	15%	10%	11%	15%
活動の担い手となる人材の不足	21%	25%	13%	14%	11%	17%
事務局運営を担う人材の不足	17%	16%	13%	8%	5%	11%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	26%	28%	23%	24%	25%	25%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	19%	25%	27%	17%	17%	21%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	26%	31%	25%	22%	21%	25%
地域住民の当事者意識の不足	14%	13%	10%	10%	11%	11%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	7%	10%	10%	7%	5%	8%
自治会・町内会との関係、役割分担	8%	8%	7%	6%	5%	7%
活動に適した保険がない	1%	1%	2%	1%	1%	1%
その他	6%	3%	2%	9%	9%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

専門家からの支援を期待するもの

④人口による比較

- 20万人以上においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(24%)が最も多くなっており、次いで「方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない」(21%)となっている。
- 10-20万人においては、「会計や税務、労務などのノウハウ不足」(30%)が最も多くなっており、次いで「地域住民の当事者意識の不足」(16%)となっている。
- 5-10万人、5千人未満においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」となっている。
- 3-5万人においては、「活動の担い手となる人材の不足」(24%)が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(23%)となっている。
- 1-3万人においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(25%)が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(22%)となっている。
- 5千-1万人においては、「リーダーとなる人材の不足」(16%)が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(11%)となっている。

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
活動資金の不足	12	16	40	37	77	13	13	208
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	2	1	3	3	16	5	0	30
活動に必要な物品の不足	2	2	25	28	33	6	3	99
リーダーとなる人材の不足	5	21	63	34	64	37	9	233
活動の担い手となる人材の不足	7	25	67	61	75	14	14	263
事務局運営を担う人材の不足	25	8	47	20	44	13	9	166
会計や税務、労務などのノウハウの不足	27	47	77	58	107	25	32	373
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	28	19	64	42	102	24	14	293
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	32	24	76	49	122	19	31	353
地域住民の当事者意識の不足	9	26	47	15	48	7	6	158
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	8	7	43	35	24	6	5	128
自治会・町内会との関係、役割分担	3	2	50	12	22	3	2	94
活動に適した保険がない	1	1	7	1	5	0	1	16
その他	4	25	15	17	8	20	7	96
	134	158	303	250	485	234	116	1680

	20万人以上	10-20万人	5-10万人	3-5万人	1-3万人	5千-1万人	5千人未満	総計
活動資金の不足	9%	10%	13%	15%	16%	6%	11%	12%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1%	1%	1%	1%	3%	2%	0%	2%
活動に必要な物品の不足	1%	1%	8%	11%	7%	3%	3%	6%
リーダーとなる人材の不足	4%	13%	21%	14%	13%	16%	8%	14%
活動の担い手となる人材の不足	5%	16%	22%	24%	15%	6%	12%	16%
事務局運営を担う人材の不足	19%	5%	16%	8%	9%	6%	8%	10%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	20%	30%	25%	23%	22%	11%	28%	22%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	21%	12%	21%	17%	21%	10%	12%	17%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	24%	15%	25%	20%	25%	8%	27%	21%
地域住民の当事者意識の不足	7%	16%	16%	6%	10%	3%	5%	9%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	6%	4%	14%	14%	5%	3%	4%	8%
自治会・町内会との関係、役割分担	2%	1%	17%	5%	5%	1%	2%	6%
活動に適した保険がない	1%	1%	2%	0%	1%	0%	1%	1%
その他	3%	16%	5%	7%	2%	9%	6%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

専門家からの支援を期待するもの

⑤ 過疎区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域、みなし過疎においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」が最も多くっており、次いで「方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない」となっている。 一部過疎、非過疎においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>過疎地域</th> <th>みなし過疎</th> <th>一部過疎</th> <th>非過疎</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動資金の不足</td><td>30</td><td>5</td><td>24</td><td>149</td><td>208</td></tr> <tr><td>活動拠点となる施設(数、面積)の不足</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>26</td><td>30</td></tr> <tr><td>活動に必要な物品の不足</td><td>6</td><td>0</td><td>10</td><td>83</td><td>99</td></tr> <tr><td>リーダーとなる人材の不足</td><td>61</td><td>1</td><td>70</td><td>101</td><td>233</td></tr> <tr><td>活動の担い手となる人材の不足</td><td>39</td><td>2</td><td>79</td><td>143</td><td>263</td></tr> <tr><td>事務局運営を担う人材の不足</td><td>30</td><td>0</td><td>51</td><td>85</td><td>166</td></tr> <tr><td>会計や税務、労務などのノウハウの不足</td><td>87</td><td>3</td><td>101</td><td>182</td><td>373</td></tr> <tr><td>方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない</td><td>88</td><td>8</td><td>70</td><td>127</td><td>293</td></tr> <tr><td>事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない</td><td>96</td><td>11</td><td>96</td><td>150</td><td>353</td></tr> <tr><td>地域住民の当事者意識の不足</td><td>24</td><td>0</td><td>61</td><td>73</td><td>158</td></tr> <tr><td>地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)</td><td>12</td><td>0</td><td>32</td><td>84</td><td>128</td></tr> <tr><td>自治会・町内会との関係、役割分担</td><td>3</td><td>0</td><td>31</td><td>60</td><td>94</td></tr> <tr><td>活動に適した保険がない</td><td>2</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td><td>16</td></tr> <tr><td>その他</td><td>10</td><td>0</td><td>34</td><td>52</td><td>96</td></tr> <tr><td></td><td>420</td><td>25</td><td>335</td><td>900</td><td>1680</td></tr> </tbody> </table>		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計	活動資金の不足	30	5	24	149	208	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	2	0	2	26	30	活動に必要な物品の不足	6	0	10	83	99	リーダーとなる人材の不足	61	1	70	101	233	活動の担い手となる人材の不足	39	2	79	143	263	事務局運営を担う人材の不足	30	0	51	85	166	会計や税務、労務などのノウハウの不足	87	3	101	182	373	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	88	8	70	127	293	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	96	11	96	150	353	地域住民の当事者意識の不足	24	0	61	73	158	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	12	0	32	84	128	自治会・町内会との関係、役割分担	3	0	31	60	94	活動に適した保険がない	2	0	7	7	16	その他	10	0	34	52	96		420	25	335	900	1680
		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計																																																																																											
活動資金の不足	30	5	24	149	208																																																																																												
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	2	0	2	26	30																																																																																												
活動に必要な物品の不足	6	0	10	83	99																																																																																												
リーダーとなる人材の不足	61	1	70	101	233																																																																																												
活動の担い手となる人材の不足	39	2	79	143	263																																																																																												
事務局運営を担う人材の不足	30	0	51	85	166																																																																																												
会計や税務、労務などのノウハウの不足	87	3	101	182	373																																																																																												
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	88	8	70	127	293																																																																																												
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	96	11	96	150	353																																																																																												
地域住民の当事者意識の不足	24	0	61	73	158																																																																																												
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	12	0	32	84	128																																																																																												
自治会・町内会との関係、役割分担	3	0	31	60	94																																																																																												
活動に適した保険がない	2	0	7	7	16																																																																																												
その他	10	0	34	52	96																																																																																												
	420	25	335	900	1680																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>過疎地域</th> <th>みなし過疎</th> <th>一部過疎</th> <th>非過疎</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動資金の不足</td><td>7%</td><td>20%</td><td>7%</td><td>17%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>活動拠点となる施設(数、面積)の不足</td><td>0%</td><td>0%</td><td>1%</td><td>3%</td><td>2%</td></tr> <tr><td>活動に必要な物品の不足</td><td>1%</td><td>0%</td><td>3%</td><td>9%</td><td>6%</td></tr> <tr><td>リーダーとなる人材の不足</td><td>15%</td><td>4%</td><td>21%</td><td>11%</td><td>14%</td></tr> <tr><td>活動の担い手となる人材の不足</td><td>9%</td><td>8%</td><td>24%</td><td>16%</td><td>16%</td></tr> <tr><td>事務局運営を担う人材の不足</td><td>7%</td><td>0%</td><td>15%</td><td>9%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>会計や税務、労務などのノウハウの不足</td><td>21%</td><td>12%</td><td>30%</td><td>20%</td><td>22%</td></tr> <tr><td>方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない</td><td>21%</td><td>32%</td><td>21%</td><td>14%</td><td>17%</td></tr> <tr><td>事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない</td><td>23%</td><td>44%</td><td>29%</td><td>17%</td><td>21%</td></tr> <tr><td>地域住民の当事者意識の不足</td><td>6%</td><td>0%</td><td>18%</td><td>8%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)</td><td>3%</td><td>0%</td><td>10%</td><td>9%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>自治会・町内会との関係、役割分担</td><td>1%</td><td>0%</td><td>9%</td><td>7%</td><td>6%</td></tr> <tr><td>活動に適した保険がない</td><td>0%</td><td>0%</td><td>2%</td><td>1%</td><td>1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2%</td><td>0%</td><td>10%</td><td>6%</td><td>6%</td></tr> <tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>		過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計	活動資金の不足	7%	20%	7%	17%	12%	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	0%	0%	1%	3%	2%	活動に必要な物品の不足	1%	0%	3%	9%	6%	リーダーとなる人材の不足	15%	4%	21%	11%	14%	活動の担い手となる人材の不足	9%	8%	24%	16%	16%	事務局運営を担う人材の不足	7%	0%	15%	9%	10%	会計や税務、労務などのノウハウの不足	21%	12%	30%	20%	22%	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	21%	32%	21%	14%	17%	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	23%	44%	29%	17%	21%	地域住民の当事者意識の不足	6%	0%	18%	8%	9%	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	3%	0%	10%	9%	8%	自治会・町内会との関係、役割分担	1%	0%	9%	7%	6%	活動に適した保険がない	0%	0%	2%	1%	1%	その他	2%	0%	10%	6%	6%		100%	100%	100%	100%	100%
	過疎地域	みなし過疎	一部過疎	非過疎	総計																																																																																												
活動資金の不足	7%	20%	7%	17%	12%																																																																																												
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	0%	0%	1%	3%	2%																																																																																												
活動に必要な物品の不足	1%	0%	3%	9%	6%																																																																																												
リーダーとなる人材の不足	15%	4%	21%	11%	14%																																																																																												
活動の担い手となる人材の不足	9%	8%	24%	16%	16%																																																																																												
事務局運営を担う人材の不足	7%	0%	15%	9%	10%																																																																																												
会計や税務、労務などのノウハウの不足	21%	12%	30%	20%	22%																																																																																												
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	21%	32%	21%	14%	17%																																																																																												
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	23%	44%	29%	17%	21%																																																																																												
地域住民の当事者意識の不足	6%	0%	18%	8%	9%																																																																																												
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	3%	0%	10%	9%	8%																																																																																												
自治会・町内会との関係、役割分担	1%	0%	9%	7%	6%																																																																																												
活動に適した保険がない	0%	0%	2%	1%	1%																																																																																												
その他	2%	0%	10%	6%	6%																																																																																												
	100%	100%	100%	100%	100%																																																																																												

専門家からの支援を期待するもの

⑥ 都市区分による比較

<ul style="list-style-type: none"> 中核都市等、町村においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」が最も多くっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」となっている。 一般市においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(24%)が最も多くっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(24%)となっている。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中核都市等</th> <th>一般市</th> <th>町村</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動資金の不足</td><td>27</td><td>130</td><td>51</td><td>208</td></tr> <tr><td>活動拠点となる施設(数、面積)の不足</td><td>3</td><td>7</td><td>20</td><td>30</td></tr> <tr><td>活動に必要な物品の不足</td><td>3</td><td>71</td><td>25</td><td>99</td></tr> <tr><td>リーダーとなる人材の不足</td><td>26</td><td>152</td><td>55</td><td>233</td></tr> <tr><td>活動の担い手となる人材の不足</td><td>30</td><td>194</td><td>39</td><td>263</td></tr> <tr><td>事務局運営を担う人材の不足</td><td>34</td><td>102</td><td>30</td><td>166</td></tr> <tr><td>会計や税務、労務などのノウハウの不足</td><td>71</td><td>237</td><td>65</td><td>373</td></tr> <tr><td>方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない</td><td>45</td><td>198</td><td>50</td><td>293</td></tr> <tr><td>事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない</td><td>52</td><td>238</td><td>63</td><td>353</td></tr> <tr><td>地域住民の当事者意識の不足</td><td>36</td><td>101</td><td>21</td><td>158</td></tr> <tr><td>地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)</td><td>14</td><td>96</td><td>18</td><td>128</td></tr> <tr><td>自治会・町内会との関係、役割分担</td><td>5</td><td>79</td><td>10</td><td>94</td></tr> <tr><td>活動に適した保険がない</td><td>2</td><td>10</td><td>4</td><td>16</td></tr> <tr><td>その他</td><td>28</td><td>38</td><td>30</td><td>96</td></tr> <tr><td></td><td>274</td><td>987</td><td>419</td><td>1680</td></tr> </tbody> </table>		中核都市等	一般市	町村	総計	活動資金の不足	27	130	51	208	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	3	7	20	30	活動に必要な物品の不足	3	71	25	99	リーダーとなる人材の不足	26	152	55	233	活動の担い手となる人材の不足	30	194	39	263	事務局運営を担う人材の不足	34	102	30	166	会計や税務、労務などのノウハウの不足	71	237	65	373	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	45	198	50	293	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	52	238	63	353	地域住民の当事者意識の不足	36	101	21	158	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	14	96	18	128	自治会・町内会との関係、役割分担	5	79	10	94	活動に適した保険がない	2	10	4	16	その他	28	38	30	96		274	987	419	1680
		中核都市等	一般市	町村	総計																																																																												
活動資金の不足	27	130	51	208																																																																													
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	3	7	20	30																																																																													
活動に必要な物品の不足	3	71	25	99																																																																													
リーダーとなる人材の不足	26	152	55	233																																																																													
活動の担い手となる人材の不足	30	194	39	263																																																																													
事務局運営を担う人材の不足	34	102	30	166																																																																													
会計や税務、労務などのノウハウの不足	71	237	65	373																																																																													
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	45	198	50	293																																																																													
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	52	238	63	353																																																																													
地域住民の当事者意識の不足	36	101	21	158																																																																													
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	14	96	18	128																																																																													
自治会・町内会との関係、役割分担	5	79	10	94																																																																													
活動に適した保険がない	2	10	4	16																																																																													
その他	28	38	30	96																																																																													
	274	987	419	1680																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中核都市等</th> <th>一般市</th> <th>町村</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>活動資金の不足</td><td>10%</td><td>13%</td><td>12%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>活動拠点となる施設(数、面積)の不足</td><td>1%</td><td>1%</td><td>5%</td><td>2%</td></tr> <tr><td>活動に必要な物品の不足</td><td>1%</td><td>7%</td><td>6%</td><td>6%</td></tr> <tr><td>リーダーとなる人材の不足</td><td>9%</td><td>15%</td><td>13%</td><td>14%</td></tr> <tr><td>活動の担い手となる人材の不足</td><td>11%</td><td>20%</td><td>9%</td><td>16%</td></tr> <tr><td>事務局運営を担う人材の不足</td><td>12%</td><td>10%</td><td>7%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>会計や税務、労務などのノウハウの不足</td><td>26%</td><td>24%</td><td>16%</td><td>22%</td></tr> <tr><td>方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない</td><td>16%</td><td>20%</td><td>12%</td><td>17%</td></tr> <tr><td>事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない</td><td>19%</td><td>24%</td><td>15%</td><td>21%</td></tr> <tr><td>地域住民の当事者意識の不足</td><td>13%</td><td>10%</td><td>5%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)</td><td>5%</td><td>10%</td><td>4%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>自治会・町内会との関係、役割分担</td><td>2%</td><td>8%</td><td>2%</td><td>6%</td></tr> <tr><td>活動に適した保険がない</td><td>1%</td><td>1%</td><td>1%</td><td>1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>10%</td><td>4%</td><td>7%</td><td>6%</td></tr> <tr><td></td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>		中核都市等	一般市	町村	総計	活動資金の不足	10%	13%	12%	12%	活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1%	1%	5%	2%	活動に必要な物品の不足	1%	7%	6%	6%	リーダーとなる人材の不足	9%	15%	13%	14%	活動の担い手となる人材の不足	11%	20%	9%	16%	事務局運営を担う人材の不足	12%	10%	7%	10%	会計や税務、労務などのノウハウの不足	26%	24%	16%	22%	方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	16%	20%	12%	17%	事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	19%	24%	15%	21%	地域住民の当事者意識の不足	13%	10%	5%	9%	地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	5%	10%	4%	8%	自治会・町内会との関係、役割分担	2%	8%	2%	6%	活動に適した保険がない	1%	1%	1%	1%	その他	10%	4%	7%	6%		100%	100%	100%	100%
	中核都市等	一般市	町村	総計																																																																													
活動資金の不足	10%	13%	12%	12%																																																																													
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	1%	1%	5%	2%																																																																													
活動に必要な物品の不足	1%	7%	6%	6%																																																																													
リーダーとなる人材の不足	9%	15%	13%	14%																																																																													
活動の担い手となる人材の不足	11%	20%	9%	16%																																																																													
事務局運営を担う人材の不足	12%	10%	7%	10%																																																																													
会計や税務、労務などのノウハウの不足	26%	24%	16%	22%																																																																													
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	16%	20%	12%	17%																																																																													
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	19%	24%	15%	21%																																																																													
地域住民の当事者意識の不足	13%	10%	5%	9%																																																																													
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	5%	10%	4%	8%																																																																													
自治会・町内会との関係、役割分担	2%	8%	2%	6%																																																																													
活動に適した保険がない	1%	1%	1%	1%																																																																													
その他	10%	4%	7%	6%																																																																													
	100%	100%	100%	100%																																																																													

専門家からの支援を期待するもの

⑦ 条例等有無による比較

<p>・条例等有無においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(25%)が最も多くなっており、次いで「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(24%)となっている。</p> <p>・条例等無においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」(19%)が最も多くなっており、次いで「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」(16%)となっている。</p>		条例等有	条例等無	総計
	活動資金の不足	127	74	201
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	24	6	30	
活動に必要な物品の不足	61	37	98	
リーダーとなる人材の不足	133	94	227	
活動の担い手となる人材の不足	150	107	257	
事務局運営を担う人材の不足	109	51	160	
会計や税務、労務などのノウハウの不足	231	136	367	
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	206	87	293	
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	237	114	351	
地域住民の当事者意識の不足	92	65	157	
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	77	48	125	
自治会・町内会との関係、役割分担	64	28	92	
活動に適した保険がない	7	9	16	
その他	53	39	92	
	953	698	1651	

	条例等有	条例等無	総計
活動資金の不足	13%	11%	12%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	3%	1%	2%
活動に必要な物品の不足	6%	5%	6%
リーダーとなる人材の不足	14%	13%	14%
活動の担い手となる人材の不足	16%	15%	16%
事務局運営を担う人材の不足	11%	7%	10%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	24%	19%	22%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	22%	12%	18%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	25%	16%	21%
地域住民の当事者意識の不足	10%	9%	10%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	8%	7%	8%
自治会・町内会との関係、役割分担	7%	4%	6%
活動に適した保険がない	1%	1%	1%
その他	6%	6%	6%
	100%	100%	100%

専門家からの支援を期待するもの

⑧ 地域による比較

<p>・北海道においては、「活動資金の不足」、東北、四国においては、「事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない」、関東、北陸、東海、近畿においては、「会計や税務、労務などのノウハウの不足」、中国においては、「方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない」、九州・沖縄においては、「リーダーとなる人材の不足」が最も多くなっている。</p>		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
	活動資金の不足	18	15	35	3	30	82	5	6	14	208
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	13	2	9	0	3	2	1	0	0	30	
活動に必要な物品の不足	13	9	10	7	9	46	0	1	4	99	
リーダーとなる人材の不足	14	24	34	8	27	66	5	2	53	233	
活動の担い手となる人材の不足	16	28	48	9	26	94	6	9	27	263	
事務局運営を担う人材の不足	11	23	15	2	16	52	4	26	17	166	
会計や税務、労務などのノウハウの不足	16	37	53	12	56	101	52	13	33	373	
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	6	30	27	8	39	63	62	26	32	293	
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	5	41	51	8	42	67	60	33	46	353	
地域住民の当事者意識の不足	12	21	24	9	31	36	2	1	22	158	
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	11	19	22	1	10	47	0	1	17	128	
自治会・町内会との関係、役割分担	8	13	15	6	10	30	2	1	9	94	
活動に適した保険がない	1	2	2	0	3	8	0	0	0	16	
その他	1	5	23	0	33	10	15	1	8	96	
	78	169	341	35	240	386	143	100	188	1680	

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
活動資金の不足	23%	9%	10%	9%	13%	21%	3%	6%	7%	12%
活動拠点となる施設(数、面積)の不足	17%	1%	3%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	2%
活動に必要な物品の不足	17%	5%	3%	20%	4%	12%	0%	1%	2%	6%
リーダーとなる人材の不足	18%	14%	10%	23%	11%	17%	3%	2%	28%	14%
活動の担い手となる人材の不足	21%	17%	14%	26%	11%	24%	4%	9%	14%	16%
事務局運営を担う人材の不足	14%	14%	4%	6%	7%	13%	3%	26%	9%	10%
会計や税務、労務などのノウハウの不足	21%	22%	16%	34%	23%	28%	36%	13%	18%	22%
方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない	8%	18%	8%	23%	16%	16%	43%	26%	17%	17%
事業を実施するうえでのプロセスや手法がわからない	6%	24%	15%	23%	18%	17%	42%	33%	24%	21%
地域住民の当事者意識の不足	15%	12%	7%	26%	13%	9%	1%	1%	12%	9%
地域住民の活動への理解不足(団体の認知不足)	14%	11%	6%	3%	4%	12%	0%	1%	9%	8%
自治会・町内会との関係、役割分担	10%	8%	4%	17%	4%	8%	1%	1%	5%	6%
活動に適した保険がない	1%	1%	1%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	1%
その他	1%	3%	7%	0%	14%	3%	10%	1%	4%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査票一式

総行地第 120 号

平成 27 年 9 月 29 日

各都道府県地域活性化担当部長 殿

総務省自治行政局地域振興室長

(公印省略)

平成 27 年度「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査
の実施について（依頼）

平素より総務省の施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

いま、地方においては、高齢化による生活機能の低下や人口減少による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域で暮らし続けることができるように、地域で暮らし人々を中心となって組織を形成し、暮らしを支える新たな活動がはじまっています。

総務省では、このような「暮らしを支える活動」に取り組む組織を「地域運営組織」として、「暮らしを支える地域運営組織に関する研究会」（座長：小田切徳美 明治大学農学部教授）を設置し、どのようにすれば地域運営組織の形成が進み、持続的な運営が可能になるのか調査研究を行っているところです。

このたび、地方創生の深化に向けた今後の取組方針として、去る 6 月 30 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」において、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されたことを受け、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態調査を実施することといたしました。

つきましては、下記のとおりアンケート調査を実施しますので、各都道府県の地域活性化担当部局におかれましては、業務多忙の折恐縮ですが、都道府県内の各市区町村（政令指定都市を含む。以下同じ。）に照会のうえ、回答を取りまとめいただきますようお願い申し上げます。

記

1 調査方法

別添の『平成 27 年度「暮らしを支える地域組織」に関するアンケート調査』及び『平成 27 年度「暮らしを支える地域組織」に関するアンケート調査（個票）』にご記入ください。

※地域運営組織に関するアンケート調査は平成 25、26 年度に引き続き 3 回目となりますが、岩手県、宮城県及び福島県については、今回が初めての調査となります。

アンケートの流れや地域運営組織の定義（調査の対象となる組織）等については、（別紙 1）をご参照ください。

※個票は地域運営組織にお答えいただくものですので、市区町村から各組織に配布し、回答を取りまとめて（又は団体にヒアリングのうえ市区町村が作成して）ください。また、参考として、昨年度アンケート調査において個票を提出された団体の一覧表 （別紙 2）をお送りしますが、今回の調査における個票の配布先（調査対象組織）については、（別紙 1）のフローチャートに沿って選定してください。

※都道府県の地域活性化担当部局におかれましては、お手数ですが、各市区町村から提出された調査票（個票含む。）を取りまとめの上、以下の提出先へ電子メールにてご回答ください。

2 調査票提出先

みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザー一部
都市・地域戦略アドバイザーグループ
担当者：岩城（いわぎ）、小林、菅原
電話 03（3591）8728
Eメールアドレス：rmo-anq@mizuho-ri.co.jp

3 調査票提出期限

平成27年10月30日（金）17時まで

4 個人情報の取扱いについて

個票における組織名、ご担当者名（ご記入者名）、電話番号及びEメールアドレスについては、本アンケート調査の集計・分析や本調査研究事業の報告書の取りまとめにあたり、各団体へのヒアリング等が必要な場合の連絡先（内部資料）として使用するものであり、これらの情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理させていただきます。

また、個票においてEメールアドレスをご記入いただいた団体については、後日、本調査研究事業の報告書（アンケート調査結果含む）を電子メールにて送付させていただきます。

5 その他

- ・昨年度調査研究事業の内容については、（別紙3）及び総務省ホームページ※をご参照ください。
- ・本アンケート調査の集計結果については、昨年度と同様、本調査研究事業の報告書の一部として公表する予定です。
- ・本アンケート調査についてご不明な点等があれば、以下までお問い合わせください。

※総務省 HP(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei09_02000035.html)

【お問い合わせ先】

<本アンケート調査の趣旨について>

総務省地域力創造グループ地域振興室 地域振興第二係
担当者：松山
電話 03（5253）5533（直通）
Eメールアドレス：m.matsuyama@soumu.go.jp

<本アンケート調査の内容（調査票の記入方法等）について>

みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザー一部
都市・地域戦略アドバイザーグループ
担当者：岩城（いわぎ）、小林、菅原
電話 03（3591）8728
Eメールアドレス：rmo-anq@mizuho-ri.co.jp

※みずほ総合研究所株式会社（調査票の提出先）は本調査研究事業の受託業者です。

平成27年度「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査

ご記入方法

◇ご回答は、あてはまるものを選び、回答欄に○印をつけてください。○印をつける数は、設問の最後に(1つだけに○等)といった説明がありますので、それに従いご記入ください。

◇ご回答は、平成27年4月1日現在の状況や考え方についてご回答ください。

◇ご回答は、本エクセルシートにて、ご記入ください。

◇ご回答の終わった調査票を保存していただき、**所定の期限(都道府県が指定する期限)**までに、お手数ですが、**都道府県の担当課**までご提出ください。

◇調査の趣旨につきましては、下記までお問い合わせください。

総務省地域振興室 松山

電話 03-5253-5533 Eメール m.matsuyama@soumu.go.jp

◇記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザー一部 都市・地域戦略アドバイザーグループ

担当者: 岩城(いわぎ)、小林(こばやし)、菅原(すがわら)

電話 03-3591-8728 Eメール rmo-anq@mizuho-ri.co.jp

貴団体について伺います。

自治体名及びご担当についてご記入ください。

自治体名	
担当部課名	
ご担当者名(ご記入者名)	
電話番号	
Eメールアドレス	

貴団体の平成27年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口(外国人含む)をご記入ください。	(人)	
貴団体の都市分類について、あてはまるものをお選びください。	1 政令指定都市 2 中核市 3 施行時特例市 4 一般市 5 町村 6 特別区	
貴団体には、「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織がありますか。	1 ある 2 ない	
「1 ある」と回答された団体は、組織数を教えてください。		(組織)
「1 ある」と回答された団体は、組織の設置状況を教えてください。	1 市区町村の全域に地域運営組織が設置されている 2 市区町村の一部に地域運営組織が設置されている 3 わからない(把握していない)	
「2 ない」(又は市区町村の一部に設置されている)と回答された団体は、「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織を、現在ない地域に立ち上げていく必要があると感じますか。	1 必要性を感じない 2 今後必要と感じる 3 今すぐ必要と感じる地域がある	

問1. 貴団体における地域住民との協働でのまちづくりに関する条例等について問1-1～5につき、ご回答ください。

問1-1		回答欄
貴団体には地域住民との協働でのまちづくりに関する条例や要綱などがありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治基本条例等の条例がある 2 協働のまちづくり等の要綱がある 3 条例や要綱などは定めていない 	
問1-2		回答欄
貴団体では、地域運営組織との関係をどのように位置づけていますか(又はどのようなことを期待していますか)。あてはまるものをお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治体の依頼に基づき、地域における施策を補助する関係 2 自治体と対等な立場で地域課題を決定し実行していくパートナーとしての関係 3 民間組織としての立場を尊重し、積極的には関係を構築していない 4 その他(自由記述) ㊦ 	
問1-3		回答欄
地域運営組織の活動範囲として、標準的にどのようなエリアであると考えていますか。最もあてはまるものをお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成の合併前市町村 2 昭和の合併前市町村 3 大字(大字=集落を含む) 4 集落(大字内に複数の集落がある場合) 5 連合自治会・町内会(上記「1」～「4」に該当する場合を除く) 6 単位自治会・町内会(上記「1」～「4」に該当する場合を除く) 7 その他 ㊦ 	
問1-4		回答欄
問1-3の活動範囲について、あてはまるものをお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校区と概ね一致する 2 旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)と概ね一致する 3 小学校区と概ね一致する 4 旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)と概ね一致する 5 中学校区(上記「1」)及び小学校区(上記「3」)と概ね一致する 6 小学校区(又は旧小学校区)より狭い 7 その他 ㊦ 	
問1-5		回答欄
貴団体では、地域運営組織が設置されたことによる影響(効果)をどのように評価していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティの活動がやりやすくなった 2 地域の声が行政の施策に反映されやすくなった 3 今までできなかった多額の費用を要する活動ができるようになった 4 地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった 5 地域内の類似した活動(組織)の整理・統合が図られた 6 地域内の新しい人材の発掘・育成につながった 7 歳出削減につながった 8 従来の縦割りの助成金等が整理されて住民の事務負担が軽減された 9 従来の縦割りの助成金等が整理されて行政の事務負担が軽減された 10 組織は設立されたが、あまり機能しなかった(ほとんど活動実態がない、活動が形骸化している等) 11 地域での会議が増えて地域住民の間で不評であった 12 自治会・町内会などの地縁団体から不満の声が聞かれるようになった 13 その他(自由記述) ㊦ 	

問2. 貴団体における「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織に対する支援の実態等についての問2-1～9につき、ご回答ください。

問2-1		回答欄
貴団体で「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織に対して実施している支援策について、あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 助成金等の活動資金支援 2 活動拠点施設の提供 3 活動に必要な物品の提供 4 人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成 5 地域外部の専門家の活用 6 総合的な担当窓口を設置 7 地域担当職員制度を導入 8 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援 9 各地域の活動団体が交流する機会の設置 10 その他	
問2-2		回答欄
(問2-1で「1」と回答した方) 用途をあらかじめ個別に指定しない一括交付金(運営交付金)制度がありますか。	1 ある 2 ない	
「1 ある」とした方へ、運営交付金はどのような方法で算定されていますか。	1 人口等の客観的な指標に基づき算定 2 対象団体において事業実施に要した経費に補助率を乗じて算定(複数の補助金を運営交付金として統合しつつ、算定基準は従前の基準(対象経費及び補助率)を基本的に踏襲している場合等) 3 その他	
問2-3		回答欄
(問2-1で「2」と回答した方) 活動拠点施設は、どういったものですか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 自治会・住民組織が所有する集会所等 2 使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部 3 「2」を除く使用中の自治体所有施設(地区公民館、図書館、ホール等)の一部 4 遊休公共施設(廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他) 5 民間施設等 6 民間施設等(関係者(民間・個人)が所有するもの) 7 その他	
問2-4		回答欄
(問2-3で「2」～「4」と回答した方) 活動拠点施設は、どういう形で団体に提供されていますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 指定管理者として施設の維持・管理を委託している 2 施設の賃借料を免除している 3 施設の利用許可を与えている 4 有償での賃借 5 その他	
問2-5		回答欄
(問2-1で「5」と回答した方) 地域外部の専門家の属性として、あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 ファシリテーター 2 中間支援組織(NPO法人など) 3 商工会議所 4 その他	

問2-6		回答欄
(問2-1で「8」と回答した方) 事務局運営について、どのような支援を実施していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治体職員を事務局に派遣している 2 人件費を含む事務局運営経費を補助している 3 人件費を除く事務局運営経費を補助している 4 その他 	
問2-7		回答欄
地域運営組織における継続的運営を確保していくため、貴団体として、どのような支援を実施していく必要があると思いますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 助成金等の制度の拡充等の活動資金援助 2 事務局機能などの実務的支援 3 自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備 4 地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保 5 行政の権限の一部移譲 6 行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革 7 その他 	
問2-8		回答欄
貴団体が地域運営組織の活動を継続的に支援していくにあたり、国や県に対して期待する支援はありますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助金・交付金等の財政支援 2 専門的人材の紹介や派遣 3 行政権限の一部移譲 4 市区町村職員への助言・研修 5 その他 	
問2-9		回答欄
今後も「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織が継続的に活動していくうえでの地域側の課題は何だと思いますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民側の新たな担い手の確保 2 住民ニーズへの柔軟な対応 3 活動資金の安定的な確保 4 活動拠点の整備 5 住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い 6 特に課題はない 7 その他 	

平成27年度「暮らしを支える地域運営組織」に関するアンケート調査(個票)

「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織が複数ある場合、ファイルをコピーして下さい。

ご記入方法

- ◇ご回答は、あてはまるものを選び、回答欄に○印をつけてください。
○印を選ぶ数は、複数回答可となっているもの以外は、原則1つ選択となっております。(一部、数値、文字をご記入いただく項目もございます。)
- ◇ご回答は、平成27年4月1日現在の状況や考え方についてご回答ください。
- ◇ご回答は、本エクセルシートにて、ご記入ください。(地域運営組織名をファイル名とし、別々のファイルとしてください。)
- ◇組織名、ご担当者名(ご記入者名)、電話番号及びEメールアドレスについては、本アンケート調査の集計・分析や本調査研究事業の報告書の取りまとめにあたり、各団体へのヒアリング等が必要な場合の連絡先(内部資料)として使用するものであり、これらの情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理させていただきます。
- ◇ご回答の終わった調査票を保存していただき、**所定の期限(市区町村が指定する期限)**までに、お手数ですが、**市区町村の担当課**までご提出ください。
- ◇調査の趣旨につきましては、下記までお問い合わせください。
総務省地域振興室 松山
電話 03-5253-5533 Eメール m.matsuyama@soumu.go.jp
- ◇記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザー一部 都市・地域戦略アドバイザーグループ
担当者: 岩城(いわぎ)、小林(こばやし)、菅原(すがわら)
電話 03-3591-8728 Eメール rmo-anq@mizuho-ri.co.jp

貴団体について伺います。

組織名及びご担当についてご記入ください。

組織名	
ご担当者名(ご記入者名)	
電話番号	
Eメールアドレス※	

※Eメールアドレスについては任意です。記載していただいた場合には、後日報告書のとりまとめ結果をお送りします。

貴団体についてお尋ねします。以下、問1につき、回答ください。

問1	回答欄	
貴団体は「協議組織」ですか、「実行組織」ですか。あてはまるものをお選びください。	1 協議組織 2 実行組織 3 協議組織と実行組織の両方	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※問1における「協議組織」と「実行組織」のイメージは(別紙1)を参照ください。		

問1で「1. 協議組織」又は「3. 協議組織と実行組織の両方」と回答された団体についてお尋ねします。以下、問2-1～3につき、回答ください。

問2-1	回答欄	
貴団体の設立年を教えてください。	西暦	年
問2-2	1 地域の将来ビジョンや方針を策定している 2 地域の将来ビジョンや方針は策定していないが、地域の方向性を決めている 3 実行組織の事業実施方針(事業計画や予算等)を決定している 4 その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
問2-3	貴団体が策定(決定)した将来ビジョンや方針、地域の方向性あるいは事業実施方針(問2-2)に沿って地域課題の解決に向けた取組を実践している組織(実行組織)の組織数をお答えください。	組織

問1で「2. 実行組織」又は「3. 協議組織と実行組織の両方」と回答された団体についてお尋ねします。以下、問3-1～22につき、回答ください。

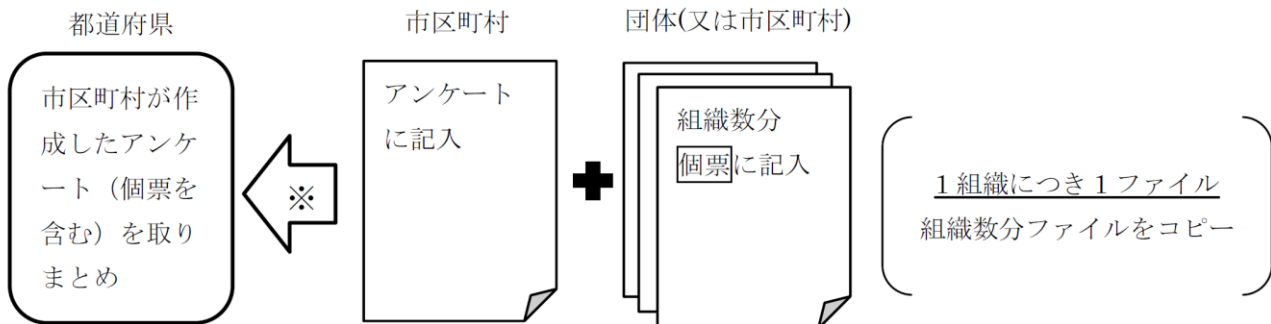
問3-1		回答欄	
貴団体の設立年を教えてください。	西暦		年
問3-2		回答欄	
貴団体について、あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 協議組織において決定された地域の将来ビジョンや方針に従って活動を行っている 2 地域の将来ビジョンや方針は無いが、協議組織で決定された地域の方向性に沿って活動を行っている 3 協議組織で決定された事業実施方針(事業計画や予算等)に基づいて活動を行っている 4 協議組織と活動の内容(方針)に特段の関連性はない(団体独自の判断に基づいて活動を行っている) 5 その他 		
問3-3		回答欄	
(問3-2で「4」以外とした方) 協議組織の名称をお答えください。 ※問1で「3 協議組織と実行組織の両方」と回答された団体は記入不要。			
問3-4		回答欄	
貴団体の組織形態として、あてはまるもの一つをお選びください。 ※法人格を持っていない場合(自治会・町内会やその連合組織を除く)は、「任意団体」としてください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 認可地縁団体 2 認定NPO法人(みなし寄附などの税制優遇措置の適用を受けるもの) 3 NPO法人(NPO法に基づく所轄庁の認証を受けた上記「2」以外のNPO法人) 4 株式会社 5 公益社団法人 6 一般社団法人 7 協同組合 8 自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。) 9 自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。) 10 任意団体(上記「8, 9」を除く) 11 その他 		
	(法人格を持っていると回答した方) 法人格の取得年を教えてください。(西暦)		年
問3-5		回答欄	
(問3-4で「8, 9」以外とした方) 貴団体について、あてはまるもの一つをお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治会・町内会を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの 2 自治会・町内会の連合組織を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの 3 自治会・町内会(連合組織を含む)を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたものではない 4 わからない 5 その他 		
問3-6		回答欄	
貴団体はどういった目的で設立されましたか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治会・町内会の活動を補完し、地域の活性化を図るため 2 身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため 3 地域の多様な意見を集約し、行政に反映させるため 4 市町村合併を契機として住民自治を回復する(地域の課題を地域で解決する)必要があったため 5 地域住民等から地域活動を活発にしたいという要望があったため 6 その他(自由記述) 		
問3-7		回答欄	
主たる活動(暮らしを支える活動)を行っているエリアで回答ください。 貴団体の活動範囲として、最もあてはまるもの一つをお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成の合併前市町村 2 昭和の合併前市町村 3 大字(大字=集落を含む) 4 集落(大字内に複数の集落がある場合) 5 連合自治会・町内会(上記「1」～「4」に該当する場合を除く) 6 単位自治会・町内会(上記「1」～「4」に該当する場合を除く) 7 その他 		
問3-8		回答欄	
問3-7の活動範囲について、あてはまるもの一つをお選びください。 ※現在の中学校区と小学校区が同じエリアである場合は、「5」を選択してください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校区と概ね一致する 2 旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)と概ね一致する 3 小学校区と概ね一致する 4 旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)と概ね一致する 5 中学校区(上記「1」)及び小学校区(上記「3」)と概ね一致する 6 小学校区(又は旧小学校区)より狭い 7 その他 		

問3-9		回答欄
貴団体に地域おこし協力隊、集落支援員あるいは復興支援員が参加していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域おこし協力隊が構成員として参加している 2 地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザーとして参加している 3 集落支援員が構成員として参加している 4 集落支援員がオブザーバー・アドバイザーとして参加している 5 復興支援員が構成員として参加している 6 復興支援員がオブザーバー・アドバイザーとして参加している 7 地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員は参加していない 8 その他 	
問3-10		回答欄
問3-9以外で、貴団体に地域外の人材が参加(地域外からの移住者を含む。行政職員が職務として参加している場合を除く。)していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 構成員として参加している 2 オブザーバー・アドバイザーとして参加している 3 賛助会員として参加している 4 地域外の人材は関わっていない 5 その他 	
問3-11		
専任の事務スタッフはいますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 いる 2 いない 	
(「1 いる」と回答した方) 事務スタッフ数を教えてください。		人
問3-12		回答欄
(問3-11で「1 いる」と回答した方) 事務スタッフは有償ですか、無償ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 有償のみ 2 無償のみ 3 有償・無償の混合 4 その他 	
問3-13		回答欄
事務局運営にあたって困っていることや苦労していることについてあてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 スタッフ(人材)の不足 2 スタッフ(人材)の育成 3 運営費(資金)の不足 4 会計・労務管理についての知見・ノウハウの不足 5 その他 	
問3-14		回答欄
貴団体が実施している活動内容についてあてはまるものをお選びください。(複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市町村役場の窓口代行 2 公的施設の維持管理(指定管理など) 3 コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス 4 送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など) 5 雪かき・雪下ろし 6 家事支援(清掃や庭木の剪定など) 7 弁当配達・給配食サービス 8 買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など) 9 声かけ、見守りサービス 10 高齢者交流サービス 11 保育サービス・一時預かり 12 体験交流事業 13 名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など) 14 空き家や里山などの維持・管理 15 その他 	

問3-15				回答欄
直近年の活動収支についてご教示ください。(決算ベース、単位：千円)	収入額			千円
	支出額			千円
問3-16				回答欄
組織の主な収入源を上位5つ教えてください。(主な収入第1位から第5位までを選んでください。)	1 構成員からの会費			
	2 寄付金			
	3 市町村からの補助金等			
	4 国・都道府県等からの補助金等			
	5 民間団体からの助成金			
	6 公的施設の指定管理料			
	7 市町村からの受託事業収入(上記「5」を除く)			
	8 国・都道府県等からの受託事業収入(上記「5」を除く)			
	9 利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)			
	10 収益事業の収益(上記「8」を除く)			
	11 資産運用益(預金利息、配当など)			
	12 その他			
問3-17				回答欄
活動拠点施設はありますか。	1 ある			
	2 ない			
問3-18				回答欄
(問3-17で「1 ある」と回答した方) 活動拠点施設は、どういったものですか。あてはまるものを一つお選びください。	1 自治会・住民組織が所有する集会所等			
	2 使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部			
	3 「2」を除く使用中の自治体所有施設(地区公民館、図書館、ホール等)の一部			
	4 遊休公共施設(廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他)			
	5 民間施設等			
	6 民間施設等(関係者(民間・個人)が所有するもの)			
	7 その他			
問3-19				回答欄
(問3-18で「2」～「4」と回答した方) 活動拠点施設は、どういう形で確保されていますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 指定管理者として施設を管理している			
	2 施設を無料で借りている			
	3 施設を有料で借りている			
	4 その他			
問3-20, 21, 22	選択肢(問3-20, 21, 22共通)	問3-20 回答欄	問3-21 回答欄	問3-22 回答欄
問3-20. 貴団体が <u>継続的に活動していく</u> 上で課題と考えていることは何ですか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可) 問3-21. 課題解決にあたって行政からの <u>支援を期待するもの</u> ありますか。(複数選択可) 問3-22. 課題解決にあたって専門家(商工会議所、中間支援組織など)からの <u>支援を期待するもの</u> はありますか。(複数選択可)	1 活動資金の不足			
	2 活動拠点となる施設(数、面積)の不足			
	3 活動に必要な物品の不足			
	4 リーダーとなる人材の不足			
	5 活動の担い手となる人材の不足			
	6 事務局運営を担う人材の不足			
	7 会計や税務、労務などのノウハウの不足			
	8 地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない			
	9 事業を実施するうえでのプロセスや手法(事業計画/マーケティングほか)がわからない			
	10 地域住民の当事者意識の不足			
	11 地域住民の活動への理解不足(地域のために活動している組織として認知されていない)			
	12 自治会・町内会との関係、役割分担			
	13 活動に適した保険がない			
	14 その他			
問3-20、14その他ご回答の方				
問3-21、14その他ご回答の方				
問3-22、14その他ご回答の方				

平成27年度「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織に関するアンケート調査
参考資料

1 アンケートの流れ



※ 提出にあたっての留意事項

市区町村から都道府県に調査票を提出される際は、ファイル名の先頭に団体名（都道府県・市区町村名）を記入してください。また、個票については市区町村の後に組織名（略称で可）を記入してください。

本票の場合→「〇〇県××市」

個票の場合→「〇〇県××市△△の会（組織名）」

2 「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織とは

- 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一步踏み出し、次のような活動を行っている組織。*

総合的なもの 市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理（指定管理など）
生活支援関係 コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援（清掃、庭の手入れなど）、弁当配達・給配食サービス、買い物支援（配達・地域商店運営、移動販売など）

高齢者福祉関係 声かけ・見守り、高齢者交流サービス*

子育て支援関係 保育サービス、一時預かり

地域産業関係 体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）

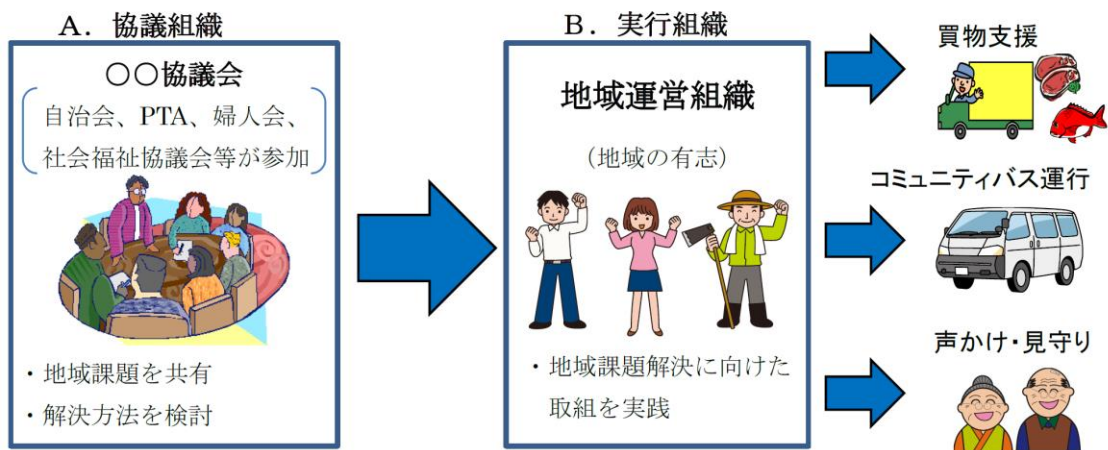
財産管理関係 空き家や里山の維持・管理など

*集会所等に集まり時間を共有することで、孤立化の防止やコミュニティ機能を維持向上。

※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業（学校・保育所、病院、介護施設等）やそれに付帯する送迎等

3 「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織のイメージ



※本調査では、A、B双方の組織に個票を配布してください。

※地域によっては、A、Bが同じ組織である場合もあります。

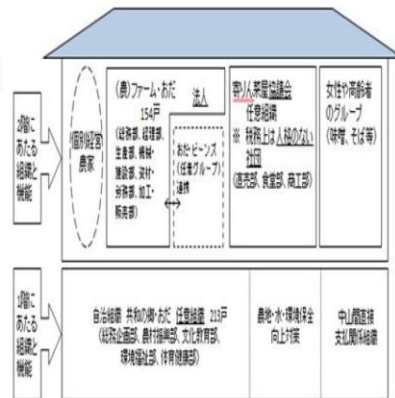
(参考事例①) 協議組織 (A) と実行組織 (B) が別々になっている事例

広島県東広島市小田地区

広島県東広島市小田地区の地域づくりは、自治活動(コミュニティ活動)を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」等を2階部分とする「二階建て方式」となっている。

1階部分の「共和の郷・おだ」においては、「小田地域センター」(旧小田小学校)を拠点に、生涯学習発表会や史跡めぐりウォーキングなど地域における生涯学習や青少年育成、地域文化活動を積極的に推進している。平成25年度からは10年先のビジョン(小田ビジョン)の策定に取り組んでいる。

2階部分の「ファーム・おだ」(農事組合法人)においては、小学校区(13集落)を1つの農場として集約させることにより、低コストで効率的な集落営農システムを確立し、水稻やそば、小麦などを栽培している。平成24年には米粉を使った米粉パン工房(パン&米夢(パントマイム))を設立し、米粉パンの製造・販売を開始した。「ファーム・おだ」の農産物売上額は約1億2千万円に上り、集落の農業所得として年間約6千万円を地域に還元している。



(参考事例②) 協議組織 (A) と実行組織 (B) 一体となっている事例

特定非営利活動法人きらりよしまネットワーク (山形県川西町)

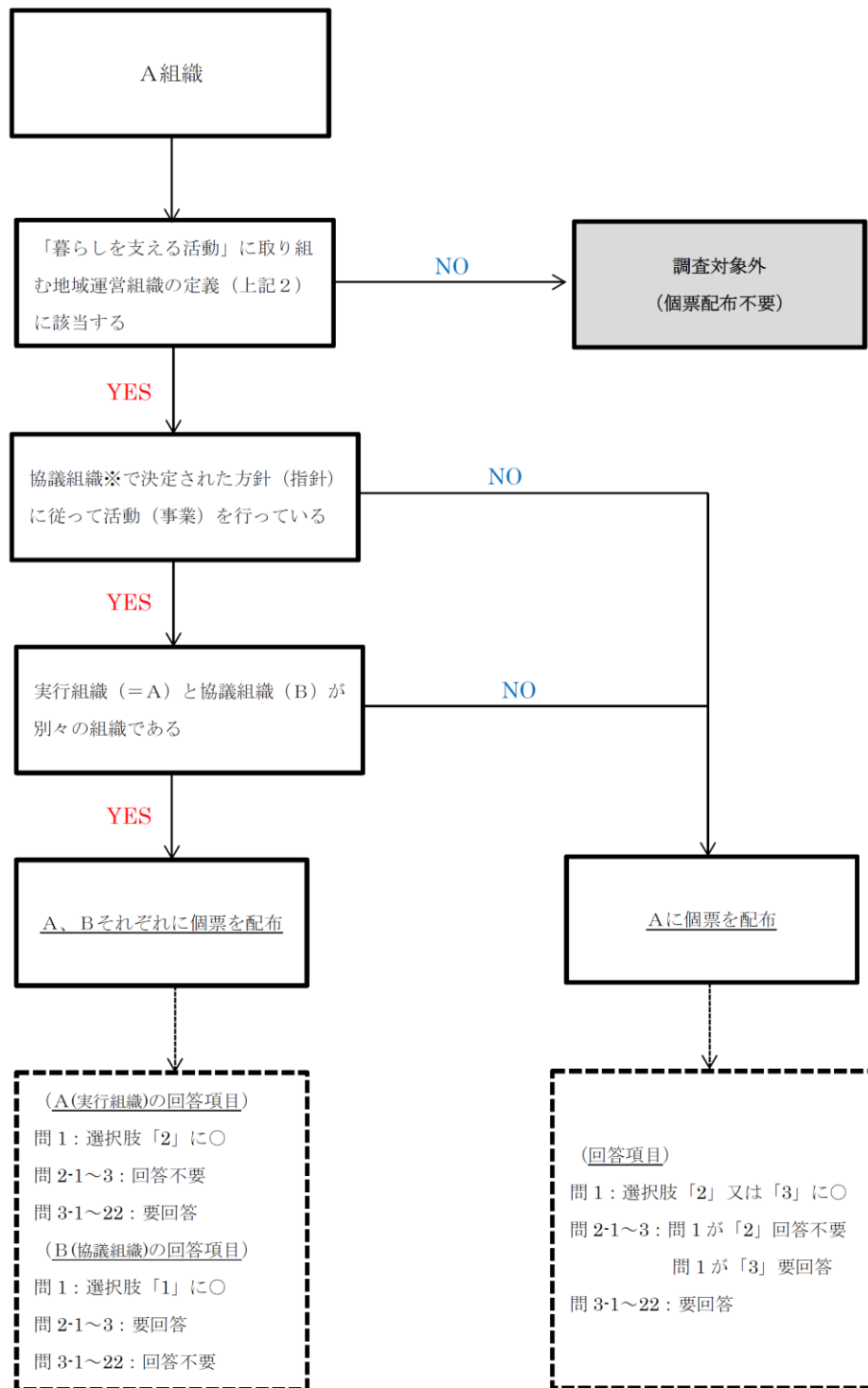
きらりよしまネットワークは地区の全世帯が加入するNPO法人で、「合意形成のシステム」と「資金づくりのシステム」に独自の手法を取り入れている。

「合意形成のシステム」においては、より多くの住民が参加できるよう、「決めない会議」と「決める会議」とを使い分けている。「決めない会議」は住民ワークショップ等を実施することによって地域の様々な意見や課題を集約していく「参加の場」である。「決める会議」は「決めない会議」で集約された意見や課題を基に具体的な事業の内容や予算の使い道等を決定する「協議の場」(意思決定機関)としての機能を果たしている。

「資金づくりのシステム」においては、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取り組みや地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組んでいる。今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社の設立も視野に入れた検討を行っている。



4 個票の配布先と回答項目に関するフローチャート



※「協議組織」とは、自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、テーマ型の市民団体、NPO など地域内の様々な関係機関が参加し、地域課題の解決策等を協議する場のことをいう。

地域運営組織・事例集

平成 25 年度の調査開始以降、先進的な取組を行っている地域運営組織を中心に、以下の事例について現地調査等を実施し、取組内容等に関するヒアリングを行った。

調査年度	組織名	場所	ヒアリング	該当ページ
H27	特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会	埼玉県鶴ヶ島市	平成 27 年 7 月 22 日	P149
H27	特定非営利活動法人牧振興会	新潟県上越市	平成 27 年 10 月 30 日	P151
H27	特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部	新潟県上越市	平成 27 年 10 月 30 日	P153
H27	特定非営利活動法人十日町市地域おこし実行委員会	新潟県十日町市	平成 27 年 10 月 29 日	P155
H27	株式会社あいポート仙田	新潟県十日町市	平成 27 年 10 月 29 日	P157
H27	地縁法人錦生自治協議会	三重県名張市	平成 27 年 11 月 25 日	P159
H27	比自岐地区住民自治協議会	三重県伊賀市	平成 27 年 11 月 24 日	P161
H27	柘植地域まちづくり協議会	三重県伊賀市	平成 27 年 11 月 25 日	P163
H27	新千里北町地域自治協議会	大阪府豊中市	平成 27 年 11 月 11 日	P165
H27	特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ	山口県山口市	平成 27 年 11 月 13 日	P167
H27	汗見川活性化推進委員会	高知県本山町	平成 27 年 11 月 17 日	P169

調査年度	組織名	場所	ヒアリング	該当ページ
H27	合同会社いしはらの里	高知県土佐町	平成 27 年 11 月 17 日	P171
H27	森の巣箱運営委員会	高知県津野町	平成 27 年 11 月 18 日	P173
H26	農業法人株式会社秋津野	和歌山県	平成 26 年 9 月 26 日	P175
H26	入間コミュニティ協議会	島根県雲南市	平成 26 年 11 月 6 日	P177
H26	中野の里づくり委員会	島根県雲南市	平成 26 年 11 月 6 日	P179
H26	波多コミュニティ協議会	島根県雲南市	平成 26 年 11 月 6 日	P180
H26	口羽をてごおする会	島根県邑南町	平成 26 年 11 月 7 日	P182
H26	特定非営利活動法人元気むらさくぎ	広島県三次市	平成 26 年 11 月 7 日	P184
H26	西城自治振興区	広島県庄原市	平成 26 年 11 月 7 日	P186
H26	自治組織「共和の郷・おだ」	広島県東広島市	平成 26 年 11 月 7 日	P189
H25	「共助組織」代表者ネットワーク会議	秋田県横手市	平成 25 年 11 月 1 日	P192
H25	特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク	山形県川西町	平成 26 年 2 月 20 日	P194

～各事例概要一覧～

	組織名	設立年 (法人化)	組織形態 (法人格)	活動									行政支援			活動拠点	事務局スタッフ	他主体の支援	
				高齢者交流(サロン等)	声かけ・見守り	送迎・外出支援	買物支援(店舗等)	弁当配達・給配食	雪かき・雪下ろし	体験交流	公的施設維持・管理	その他	立ち上げ支援	運営費支援	人的支援				
1	鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会	H23 (H25)	特定非営利活動法人	○	○	△	△						○				○	○	○
2	牧振興会	H16 (H23)	特定非営利活動法人	○		○						○	○	○	△		○	○	
3	かみえちご山里ファン倶楽部	H13 (H14)	特定非営利活動法人	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	△		○	○	
4	十日町市地域おこし実行委員会	H17 (H24)	特定非営利活動法人						○	○		○					○	○	○
5	あいポート仙田	H22	株式会社	○			○		○	○	○	○	○	○	△		○	○	
6	錦生自治協議会	H15 (H24)	地縁法人	○		△						○		△		○	○		
7	比自岐地区住民自治協議会	H17	任意団体	○		△						○		○	○	○	○	△	○
8	柘植地域まちづくり協議会	H16	任意団体	○		△						○		○	○	○	○	△	○
9	新千里北町地域自治協議会	H26	任意団体									○	○	○	○	○	○	△	
10	ほほえみの郷トイトイ	H24 (H26)	特定非営利活動法人	○	○		○					○					○	○	○
11	汗見川活性化推進委員会	H24	任意団体	○							○	○	○				○	○	○
12	いしはらの里	H24	任意団体				○				○		○				○	○	○
13	森の巣箱運営委員会	H15	任意団体	○			○				○		○				○	○	○
14	秋津野	H19	農業法人株式会社				○				○		○				○	○	

	組織名	設立年 (法人化)	組織形態 (法人格)	活動									行政支援			活動拠点	事務局スタッフ	他主体の支援	
				高齢者交流(サロン等)	声かけ・見守り	送迎・外出支援	買物支援(店舗等)	弁当配達・給配食	雪かき・雪下ろし	体験交流	公的施設維持・管理	その他	立ち上げ支援	運営費支援	人的支援				
15	人間コミュニティー協議会	H17	任意団体	○						○	○	○	○		○	○	○	○	
16	中野の里づくり委員会	H17	任意団体	△			○	○			○	○	○		○	○	○	○	○
17	波多コミュニティー協議会	H17	認可地縁団体	○		○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	
18	口羽をてごおする会	H23	任意団体	○		○				○		○	○	○	○		○	○	
19	元気むらさきぎ	H21	特定非営利活動法人	○		○						○	○				○	○	○
20	西城自治振興区	H24	任意団体	○	△	△		△	△	○	○	○		○		○	○		
21	自治組織「共和の郷・おだ」	H15	任意団体	○	○						○	○	○			○	○	△	
22	「共助組織」代表者ネットワーク会議	H24	任意団体			○				○			○				-	-	○
23	きらりよじまネットワーク	H19	特定非営利活動法人	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) △:一部実施・一部該当するもの

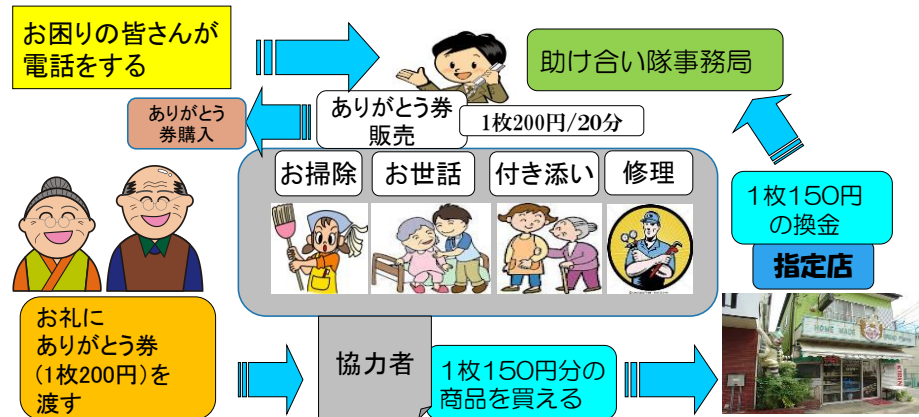
(1) 特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会(埼玉県鶴ヶ島市)

組織名称	特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会
組織形態	特定非営利活動法人
事務所所在地	埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘 358-1 鶴ヶ島第二小学校
設立時期	平成 23 年7月
法人格取得時期	平成 25 年 12 月
活動概要	高齢者交流、声かけ・見守り、子育てサロン、困りごと支援、防災活動
活動拠点施設	鶴ヶ島第二小学校内(南校舎1階)
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災活動をベースとして、自治会OBを中心に組織を設立。地域内 10 自治会と相互補完の関係を構築している。 ・地域の助け合い・支え合いにつながるネットワークの構築のため、地域内 34 団体と連携。 ・小学校の理解を得て空き教室を活動拠点として利用している。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴ヶ島市は、昭和50年代に東京のベッドタウンとして人口が急増した地域。人口は70,199人、高齢化率は24.6%(平成27年7月1日現在)。 ・鶴ヶ島第二小学校区には、鶴ヶ島駅から約1kmにある鶴ヶ島第二小学校区を拠点とした半径800~900mの範囲に10自治会が存在し、約3,200世帯、約7,000人が居住している。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災などを契機として、10自治会長のOBを中心に、自らの安全・安心に向け、合同での避難訓練を実施しようという機運が盛り上がり、小学校の理解も得ながら、住民による「避難所運営委員会」を設置。平成23年7月には、地域全体で助け合い、支え合う新たな地域づくりを目指して「鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会」が発足。 ・平成25年12月には、民間企業からの業務委託を契機に、法人格取得による徹底した情報公開、業務委託などによる事業活動の充実を図るため、特定非営利活動法人を設立。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会発足以来、行政や自治会、社会福祉協議会等の各種団体と連携しながら、地域防災、福祉支え合い、子育て、助け合い隊などの多様な事業を展開している。 ・現在は民間事業者との間で受託契約を取り交わし、環境教育施設の運営等に取り組んでいる。
組織運営(事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の34団体との連携・協力の下、様々な活動を実施。地域内の10自治会とは、年3回以上の連絡会議の開催、役員の兼務などの連携・協力体制を構築。 ・協議会では、組織内に5つの委員会を設置し、それぞれが防災、福祉、子育て支援、施設管理などの業務を実施。 ・事務局には連絡担当者(無償)が交代で常駐。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の理解を得て、活動拠点の提供等を受けている。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体的に取り組む新たな地域づくり、様々な組織、団体、機関とのネットワークと協働、高齢者の力を地域に生かす仕組みの構築等。
写真等	<p>鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会にしている団体</p>



鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会の取組内容

【ありがとう券】という形にする事で、利用者は、気軽にお願いを頼み、協力者は自分らしく利用者のお手伝いをする事が出来る、プロとは違う温かみを大切にしたい仕組みを作りをめざしております。



有償ボランティア「ありがとう券」による地域の困りごとと解決

地域合同防災訓練

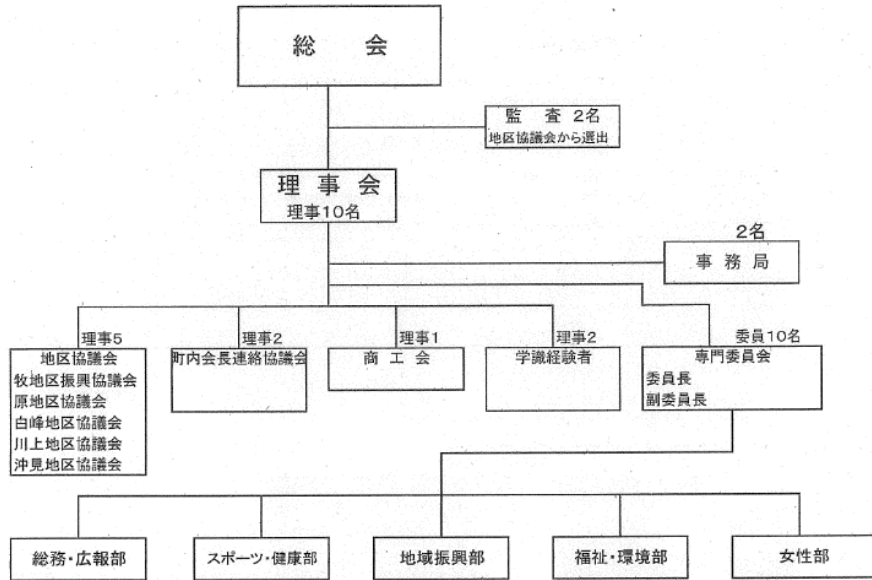


サロン活動



(2) 特定非営利活動法人牧振興会(新潟県上越市)

組織名称	特定非営利活動法人牧振興会
組織形態	特定非営利活動法人
事務所所在地	新潟県上越市牧区田島 705-10 牧コミュニティプラザ(牧公民館)
設立時期	平成 16 年 12 月
法人格取得時期	平成 23 年 6 月
活動概要	高齢者交流、公民館指定管理、地域助っ人隊
活動拠点施設	牧コミュニティプラザ
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地区市民総参加による自主自立を目指したまちづくり活動を展開している。 ・「地域づくり講座」の開催等による地域住民との情報共有・交流促進や「地域助っ人隊」による市道・水路の維持管理など、様々な活動を実施している。 ・上越市の地域支え合い事業において車両を保有・運行することとなったことを受け、事故発生時における責任の所在を明確化させるために法人格(特定非営利活動法人の認証)を取得。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・牧地区(旧牧村)は、東頸城郡6町村で形成された地域の一つで豪雪地帯。合併当時は3,200人だった人口は2,000人余りに減少。高齢化率は45%。 ・36の町内会の中には、1世帯で1町内会という場所も存在。 ・小学校の児童数は67名。中学校の生徒数は32名。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市との合併直前の平成16年12月に「住み慣れた地ですこやかに暮らせる活力のある元気なまちづくり」を目指して活動する団体として設立。 ・地域力を備えた地域の確立に向け、地区住民自らが考え、行動していく組織とするため、平成23年6月に法人格を取得。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに向けた情報発信事業や、地域でのスポーツ振興、地域活性化に関するイベントの実施等の活動を実施している。 ・平成27年度からは、上越市が実施する「地域支え合い事業」(下図参照)にも取り組んでおり、週3回、高齢者の通いの場「よろばたの会」を拠点施設の「牧コミュニティプラザ」で開催している。 ・このほか、集落の生活を支えるための「地域助っ人隊」事業として、地区内で65歳以上の比率が50%を超える集落を対象に、市道、農道、水路などの維持管理(草刈りなど)を実施している。
組織運営(事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、理事会(理事10名)、事務局(2名)、専門委員会(5つの部会で構成)により運営されている。各事業は部会単位で行われ、部会員は地区協議会から選定(組織図参照)。 ・法人格の取得により、口座や車両等が法人名義となり、事故などが発生した場合の責任の所在等が明確になった。 ・現在、正会員は667人、賛助会員は個人38人、17団体で、世帯ベースでの加入率は約9割。若い世帯と超高齢化の世帯の加入が少ない。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市による地域活動資金(地域活動支援事業)の配分等。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域助っ人隊」などのボランティアを地区内外から募集しているが、集まらない。 ・収入構成として、会費収入が低く、収入の大半を活動拠点である「牧コミュニティプラザ」(元公民館)の指定管理料等、市からの財政支援が占めており、財政基盤は脆弱。



牧振興会の組織図

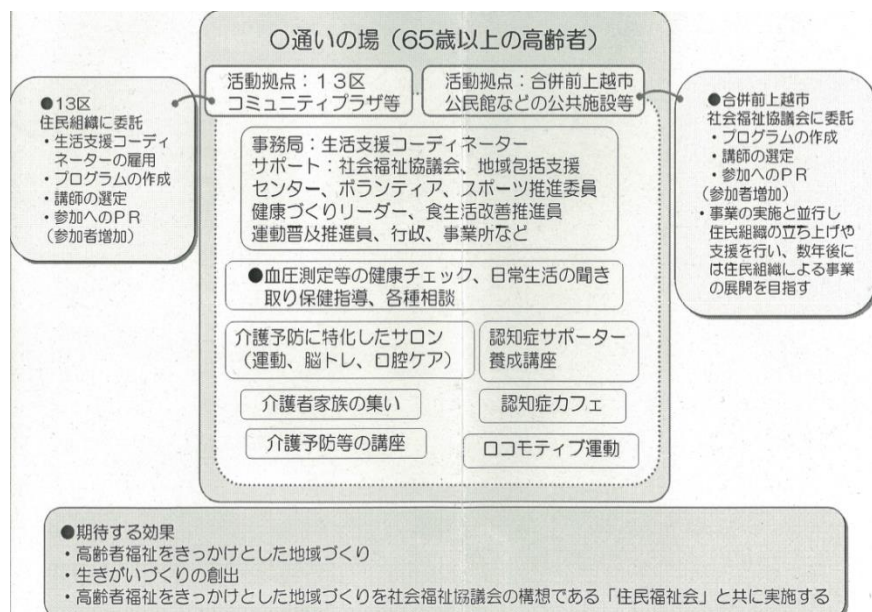
高齢者の通いの場「よろばた」



地域助っ人隊の活動



写真等



上越市地域支え合い事業「通いの場」のイメージ(牧コミュニティプラザで実施中)

(3) 特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部(新潟県上越市)

組織名称	特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部
組織形態	特定非営利活動法人
事務所所在地	新潟県上越市大字増沢 962 番地1
設立時期	平成 13 年9月
法人格取得時期	平成 14 年3月
活動概要	体験交流、公的施設管理、地域づくり、人材育成
活動拠点施設	平左衛門 café(桑取谷)／霧山荘(中ノ俣集落)
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・村落の集合体を「クニ」と定義し、土地、人の生活の自給力を基盤とした上に成り立つ、自立的な基礎単位の構築を目指している。 ・「クニ」の運営においては、総合的能力を保持する専従スタッフが必要であるとの観点から、若者の人材育成に力を入れている。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県上越市西部中山間地域の桑取地区、谷浜地区、中ノ俣地区、正善寺地区などを対象地区としており、地域内の集落数は 25、人口は約 2,000 人。 ・地域内には山から海までの多様な地形が存在。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年～12 年に地域資源の現存状況等に関する全戸アンケート等を実施し、様々な資源が消滅する危機にあることを集落の住民に見せて検討を開始。その結果、廃村よりは再生を目指す方向性を住民と決定。 ・地域に残る資源・祭りなど、住民との協働による様々な活動を展開。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年の法人設立以降、上越市の西部中山間地域において、地域の伝統行事の復活や継承の支援、体験事業など、地域振興を目的に総合的な活動を実施している。 ・再生古民家にてカフェ事業、体験交流事業等を行う自炊の宿「霧山荘」を運営するほか、上越市西部中山間地域を中心とした環境、地域産業に関する活性化事業、教育的事業に関する受託事業も実施(「上越市くわどり市民の森」「上越市地球環境学校」)している。 ・平成 27 年4月には、地域づくりを目指す若者に向けて実務を中心とした学びの場を提供することを目的として、里の再生を目指す若者育成のための「里創(りそう)義塾」を開講した。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の会員数は約 300 名。地域内、上越市内、大都市圏それぞれ約 30%の比率。 ・常勤のスタッフは8名で、そのほかに塾生が1名。理事は 11 名(平成 27 年5月現在)。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・活動初期に市から森林公園の管理などの業務を受託したことが、組織運営のベースとなった。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成が重要であり、そのための経費的措置(財源の確保)が課題。
写真等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>大持引(だいもちひき) 雪を利用した昔ながらの大木の搬出作業 の再現と記録</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ふるさと探検 山里の原体験を通して子ども達の生きる力を 育む</p> </div> </div>



棚田学校

山里は未来への学びの場。お米作りを通して地域と繋がる



かみえちご山里ファン倶楽部-活動の様子(HPより)



かみえちご山里ファン倶楽部が取り組む様々な取組(HPより)

<http://kamiechigo.jp/>

<http://kamiechigo.jp/about/outline/>

(4) 特定非営利活動法人十日町市地域おこし実行委員会(新潟県十日町市)

組織名称	特定非営利活動法人十日町市地域おこし実行委員会
組織形態	特定非営利活動法人
事務所所在地	新潟県十日町市中条庚 939-2
設立時期	平成 17 年3月
法人格取得時期	平成 24 年4月
活動概要	体験交流、農産物販売、地域づくり支援、人材育成
活動拠点施設	やまのまなびや
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・復興支援をきっかけとした地域づくり・地域再生の取組を実施。集落を存続させ、次に十日町市を再生し、そのうえで、このモデルを日本の過疎地域活性化のモデルとしていきたいとの目標を掲げている。 ・事務局長の多田氏は、地域おこし協力隊員として十日町市に移住し、委員会の法人化に向けた各種調整・手続等を行い、隊員としての任期満了後も、現在に至るまで委員会の運営に携わっている。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・入山集落は平成元年に廃村。池谷集落も昭和 30 年代には 37 軒 211 名という時代もあったが、中越地震発生時には8世帯にまで減少。その後、震災を契機に2世帯が離れ、6世帯 13 人にまで減少した。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・中越地震の発生後に集落の復興支援を国際協力 NGO「JEN」に要請したところ、JEN がこれに応え、全国の会員に救援のボランティアを呼びかけ、週末の度に全国からボランティアが集まり、住民と一体となった復興への取組が始まった。地域おこし実行委員会は、そうしたボランティアの受入団体として設立された。 ・集落の存続・中山間地域での暮らし・営みの継続に向け、後継者が暮らせる環境づくりが必要との方針の下、「日本一“にぎやかな”癒しの里」づくりを掲げた復興デザインや、その実現に向けた計画を策定・実行している。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・①営農生計、②後継者育成、③耕地・山林の維持、④日本全体への挑戦(過疎の再生)を掲げ、「農産物直販事業」や「体験交流事業」、「十日町市を元気にするための支援事業」、「移住促進事業」、「情報発信・農山漁村応援事業」、「地域復興支援員設置事業」などを実施している。 ・「農産物直販事業」では、無農薬・無化学肥料での米づくり(減農薬・特別栽培米の栽培)を実施しており、「山清水米」というブランドでネット販売を実施。そのほか、加工品の製造・販売にも取り組む。また、「体験交流事業」では、「雪かき道場」などを実践。 ・十日町市が実施するインターンシップ事業のコーディネート組織として、都市部の若者をインターン生として受け入れている。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表理事1名、理事・事務局長1名、スタッフ3名とインターン生1名で事務局を運営している。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化にあたってふるさと回帰支援センターのビジネスコンテストの賞金等を活用。 ・事業化にあたって中越大震災復興基金を活用。
今後の課題	—

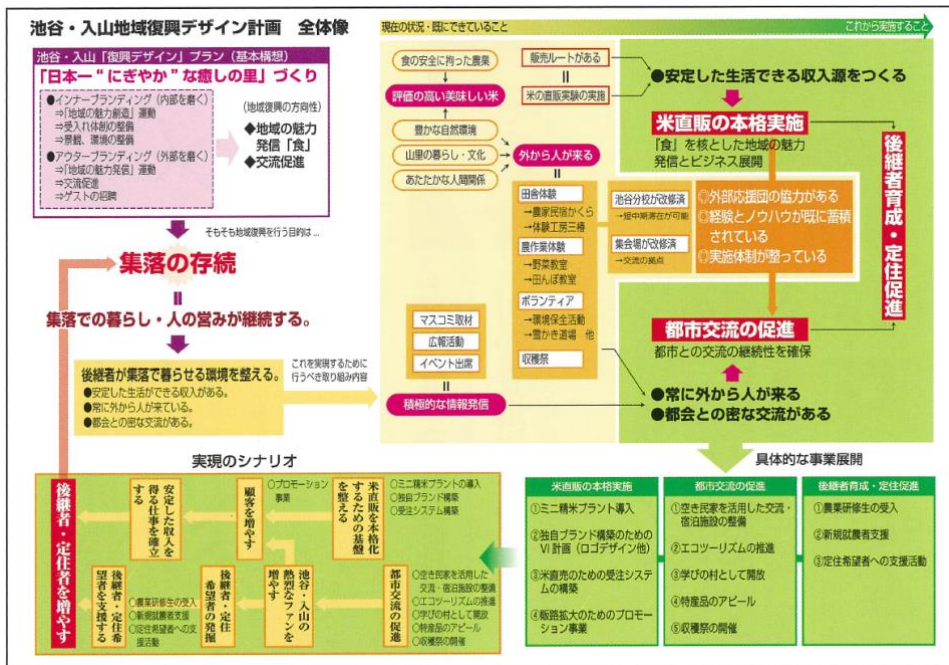
私たちの思い

私たちは2004年の中越地震をきっかけに、池谷・入山集落を中心に地域おこし活動を行っています。「限界集落」状態だった池谷集落は、若い移住者を迎える子供も増え、限界集落ではなくなりました。「集落の存続と、都会と田舎が手と手を取りあう幸せな社会」を目指して、池谷・入山集落の存続、十日町市内の中山間地の活性化、ひいては全国の過疎地を元気づけるような活動に挑戦していきます。

- ▶「池谷・入山集落のあゆみ」
- ▶「私たちの活動」



池谷・入山集落活性化への思い



池谷・入山地域復興デザイン計画



十日町地域おこし実行委員会の目指すこと



写真等

(5) 株式会社あいポート仙田(新潟県十日町市)

組織名称	株式会社あいポート仙田
組織形態	株式会社
事務所所在地	新潟県十日町市赤谷癸 3289 番地
設立時期	平成 22 年3月
法人格取得時期	平成 22 年3月
活動概要	農作業支援、高齢者支援、地域生活支援、公共施設などの受託
活動拠点施設	仙田体験交流館(道の駅 瀬替えの郷せんだ)
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の世話役として、また、地域で起こる様々な出来事に対応する組織として、地域にとって重要な役割を担っている。 ・持ち主が耕作できなくなった農地を引き受けるとともに、日用品販売店舗等を運営して地域の買い物拠点を復活させるなど、「第3の公」として、多様な活動を行っている。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・仙田地区は、川西地域振興会(地域自治組織)内に属する地区であり、9つの集落が存在している。世帯数は271、高齢化率は50.1%であるが、集落によっては8割を超えているところもある。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・区内唯一の店舗であったAコープが撤退し、区内の小学校・保育園も相次いで閉校・閉園するなど、地区の存続が危ぶまれる中、平成 20 年に地区の有志で地区の将来像の検討し、農業だけでなく、地区の生活支援も行う組織として、平成 22 年3月に「株式会社あいポート仙田」を設立した。 ・その後、地区において、「手」(人材)の不足により、除雪や通院・買い物等に関する様々な問題が発生している現状を踏まえ、「手」を確保するための受け皿として、農業生産法人を設置した。 ・当該法人は農地の集約を図るためのものではなく、「受け皿」としての安心感を提供するものであるとの方針から、「動ける間はがんばってもらう」、「ボランティアはしない」ことを(活動の)原則としている。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きがいのある仙田地区の構築」を理念に掲げ、農業の枠を超えて世話役に徹するマネジメント組織として「農作業の支援」、「高齢者の生活支援」及び「地区の生活環境の支援」の3つの事業を柱に、様々な活動を展開している。 ・このうち「高齢者支援」では、冬季の屋根雪除雪作業や、NPOほほえみとの連携による、道の駅での「茶の間サービス(生きがいデイサービス)」を提供。 ・そのほか、仙田体験交流館(道の駅)の指定管理者として、店舗経営、農産物直売所経営、食堂経営等の事業も実施しており、同交流館は国土交通省による「重点道の駅」にも選定されている。
組織運営(事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・名称の「あい」は、LOVE(愛)、「ポート」は基地、港を意味するものであり、愛に包まれた仙田の基地となることを意味している。ひらがな、カタカナ、漢字をすべて使用したのは、地区のすべての人を対象としていることを意図している。
外部支援	—
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農業部門では米の販売、農作業受託が中心であるが、元々、耕作条件の悪い水田も多く、また、受託作業の利益も少ないことから資金の安定確保が課題となっている。 ・そのほか、要員の不足により、除雪などで十分な要望に応えきれないことも課題。
写真等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>高齢者除雪支援</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>高齢者農業支援</p> </div> </div>



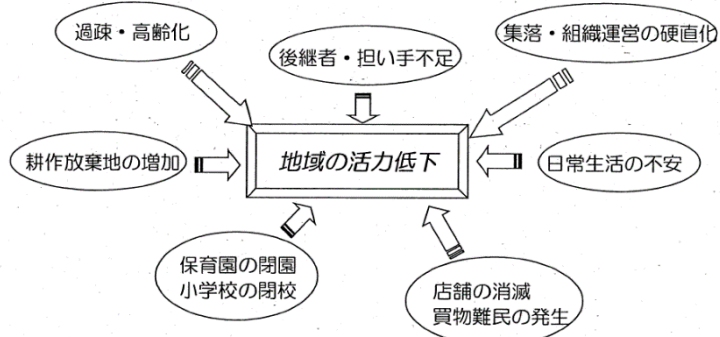
地区唯一の生活必需品販売所の運営



農産物直売所の運営

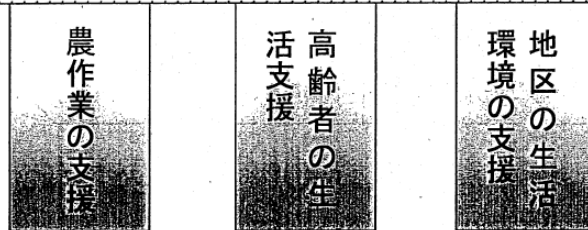


指定管理する仙田体験交流館(道の駅)



検討の背景

生きがいのある仙田地区の構築
 — 決して「活性化＝若者」だけではない —



法人の柱

◆経営理念

仙田の地・人・風土を愛し、地区民の信頼の下に全員で支えあう意識をもって経営にあたり、地区の「マネジメント法人」として「新たな公」をめざします。

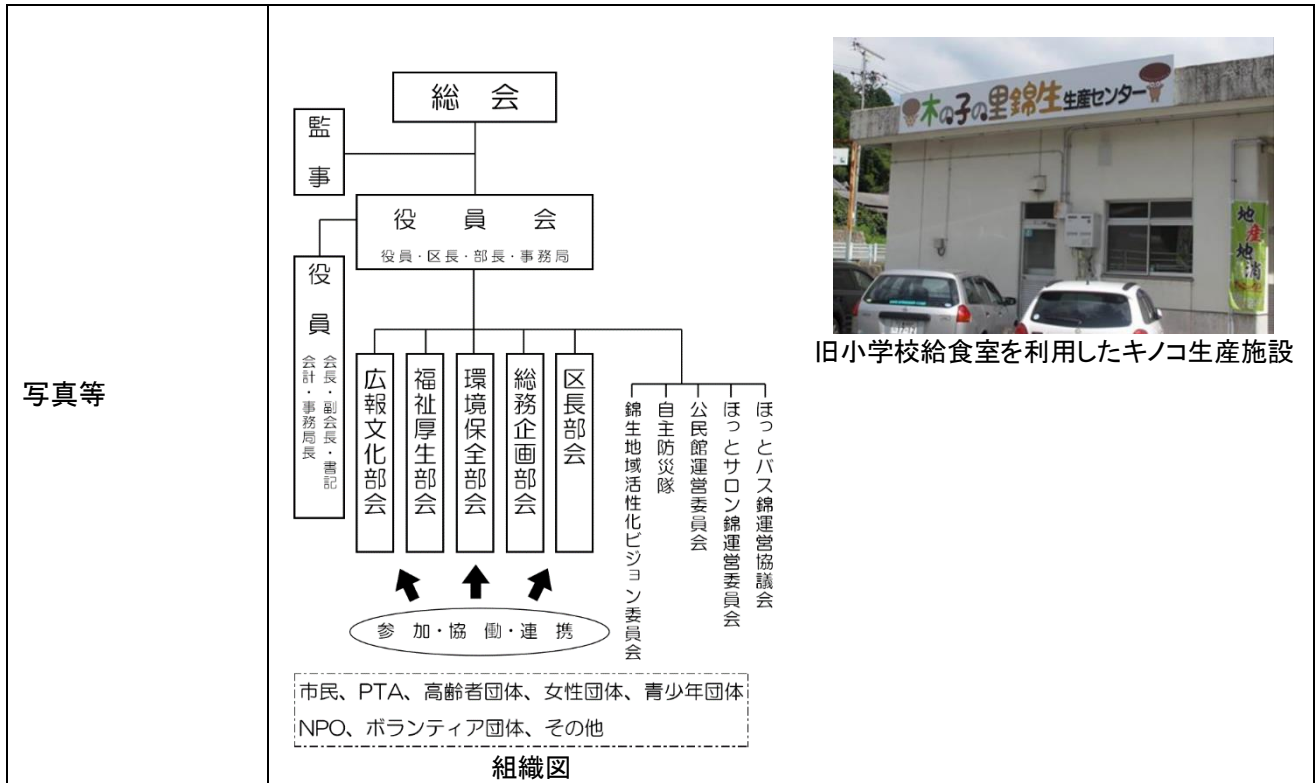
会社は、山間地においては信頼される「便利屋」になる必要があります。
 ⇒「第3の公」として「地域マネジメント法人」をめざします。

資料: あいポート仙田ホームページ
<http://aiport-senda.com/company/index.html>

あいポート仙田の経営理念

(6) 地縁法人錦生自治協議会(三重県名張市)

組織名称	地縁法人錦生自治協議会
組織形態	地縁法人(認可地縁団体)
事務所所在地	三重県名張市安部田 2118 錦生公民館内
設立時期	平成 21 年5月
法人格取得時期	平成 24 年
活動概要	高齢者サロン、バス運行受託、農産物加工・販売
活動拠点施設	錦生公民館
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分たちのまちは自分たちでつくる」との思いから、地域のグランドデザインを自ら策定し、活力と潤いのあるまちづくり、人づくりを目指している。 ・高齢者サロン事業や、不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の業者委託運行、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の実施、放課後子ども教室等に取り組んでいる。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市の西端に位置し、明治 22 年に安部田郷と矢川郷の合併により生まれた錦生村が、昭和 29 年の合併で名張市となる。農村主体の地域。 ・奈良県と隣接し、飛鳥に都があった時代は、本地区は、三重県、奈良県、大阪を結ぶ交通の要所であった。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年に名張市が「ゆめづくり予算制度」を創設したのをきっかけに団体を設立。 ・法律上における責任の所在を明確化するとともに、継続した活動基盤の確立を図るため、平成 24 年に地縁法人(認可地縁団体)としての認可を受けた。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消部会では、市との協働事業として、キノコの生産・販売に取り組んでいる。 ・現在は休校となった小学校の給食室を改修し、そこでシイタケ、キクラゲ、あじしめじなどの生産・販売やドレッシングの製造等を行っている。 ・バス路線の委託事業として、「ほっとバス」を1日5往復で運行している。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・総会・役員会の下に5つの部会と5つの委員会・協議会を設置。11 の地区から3名ずつが参加しているほか、各種団体(老人会、民生委員、消防団等)からも参加している。メンバーの平均年齢は 60 歳以上。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほっとバス」の運行に係る行政からの運営補助金を受領。現在は奈良県宇陀市の一部でも運行している。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほっとバス」の運行に係る行政からの補助金は年々削減されており、収益の確保が課題。



<http://www.emachi-nabari.jp/tiiki/nishikio/wp-content/uploads/2011/03/sosikizu.pdf>

<http://www.emachi-nabari.jp/tiiki/nishikio/>

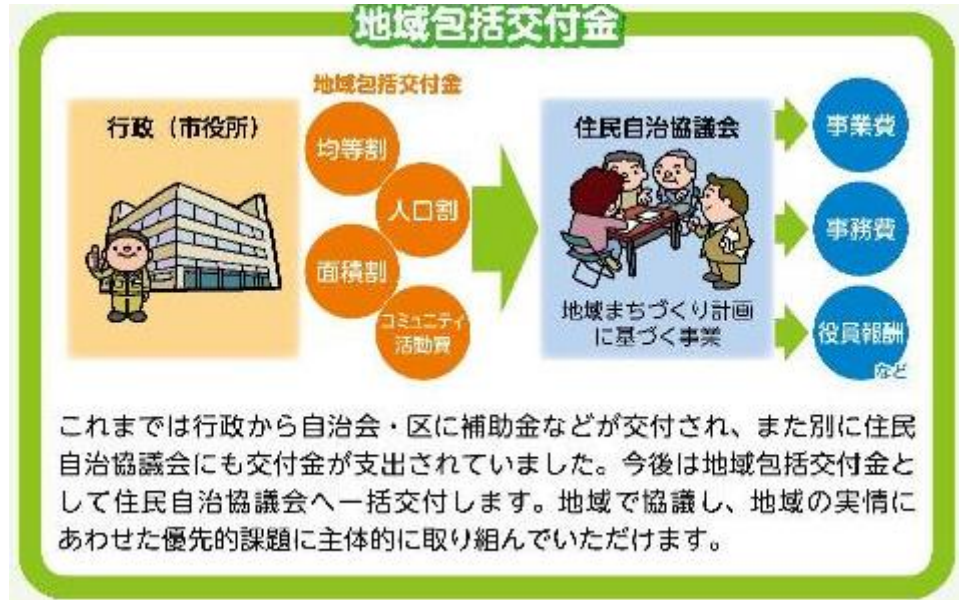
(7) 比自岐地区住民自治協議会(三重県伊賀市)

組織名称	比自岐地区住民自治協議会
組織形態	任意団体
事務所所在地	三重県伊賀市比自岐 529 番地 比自岐地区市民センター内
設立時期	平成 17 年2月
法人格取得時期	－
活動概要	地域イベントの開催、交流事業
活動拠点施設	比自岐地区市民センター(公民館を兼ねる)
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から集落で実施してきたイベントなどの地区事業を中心に、様々な活動を実施している。 ・お裾分け野菜の販売からはじまった「朝市」は、企業組合「旬菜工房笑み」を設立し、「笑みの市」として販売を実施するまでに発展。無農薬にこだわって作った野菜を販売することで、ちょっとした小遣い稼ぎができることが、地域住民の生きがいになっている。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・比自岐地区には3集落(自治会)が存在。地区の人口は500人。高齢化率は50%弱。農村集落であり、まちから離れ、国道からも離れている地域である。 ・平成19年に小学校は休校となっており、平成28年には保育所も閉所となる予定。徒歩圏内に生活店舗はない。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市の自治基本条例に基づき、地域が主体的に住民自治協議会を設置。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊賀市地域支え合い体制づくり事業」を活用し、小学校の空き教室を利用した「高齢者サロン事業」を運営している。 ・高齢者の困りごとの手助けをする「高齢者エスコート事業」を実施。週末には家族が高齢者世帯に戻ってくることもあり、現在は、利用者が減ってきているが、当初登録した20名の「お助けマン」のうち10名が現在も活躍している。 ・従来、集落で実施してきたイベントなどを協議会の地区事業として実施(コスモス祭り、ホタル祭り、体育祭、文化祭)するとともに、県内の答志島(現鳥羽市)との間において、人的交流や物産の販売などの交流事業(平成17年～)を継続して実施している。 ・自宅で食べきれない野菜(お裾分け野菜)を「朝市」で販売。安心・安全な野菜を食べてもらいたいとの思いから、低農薬・減農薬などにこだわった野菜をはじめ、答志島の海産物なども販売。その後、有志34名で企業組合「旬菜工房笑み」を設立し、比自岐地区や上野にある青空市、フリーマーケットにおいて、肉、パン、魚、野菜等を販売する「笑みの市」を実施している。 ・そのほか、市から業務委託を受け、地域コミュニティバス「比自岐コスモス号」を運行。学生や車の運転が出来ない人には無くてはならないものとなっている。当初は、市の補助と地区の負担金で運行していたが、現在は市町村運営有償運送に登録され、利用者から200円/回を徴収している。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は3自治会の会長が輪番制で協議会の会長を務めている。メンバーの大半が現役世代であるため、会合等は夜に開催しているが、集まらないことも多い。 ・当初、センター職員は協議会に関われなかったため、事務局長はセンター主事を退職した者が務めている。現在は、センター職員の職務の一つとして「協議会に関すること」が掲げられており、センター職員3名が運営支援を行っている。 ・高齢者サロン事業等はボランティア等により運営されている。 ・地域コミュニティバスの運行連絡協議会は、自治会役員、協議会、保護者会、育友会、朗笑会等の代表者で構成されている。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市による「地域包括交付金」の交付等。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進展する中、地域を引っ張っていく人材が出てこない。 ・協議会の中には、自治会も位置付けられているが、地域住民にはあまり認知されていない。 ・高齢化の進むメンバーにとって、イベントなどの実施・準備が体力的にも厳しくなっている。 ・地区ビジョン(計画)の見直し、進行管理、フィードバックが行われていない。

写真等



住民自治協議会との協定



伊賀市の地域包括交付金



比自岐地区市民センター(公民館)

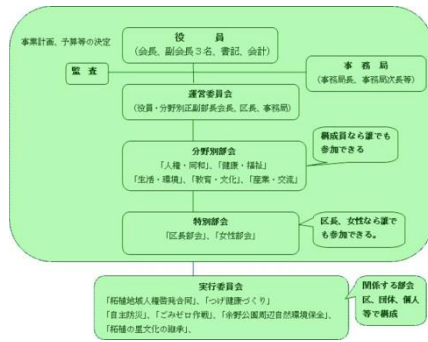


事務局長(設立当初より参画)

(8) 柘植地域まちづくり協議会(三重県伊賀市)

組織名称	柘植地域まちづくり協議会	
組織形態	任意団体	
事務所所在地	三重県伊賀市柘植町 10647 番地 柘植地区市民センター内	
設立時期	平成 16 年2月	
法人格取得時期	-	
活動概要	高齢者交流	
活動拠点施設	柘植地区市民センター	
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・12 の自治会(区)との連携・情報共有の下、協議会が運営されている。 ・地域内の各種団体(NPO法人等)やスーパーなどと連携のうえ、各種事業を実施している。 	
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・柘植地域は、伊賀市の北東に位置し、亀山市、甲賀市に接する。 ・12 の自治会が存在し、人口 3,619 人、1,332 世帯、高齢化率は 36.8%となっている。 	
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併への流れの中、当時の町長からのアドバイスにより、合併前に 12 地区の区長が世話人となり、協議会を発足させた。 ・伊賀市においては、平成 23 年に自治組織のあり方を見直し、地域の窓口を住民自治協議会に一本化することを決定。柘植地域においても、地域の窓口が住民自治協議会(柘植地域まちづくり協議会)に一本化された。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会において、様々な活動を実施している。 	
	人権・同和部会	合同フィールドワーク、映画上映、広報・研修事業・啓発事業
	健康・福祉部会	健康づくり推進事業(料理教室、ウォーキング、健康講演会) 高齢者単身世帯向けケアネットワークづくり
	生活・環境部会	不法投棄パトロール、花いっぱい運動、災害時の水確保のための井戸水の水質検査など
	教育・文化部会	教育ボランティア(約 50 名登録)、斎王群行、ふれあいコンサート
	産業・交流部会	特産品創出(黒豆の栽培、加工、販売)、柘植駅周辺的环境整備と地元商店の利用促進、休耕田を借りた黒豆の栽培
	女性部会	花いっぱい運動、黒豆を使った料理づくり、手作りの雛人形による町並み整備、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けたバリアフリーウォーキング
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物ツアー(毎日2便)をスーパーと連携して実施。登録者数 500 名、登録者はカードを配布され、移送は無料。スーパー側でも、高齢者向けに棚を低くするなどの工夫がされている。 ・そのほか、健康・福祉部に加入していたNPO法人が、市の委託事業として、放課後児童クラブを運営している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、運営委員会の下に分野別の部会と特別部会(区長部会・女性部会)を設置。 ・会長には、区長経験者がなることが多い。運営委員会では、各区からの推薦者(実質的には区長)も構成員となっている。各部会のメンバーは 30 数名であるが、働いているメンバーも多い。各部会には区長からの推薦者も参加している。 ・女性部会のメンバーは区長からの推薦であったため、名前だけというケースも多かったが、今は自主的に関わらようになってきている。ただし、子育て世代の女性はいない。 ・毎月 10 日に区長部会などが開催される等、協議会の活動については、区との連携・情報共有が密接になされている。 	
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市による「地域包括交付金」の交付等。 ・社会福祉協議会等の専門家からのアドバイス等。 	
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの育成、資金の確保。 ・本協議会が市と住民のつなぎ役を担っていることに関する周知、活動に対する住民意識の向上。 	

写真等



運営委員会のメンバー



「齋王群行」



男の健康料理教室



活動拠点



保育園教育ボランティア



特産品創出事業

<参考事例:三重県伊賀市・柘植地域まちづくり協議会>
<http://www.ict.ne.jp/~tsugenet/matikyougaiyou.html>

(9) 新千里北町地域自治協議会(大阪府豊中市)

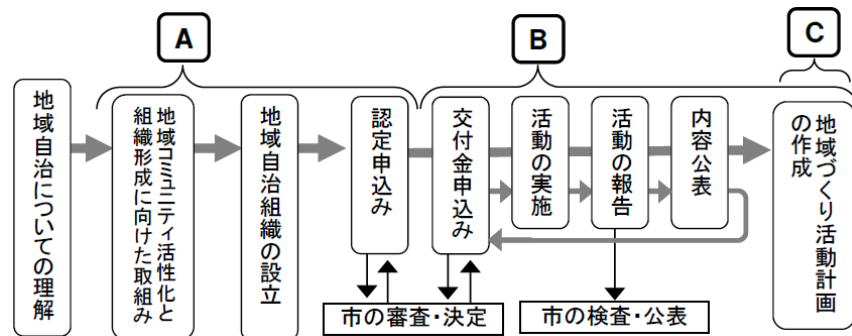
組織名称	新千里北町地域自治協議会
組織形態	任意団体
事務所所在地	大阪府豊中市新千里北町2丁目 20-16
設立時期	平成 26 年4月
法人格取得時期	—
活動概要	子育て関連事業、地域防災事業、地域イベント開催、多世代交流事業
活動拠点施設	北町会館
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市は、早くから学校の体育施設や空き教室を活用したコミュニティルームを地域に開放し、地域と教育委員会とが協力・連携しながら活用してきた。 ・現在、地域外の団体(NPO 等の市民団体)と連携した取組により、これまで自分たちだけで出来なかった、新たな事業の展開など、様々な動きが見られている。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の対象地域は北丘小学校の学区。同小学校は、千里ニュータウンの街開きにあわせて開校し、まもなく 50 周年を迎える。 ・現在の人口は 7,377 人、世帯数は 3,520 世帯で、子ども率は 10.7%(市平均 13.6%)、高齢化率は 36.8%(市平均 24.8%)となっており、高齢者単身世帯数も 823 にのぼる。 ※子ども率、高齢化率いずれも人口比率。 ・近年は、マンションの建て替えなどでの新規転居の動きもあるエリア。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や近隣関係の希薄化などを背景に、日頃の見守りや地域の支え合いを維持していくことが課題となる中、豊中市が「地域自治推進条例」を制定したのをきっかけに、多くの住民が参画できる組織として設立。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の運営委員会の開催、ホームページや情報誌での情報共有・発信事業、子育て関連事業、防災事業などの活動を実施している。 ・今年度は、市が実施している地域自治組織と学生等の若者・NPO等との協働によるモデル事業を活用し、子育て・世代間交流、情報発信事業などを行っている。 ・このうち子育て関連事業は、小学校の空き教室や中庭を活動拠点としており、にぎやかな子どもの声が聞こえる中で活動を行っている。当事業の一環として取り組んでいる「畑のある交流サロン」では、小学校の中庭を農園として利用している。これまでの地域活動と異なる「農業」という分野での取組であり、新たな人材の発掘といった効果が見られている。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の意思決定機関である代議員は 24 人で、運営委員は 17 人、監事は3人となっている。そのほか、7つの自治会・管理組合、公民分館のほか、PTA、民生、福祉、防犯、防災関係団体や子ども関係の団体など様々な主体が構成団体として参加している。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市の地域自治推進条例に基づく支援(組織設立や設立後の活動に必要な助成金、地域担当職員による活動支援など)
今後の課題	—
写真等	 <p>竹筒芋ごはん会</p>  <p>地域自主防災訓練の様子</p>



竹筒芋ごはん会



芋ほり



豊中市の支援ステップ

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/npo/jiti/kitaoka.html>

「地域自治の推進に関する助成の手引き(平成 28 年2月 第2版 豊中市市民部コミュニティ政策課)

(10) 特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ(山口県山口市)

組織名称	特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ
組織形態	特定非営利活動法人
事務所所在地	山口県山口市阿東地福上 1886-1 ほほえみの郷トイトイ
設立時期	平成 24 年3月
法人格取得時期	平成 26 年4月
活動概要	店舗運営、買い物支援、高齢者サロン
活動拠点施設	ほほえみの郷トイトイ
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー(JA)が撤退した地域において、経営のプロではない地域の有志が地域住民の理解を得ながら様々な工夫を重ねつつ、交流型スーパーを運営している。 ・地域への説明責任、透明性の確保という観点から平成 26 年に法人格を取得した。 ・店舗開設に係る初期費用の一部は、地元住民から寄付を集めて賅った。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・阿東地域は山口市の北東部に位置し、夏場は涼しく、冬場は県内屈指の豪雪地帯であり、地福地区は阿東地域の旧5村のうちの一地区。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展を背景に独居又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、平成 22 年に地区内唯一のスーパー(JA)が撤退し、日常生活機能の確保が課題となっていた。 ・こうした中、「地福地域づくり協議会」が主体となってアンケートを実施する等、地域内で協議を重ねた結果、地域の後継者を呼び戻す地域づくりを目指し、買い物機会の確保だけでなく、地域の交流の場として地域拠点を整備することとなり、平成 24 年に「地福ほほえみの郷運営協議会」(現:NPO 法人ほほえみの郷トイトイ)を発足させ、撤退したスーパー(JA)の建物と敷地を無償で借り受け、地域主体による生活店舗(ミニスーパー)と交流スペース「ほほえみの郷トイトイ」がオープンした。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほほえみの郷トイトイ」の設立当初の売上高は約2千万円であったが、3年後(平成 26 年)には約6千万円と3倍の収益を上げるまでに成長。 ・1日の平均来客数は 100 人程度であり、売上目標(日販)は約 10 万円。近くに物流網がなく、仕入れコストが割高であるため、地元商店等による委託販売のスペースを多めに確保している。 ・来店できない高齢者をターゲットに移動販売サービスも開始し、現在、売上全体の約 3割を占めるに至っている。週4回の販売で3~5万円/日の売り上げがあり、今後は更なる販路拡大を検討している。 ・さらに、地域の 60~70 代を中心とした女性グループが弁当惣菜の製造・加工を行う任意グループ「トイトイ工房」を立ち上げ、平成 26 年には、総額 1,000 万円の設備投資を行い、スーパーに併設する形で厨房施設を設置した。 ・店舗の約半分を占める交流スペースにおいては、タブレット講習や生涯学習講座、交流事業などの集客イベントを定期的に開催。地域住民のよりどころとなっている。 ・今後は、将来的な認定(NPO)の取得も念頭に、移動販売スタッフにヘッドセット型の小型カメラを装着し、撮影した高齢者の映像を地域外にいる家族に向けて配信する事業や、地域外にいる出身者に試作品を送り、外部の目線で特産品を開発する事業なども検討中。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほほえみの郷トイトイ」開設にあたっての初期費用、約 150 万円は地区内の 600 世帯から「開設支援金」(1口2千円)を集めて賅った。 ・同法人のスタッフは理事長、事務局長のほかレジ係及び移動販売係としてパート8名が交代で勤務。補助金の申請手続きや仕入れまで、大半の事務作業は事務局長が一人で行っている状況。 ・スーパー運営は6時間/6時間の2人交代制で地域住民が店番をしており、移動販売においても、補助スタッフとして、地域住民がボランティアで協力している。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・元・地域おこし協力隊員である中小企業診断士が経営に関する診断・助言等の支援を行っている。 ・中小企業診断士への報酬は市からの「起業家支援補助金」等を充当。 ・スーパーの敷地と施設については3年目までJAから無償で借り受けていたが、4年目からは賃貸料を支払っている。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局スタッフの人件費をはじめとする運転資金の確保等。

写真等



地域スーパートイトイ



内観



交流拠点



交流スペース



移動販売トイトイ号



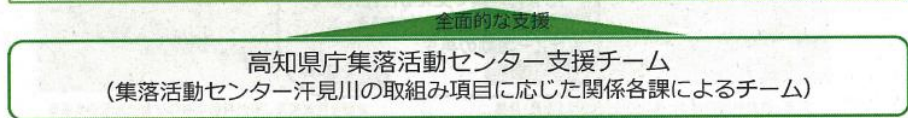
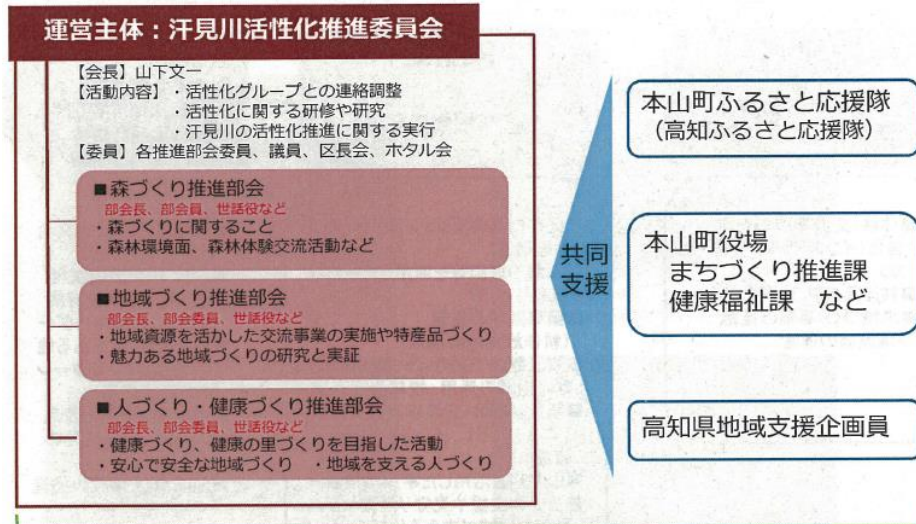
移動販売の様子

<http://jifuku-toitoy.com/service.html>

(11) 汗見川活性化推進委員会(高知県本山町)

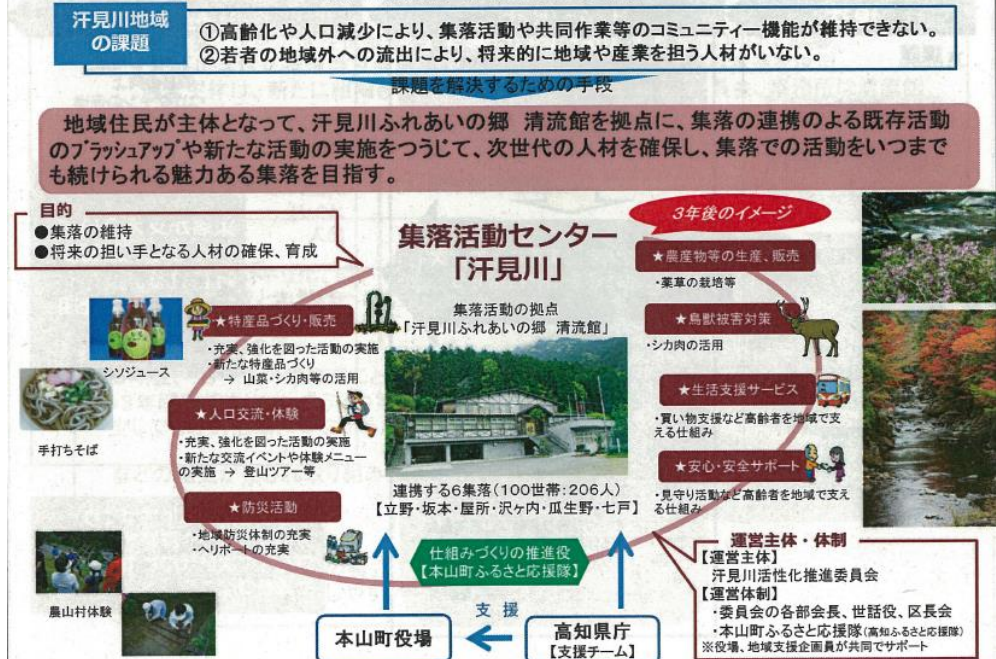
組織名称	汗見川活性化推進委員会(集落活動支援センター)
組織形態	任意団体
事務所所在地	高知県本山町沢ケ内 626 番
設立年	平成 24 年
法人格取得年	—
活動概要	宿泊施設の運営、体験交流、公共施設の維持・管理
活動拠点施設	・集落活動センター「汗見川」 ・汗見川ふれあいの郷「清流館」(旧沢ケ内小学校)
事例のポイント	・従来から流域圏の6集落・小学校区の住民が協力して、清掃活動やイベント、農産物加工等を実施している。 ・会長と地域おこし協力隊・集落支援員、住民が協力して宿泊施設の運営や農産物の加工等を実施し、県の地域支援企画員と役場職員が積極的に支援している。 ・ビジネスとして儲けることは意識せず、住民が楽しみながら協力してできる範囲で事業を展開している。
地域の概要	・汗見川地域は、本山町の北半分約 46%を占め、地域の 98%は山林。6集落が存在し、95世帯、188人でピーク時の1/3にまで減少。高齢化率は59.6%(平成27年3月)。 ・小学校は平成16年に休校、19年に廃校し、下流部の小学校に統合。
きっかけ・経緯	・昭和47年に6集落で「汗見川を美しくする会」を設置し、住民が参加して河川清掃や支障木の伐採、草刈り作業、マラソン大会、特産品づくりなど様々な取組を展開してきた。(県道の草刈り作業は現在も地域の収入源。) ・「ふれあいの郷清流館」は、平成16年の休校を契機とした「沢ケ内小学校活用検討委員会」での検討、平成19年の改修工事を経て、平成20年5月にオープン。「汗見川活性化推進委員会」が指定管理者として同施設を管理。 ・平成24年6月には、県下第1号の「集落活動センター」として開所し、平成26年4月には研修棟も完成。
取組内容	＜集落活動センター「汗見川」での活動＞ ・地域づくり推進部会では、体験交流、農産物直販・加工販売、コミュニティ活動、有望作物(紫蘇・そば)の振興などを実施している。 ・人づくり・健康づくり推進部会では、健康講座、薬草実証栽培、安心して済みやすい地域づくり、健康講座などを実施している。 ・清流館(宿泊施設)では、体験交流事業などを実施しており、宿泊件数は年平均65件、利用者は年間延べ約800人で、個人リピーターや合宿・研修としての利用が多く、近年は大人の利用者が増えている。 ・そのほか、新たに開設した研修棟では、事務局や集落住民が集まって、シソを使った加工品等を生産するとともに、宿泊者への体験の場として活用している。
組織運営 (事務局体制等)	・汗見川ふれあいの郷運営委員会のメンバーは29名。 ・委員会の下に森づくり推進部会、地域づくり推進部会、人づくり・健康づくり推進部会の3部会を設置している。 ・清流館における調理等は、集落の女性が複数名、時給制で従事している。
外部支援	・本山町の職員や高知県地域支援企画員、本山町ふるさと応援隊などが共同で、各種情報提供や書類作成、イベント実施等を支援している。
今後の課題	・会長の後継者の確保・育成、安定した資金確保が課題。 ・今後の活動の充実・発展に向け、法人化も検討中。 ・そのほか、生産加工、観光交流事業や、地域の健康づくり活動の拡大、森林の活用や買物支援等の着手が課題。

写真等



集落活動センター「汗見川」の推進体制

- 次世代に継ぐ、魅力ある集落へ -



集落活動センター「汗見川」による集落維持の仕組み



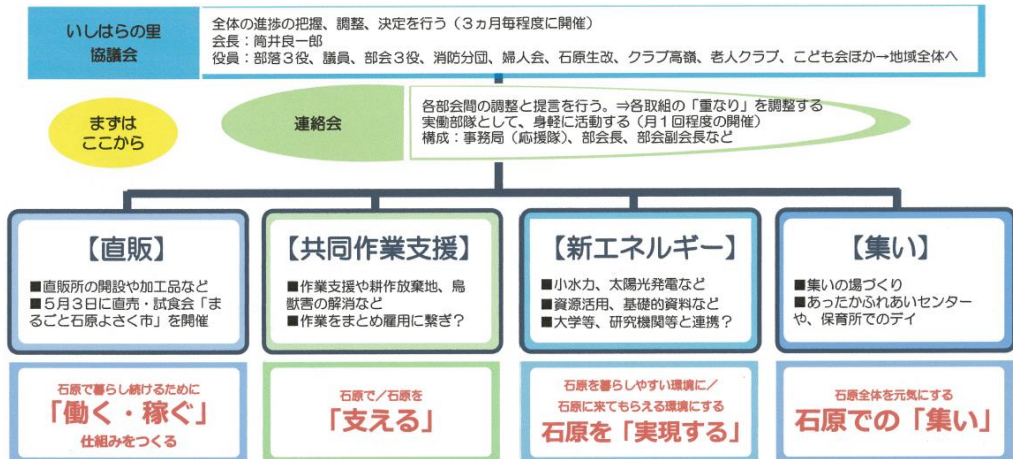
清流館全景



赤シソ栽培ほ場

(12) いしはらの里協議会／合同会社いしはらの里(高知県土佐町)

組織名称	いしはらの里協議会／合同会社いしはらの里(集落活動支援センター)
組織形態	任意団体／合同会社
事務所所在地	高知県土佐町西石原 1228 石原コミュニティーセンター(旧石原小学校)
設立時期	平成 24 年7月
法人格取得時期	－(合同会社設立は平成 25 年 11 月)
活動概要	ガソリンスタンド、店舗、直売所、加工生産拠点
活動拠点施設	石原コミュニティーセンター・コミュニティセンター(旧小学校)
事例のポイント	・地域住民全員が出資して合同会社を設立し、地域住民が主体となってガソリンスタンドと店舗を一体的に運営している。
地域の概要	・土佐町の西端にあり、町の中心からひと山越えて8kmに位置する。 ・石原地区は4つの集落から構成されており、現在人口 368 人、高齢化率 48%。
きっかけ・経緯	・平成 24 年にJAガソリンスタンドが廃止となり、店舗も存続の危機に立たされる中、「集落活動センターいしはらの里協議会」を設立。県からの助言で経産省のモデル事業に応募し、ガソリンスタンドの営業を開始。平成 25 年 11 月には合同会社を設立し、生活店舗「さとのみせ」の運営を開始。
取組内容	・店舗内では、食料品を中心に雑貨も販売しており、店頭には惣菜や生鮮食品、地元の野菜が並んでいる。JAのATMも設置されており、今後は酒類の取り扱いも始める予定。 ・平成 26 年には直売所「やまさとの市」を建設して、農産物や加工品、うどんを販売。出品にあたっては、手数料を 15%徴収しており、年間約 70 万円の収入がある。 ・売上はガソリンが約 1,000 万円、店舗が約 1,400 万円(やまさとの市の手数料 15%、約 70 万円を含む)。支出は、管理費が約 660 万円のうち人件費が 360 万円で、原材料購入等の結果、収支は約 100 万円の赤字。(なお、集落支援センターの運営主体である協議会は、指定管理料の 196 万と売電収入の 60 万円で運営。) ・「さとのみせ」の1日平均来客数は 30 名程度で、惣菜を仕入れて売れ残れば、役員が買い取っている状況。生活店舗やガソリン事業は、ほとんど儲けが出ない。
組織運営 (事務局体制等)	・いしはらの里協議会は、石原地区住民全員が会員となっており、会長・役員には、集落の役員、婦人会、老人クラブ関係者が就任している。 ・連絡会の下に直販部、新エネルギー部、共同作業部、集い部の4つの部会を設置している。 ・合同会社の設立にあたっては、全戸訪問し、1口 1,000 円を出資を募り、211 名から計約 214 万円の出資金を集めた。
外部支援	・県の地域支援企画員が、各種情報提供や書類作成、イベント実施等を支援。 ・各種イベント時には、多くの学生が協力。 ・地域コーディネーターを中心に、カメラマンやデザイナー、建築家等が協力。 ・一部の事業では、県のアドバイザー派遣制度も活用。
今後の課題	・収益性の確保に向けた新規事業の展開を模索している。将来的には、特産品の通信販売や小水力発電、森の木材を活用した住宅供給等の事業も検討中。



いしはらの里の組織・取組イメージ



合同会社「いしはらの里」の取組

写真等



地域住民と地域の課題・将来について検討したプロセスを残している。



七夕まつり



七夕祭り

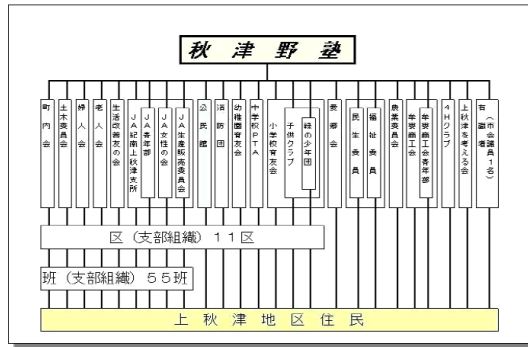
(13)「森の巣箱」(高知県津野町)

組織名称	森の巣箱運営委員会
組織形態	任意団体
事務所所在地	高知県高岡郡津野町床鍋 85
設立時期	平成 15 年
法人格取得時期	-
活動概要	声かけ・見守り、買物支援(店舗運営)、宿泊サービス、体験交流
活動拠点施設	農村交流施設「森の巣箱」
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・農村交流施設「森の巣箱」を拠点として、各種イベントや居酒屋での交流が頻繁に行われている。 ・施設の開設時に集落住民全員が出資(1世帯あたり 10 万円)を行い、現在もコンビニ運営において、委員会が各戸と毎月の購買協定を締結している等、集落全体で施設の運営を支えている。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・床鍋地区は、旧葉山村において地理的に孤立した集落。人口 95 人、36 世帯で、中学生以下は 8 名、高齢化率は 55%。戦後、林業と炭焼きで栄え、小中学校があったものの、産業低迷・人口減少により、昭和 59 年に廃校。集落には人工林が生い茂り、林業衰退・少子高齢化が着々と進んでいった。 ・地理的に津野町にあるにも関わらず、須崎市を迂回しなければ役場に行けない等、「陸の孤島」であったが、平成 16 年にトンネルが開通したことで、町外に出ることなく、町中心部に行けるようになった。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・「このままでは集落が消滅してしまう」との危機感から、平成 7 年に住民有志で「床鍋地区開発検討会」を立ち上げ、行政に支援を依頼。「やれることからやろう」と支障林を伐採し、トンネル整備にこぎつける。 ・平成 13 年に「床鍋とことん会」が発足(開発検討会は解散)し、校舎の活用計画等を盛り込んだ「葉山村床鍋集落活性化プラン」を策定。 ・平成 15 年には、集落コンビニ(集落生協)、宅配サービス、食堂(居酒屋)、宿泊施設、多目的教室やホール(結婚式場、合宿所)、温泉施設を兼ね備えた農村交流施設「森の巣箱」がオープン。 ・その後、平成 19 年度には、全国過疎自立活性化優良事例総務大臣表彰を受け、集落住民の取組意欲が増した。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「森の巣箱」は、当初、住民の利便性を高めることを意図して開設されたが、実際にオープンしてみると、県内外からたくさんの人々が来訪し、居酒屋での交流、森のビアガーデンの開催、ホテル祭り等を通じて多くの体験交流が生まれることとなった。 ・運営から 10 年が経ち、「本当の幸せは何か」と考えた結果、集落福祉に着手。大学と連携しながら各戸の聞き取り調査を行い、「床鍋地区アクションプラン」を作成し、「お守りカード」の配布と自主避難訓練を実施している。 ・また、高齢者に元気でいてもらうことが、その子世代における介護の負担を軽減し、自由な地域活動を行うことにもつながるとの観点から、「床鍋式デイサービス」として、農産物選荷場で高齢者が毎日働ける環境を整備している。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「森の巣箱」の運営は「森の巣箱委員会」が町と 0 円の指定管理委託契約を締結して行っている。委員会の事務局体制は会長、副会長、会計、監査、8 部会(営業部、業務部、居酒屋部等)。 ・施設開設に係る初期費用のうち、施設整備費は補助金等を活用しつつ、当面の運転資金については、1 世帯あたり 10 万円の出資を募り、集落住民全員から出資を得て確保した。また、コンビニ運営については、委員会が各戸と毎月の購買協定を結んで最低限の売り上げを確保している。 ・人件費については、コンビニの人件費のみ、時給 500 円程度(当初は 300 円程度)で支給している。施設や周辺道路の大きな整備・改修のみを役場に依頼し、その他は集落で自主的に取り組んでいる。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域支援企画員が、各種情報提供や書類作成、イベント実施等を支援。 ・県道の草刈り等も受託し、赤字補てん用に利用。

<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の空き家を活用した高齢者の集える場、介護・福祉サービスの提供等。 ・外部との交流で経営が成り立ち、集落も元気になるが、逆に、疎遠となる集落住民も現れ、バランスが難しい。
<p>写真等</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>森の巣箱</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>集落の生活店舗</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>元宿直室も宿泊可能</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>運営委員会会長</p> </div> </div>

(14) 農業法人株式会社秋津野(和歌山県田辺市)

組織名称	農業法人株式会社秋津野
組織形態	農業法人株式会社
事務所所在地	和歌山県田辺市上秋津 4558-8
設立時期	平成 19 年
法人格取得時期	平成 19 年
活動概要	体験交流、農業支援、農産物生産・販売、農家レストラン・宿泊、人材育成
活動拠点施設	秋津野ガルテン
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・「秋津野塾」において地域の幅広い合意形成を図りながら、農業をベースとした地域づくりを実践している。 ・地域づくりの実践の場として「秋津野ガルテン」を運営しており、地域に雇用や経済効果を生み出している。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県田辺市上秋津野地区は、田辺市の西に位置する人口 3,350 人、1,150 世帯の農村であり、近年は、田辺市市街地からの流入により人口が増加。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 32 年に県内初となる社団法人「上秋津愛郷会」を設立し、全国ではじめて財産区を解消(旧秋津村の村有財産を地区住民に復帰、社団法人に所有権移転)。 ・その後、「上秋津愛郷会」をベースとして地域づくりの機運が高まり、平成 6 年には「秋津野塾」を結成。 ・平成 8 年度に農林水産省の優秀農林水産業者表彰事業「豊かな村づくり部門」で天皇杯を受賞したことが地域住民に自信を与え、平成 11 年に住民出資による秋津野直売所「きてら」を設立し、平成 18 年に法人格を取得して「農業法人株式会社きてら」となった。また、平成 16 年に農商工連携によるジュースの加工等を行う「俺ん家ジュース倶楽部」を設立し、平成 22 年に「農業法人株式会社きてら」と資本・経営統合した。 ・平成 14 年の小学校移転計画を契機として、木造校舎の再活用に向けた検討委員会が立ち上げられ、「教育・体験・交流・宿泊・地域」というキーワードで再活用する方針が決まり、平成 19 年に地域内外からの出資を得て「農業法人秋津野」を設立し、都市と農村の交流施設「秋津野ガルテン」が誕生した。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秋津野ガルテンでは、「農を元気にし、地域を元気にする」との方針の下、①食育(食農)教育事業、②貸し農園事業、③農家レストラン事業、④オーナー樹(園)事業、⑤田舎暮らし支援事業、⑥地域づくり研修受入事業などの様々な事業が行われており、地域内外から年間約 6 万人が利用している。そのうち③農家レストランについては、平成 23 年の利用者数が当初見込み 9,700 人をはるかに上回る 40,000 人となっており、⑥地域づくり研修受入事業等に係る宿泊者数も年間で 2,000 人を超えている。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・秋津野塾においては、住民のほか地区内の全ての組織・団体が参加し、幅広い合意形成を図りながら地域づくりを実施(組織図下記参照)。 ・秋津野ガルデンでは、教育旅行の受け入れや新規就農者の育成にも力を入れている。教育旅行の受け入れについては、地域と秋津野ガルデンが一緒になって「秋津野農家民泊の会」を結成し、平成 21 年には 14 軒が営業許可を取得している。 ・また、新規就農者の育成については、廃園を活用した野菜園や市民農園での野菜づくりの実践等の育成プログラムにより、平成 21 年から 23 年度に 3 名の Uターン・Iターン者を株式会社秋津野で雇用している。
外部支援	—
今後の課題	—



他にも、地域を支える組織もある
 地区内の全組織・団体を網羅

秋津野塾の組織図



(地域資源、地域力を活かす)
 地域の景観、地域の農業や食、地域文化や歴史、地域の建造物。地域の行事やイベント、地域づくりや地域学習、そして「コミュニティ」。

農を活かした、
 都市と農村の交流施設

秋津野ガルテンの取組

写真等

地域づくりから育んできた秋津野型グリーン・ツーリズム

地域づくりから育んできた秋津野型グリーン・ツーリズム

地域力と地域資源の活用で活性化

直売所『さくら』の 起ち上げと運営	さくら庵ん家ソース製 菓部の起ち上げと運営	秋津野農家民泊の会 の起ち上げと学業活動中
住民による農業体験 学習の支援と農家で の受入	農家レストラン『みかん 畑』の開設と運営	農村景観を学んだ。登 山マラソン大会等の運営

これまでの成果

(平成24年度)

- 地域産物の発掘と販売 (年間約1億5200万円)
- 秋津野ガルテン(農家レストラン含む)での地産地消の推進 (年間約6,300万円)
- 起業誘致に繋がない雇用の確保。
- (株)さくら } 約70名 (パート含む)
- (株)秋津野 }
- 都市と農村の交流
- (株)さくら } (年 約12万人)
- (株)秋津野 }
- 秋津野ガルテンでの 宿泊 (年間2300人)

地域づくりから育んだ秋津野型グリーン・ツーリズム



秋津野ガルテン外観



秋津野ガルテン外観

(15) 人間コミュニティー協議会(島根県雲南市)

組織名称	人間コミュニティー協議会
組織形態	任意団体
事務所所在地	島根県雲南市掛合町入間 498-5
設立時期	平成 17 年度
法人格取得時期	—
活動概要	高齢者サロン、体験交流、公共施設維持管理
活動拠点施設	入間交流センター
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・閉校となった小学校を改修し、宿泊機能や食事の提供機能を備えた「入間交流センター」を拠点として、地域内外との交流事業等に取り組んでいる。 ・地域住民のボランティアが宿泊施設での調理を担当するなど、地域全体でセンターの運営を支えている。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・入間地区の人口は、およそ 280 人、110 世帯で高齢化率は約 49%の集落。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年4月に廃校となった入間小学校の活用方法について地域で検討した結果、地域住民のよりどころとなる拠点施設として再活用することとなり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農林水産省)を活用して改修工事を実施し、平成 23 年4月に宿泊機能や食事の提供機能を備えた「入間交流センター」としてオープンした。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入間コミュニティー協議会は「入間交流センター」を拠点(指定管理)とする地域自主組織で、地域のサークル活動などの生涯学習支援やデイサービス、給食の提供などの福祉活動、学校教育と連携した小・中学生を対象とした5泊6日の通学合宿、林間学校、田舎料理体験など様々な活動を行っている。 ・協議会においては、平成 25 年度から農林水産省の都市農村共生・対策総合交付金を受け、都市農村交流の推進に向けた基盤整備(メニューづくり、体制づくり)に取り組むとともに、県内外からの視察・訪問を積極的に受け入れており、最近ではフェイスブックや口コミ、リピーター等によって県内外からの視察、訪問、宿泊が増加している。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「入間交流センター」での食事の提供は、給食センターなどに勤務経験がある栄養士や調理師の資格を持っている地域住民を中心としたボランティアグループが担当しており、昼間のランチ提供(カフェ合い逢い・合い逢いランチ)やデイサービスへの給食提供などを行っている。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改修費(1.1 億円)については、農林水産省の補助金と経済対策交付金を活用して整備がなされた。 ・また施設の整備にあたっては、地元住民と早稲田大学の研究室とが検討を重ね、施設の基本設計も同研究室が担当した。
今後の課題	—
写真等	  <p>入間交流センター(全景)</p> <p>利用者数・売上等</p>

視察・訪問・宿泊

県内外からたくさんの方に、視察・訪問に来ていただきました。



アメリカより



都市農村共生・対流総合対策交付金事業

平成26年度より農水省の都市農村共生・対流総合対策交付金を受け、入間地区固有の資源を活用した滞在型体験プログラムの開発を目的として、入間地区のファン拡大をはかり、将来的な定住人口の確保を目指し地域住民の「誇り」意識を醸成し、地域活動への参加向上を目指している。



夏休みツアー



地域の伝統行事「花田植え」

(16) 中野の里づくり委員会(島根県雲南市)

組織名称	中野の里づくり委員会／笑んがわ市運営委員会
組織形態	任意団体
事務所所在地	島根県雲南市三刀屋町中野 280-1 (平成 28 年4月より中野 375 番地2に変更)
設立時期	平成 17 年
法人格取得時期	—
活動概要	高齢者サロン、店舗運営
活動拠点施設	中野交流センター
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・JA店舗跡地を利用して週に1回、スーパー・コミュニティサロンを開設(笑んがわ市)。 ・地域住民が交代で、ほぼボランティアで店舗等の運営をを支えているが、今後の後継者の確保・育成が課題。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中野地区は、全戸数 190 戸、11 の自治会がある人口約 580 人の地区であり、高齢化率は 42%となっている。近年は、空き家が目立ってきている。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月に中野地区唯一の商店である JA 中野店舗が閉鎖となり、平成 24 年には小学校も閉鎖された。 ・こうした中、JA中野店舗を活用し、地域の活性化と住民の生きがいや交流の場をつくることを目的とした産直+憩いのスペースとして、平成 23 年6月に「笑(え)んがわ市」がオープンした。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「笑んがわ市」は毎週木曜日の朝 10 時から午後2時まで営業されており、店舗スペースで野菜や加工品を販売する「産直コーナー」、隣接する事務所で「お茶コーナー」が開かれている。 ・「産直コーナー」では、生協に販売スペース場所を提供し、生鮮食料品等を販売している。また、「お茶コーナー」では、1回 200 円で利用でき、住民の憩いの場となっている。 ・平均的に各回 60~70 人が来店、多いときには 80 名程度が来店する。多くは地元からの訪問であるが、地区外からの訪問者も 1/3 程度いる。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「笑んがわ市」は地域自主組織「中野の里づくり委員会」が管理・運営しており、スタッフは約 20 名、産直市の登録会員は約 30 人(団体)となっている。 ・店舗の運営は女性部の 20 人のスタッフが3人ずつ交代で対応している。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊や集落支援員がデータの管理や登録会員向けの会報誌作成など様々な形で「笑んがわ市」の活動をサポートしている。 ・委員会がJAに支払う店舗の賃料について、建物と敷地の所有者であるJAが、(JAが委員会に支払う)固定資産税や浄化槽管理費相当額と同水準に設定しているため、委員会の実質的な賃料負担はない。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営について、スタッフはほぼボランティアということもあり、今後の後継者の確保・育成が課題。
写真等	 <p>笑んがわ市の憩いのコーナー</p>  <p>笑んがわ市に集まる移動販売</p>

http://co-unnan.jp/ch-otona_log.php?logid=1355

(17) 波多コミュニティ協議会(島根県雲南市)

組織名称	波多コミュニティ協議会
組織形態	認可地縁団体
事務所所在地	島根県雲南市掛合町波多 459-1
設立時期	平成 17 年
法人格取得時期	—
活動概要	送迎・外出支援、買い物支援(店舗運営)、公的施設維持・管理・運営
活動拠点施設	波多交流センター(旧波多小学校)
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に唯一あった商店が閉店したことを受け、波多交流センター(旧波多小学校)の一角に店舗を開設し運営を開始。店舗の隣に喫茶スペースを用意したことで、地域住民同士や来訪者との交流が進んでいる。 ・全日食チェーンのPOSレジシステムの導入により、豊富な品ぞろえと売れ筋商品の調達を図り、効率化している。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・波多地区は、島根県のほぼ中央、雲南市の南西端に位置する山あいの地区で、現在は国道 54 号から約4km 入ったところに位置し、以前は宿場町として発展していた。 ・人口約 350 人、世帯数 151 戸、高齢化率 49%の中山間地域。冬は雪深く、年によっては 1m 程度の積雪になることもある。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年3月に地区に唯一あった個人商店が店を閉め、買い物難民の解消が大きな課題となる中、同年 10 月、波多コミュニティ協議会が全日食チェーンに加入し、小型スーパー「はたマーケット」の運営に乗り出した。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗は波多交流センターの一室をリニューアルして活用し、全日食チェーンから商品を安定的に確保することによって食料品や日用品など 700 種類を超える豊富な商品が販売されている。同センター職員が店員を兼ねることで人件費などを節約し、小規模かつ効率的な運営を行っている。また、同センター内にある店舗は、地域住民が気軽に立ち寄り交流できる「寄り合いの場」にもなっている。 ・また、地区内にはタクシー会社が1社しかいないため、協議会が法人格(認可地縁団体)を取得したうえで車両を購入し、有償運送を実施している。 ・このほか、活動拠点施設である「波多交流センター」(旧波多小学校)のほか、波多温泉「満壽の湯」や「さえずりの森」などの施設の指定管理も行っている。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「波多コミュニティ協議会」は波多自治会(昭和 57 年設立)を改編して設立された地域自主組織であり、「波多交流センター」(旧波多小学校)を拠点に、16 の自治会や各種団体などで構成されている。 ・交流センターのスタッフは、常勤スタッフ2名及び非常勤3名であり、人件費は協議会への市からの交付金で充当されている。常勤スタッフは、18 万円/月であり、地域自主組織で募集、雇用している。店舗の店員は協議会の事務員が兼ねている。 ・現在、施設の指定管理に係る事業費が約 2,000 万円を超えており、今後、スーパーの運営まで含めると全体で約 4,000 万円まで事業費が増大する見込み。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の開設にあたっては、ふるさと島根定住財団の助成金や政策金融公庫からの融資、地区住民などからの寄附を活用。 ・事務局(協議会)の運営については、雲南市がNPO法人向けの会計管理システムの提供や税理士・社会保険労務士等の専門家派遣などを通じて協議会の活動を支援している。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模の拡大に伴い、会計面での負担も大きくなってきている。

写真等



地域内交通サービス「たすけあい号」
(防災訓練の際)



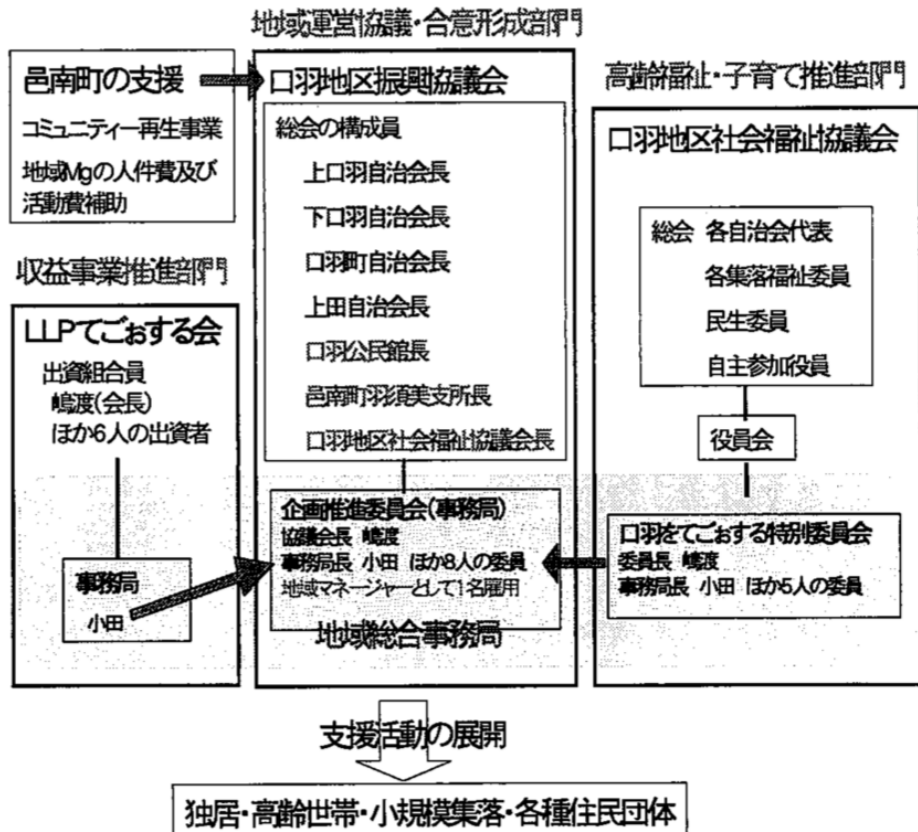
交流センターの一角がスーパー



はたマーケット内観

(18) 口羽地区振興協議会、口羽をてごおする特別委員会、LLPてごおする会(島根県邑南町)

組織名称	①口羽地区振興協議会、②口羽をてごおする特別委員会、③LLPてごおする会
組織形態	①、②は任意団体、③はLLP(有限責任事業組合)
事務所所在地	島根県邑智郡邑南町下口羽 480-1
設立時期	平成 22 年
法人格取得時期	—
活動概要	集落の困りごと支援／収益事業
活動拠点施設	有
事例のポイント	・「口羽地区振興協議会」、「口羽をてごおする特別委員会」及び「LLPてごおする会」の3つの組織が互いに役割分担・連携しながら、地域運営を行っている。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県邑南町は、島根県の中央部に位置し、広島県境に接している典型的な山村である。平成 16 年に岩見町、瑞穂町、羽須美村の3町村が合併し、人口は 12,000 人、5,000 戸の町となった。 ・口羽地区は、邑南町の最東部にあり、人口約 800 人、400 世帯であり、20 集落のうち 14 集落で高齢化率 50%を超えている。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度に国土交通省所管の国土創発調査事業により、集落支援センター創設に向けた様々な社会実験を行った。 ・平成 20 年度から 21 年度にかけて国土交通省の「新たな公」による地域支援モデル事業を導入し、社会実験の継続、調査対象集落の拡大、センターの本格的運営に向けた住民組織を立ち上げ、平成 22 年度には集落支援センター機能を持った住民主体の組織として「口羽をてごおする会」が本格的運営を開始した。 ・平成 23 年度には、「口羽をてごおする会」が新聞配達事業を引き受けることとなり、収益事業を専門とする組織として、新たに「LLPてごおする会」を立ち上げた。また、邑南町コミュニティ再生事業を導入すべく、口羽地区全体のことについて話し合う「口羽地区振興協議会」を立ち上げた。 ・なお、「口羽をてごおする会」については、有志による私的団体であり、誰からも認められるような代表的組織でなかったため、有志が自由に活動でき、かつ、地域公認も得られる組織とするため、口羽地区社会福祉協議会に特別委員会を設け、「口羽をてごおする特別委員会」という形に再編された。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・口羽地区では、現在、「口羽地区振興協議会」、「口羽をてごおする特別委員会」及び「LLPてごおする会」が互いに役割分担・連携しながら、地域運営を行っている。 ・「口羽地区振興協議会」は地区全体の振興方策について合意形成を図り、「口羽をてごおする特別委員会」は地区社協の構成員として主に福祉分野の活動を展開し、「LLPてごおする会」は収益事業(新聞配達事業等)を実施している。 ・今後は、廃校舎を活用した高齢者向けシェアハウスなどの新たな事業を実施することも検討中。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「口羽地区振興協議会」、「口羽をてごおする特別委員会」及び「LLPてごおする会」の3つの組織の事務局機能は「地域総合事務局」に集約されている。 ・「地域総合事務局」は、口羽をてごおする会の発足当初からのメンバーが参画するとともに、地域マネージャー1人を配置(雇用)する体制となっている。 ・「LLPてごおする会」は有志7名で設立した組織で、交代で配達業務を行っている。法人格を持たない LLP を選択した理由は、組合として契約が可能であることや、設立が容易であること等。
外部支援	・島根県中山間地域研究センターや NPO 法人ひろしまね(中間支援組織)による活動支援(アドバイス等)あり。
今後の課題	・地域マネージャーとなる人材確保、有能な人材を確保するための財源確保等。



写真等

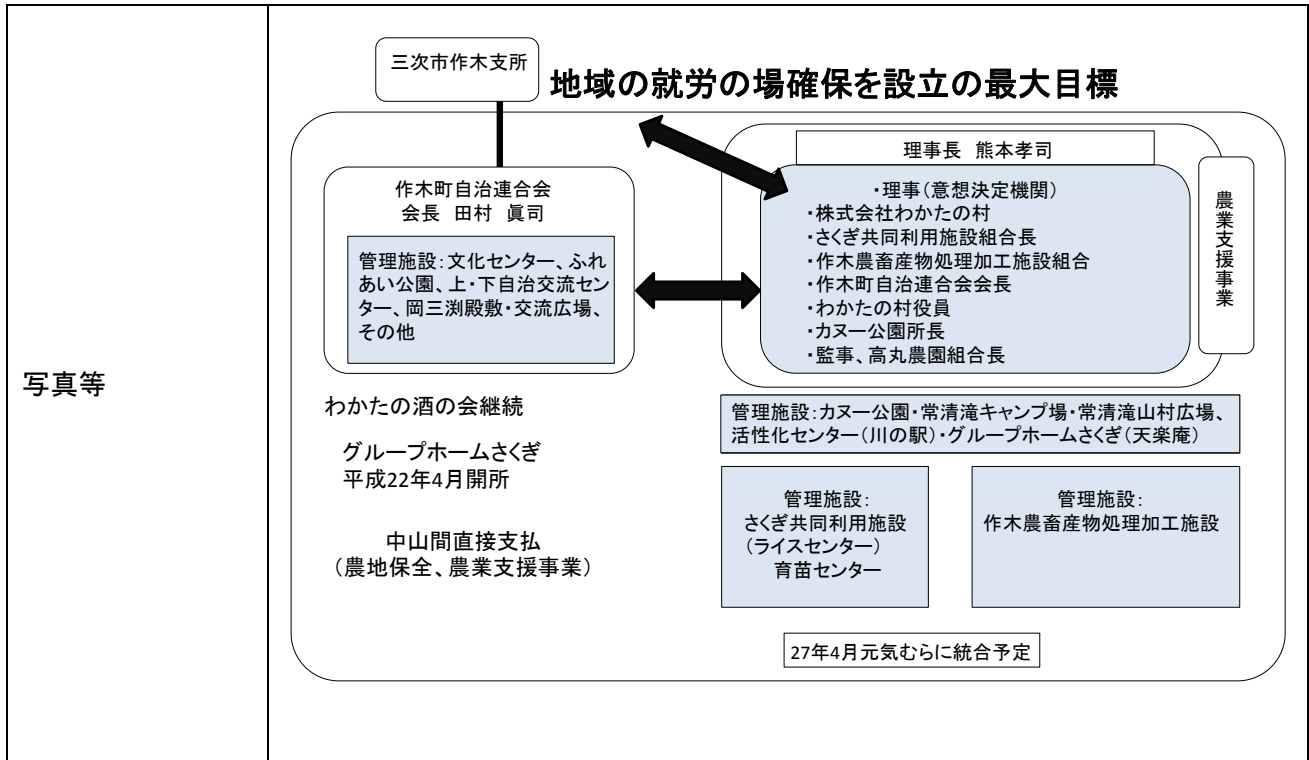
「口羽地区振興協議会」と「口羽をてござる特別委員会」、「LLP てござる会」の関係



http://kuchibaproject.main.jp/kuchiba/?page_id=42

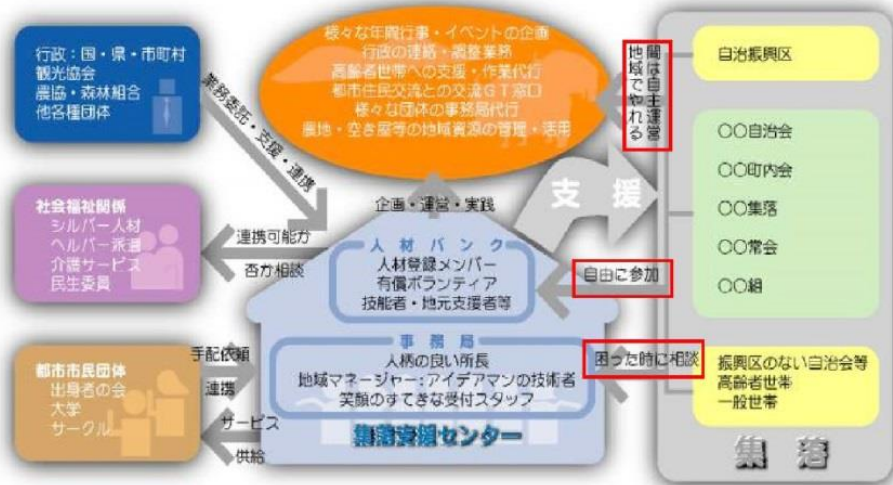
(19) 特定非営利活動法人元気むらさきぎ(広島県三次市)

組織名称	特定非営利活動法人元気むらさきぎ
組織形態	特定非営利活動法人
事務所所在地	広島県三次市作木町香淀 116 ほか
設立時期	平成 21 年
法人格取得時期	平成 21 年
活動概要	農業支援、公共施設の指定管理、移動支援サービス、配食サービス、集客交流事業
活動拠点施設	江の川カヌー公園ほか
事例のポイント	・三次市作木地区での地域就労の場を確保することを目標として、カヌー公園や常滑滝キャンプ場の管理やグループホームさくぎの運営など幅広い活動を展開。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・作木町は三次市北部に位置し、中国地方最長の大河、江の川に沿って南北に細長く伸び、東は布野町、西は安芸高田市高宮町、島根県邑南町、北は島根県美郷町および飯南町に隣接する。古くから江の川を利用した舟運によって開け、三次から島根県江津を結ぶ陰陽交通の要所として大きな役割を果たしてきた。 ・人口は約 2,000 人であり、12 の行政区でコミュニティーを形成し、4つの行政区ごとに下地区連絡協議会、中地区連絡協議会、上地区連絡協議会を形成し、作木町自治連合会を組織している。(広島県三次市HPより)
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に市から古民家の指定管理について打診があり、「作木町自治連絡会」で協議したが、指定管理等に伴うリスクは取りたくないとの思いが強く、多くのメンバーが反対のため、有志で任意団体を設立。その後、グループホームを開所するために法人格(特定非営利活動法人の認証)を取得し、「特定非営利活動法人むらさきぎ」が発足した。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・作木地区での地域就労の場を確保することを目標として、様々な活動を展開。最初に指定管理を受けた「江の川カヌー公園」のほか、「常滑キャンプ場」、「作木ふるさと活性化センター(川の駅「常清」)」、「グループホームさくぎ 天楽庵」といった施設の管理業務を行っている。 ・そのほか、農業支援事業や配食サービス、移動支援事業「さくぎニコニコ便」などの事業も行っており、現在の総事業費は1億円を超えている。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・作木町自治連合会と特定非営利活動法人元気むらさきぎは、連携して「元気な里！さくぎの実現」を目指して取り組んでいる。 ・会長1名、副会長3名のほか、12 自治会長が役員として参加しており、「総務」、「振興」、「福祉・文化」の3つの部会で様々な事業を実施している。 ・「元気むらさきぎ」では、地域の就労の場の確保を設立の最大目標としており、現在、介護で4人、農業4人、カヌー5人の正規職員のほか、パートを含めれば 90 人程度を雇用している。
外部支援	・作木町自治連合会が活動をバックアップ。
今後の課題	・安定した自主財源の確保等。

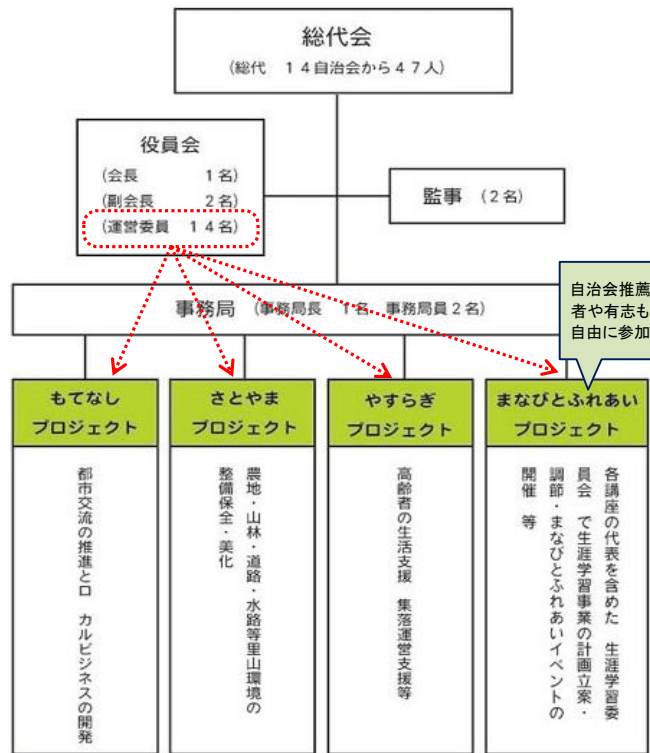


(20) 西城自治振興区(広島県庄原市)

組織名称	西城自治振興区
組織形態	任意団体
事務所所在地	広島県庄原市西城町西城町大佐 734
設立時期	平成 24 年
法人格取得時期	—
活動概要	生涯学習、山林資源活用、交流
活動拠点施設	西城自治振興センター
事例のポイント	・地区内の 14 自治会の連合体として設立された「西城自治振興区」を拠点として、それぞれの地域の特性を生かしながら、様々な課題を解決するための仕組みづくりが推進されている。
地域の概要	・庄原市は、合併の結果、全国で 11 番目に広い市域を持つ市となった。全体の人口は、昭和 45 年から平成 22 年の間に 15 歳-64 歳人口が約 1/5 に、65 歳以上人口は、2 倍になっており、平成 27 年の人口は 37,500 人となっている。 ・西城地区の人口は 3,378 人、世帯数 1,223。地区内 14 の自治会を一つの自治振興区として再編。
きっかけ・経緯	・急激な人口減少を背景に、集落単位での地域活動が困難になる中、生活上の身近な問題や将来的な課題に対して地域住民が一体となって取り組み、「住み良い、住み続けることができる地域を創る」ため、平成 24 年 4 月、地区内の 14 自治会の連合体として、「西城自治振興区」を設立。
取組内容	・地域自治活動と公民館活動を融合し、地域づくりと生涯学習を一体的に推進することにより、地域が抱える課題を解決するための取組を行っている。 ・「もてなしプロジェクト」、「さとやまプロジェクト」、「やすらぎプロジェクト」及び「まなびとふれあいプロジェクト」の 4 つのプロジェクトを柱として、地域自治活動の支援、地域づくり活動の企画、運営、特に高齢者の生活支援、生涯学習の実施、西城自治振興センターの管理・運営など、幅広い活動を展開している。
組織運営 (事務局体制等)	・30 世帯に 1 人の割合で総代を選出し、選出された総代 47 人による総代会が最高議決機関となり、その下に役員会、幹事が設置されている。役員会は、会長、副会長のほか各自治会から選出された運営委員によって構成されている。 ・専従の事務局員 3 名が専門家集団として、各プロジェクトを動かしている。
外部支援	・市による事務局スタッフ賃金などの運営費支援(振興特別交付金)。
今後の課題	・事務局員の報酬の少なさ(7,300 円/日×243 日、事務局長 170,000 円/月)。 ・職業としての不安定さ(経験を積んでも報酬不変。継続性が担保されていない)。 ・行政側の育成意識や養成プログラムの欠如。 ・持続的、安定的な自主財源の確保。 ・広域自治組織を運営していくための「人的資源」、地域組織としての「求心力」、「一体感」の維持など。



集落支援センターのイメージ



西城自治振興区の組織図

学 まなびとふれあいプロジェクト

安 やすらぎプロジェクト

山 さとやまプロジェクト

交 もてなしプロジェクト

西城地区4つのプロジェクト

写真等



「高齢者の生きがいづくり」を目的とした自家消費
野菜のインターネット販売



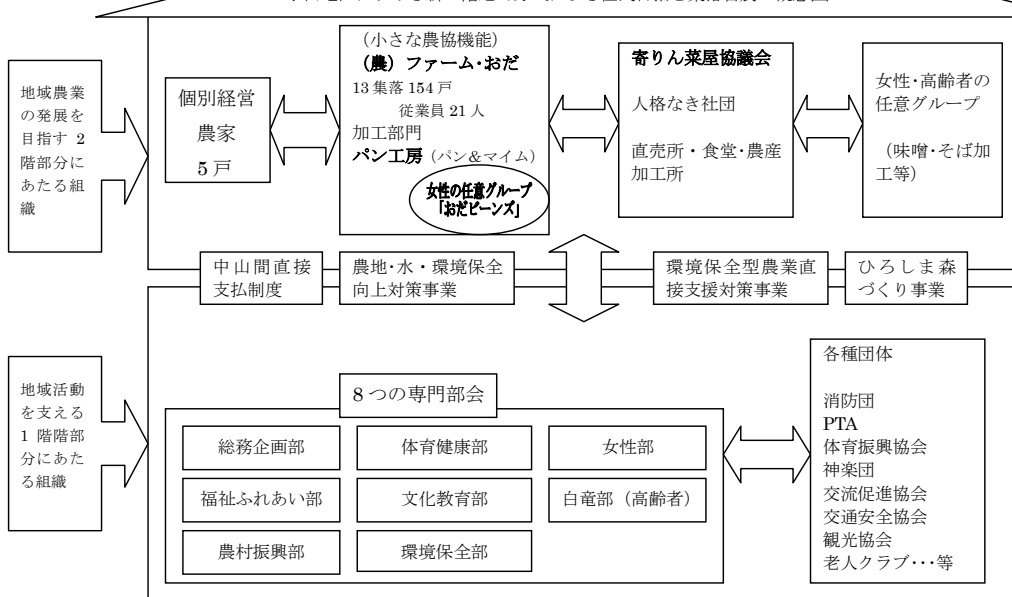
里山の整備を兼ねた「薪束づくり」

<http://www.saijyo-jichi.jp/活動紹介/>

(21) 自治組織「共和の郷・おだ」／農事組合法人「ファームおだ」(広島県東広島市)

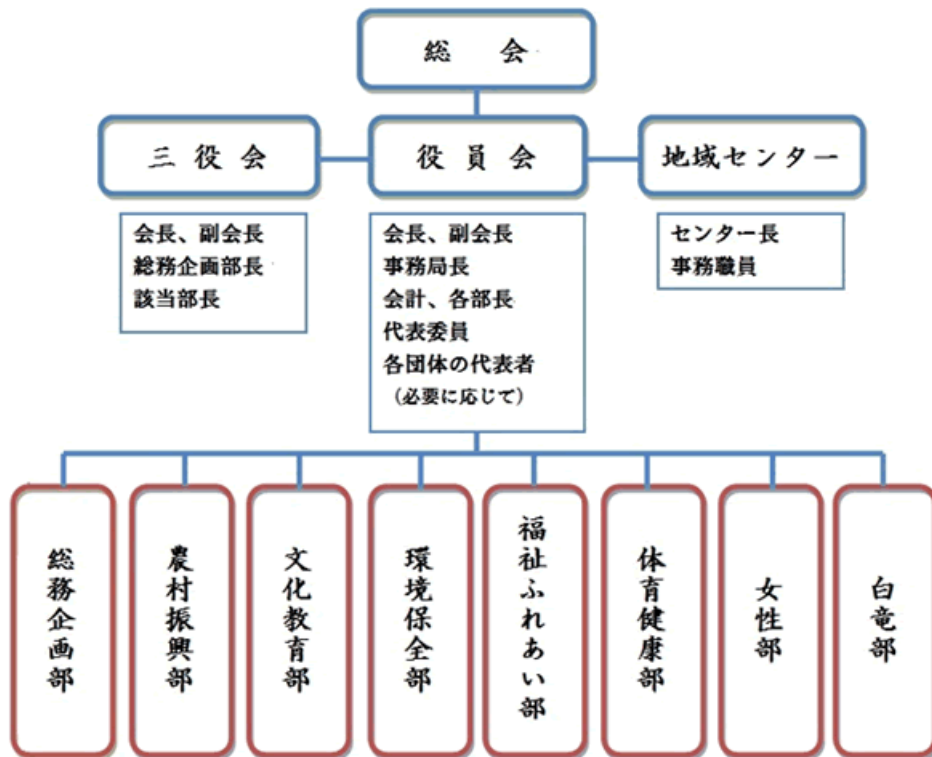
組織名称	① 自治組織「共和の郷・おだ」、②農事組合法人「ファーム・おだ」
組織形態	① 任意団体、②農事組合法人
事務所所在地	広島県東広島市河内町小田 2182 番地
設立時期	平成 15 年
法人格取得時期	—
活動概要	高齢者交流、声かけ・見守り、体験交流、公的施設維持・管理
活動拠点施設	小田地域センター(旧小田公民館)
事例のポイント	・小田地区においては、自治活動(コミュニティ活動)を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」や「寄りん菜屋協議会」等を2階部分とする「新2階建て方式」の地域づくりが推進されている。
地域の概要	・東広島市は広島県の中央に位置し、河内町にある小田地区は、中心部を東西に流れる小田川沿いに耕作地が広がる一方、交通の便が良く就業機会に恵まれることから、兼業農家が多い地域。 ・小田地区は 13 集落、213 戸、人口 600 人の地区であり、213 戸中 159 戸が農家となっている。
きっかけ・経緯	・小田地区においては、小学校、保育所、診療所の統廃合に伴う住民の危機意識の高まりを背景に、小学校区を単位に全世帯が加入する住民自治組織「共和の郷・おだ」が設立(平成 15 年)された。 ・東広島市は平成 22 年2月に「市民協働のまちづくり行動計画」を策定し、小学校区を基本単位とした住民自治協議会の設立を支援しており、「共和の郷・おだ」は、この方針を受けて、平成 24 年3月に住民自治協議会として組織を再編成し、小田地域センター(旧小田公民館で、平成 23 年度から市長部局に管理が移行。)との連携を一層強化して様々な自治活動を展開している。
取組内容	・小田地区の地域づくりは、自治活動(コミュニティ活動)を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」や「寄りん菜屋協議会」等を2階部分とする「新2階建て方式」となっている。 ・1階部分の「共和の郷・おだ」は、地区内に存在する各種組織(女性会、老人会、地区社協等)を5つの部会(現在は8つ)に整理・統合し、「小さな疑似役場」として、地域における生涯学習や青少年育成、地域文化活動、将来ビジョン(小田ビジョン)の策定等に取り組んでいる。 ・2階部分の「ファーム・おだ」は、小学校区(13 集落)を1つの農場として集約(経営規模: 103ha)させることにより、低コストで効率的な集落営農システムを確立している。また、平成 24 年には、6次産業化を実現し米の需要拡大を図るため、米粉を使った米粉パン工房(パン&米夢(パントマイム))を設立し、米粉パンが好評を得ている。「ファーム・おだ」の農産物売上額約1億1千万円のうち、約8千万円が農産物の売上、約3千万円が米粉パンの売り上げ(パン&米夢)となっており、営業外収益などを含めると、集落の農業所得として年間約6千万円を地域に還元している。 ・なお、「ファーム・おだ」と同様に2階部分にあたる「寄りん菜屋協議会」は、地区内の女性グループが中心となって設立された任意組織(平成 12 年設立)であり、直売所・レストラン・加工所の複合施設「寄りん菜屋」を指定管理者として管理・運営している。
組織運営 (事務局体制等)	・「共和の郷・おだ」は総会、三役会、役員会、地域センターと8部会で運営されている。
外部支援	・「共和の郷・おだ」の会長が「小田地域センター」のセンター長を兼務。「共和の郷・おだ」とセンターは車の両輪のように連携しながら、様々な活動を実施している。
今後の課題	—

小田地区における新2階建て方式による住民自治と集落営農の概念図



共和の郷・おだの新二階建て方式

写真等



共和の郷・おだ 組織体制



共和の郷・おだ 未来ビジョンマップ



収穫祭り



収穫祭り



農産物品評会



おだ夏祭り

<http://kyouwanosato-oda.com/index.php>

(22) 「共助組織」代表者ネットワーク会議(秋田県横手市)

組織名称	「共助組織」代表者ネットワーク会議
組織形態	任意団体
事務所所在地	秋田県横手市神明町1-9(特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター事務所)
設立時期	平成 24 年
法人格取得時期	—
活動概要	雪よせ、雪おろし、シャトルバスによる買い物支援、地域通貨による商店支援
活動拠点施設	秋田県南 NPO センター事務所
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみの世帯が増加する中、「地域おたすけ隊」と称する実働部隊が、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援等の生活支援サービスを有償ボランティアで実施する「共助組織」が各地で結成されている。 ・地域の中間支援組織である「特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター」が共助組織の運営等を全面的に支援している。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・共助組織が設置されている横手市内の4地区(大森町保呂羽地区(17 集落 220 世帯)・山内南郷地区(5集落 100 世帯)・山内三又地区(6集落 90 世帯)・増田町狙半内地区(6集落 182 世帯))はいずれも特別豪雪指定地域である。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯である秋田県南部では、高齢者のみの世帯が増加する中、これまで自力でできていた雪下ろしなどの作業が困難になってきている。毎年、雪下ろし中の事故によって 20 人前後が命を落とすなど社会問題化する中、秋田県南NPOセンターが中心となり、住民有志で、高齢者などの世帯を対象に雪下ろし・雪よせ等のサービスを通常より安い「支え合い・助け合い価格」で提供する「共助組織」が結成された。 ・平成 24 年には、各主体が連携を図りながら活動するため、「共助組織代表者ネットワーク会議」が設立された。各組織代表のほか秋田県南NPOセンター、秋田県、横手市が参加して定期的に会議を開催し、各組織が円滑に活動を行っていけるように知恵とアイデアを出し合っている。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、横手市内の4地区(大森町保呂羽地区・山内南郷地区・山内三又地区・増田町狙半内地区)に共助組織が設立され、地域住民の有志による「地域おたすけ隊」が実働部隊として、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援、見守りなどの生活支援サービスを有償ボランティアで実施している。
組織運営 (事務局体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県南NPOセンターが事務局を務めており、各組織のコーディネート、マネジメント及び情報発信等を行っている。
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県南NPOセンター」が共助組織の運営等を全面的に支援している。 ・狙半内地区の買い物支援において、市内でスーパーを営む会社が、無料シャトルバスを提供している。 ・共助組織による雪よせ・雪おろし作業は、有償であるため、通常のボランティア保険適用外となることから、秋田県南NPOセンターが秋田市内の社会福祉法人の支援(保険料負担)を得て民間の保険に加入している。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各共助組織における自主的な活動を維持するための財源確保。 ・各共助組織を支援する体制の充実。

写真等



会議の様子



高齢者と保育園児の交流会



県道草刈り風景



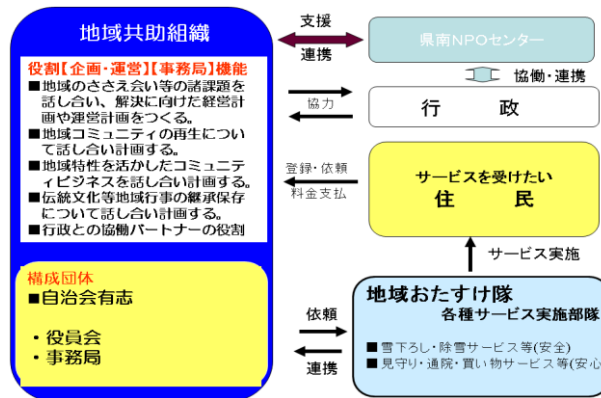
県道草刈り風景



雪下ろし風景



無料シャトルバスを先導



(23) 特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク(山形県川西町)

組織名称	特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク
組織形態	特定非営利活動法人
事務所所在地	山形県川西町吉田 5886-1
設立時期	平成 19 年
法人格取得時期	平成 19 年
活動概要	高齢者交流、見守り、買い物支援(直売所)、公的施設維持・管理、地域スポーツクラブ、特産品開発
活動拠点施設	吉島地区交流センター
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の全世帯が加入する新たな組織として、地域課題の解決に向けた幅広い活動を行い、住民主体の地域づくりを推進。 ・「決める会議」「決めない会議」を使い分け、地域の声を事業に反映させ地域課題解決に向けた事業を進めていく仕組みや、若者が登場し、上手に世代交代を進めるための「人づくりスキーム」を構築。
地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県川西町吉島地区は、人口 2,650 人、世帯数 728 戸、小学校区単位で構成されており、高齢化率は3割を超えている。
きっかけ・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化が急速に進展し、住民同士の支え合いが地域の課題となる中、平成 16 年に地区の各種団体の現状を整理したところ、役員重複や高齢化、活動のマンネリ化等の課題が明らかになった。 ・これを受け、各種団体の会計を一元化しつつ、スピードある課題解決や計画に基づいた地域づくり等を推進するための新たな組織の立ち上げに向けた動きが本格化し、3 年間の準備期間において住民ワークショップを繰り返し開催して地域住民の合意形成を図り、地区の全世帯が加入する新たな組織として「特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク」が設立された。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を永続的に持続させていくために必要な条件として、①経営の視点と知識、②ビジョンと住民の参加、③財源の確保及び④対等の協働実践の4つを掲げるとともに、地域経営の柱として①住民総参加、②住民の主体性・自立(自律)性、③経営管理とビジネス及び④対等なパートナーシップコミュニティの4つを掲げ、幅広い活動を展開している。 ・現在、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地区の 70 名ほどが商品提供を登録している。登録者のうち約6割は高齢者であるが、月8万円程度を稼ぐ者も出てきており、登録者の生きがいづくりや地域での居場所づくりに貢献している。また、グリーンツーリズム班や農家レストラン班、加工班に分かれた6次産業化の取組や、地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等にも取り組んでいる。 ・さらに、新たな展開として、地域の農業青年が担い手となって都市・農村交流事業にも取り組んでおり、今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社の設立も視野に入れた検討を行っている。

組織運営
(事務局体制等)

- ・役員の重複や高齢化等の問題が指摘されていた自治会長連絡協議会や地区社会福祉協議会等の各種団体を自治部会・環境衛生部会・福祉部会・教育部会の4つの部会に整理・統合するとともに、より多くの住民が参加できるよう、「決めない会議」と「決める会議」とを使い分けている。
- ・「決めない会議」とは、年に4, 5回、住民ワークショップ等を実施することによって地域の様々な意見や課題を集約していくもので、「話し合う」ことや「考える」ことを通して住民同士の連帯意識やブランド、アイデンティティ(共同体)を創出する「参加の場」としての機能を果たしている。「決める会議」とは、「決めない会議」で集約された意見や課題を「見える化」して地域住民に提示し、地域課題の解決に向けた事業を事務局の若者が企画・立案し、理事会が精査・承認するものであり、具体的な事業の内容や予算の使い道等を決定する「協議の場」(意思決定機関)としての機能を果たしている。
- ・また、若者が登場し、上手に世代交代を進めるための「人づくりスキーム」を構築している。具体的には、地区内にある19の自治公民館から推薦された若者(18~35歳)を1,2年間地域活動に参加させ、そこで“気づき”を得た者については、事務局見習いとして更に2年間の研修を積ませ、事務局員として採用するというシステムによって、地域内の貴重な人材を組織の構成員として取り込む仕組みを構築している。
- ・さらに、事務局員や役員の育成にも力を入れており、事務局員にはコーチングやファシリテートの研修を、マネージャー・理事にはマネジメントやマーケティングの研修をそれぞれ受講させることによって、事務局、マネージャー、理事が豊かな人間関係を築くためのコミュニケーションスキル(ヒューマンスキル)を身に付けるとともに、持続可能な地域を開発するための能力(地域づくりをデザインしプラン化できる能力)を鍛えている。

外部支援 ー

今後の課題 ー

写真等

地域再生に向けた新組織設立までのステップ

きらりよしまネットワークの組織



コンビニの一角を借りた産直市場

6次産業化



コンビニの一角を借りた産直市場、6次化へ向けた取組



交換授業



夢未来MTGワークショップ

法人形態の比較一覧表 1

法人名		認可地縁団体	株式会社	合同会社	
組織面	根拠法	地方自治法	会社法	会社法	
	法人形態	非営利	営利	営利	
	目的事業	地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等の保有	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	
	設立方法	市町村長が認可	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	登記して設立(定款認証不要・準則主義)	
	設立要件(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の地域的な共同活動を行うことを目的としていること ・区域が客観的に定められていること ・住所を有するすべての個人は構成員となることができること ・規約を定めていること 	・資本の提供	・1人以上	
	議決権	1人1票	出資比率による	定款で自由に決定	
	剰余金の扱い	分配できない	分配できる	定款で自由に決定	
税制面	課税対象	収益事業に係る所得	全所得	全所得	
	法人税	税率	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)
		みなし寄附	なし	なし	なし
	寄附者の寄附控除	なし	なし	なし	
会計面	作成義務(主なもの)(注)	・財産目録(◆)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書(◆) ・損益計算書(◆) ・貸借対照表(●◆) ・株主資本等変動計算書(◆) ・個別注記表(◆) ・付属明細書(◆) 	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書(×) ・貸借対照表(×) ・社員資本等変動計算書(×) ・個別注記表(×) 	
	会計基準	-	中小会計要領	中小会計要領	
	会計基準の特殊性	-	<p>・金融商品取引法の規制の適用対象会社及び会社法上の会計監査人設置会社を対象にしたものではなく、<u>中小企業の実態に配慮して、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業実務で必要と考えられる項目(税効果会計、組織再編の会計等を除く)に絞り簡潔な会計処理等を示している。</u></p>	<p>・金融商品取引法の規制の適用対象会社及び会社法上の会計監査人設置会社を対象にしたものではなく、<u>中小企業の実態に配慮して、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業実務で必要と考えられる項目(税効果会計、組織再編の会計等を除く)に絞り簡潔な会計処理等を示している。</u></p>	

「NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会」の中間論点整理(H26.9 中小企業庁)を基に作成(認可地縁団体については、総務省自治行政局住民制度課に確認。寄附者の寄附控除については、国税庁ホームページを参照。)

(注) ●: 毎年の公告が義務付けられているもの、◆: 主たる事務所等に備え置かれ、利害関係者等からの請求によって閲覧に供されるもの、□: 監督官庁への提出が義務付けられ、監督官庁によって広く公開(請求者による閲覧・謄写が可能とされている)もの、×: 公告・公表等の義務なし

法人形態の比較一覧表2

法人名		NPO法人 (認定含む)	一般社団法人	公益社団法人	
組織面	根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	
	法人形態	非営利	非営利	非営利	
	目的事業	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない (公益事業、収益事業、共益事業等可)	事業の種類(23事業)及び実施方法が公益認定の基準を満たす法人	
	設立方法	所轄庁の認証後に登記して設立	公証人役場での定款認証後に登記して設立 (準則主義)	独立した委員会等の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が認定	
	設立要件 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること ・営利を目的としないものであること ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと ・社員10人以上(常時)であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員2人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業比率が50/100以上であること ・公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること ・公益目的事業に係る収入がその実施に要する費用を超えないこと(収支相償) ・遊休財産が一定の額を超えないこと ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと 	
	議決権	1社員1票	1社員1票	1社員1票	
	剰余金の扱い	分配できない	分配できない	分配できない	
税制面	課税対象	収益事業に係る所得	全所得	収益事業に係る所得	
	法人税	税率	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)
		みなし寄附	認定NPO法人に限り、所得金額の50%又は年200万円のいずれか多い金額	なし	所得金額の50%又は公益目的事業の実施に必要な金額のいずれか多い金額
	寄附者の寄附控除	個人が支出した認定NPO法人に対する寄附金については、寄附金控除(所得控除)の適用を受けるか、寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができる。	なし	個人が支出した公益社団法人に対する寄附金については、寄附金控除(所得控除)の適用を受けるか、寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができる。	
会計面	作成義務(主なもの) (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書(◆□) ・活動計算書(◆□) ・貸借対照表(◆□) ・財産目録(◆□) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書(◆) ・損益計算書(◆) ・貸借対照表(◆◆) ・付属明細書(◆) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(◆□) ・収支予算書(◆□) ・事業報告書(◆□) ・貸借対照表(◆□) ・正味財産増減計算書(◆□) ・付属明細書(◆□) ・財産目録(◆□) 	
	会計基準	NPO会計基準	一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の慣行をしん酌しなければならない	公益法人会計基準	
	会計基準の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動に係る事業の他に、その他の事業を実施している場合には、活動計算書において当該その他の事業を区分して表示しなければならない ・用途が特定された寄附、現物寄附、無償によるサービスの受入及びボランティアによる役務の提供等のNPO法人と支援者との関係を、会計報告の中に積極的に取り入れること 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・収支相償の原則、公益目的事業比率、公益目的支出計画などの情報を基礎とするために、貸借対照表、正味財産増減計算書に内訳を求めなければならない 	